官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五八）　二
○証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（同五九）　三
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛二）　四
○産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三）　四
○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一〇）　五
○農林中央金庫法施行規則及び内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産八）　三五
〔省　令〕
○無線設備規則の一部を改正する省令（総務八四）　四〇
○電気通信事業法施行規則及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部を改正する省令（同八五）　四〇
○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（同八六）　四三
○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　四八
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一）　四八
○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　五〇
○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　四八
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働一一〇）　四九
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（同一一一）　一五五
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（同一一二）　一八三
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四八）　一八三
○農産物検査法施行規則の一部を改正する省令（同四九）　一八九
○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・環境一）　一九〇
○地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・国土交通・環境一）　一九〇
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境三）　一九〇
○農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令（同四）　一九〇
○農薬取締法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（同五）　一九〇
○円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則（経済産業五八）　二〇一
○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・国土交通・環境一）　二〇三
○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・環境九）　二〇三
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六五）　二〇三
○環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（環境一九）　二〇五
〔法規的告示〕
○農林中央金庫法施行規則第百条の二の三第一項第一号の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める比率を定める件（金融庁・農林水産六）　二〇九
○財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令に基づく手続等及び財務省が他の行政機関と共同で所管する公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件（平成十六年三月財務省告示第百四十九号）の一部を改正する件（財務一八一）　二一〇

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（**厚生労働**二五六）　二三

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する告示（**同**二五七）　二三五

○建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件（**厚生労働・国土交通・環境**二）　二三五

○農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する告示（**農林水産**八六五）　二三七

○農産物検査法施行規則の規定に基づき標準計測方法を定める件の一部を改正する件（**同**八六六）　二三七

○農産物規格規程の一部を改正する件（**同**八六七）　二三八

○農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件の一部を改正する件（**同**八六八）　二三九

○環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針の一部を改正する件（**農林水産・国土交通・環境**一）　二四〇

○円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則第十五条第五項の資産評定に関する基準（**経済産業**七九）　二四〇

○環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示（**環境**三二）　二四三

〔その他告示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件の一部を訂正する件（**総務**二四二）　二三三

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**二四三）　二三四

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和五年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**二四四）　二三五

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和六年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**二四五）　二三七

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（**同**二四六）　二四二

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（**同**二四七）　二四二

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第四条の十一の二第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（**厚生労働**二五八）　二五五

○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（**経済産業**八〇）　二五六

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**国土交通**七九九）　二六六

○低騒音型建設機械の指定に関する件（**同**八〇〇）　二六六

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和七年度令和八年四月分）、（令和八年度令和八年四月分）（財務省）　二六八

府　令

○内閣府令第五十八号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年六月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令

不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成二十八年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第六を次のように改める。

様式第六（第21条関係）

（第１葉）

不当景品類及び不当表示防止法第25条第１項の規定による立入検査をする職員の身分証明書

第　　号
年　月　日発行

所属
官職
氏名
年　月　日生

写真

押出スタンプ

発行者名㊞

（第２葉）

不当景品類及び不当表示防止法抜粋

第25条　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（権限の委任等）

第38条　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

２　消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

３　消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める事情があるため、事業者に対し、措置命令、課徴金納付命令又は第24条第１項の規定による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第１項の規定により委任された権限（第25条第１項の規定による権限に限る。）を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。

第47条　第25条第１項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該違反行為をした者は、１年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

不当景品類及び不当表示防止法施行令抜粋

（公正取引委員会への権限の委任）

第15条　法第38条第１項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第25条第１項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

（事業所管大臣等への権限の委任）

第17条　消費者庁長官は、法第38条第３項の規定により、法第25条第１項の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び期間を定めて、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任するものとする。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

（備考）　１　用紙の大きさは、横70㎜、縦110㎜とすること。

２　発行者は、内閣総理大臣（内閣総理大臣が所管する事業のうち国家公安委員会の所掌に属するものについて、国家公安委員会が警察庁の職員に立入検査を行わせる場合にあっては、国家公安委員会）、公正取引委員会、金融庁長官、証券取引等監視委員会、財務局長、福岡財務支局長、消費者庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、税関長、国税局長、沖縄国税事務所長、税務署長、文部科学大臣、厚生労働大臣、地方厚生局長、四国厚生支局長、都道府県労働局長、農林水産大臣、地方農政局長、北海道農政事務所長、経済産業大臣、経済産業局長、国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長、地方航空局長、環境大臣又は地方環境局長とする。

附　則

この府令は、令和八年七月一日から施行する。

○内閣府令第五十九号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十四号）の一部の施行に伴い、証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年六月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票の様式） **第二条**　金融商品取引法第二百十四条（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員（金融商品取引法第二百二十四条第二項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式第二による。	（犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票の様式） **第二条**　金融商品取引法第二百十四条（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員（金融商品取引法第二百二十四条第二項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式第二による。

附　則

この府令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、財務省、文部科学省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省、防衛省令第二号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令

（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部改正）

第一条　温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の三中「管轄する地方環境事務所長」を「管轄する地方環境局長」に、「所轄地方環境事務所長」を「所轄地方環境局長」に改める。

第二十三条の表環境大臣の権限の項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

様式第四から様式第六まで中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

（地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部改正）

第二条　地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令（平成二十年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則の表環境大臣の権限の項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この命令は、令和八年七月一日から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第三号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第六項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この命令は、令和八年七月一日から施行する。

様式第七号（第十二条関係）

年　月　日

厚生労働大臣　殿

金融庁長官　殿

財務（支）局長　殿

登録番号
商号又は名称
代表者氏名

業務報告書

確定拠出年金法第百二条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

（A列４番）

確定拠出年金運営管理機関業務報告書

登録番号	
商号又は名称	
（　　年事業年度） 年　月　日から　年　月　日まで	

１．企業型年金の運営管理業務の受託数

法第２条第７項第１号イの業務	
同号ロの業務	
同号ハの業務	
同項第２号の業務	

○内閣府厚生労働省令第十号

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百二条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月三十日

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第七号を次のように改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

２．受託業務ごとの加入者等の人数

①法第２条第７項第１号イに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名（男	名、女	名）
企業型年金運用指図者数	名（男	名、女	名）
個人型年金加入者数	名（男	名、女	名）
個人型年金運用指図者数	名（男	名、女	名）
合計	名（男	名、女	名）
②法第２条第７項第１号ロに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名（男	名、女	名）
企業型年金運用指図者数	名（男	名、女	名）
個人型年金加入者数	名（男	名、女	名）
個人型年金運用指図者数	名（男	名、女	名）
合計	名（男	名、女	名）
③法第２条第７項第１号ハに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名（男	名、女	名）
企業型年金運用指図者数	名（男	名、女	名）
個人型年金加入者数	名（男	名、女	名）
個人型年金運用指図者数	名（男	名、女	名）
合計	名（男	名、女	名）
④法第２条第７項第２号に掲げる業務			
企業型年金加入者数	名（男	名、女	名）
企業型年金運用指図者数	名（男	名、女	名）
個人型年金加入者数	名（男	名、女	名）
個人型年金運用指図者数	名（男	名、女	名）
合計	名（男	名、女	名）

（備考）
１．①、②及び④は、事業年度末時点の状況について記載すること。
２．③は、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。

３．法第３条第３項第７号の２に掲げる事項を定めた規約の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数

規　約　数	事　業　主　数
件	社

（備考）この項目は、法第２条第７項第２号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関が記載すること。

（法第２条第７項第１号イに掲げる業務の実施状況）

４．報告者が法第２条第７項第１号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者及び個人型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金総額	平均掛金額
男　（企業型年金）	円	円
（個人型年金）	円	円
（合計）	円	円
女　（企業型年金）	円	円
（個人型年金）	円	円
（合計）	円	円
計　（企業型年金）	円	円
（個人型年金）	円	円
（合計）	円	円

（備考）

１．企業型年金の掛金総額及び平均掛金額の算定に当たっては、事業主掛金額及び企業型年金加入者掛金額を用いること。

２．個人型年金の掛金総額及び平均掛金額の算定に当たっては、個人型年金加入者掛金額及び中小事業主掛金額を用いること。

３．「掛金総額」は、直近の拠出単位期間である12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。

４．「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第２条第７項第１号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者及び個人型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に加入者期間を有するものに係る加入者期間の合計で除したものを記載すること。

５．報告者が法第２条第７項第１号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛金総額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円

（備考）

１．「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。

２．「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第２条第７項第１号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除したものを記載すること。

６．報告者が法第２条第７項第１号イに掲げる業務を担当する加入者等に係る運用の状況

運用の方法名	加入者等数	個人別管理資産総額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数　人 企業型年金運用指図者数　人 個人型年金加入者数　人 個人型年金運用指図者数　人 合計　人	円 円 円 円 円			
	企業型年金加入者数　人 企業型年金運用指図者数　人 個人型年金加入者数　人 個人型年金運用指図者数　人 合計　人	円 円 円 円 円			
合計	企業型年金加入者数　人 企業型年金運用指図者数　人 個人型年金加入者数　人 個人型年金運用指図者数　人 合計　人	円 円 円 円 円	－	－	－

（備考）

１．事業年度末時点の状況について記載すること。

２．「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。

３．運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄（－）とすること。

４．「運用の方法の種類」は、令第15条第１項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。

５．「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であって令第15条第２項に規定する運用方法要件に適合するもの（10において「元本確保の運用の方法」という。）に該当する場合には〇印を記載すること。

一　令第15条第１項の表の１の項イ及びロに掲げる運用の方法

二　令第15条第１項の表の２の項イに掲げる運用の方法

三　令第15条第１項の表の３の項イからホまでに掲げる運用の方法

四　令第15条第１項の表の４の項イに掲げる運用の方法

五　令第15条第１項の表の５の項イに掲げる運用の方法

６．「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第１項の表の２の項ニ又は３の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には〇印を記載すること。

7．給付の状況

【企業型年金】

給付		事業年度末の受給者数（うち本年度の新規受給者数）	支給総額（うち新規受給者への支給額）
老齢給付金	年　金（一時金との併給を除く）	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
	一時金（年金との併給を除く）	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
	年金と一時金の併給	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	年　金　円（　円） 一時金　円（　円） 年　金　円（　円） 一時金　円（　円） 年　金　円（　円） 一時金　円（　円）
障害給付金	年　金（一時金との併給を除く）	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
	一時金（年金との併給を除く）	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
	年金と一時金の併給	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	年　金　円（　円） 一時金　円（　円） 年　金　円（　円） 一時金　円（　円） 年　金　円（　円） 一時金　円（　円）
死亡一時金		男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
脱退一時金		男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
計		男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）

【個人型年金】

給付		事業年度末の受給者数（うち本年度の新規受給者数）	支給総額（うち新規受給者への支給額）
老齢給付金	年　金（一時金との併給を除く）	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
	一時金（年金との併給を除く）	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
	年金と一時金の併給	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	年　金　円（　円） 一時金　円（　円） 年　金　円（　円） 一時金　円（　円） 年　金　円（　円） 一時金　円（　円）
障害給付金	年　金（一時金との併給を除く）	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
	一時金（年金との併給を除く）	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
	年金と一時金の併給	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	年　金　円（　円） 一時金　円（　円） 年　金　円（　円） 一時金　円（　円） 年　金　円（　円） 一時金　円（　円）
死亡一時金		男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
脱退一時金		男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
計		男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）

（法第２条第７項第１号ロに掲げる業務の状況）
８．法第２条第７項第１号ロに掲げる業務を担当する加入者等が行った運用の指図の内容の資産管理機関又は連合会への通知の件数

	資産管理機関又は連合会への通知
企業型年金加入者	男　件 女　件 計　件
企業型年金運用指図者	男　件 女　件 計　件
個人型年金加入者	男　件 女　件 計　件
個人型年金運用指図者	男　件 女　件 計　件

（備考）当該事業年度の実績を記載すること。

（法第２条第７項第１号ハに掲げる業務の状況）
９．法第２条第７項第１号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計	【企業型年金】 男 女 計
【個人型年金】 男 女 計	【個人型年金】 男 女 計	【個人型年金】 男 女 計	【個人型年金】 男 女 計
【総計】 男 女 計	【総計】 男 女 計	【総計】 男 女 計	【総計】 男 女 計

（備考）当該事業年度の実績を記載すること。

（法第２条第７項第２号に掲げる業務の実施状況）

10. 報告者が法第２条第７項第２号に掲げる業務を担当する加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

	運用の方法の数	第１号 運用方法数	第２号 運用方法数	第３号 運用方法数
Ａ実施事業所				
Ｂ実施事業所				
Ｃ実施事業所				
・ ・ ・				
個人型aプラン				
個人型bプラン				
個人型cプラン				
・ ・ ・				

（備考）

１．「運用の方法の数」は、令第15条第１項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。

２．「第１号運用方法数」は選定及び提示している運用方法のうち元本確保の運用の方法の数を、「第２号運用方法数」は第１号運用方法及び第３号運用方法以外の運用の方法の数を、「第３号運用方法数」は令第15条第１項の表の２の項ニ及び３の項レからウまでに掲げる運用の方法の数を記載すること。

３．加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。

４．加入者等に提示した運用の方法を当該事業年度内に変更し、「運用の方法の数」、「第１号運用方法数」、「第２号運用方法数」又は「第３号運用方法数」が異なることとなった場合は、変更前の運用の方法の数と変更後の運用の方法の数をそれぞれ記載すること。

５．提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要はない。

11. 法第２条第７項第２号の運用の方法に係る情報の提供の内容

運用の方法名	運用の方法 の種類	情報の提供の内容の概要	情報の提供の回数

（備考）

１．「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。

２．「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の２第２項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。

３．「運用の方法の種類」は、令第15条第１項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。

４．「情報の提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに加入者等に対して行った情報の提供の内容を簡潔に記載すること。

５．「情報の提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報の提供を行った回数を記載すること。

12. 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置（個人型年金）の実施状況

⑴　資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況（個人型年金）全般について

①加入者の資格を取得する際に資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講じている	
②上述①の後、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に行っている	

（備考）

１．該当するものに〇印を記載すること。

２．個人型年金に関して資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の委託を国民年金基金連合会から受けている場合に記載すること。

⑵　⑴②に該当する場合、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講じる頻度が次のうちのいずれであるか記載すること。

①半年に１回
②１年に１回
③２年に１回
④３年に１回
⑤その他

⑶　⑵で⑤を選択した場合、具体的に記載すること。

13. 法第23条の２第１項の規定による指定運用方法の選定及び提示の状況

	①指定運用方法を加入者に選定及び提示している	②当該指定運用方法の名称	③当該指定運用方法の運用の方法の種類	④当該指定運用方法を選定した年度	⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高
Ａ実施事業所						
Ｂ実施事業所						
Ｃ実施事業所						
・ ・ ・						
個人型aプラン						
個人型bプラン						
個人型cプラン						
・ ・ ・						

（備考）

１．①は、該当する場合に〇印を記載すること。

２．②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。

３．②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。

４．③は、令第15条第１項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。

５．法第２条第７項第２号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は①～④を記載し、同項第１号イに掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は①～⑥を記載すること。

６．法第２条第７項第２号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を25の次に添付すること。選定理由は、法第23条の２第２項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第６条第８号ロの協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

（法第26条第１項の規定による運用の方法の除外の状況）

14. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
Ａ実施事業所	
Ｂ実施事業所	
Ｃ実施事業所	
・ ・ ・	
個人型aプラン	
個人型bプラン	
個人型cプラン	
・ ・ ・	

（備考）

１．二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。

２．事業年度末時点の状況について記載すること。

（法第83条第２項の規定による通知の状況）

15. 企業型記録関連運営管理機関が法第83条第２項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知の件数等）

企業型運用関連運営管理機関等名	件　　数	移　換　金　額
	人	円
	人	円
	人	円

（備考）

１．当該事業年度内に法第83条第１項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管理機関に限る。）へ移換された者への同条第２項の規定による通知の実績を記載すること。

２．「企業型運用関連運営管理機関等名」は、当該通知を受けた者に係る法第２条第７項第２号の業務を担当する確定拠出年金運営管理機関名又は事業主名を記載すること。

３．件数の多い順に記載すること。

16. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況
実施事業所名（　　）

①他制度加入者以外の者（令第11条第１号に該当する者）

年齢区分 / 掛金総額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

年齢区分 / 掛金総額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

③他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

年齢区分 / 掛金総額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．実施事業所ごとに記載すること。

３．「掛金総額」は、事業主掛金額及び企業型加入者掛金額の総額をいう。

４．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数をいう。

５．「経過措置」は、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和３年政令第244号。以下「令和３年改正政令」という。）附則第２項の経過措置をいう。

17. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名（　　）

①他制度加入者以外の者（令第11条第１号に該当する者）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

③他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．実施事業所ごとに記載すること。

３．「掛金額」は、事業主掛金額をいう。

４．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

５．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。

18. 年齢及び企業型年金加入者掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況
実施事業所名（　　）

①他制度加入者以外の者（令第11条第１号に該当する者）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
0円								
1円～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
0円								
1円～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

③他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
0円								
1円～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）
１．企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。
２．直近の11月末の状況について記載すること。
３．実施事業所ごとに記載すること。
４．「掛金額」は、企業型年金加入者掛金額をいう。
５．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。
６．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。

19. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

実施事業所名（　　）

①他制度加入者以外の者（令第11条第１号に該当する者）

掛金額区分（平均月額）／掛金額区分（平均月額）		企業型年金加入者掛金						
		0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～30,000円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
	50,001円～55,000円							
	55,001円～60,000円							
	60,001円～62,000円							

掛金額区分（平均月額）／掛金額区分（平均月額）		企業型年金加入者掛金						
		30,001円～35,000円	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
	50,001円～55,000円							
	55,001円～60,000円							
	60,001円～62,000円							

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金額区分（平均月額）／掛金額区分（平均月額）		企業型年金加入者掛金						
		0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～30,000円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
	50,001円～55,000円							
	55,001円～60,000円							
	60,001円～62,000円							

掛金額区分（平均月額）／掛金額区分（平均月額）		企業型年金加入者掛金						
		30,001円～35,000円	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
	50,001円～55,000円							
	55,001円～60,000円							
	60,001円～62,000円							

③他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金額区分（平均月額）＼掛金額区分（平均月額）		企業型年金加入者掛金						
		0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～27,500円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～27,500円							

（備考）

１．企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。

２．法第３条第３項第７号の２に掲げる事項を規約に定める企業型年金の運営管理業務を受託している場合に限り記載すること。

３．直近の11月末の状況について記載すること。

４．実施事業所ごとに記載すること。

５．「掛金額」は、事業主掛金額又は企業型年金加入者掛金額をいう。

６．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額又は企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

７．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。

20．掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）及び他制度掛金相当額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名（　　）

①他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分(平均月額)	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～30,000円	30,001円～35,000円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
55,001円～60,000円							
60,001円～62,000円							
人数計							

掛金総額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分(平均月額)	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円	62,001円～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分(平均月額)	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～27,500円	27,501円～30,000円	30,001円～35,000円
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

掛金総額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分(平均月額)	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円	62,001円～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．実施事業所ごとに記載すること。

３．「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

４．「他制度掛金相当額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分の他制度掛金相当額の平均とすること。

５．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。

21. 事業主掛金及び他制度掛金相当額ごとの企業型年金加入者の人数の状況
実施事業所名（　　）
①他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分(平均月額)	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～30,000円	30,001円～35,000円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
55,001円～60,000円							
60,001円～62,000円							
人数計							

掛金額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分(平均月額)	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円	62,001円～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～27,500円	27,501円～30,000円	30,001円～35,000円
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

掛金額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分（平均月額）	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円	62,001円～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．実施事業所ごとに記載すること。

３．「掛金額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

４．「他制度掛金相当額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分の他制度掛金相当額の平均とすること。

５．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。

22．事業主掛金の平均月額、企業型年金加入者掛金の平均月額及び他制度掛金相当額の平均月額の総額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名（　　）

①他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～30,000円	30,001円～35,000円	
人数								
掛金総額区分（平均月額）	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円	62,001円～	人数計
人数								

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～30,000円	30,001円～35,000円	
人数								
掛金総額区分（平均月額）	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円	62,001円～	人数計
人数								

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．実施事業所ごとに記載すること。

３．「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金及び加入者掛金の合計を当該期間内の在籍月数で除した数並びに直近の12月～11月の期間分の他制度掛金相当額の平均の総額とすること。

４．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。

23．事業主掛金の平均月額及び他制度掛金相当額の平均月額の総額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名（　　）

①他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～30,000円	30,001円～35,000円	
人数								
掛金総額区分（平均月額）	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円	62,001円～	人数計
人数								

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～30,000円	30,001円～35,000円	
人数								
掛金総額区分（平均月額）	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円	62,001円～	人数計
人数								

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．実施事業所ごとに記載すること。

３．「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金を当該期間内の在籍月数で除した数及び直近の12月～11月の期間分の他制度掛金相当額の平均の総額とすること。

４．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。

24. 年齢及び掛金額ごとの個人型年金加入者の人数の状況

①第一号加入者である者（令第36条第１号に該当する者（第四号加入者を除く。））

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～65,000円								
65,001円～70,000円								
70,001円～75,000円								
人数計								

②第二号加入者であって、下記③～⑤以外のもの（令第36条第２号に該当する者）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

③第二号加入者であって、企業型年金加入者であるもの（令第36条第３号又は第４号に該当する者（企業型年金加入者に限る。））

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

④第二号加入者であって、他制度加入者であるもの（令第36条第４号に該当する者（③に該当する者を除く。））

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

⑤第二号加入者であって、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者であるもの（令第36条第５号に該当する者）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

⑥第三号加入者である者（令第36条第６号に該当する者）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～23,000円								
人数計								

⑦第四号加入者である者（令第36条第１号に該当する者（第一号加入者を除く。））

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～65,000円								
65,001円～70,000円								
70,001円～75,000円								
人数計								

⑧第五号加入者であって、下記⑨～⑪以外のもの（令第36条第７号に該当する者）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

⑨第五号加入者であって、企業型年金加入者であるもの（令第36条第８号又は第９号に該当する者（企業型年金加入者に限る。））

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

⑩第五号加入者であって、他制度加入者であるもの（令第36条第９号に該当する者（⑨に該当する者を除く。））

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

⑪第五号加入者であって、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者であるもの（令第36条第10号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．「掛金額」は、中小事業主掛金を拠出している場合にあっては、当該中小事業主掛金額を加えること。

３．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額を当該期間内の加入者期間月数で除した数とすること。

25. 個人別管理資産等の移受換状況

⑴個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会
Ａ実施事業所					
Ｂ実施事業所					
Ｃ実施事業所					
・ ・ ・					
個人型aプラン					
個人型bプラン					
個人型cプラン					
・ ・ ・					

（備考）事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

⑵他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型年金	個人型年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他（自社退職金等）
Ａ実施事業所							
Ｂ実施事業所							
Ｃ実施事業所							
・ ・ ・							
個人型aプラン							
個人型bプラン							
個人型cプラン							
・ ・ ・							

（備考）事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和八年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の確定拠出年金運営管理機関に関する命令様式第七号は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

2　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府・農林水産省令第八号

農林中央金庫法の一部を改正する法律（令和八年法律第十六号）の施行に伴い、並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第五項、第五十四条第一項第一号及び第三項第二号並びに第七十二条第十七項から第二十項までの規定に基づき、並びに同法を実施するため、並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則及び内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗
農林水産大臣　鈴木　憲和

農林中央金庫法施行規則及び内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第一条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（外国における従たる事務所の設置等の認可の申請） **第二条**　（略） 2　農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務所の設置の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 一　当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年・内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファー非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。次条、第九十五条第五項第九号ト、第九十六条、第百条、第百条の二及び第百条の二の三第一項第一号において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファー非対象区分に該当するものであること。 二・三　（略） （農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権） **第十三条**　法第二十四条第五項（法第七十三条第九項、令第七条第五項並びに第九十五条第十五項、第九十七条第五項、第百条第十一項、第百条の二第五項、第百条の二の三第二項、第百条の二の五第三項、第百四条第三項、第百四条の二第五項及び第百五十条第八項において準用す	（外国における従たる事務所の設置等の認可の申請） **第二条**　（略） 2　農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務所の設置の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 一　当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年・内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファー非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。次条、第九十五条第五項第九号ト、第九十六条、第百条及び第百条の二において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファー非対象区分に該当するものであること。 二・三　（略） （農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権） **第十三条**　法第二十四条第五項（法第七十三条第九項、令第七条第五項並びに第九十五条第十五項、第九十七条第五項、第百条第十一項、第百条の二第五項、第百四条第三項、第百四条の二第五項及び第百五十条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、

る場合を含む。次項において同じ。）の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第七十八条並びに第百十三条を除き、以下同じ。）とする。

一～六　（略）

２～４　（略）

（会員を直接又は間接に構成する者）

第五十五条の二　法第五十四条第一項第一号の会員を直接又は間接に構成する者であって主務省令で定めるものは、農林水産業、蚕糸業又は塩業を営む者とする。

（農林中央金庫の会員外貸付けの認可の申請等）

第五十六条　農林中央金庫は、法第五十四条第三項の規定による会員及び構成員（同条第一項第一号に規定する構成員をいう。次項第二号において同じ。）以外の者（同条第三項各号に掲げる者を除く。）に対する資金の貸付け又は手形の割引の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一～三　（略）

２　農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　（略）

二　会員及び構成員との取引を妨げるおそれがないこと。

（会員外貸付けの認可を要しない農林水産業を営む者）

第五十七条　法第五十四条第三項第二号の農林水産業を営む者であって主務省令で定めるものは、組合員の事業に必要となる資金の貸付けの事業を行う農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合又は森林組合の組合員に準ずる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準に該当するものとする。

（法第七十二条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第九十八条　（略）

２　（略）

３　法第七十二条第五項及び第十九項の主務省令で定める事由は、農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

４・５　（略）

（特定会社）

第百条の二の二　法第七十二条第十七項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む国内の会社とする。

一　農林水産業

二　農林水産物等（農林水産物及びその加工品をいう。）の製造、加工、流通、販売若しくは輸出又はこれを飲食させる役務の提供

三　農林水産業若しくは食品産業の事業者の事業の拡大、付加価値の向上又はこれらに要する費用の低減、農林水産業又は食品産業に関する国民の理解の増進又は環境への負荷の低減その他の農林水産業又は食品産業の持続的な発展に直接寄与すると認められるもの

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務

農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四項、第七十八条並びに第百十三条を除き、以下同じ。）とする。

一～六　（略）

２～４　（略）

（新設）

（農林中央金庫の会員外貸付けの認可の申請等）

第五十六条　農林中央金庫は、法第五十四条第三項の規定による会員以外の者（同項各号に掲げる者を除く。）に対する資金の貸付け又は手形の割引の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一～三　（略）

２　農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　（略）

二　会員との取引を妨げるおそれがないこと。

（会員外貸付けの認可を要しない農林水産業を営む者）

第五十七条　法第五十四条第三項第二号の農林水産業を営む者であって主務省令で定めるものは、組合員の事業に必要となる資金の貸付けの事業を行う農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合又は森林組合の組合員及びこれに準ずる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準に該当するものとする。

（法第七十二条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第九十八条　（略）

２　（略）

３　法第七十二条第五項の主務省令で定める事由は、農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

４・５　（略）

（新設）

（農林中央金庫及び特定会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないと認められる基準）

第百条の二の三　法第七十二条第十七項の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　農林中央金庫の単体総自己資本比率（農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第三項に規定する単体総自己資本比率をいう。）並びに農林中央金庫及びその子会社等の連結総自己資本比率（同条第十二項に規定する連結総自己資本比率をいう。）が農林水産大臣及び金融庁長官が定める比率以上であること。

二　農林中央金庫及び法第七十二条第十七項の規定により農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するとき（同項に規定する農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときをいう。第五号イ及び第百五十条第一項第十号において同じ。）における当該特定会社（法第七十二条第十七項に規定する特定会社をいう。以下同じ。）の業務の適正を確保するための体制が適切に整備されていること。

三　農林中央金庫及び前号の特定会社の業務の執行が次に掲げる事項その他法令に適合することを確保するための体制が適切に整備されていること。

イ　農林中央金庫又は当該特定会社の顧客に対し、農林中央金庫としての取引上の優越的地位又は当該特定会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、農林中央金庫の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該特定会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

ロ　農林中央金庫又は当該特定会社が行う取引に伴い、農林中央金庫又は当該特定会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

四　農林中央金庫の理事として、非常勤非業務執行理事（法第二十四条の五第一項ただし書に規定する非常勤非業務執行理事をいう。）が置かれていること。

五　次に掲げる事項について定めた特定会社の議決権の保有に係る方針を作成していること。

イ　農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときにおける当該特定会社の選定の基準に関する事項

ロ　イの特定会社に対して農林中央金庫又はその子会社が出資した金額を全て合算した金額の最高限度に関する事項

2　法第二十四条第五項の規定は、前項第二号及び第五号に規定する議決権について準用する。

（農林中央金庫又はその子会社が合算して特定会社の議決権をその基準議決権数を超えて保有する場合の届出）

第百条の二の四　農林中央金庫は、法第七十二条第十八項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該届出に係る特定会社に関する次に掲げる書面

イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　業務の内容及び当該業務が地域における農林水産業の持続的な発展に資するものであることを記載した書面

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

（新設）

（新設）

ホ　その業務を的確かつ公正に遂行する体制を記載した書面
へ　主要な株主の構成を記載した書面
三　前条第一項第三号に規定する体制の整備の状況を知ることができる書面
四　その他参考となるべき事項を記載した書面

2　前項の規定は、法第七十二条第十九項ただし書の規定による届出をする場合について準用する。

（法第七十二条第二十項の主務省令で定める事実等）

第百条の二の五　法第七十二条第二十項の主務省令で定める事実は、同条第十八項又は第十九項ただし書の規定による届出をした特定会社が第百条の二の三第一項第三号に掲げる事項のいずれかに該当しなくなったこととする。

2　第百条の二第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第二十項の認可について準用する。

3　法第二十四条第五項の規定は、前項において準用する第百条の二第一項並びに第二項第一号、第四号、第六号及び第七号に規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第百一条　法第七十二条第二十二項の規定による総会への報告は、次に掲げる規定の認可又は承認を受けて議決権を有している認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示して行わなければならない。

一～六　（略）

（従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第百二条　農林中央金庫は、法第七十二条第二十三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一・二　（略）

（届出事項）

第百五十条　農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

一～九　（略）

十　第五十九条に規定する者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（農林中央金庫の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が、法第七十二条第四項の認可を受けて農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業業務高度化等会社である場合及び同条第十七項の規定により農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときにおける当該特定会社である場合を除く。）

十一～十三　（略）

十四　農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業業務高度化等会社にあっては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十八号において同じ。）とした場合（法第七十二条第二十三項第一号の規定又は第十六号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

十五　（略）

（新設）

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第百一条　法第七十二条第十八項の規定による総会への報告は、次に掲げる規定の認可又は承認を受けて議決権を有している認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示して行わなければならない。

一～六　（略）

（従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第百二条　農林中央金庫は、法第七十二条第十九項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一・二　（略）

（届出事項）

第百五十条　農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

一～九　（略）

十　第五十九条に規定する者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（農林中央金庫の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第七十二条第四項の認可を受けて農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業業務高度化等会社である場合を除く。）

十一～十三　（略）

十四　農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業業務高度化等会社にあっては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十八号において同じ。）とした場合（法第七十二条第十九項第一号の規定又は第十六号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

十五　（略）

十五の二　法第七十二条第十八項又は第十九項ただし書の規定による届出をした特定会社の議決権を保有した場合（農林中央金庫が当該特定会社を子会社とした場合及び農林中央金庫の特定子会社以外の子会社が当該特定会社の基準議決権数を超える議決権を保有した場合並びに第十号及び第十四号に該当する場合を除く。）

十六　子会社対象会社以外の外国の会社（法第七十二条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。）を子会社としようとする場合（同条第七項において準用する同条第四項又は同条第十一項の認可を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び同条第二十三項第二号に該当する場合を除く。）

十七　子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第七十二条第二十三項第二号に該当する場合及び第十四号に該当する場合を除く。）

十八　その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が、名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法第七十二条第二十三項第二号に該当する場合及び次号に該当する場合を除く。）

十九　（略）

二十　法第七十二条第十四項の承認を受けた事項を実行した場合（同条第二十三項第二号に該当する場合を除く。）

二十一～二十五　（略）

二十五の二　第百条の二の三第一項第五号の方針を作成し、変更し、又は廃止した場合

二十六～三十七　（略）

2～8　（略）

（内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部改正）

第二条　内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和五年内閣府・農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（特定重要設備） **第一条**　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うものについては、次に掲げる業務（特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なものに限る。）に関するデータの処理（当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。）の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。）及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとする。 一　会員及び構成員（農林中央金庫法第五十四条第一項第一号に規定する構成員をいう。次号において同じ。）の預金又は定期積金の受入れ 二　会員及び構成員に対する資金の貸付け又は手形の割引 三　（略）	（特定重要設備） **第一条**　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うものについては、次に掲げる業務（特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なものに限る。）に関するデータの処理（当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。）の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。）及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとする。 一　会員の預金の受入れ 二　会員に対する資金の貸付け又は手形の割引 三　（略）

附　則

この命令は、農林中央金庫法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第八十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

総務大臣　林　芳正

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（インマルサット携帯移動地球局の無線設備） **第四十九条の二十四**　［略］ ［2　略］ 3　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 一　［略］ 二　G一D電波を使用する無線設備 イ　送信装置の条件 (1)　送信速度は、次のいずれかであること。 (イ)　毎秒六〇〇ビット又は毎秒一、八〇〇ビットを自動的に選択できること。 (ロ)　毎秒一、六〇〇ビット、毎秒三、二〇〇ビット、毎秒六、四〇〇ビット、毎秒一二、八〇〇ビット又は毎秒二五、六〇〇ビットを自動的に選択できること。 (2)　［略］ ［ロ～ニ　略］ ［4～6　略］	（インマルサット携帯移動地球局の無線設備） **第四十九条の二十四**　［同上］ ［2　同上］ 3　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　［同上］ (1)　送信速度は、毎秒六〇〇ビット又は毎秒一、八〇〇ビットを自動的に選択できること。 ［新設］ ［新設］ (2)　［同上］ ［ロ～ニ　同上］ ［4～6　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の無線設備規則第四十九条の二十四第三項のインマルサット携帯移動地球局（同規則第十四条第三項に規定するインマルサット携帯移動地球局をいう。）のインマルサットD型の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

○総務省令第八十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百十条の四第一項及び第百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

総務大臣　林　芳正

電気通信事業法施行規則及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等） **第四十条の四の五**　法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の二の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 一　財務諸表（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度に係るもの又は当該前事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。） 二　第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の三の表（以下この章において「第二号基礎的電気通信役務収支表」という。）（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度に係るもの又は当該前事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。） 三　前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類 四　第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類 五　申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に特別支援区域（当該電気通信事業者の電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超えるものに限る。）が含まれる場合には、次に掲げる書類 イ　当該申請を行おうとする事業年度の前事業年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超える旨を示す書類 ［ロ　略］ ［2・3　略］ （第二種適格電気通信事業者による書類等の提出） **第四十条の五の二**　第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、次に掲げる書類（第五号ロに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）を総務大臣に提出しなければならない。 一　財務諸表（当該事業年度に係るもの又は当該事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする第二種適格電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。） 二　第二号基礎的電気通信役務収支表（当該事業年度に係るもの又は当該事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする第二種適格電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。） 三　前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類	（第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等） **第四十条の四の五**　［同上］ 一　財務諸表 二　第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の三の表（以下この章において「第二号基礎的電気通信役務収支表」という。） 三　財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類 四　第二号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類 五　申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に特別支援区域（当該電気通信事業者の電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超えるものに限る。）が含まれる場合には、次に掲げる書類 イ　当該申請を行おうとする事業年度の前年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超える旨を示す書類 ［ロ　同上］ ［2・3　同上］ （第二種適格電気通信事業者による書類等の提出） **第四十条の五の二**　第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類（第五号ロに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）を総務大臣に提出しなければならない。 一　財務諸表 二　第二号基礎的電気通信役務収支表 三　財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

改正後	改正前
四　第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類 ［五　略］ ［2　略］	四　第二号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類 ［五　同上］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部を改正する省令）

第二条　第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和七年総務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二章　第二種交付金 ［第一節　略］ 第二節　第二種交付金の額の算定方法等 （第二種交付金の額の算定方法等） **第五条**　［略］ 2　前項第一号の規定により算定する役務ごとの額は、当該額が施行規則第四十条の五の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、前項第一号の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額以下の額（当該控除して得た額が零以下の場合にあっては、零）とする。ただし、当該第二号基礎的電気通信役務収支表が四月一日から翌年三月三十一日までの期間に係るものでないときは、当該控除して得た額にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。 3　第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、前項に規定する控除して得た額が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。ただし、当該控除して得た額を算定するために用いた第二号基礎的電気通信役務収支表が四月一日から翌年三月三十一日までの期間に係るものでないときは、当該控除して得た額にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。 ［4・5　略］ （第七条式による設備管理部門の原価の算定） **第十四条**　［略］ 2　前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営に必要な費用として次の各号に掲げる費用ごとに当該各号に規定する額を合計することにより役務ごと及び担当支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。 一　施設保全費等　次に掲げる額 イ　施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額（当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。）に当該手順において定める係数を乗じて得た額	第二章　［同上］ ［第一節　略］ 第二節　第二種交付金の額の算定方法等 （第二種交付金の額の算定方法等） **第五条**　［同上］ 2　前項第一号の規定により算定する役務ごとの額は、当該額が施行規則第四十条の五の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、前項第一号の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額以下の額（当該控除して得た額が零以下の場合にあっては、零）とする。 3　第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、前項に規定する控除して得た額が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。 ［4・5　同上］ （第七条式による設備管理部門の原価の算定） **第十四条**　［同上］ 2　［同上］ 一　施設保全費等　次に掲げる費用の額に当該手順において定める係数を乗じて得た額 イ　施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額（当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。）

ロ　施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額に当該手順において定める係数を乗じて得た額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費

［二～四　略］

（担当支援区域の指定の解除等に係る特例）

第二十条　法第百十条の三第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定に基づきその担当支援区域の一部の指定を解除された第二種適格電気通信事業者に対する当該解除をされた日（以下この項及び次項において「担当解除日」という。）の属する月以降の月に係る第二種交付金（当該担当解除日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。）の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

［一・二　略］

２　前項の第二種適格電気通信事業者に対する担当解除日の属する事業年度の翌事業年度に係る第二種交付金の額は、当該解除をされた担当支援区域を算定の対象に含めずにこの章（この項を除く。）の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する額とする。

３　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

ロ　施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費

［二～四　同上］

（担当支援区域の指定の解除等に係る特例）

第二十条　法第百十条の三第三項の規定に基づきその担当支援区域の一部の指定を解除された第二種適格電気通信事業者に対する当該解除をされた日（以下この項において「担当解除日」という。）の属する月以降の月に係る第二種交付金（当該担当解除日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。）の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

［一・二　同上］

［新設］

２　［同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則第四十条の四の五第一項及び第四十条の五の二第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うこれらの規定による書類の提出から適用する。

２　第二条の規定による改正後の第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（以下「新算定等規則」という。）第五条第二項及び第三項の規定は、施行日以後に行う同条の規定による第二種交付金の額の算定から適用する。

３　新算定等規則第十四条第二項第一号の規定は、施行日以後に行う同条第一項の規定による手順の通知から適用する。

４　新算定等規則第二十条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に行う電気通信事業法第百七条第二号の規定による第二種交付金の交付から適用する。

○総務省令第八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

総務大臣　林　芳正

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十八条の三　市町村長は、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つたときは、認可地縁団体ごとに、次に掲げる事項を記載した台帳を作成するものとする。	［新設］
一　名称	
二　規約に定める目的	
三　区域	
四　主たる事務所の所在地	

五　代表者の氏名及び住所
六　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
七　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
八　規約に解散の事由を定めたときは、その事由
九　認可年月日
十　台帳を起こした年月日

2　前項の規定は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十六条の十三第三項の通知があつた場合について適用する。この場合において、前項第九号中「認可年月日」とあるのは、「土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日」とする。

3　第一項の規定は、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第三項の通知があつた場合について適用する。この場合において、第一項第九号中「認可年月日」とあるのは、「森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日」とする。

4　市町村長は、認可地縁団体が解散したとき（破産及び合併による場合を除く。）は、次に掲げる事項を第一項の規定により作成した台帳に記載するものとする。
一　清算人の氏名及び住所並びに就任年月日
二　解散事由
三　解散年月日

5　市町村長は、認可地縁団体の清算が結了したときは、清算結了年月日を第一項の規定により作成した台帳に記載するものとする。

6　市町村長は、地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を行つたときは、次に掲げる事項を第一項の規定により作成した台帳に記載するものとする。
一　合併後の認可地縁団体の名称
二　合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
三　合併後の認可地縁団体の区域
四　合併後の認可地縁団体の主たる事務所の所在地
五　合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
六　合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
七　合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
八　合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
九　地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日
十　合併前の各認可地縁団体の名称
十一　合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

7　認可地縁団体は、前各項に掲げる事項（次条第一項第一号から第五号までに掲げる事項を除く。）に変更があつたときは、当該事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に届け出なければならない。この場合において、届出を受けた市町村長は、当該届出に係る事項について、第一項の台帳に記載するものとする。

8　第一項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第十九条　地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法第七十六条の十三第四項及び森林組合法第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で、前条第一項の台帳に記載した事項のうち当該各号に定める事項について行うものとする。

一　地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合　前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第五号から第七号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第八号及び第九号に掲げる事項

二　土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合　前条第二項により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第五号から第七号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第八号及び第九号に掲げる事項

三　森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合　前条第三項により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第五号から第七号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第八号及び第九号に掲げる事項

第十九条　地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

一　地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合

イ　名称

ロ　規約に定める目的

ハ　区域

ニ　主たる事務所

ホ　代表者の氏名及び住所

ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ　認可年月日

二　土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合

イ　名称

ロ　規約に定める目的

ハ　区域

ニ　主たる事務所

ホ　代表者の氏名及び住所

ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ　土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

三　森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合

イ　名称

ロ　規約に定める目的

ハ　区域

ニ　主たる事務所

ホ　代表者の氏名及び住所

ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ　森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

四　解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）　前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号まで及び第四項第一号に掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）並びに同項に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については清算人の氏名に限る。）

五　清算結了の場合　前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号まで及び第四項第一号に掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第一号の事項（清算人の氏名に限る。）並びに同条第五項の事項

六　前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合　告示した事項のうち変更があつた事項に係る前条第一項各号（同条第二項又は第三項により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる事項

［2　略］

3　市町村長は、第一項の告示を行つたときは、前条第一項第一号から第七号まで及び第四項各号に掲げる事項並びに同条第五項の事項の告示年月日を同条第一項の規定により作成した台帳に記載しなければならない。ただし、同条第一項第一号から第四号まで、同条第四項第二号及び第三号並びに第五項においては、この条第一項第一号の告示を行つた場合を除くものとする。

第二十条　［略］

［2　略］

3　地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定による届出を受けた市町村長は、当該届出に係る事項について、第十八条の三第一項の台帳に記載するものとする。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についても当該台帳に記載するものとする。

一　名称に変更があつた場合　名称の変更に伴う規約変更の認可年月日

二　主たる事務所の所在地に変更があつた場合

イ　規約変更の認可を要するときは、当該事務所の所在地の変更に伴う規約変更の認可年月日

ロ　規約変更の認可を要さないときは、当該事務所の移転年月日

ハ　行政区画の変更又は住居表示の実施によるときは、その変更年月日又は実施年月日

三　代表者、職務代行者、代理人又は清算人に変更があつた場合

イ　変更の原因

ロ　当該原因が発生した年月日

四　規約に定める目的を変更した場合　目的の変更に伴う規約変更の認可年月日

五　区域を変更した場合　区域の変更に伴う規約変更の認可年月日

四　解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）

イ　名称

ロ　区域

ハ　主たる事務所

ニ　清算人の氏名及び住所

ホ　解散事由

ヘ　解散年月日

五　清算結了の場合

イ　名称

ロ　区域

ハ　主たる事務所

ニ　清算人の氏名及び住所

ホ　清算結了年月日

六　前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合　告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

［2　同上］

［新設］

第二十条　［同上］

［2　同上］

［新設］

第二十一条　［略］

2　市町村長は、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した第十八条の三第一項の台帳の写しを交付しなければならない。この場合において、当該台帳に次に掲げる事項が記載されているときは、当該事項を表示しない措置を講じるものとする。

一　代表者又は代表者であつた者の住所

二　裁判所により選任された職務代行者又は職務代行者であつた者の住所

三　代表者の代理人又は代理人であつた者の住所

四　清算人又は清算人であつた者の住所

五　主たる事務所の所在地（前各号に掲げる者の住所と同一の場合に限る。）

3　前項後段の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者が地方自治法第二百六十条の二第十二項の規定による請求者であつて、当該者の住所を表示することを希望する旨申し出た場合その他市町村長が必要と認める場合には、市町村長は、住所を表示することが適当でないと認める場合を除き、当該者の住所を表示して交付することができる。

第二十二条の二の四　地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、第十八条の三第一項の台帳に記載した事項のうち同条第六項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第五号から第七号までに掲げる事項（住所を除く。）及び同項第八号から第十一号までに掲げる事項とする。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

（別記）

台帳様式（第十八条の三関係）

［様式略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二十一条　［同上］

2　市町村長は、第十九条及び第二十二条の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

［新設］

3　前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の二の四　地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　合併後の認可地縁団体の名称

二　合併後の認可地縁団体の規約に定める目的

三　合併後の認可地縁団体の区域

四　合併後の認可地縁団体の主たる事務所

五　合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

六　合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

七　合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

八　合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由

九　地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日

十　合併前の各認可地縁団体の名称

十一　合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

（別記）

台帳様式（第二十一条関係）

［様式同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年十月一日から施行する。

（市町村長による告示に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方自治法施行規則第十九条第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に認可地縁団体の代表者が行った次に掲げる申請、通知又は届出に基づいて施行日以後に市町村長が行う告示について適用し、施行日前に市町村長が行った告示については、なお従前の例による。

一　地方自治法第二百六十条の二第二項（同法第二百六十条の三十九第四項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請

二　土地改良法第七十六条の十三第三項又は森林組合法第百条の二十二第三項の規定による通知

三　地方自治法第二百六十条の二第十一項、第二百六十条の三十三又は第二百六十条の四十一第三項の届出

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令（平成二十三年総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○財務省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省令第一号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成十五年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○財務省、農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、環境省令第二号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令

次に掲げる省令の様式中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

一　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号）別記様式

二　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号）別記様式

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○文部科学省、農林水産省、国土交通省、経済産業省、環境省令第一号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

文部科学大臣　松本　洋平
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成二十四年文部科学省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十条の表環境大臣の権限の項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第百十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（開設の申請）	（開設の申請）
第一条の二　法第四条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。ただし、法第九条の五に規定する特定調剤業務（以下「特定調剤業務」という。）又は法第二十九条の五第九項に規定する受渡し（以下「受渡し」という。）の受委託をする場合にあつては様式第一の二によるものとする。	**第一条の二**　法第四条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。
2　法第四条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	2　法第四条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　薬剤師不在時間（開店時間（営業時間のうち特定販売（その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。第四項第二号ホ、第十四条の二、第十四条の三第一項及び第二項、第十五条の六、第百五十八条の十第一項及び第三項、第二百十八条の三、別表第一の二第二並びに別表第一の三において同じ。）の販売又は授与をいう。以下同じ。）のみを行う時間、受渡委託（法第四条第三項第六号ハに規定する受渡委託をいう。以下同じ。）による一般用医薬品の販売又は授与のみを行う時間及び受渡しのみを行う時間を除いた時間をいう。以下同じ。）のうち、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間をいう。以下同じ。）の有無	二　薬剤師不在時間（開店時間（営業時間のうち特定販売（その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。第四項第二号ホ、第十四条の二、第十四条の三第一項及び第二項、第十五条の六、第百五十八条の十第一項及び第三項、第二百十八条の三、別表第一の二第二並びに別表第一の三において同じ。）の販売又は授与をいう。以下同じ。）のみを行う時間を除いた時間をいう。以下同じ。）のうち、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間をいう。以下同じ。）の有無
三・四　（略）	三・四　（略）
五　特定調剤業務の委託（以下「特定調剤業務委託」という。）の実施の有無	五　健康サポート薬局（患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する薬局をいう。以下同じ。）である旨の表示の有無
六　特定調剤業務委託をする場合にあつては、次のイからホまでに掲げる事項	（新設）
イ　受託薬局（当該薬局開設者から特定調剤業務委託を受ける薬局をいう。以下同じ。）の開設者の氏名（法人にあつては、その名称。第二百二十八条の十七第二項第一号、第二百三十八条第二項第一号及び第二百四十九条の八第一項第一号を除き、以下同じ。）及び住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地。第二百四十九条の八第一項第一号、第二百四十九条の九第一号、第二百四十九条の四第一号及び第二百四十九条の五を除き、以下同じ。）	（新設）
ロ　受託薬局の名称、所在地及び管理番号	
ハ　受託薬局の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	
ニ　当該薬局開設者が受託薬局の開設者に委託する特定調剤業務の内容	
ホ　特定調剤業務の管理を行う体制の概要	
（削る）	

七　特定調剤業務の受託の実施の有無
八　特定調剤業務委託を受ける場合にあつては、次のイからホまでに掲げる事項
イ　委託薬局（特定調剤業務委託をする薬局をいう。以下同じ。）の開設者の氏名及び住所
ロ　委託薬局の名称、所在地及び管理番号
ハ　委託薬局の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
ニ　当該薬局開設者が委託薬局の開設者から委託を受ける特定調剤業務の内容
ホ　特定調剤業務を行う体制の概要
九　受渡委託の実施の有無
十　受渡委託をする場合にあつては、次のイからニまでに掲げる事項
イ　当該薬局開設者が受渡委託をする登録受渡業者（法第二十九条の六第一項に規定する登録受渡業者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所
ロ　当該薬局開設者が受渡委託をする登録受渡店舗（法第二十九条の八第一項に規定する登録受渡店舗をいう。以下同じ。）の名称、所在地及び登録番号（当該登録受渡店舗が法第二十九条の五第八項の規定により同条第一項の登録を受けたとみなされた薬局又は店舗である場合にあつては、管理番号）
ハ　登録受渡店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
ニ　受渡しの管理を行う体制の概要
十一　受渡しの実施の有無
十二　受渡しを行う場合にあつては、次のイからホまでに掲げる事項
イ　当該薬局開設者に受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者の氏名及び住所
ロ　当該薬局開設者に受渡委託をする薬局又は店舗の名称、所在地及び管理番号
ハ　当該薬局開設者に受渡委託をする薬局又は店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
ニ　当該薬局における受渡しを行う体制の概要
ホ　当該薬局において受渡しを行う一般用医薬品の区分

3　法第四条第三項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
一　特定調剤業務を管理するために必要な構造設備及び体制に関する書類
二　受託薬局の許可証の写し
三　第十五条の十一の四第一項に規定する契約書の写し
四　第十五条の十一の五第一項に規定する特定調剤業務委託手順書の写し

4　法第四条第三項第五号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
一　特定調剤業務を行うために必要な構造設備及び体制に関する書類
二　委託薬局の許可証の写し
三　第十五条の十一の十第一項に規定する契約書の写し
四　第十五条の十一の十一第一項に規定する特定調剤業務受託手順書の写し

5　法第四条第三項第六号イの厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。
一～五　（略）
六　第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く。次項第二号ニ、第十五条の六第三号及び第十五条の十一の十三第三号において同じ。）
七　（略）

（新設）
（新設）

（新設）
（新設）

（新設）

3　法第四条第三項第四号イの厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。
一～五　（略）
六　第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く。次項第二号ニ及び第十五条の六第三号において同じ。）
七　（略）

6　法第四条第三項第六号ロの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項第十号及び第九項、第六条第一項、第十五条の六第四号、第十五条の十一の十三第四号、第十五条の十四の四第二項、第十五条の十四の六並びに第十八条の二において同じ。）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（その薬局の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）

7　法第四条第三項第六号ハの厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　受渡しを管理するために必要な構造設備及び体制に関する書類

二　前号の体制により受渡しの管理を行うことが可能な登録受渡店舗の店舗数の検証に関する書類

三　受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行う時間及び営業時間のうち受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与のみを行う時間がある場合はその時間を記載した書類

四　法第二十九条の六第二項に規定する受渡管理者（以下「受渡管理者」という。）の氏名、住所及び週当たり勤務時間数（一週間当たりの通常の勤務時間数をいう。以下同じ。）並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を記載した書類又は法第三十六条の八第二項の規定による登録（以下「販売従事登録」という。）の登録番号及び登録年月日を記載した書類

五　受渡委託をする薬局と一般用医薬品を購入しようとする者との間の通信手段を記載した書類

六　登録受渡店舗の登録証の写し（当該登録受渡店舗が法第二十九条の五第八項の規定により同条第一項の登録を受けたとみなされた薬局又は店舗である場合にあつては、許可証の写し）

七　第十五条の十一の十五第一項に規定する契約書の写し

八　第十五条の十一の十七第一項に規定する受渡委託販売等業務手順書の写し

九　第十五条の十一の十八第一項に規定する受渡業務手順書の写し

十　都道府県知事又は厚生労働大臣が受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（その薬局の営業時間のうち受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与のみを行う時間がある場合に限る。）

8　法第四条第三項第七号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　（略）

二　薬局の管理者（法第七条第一項の規定によりその薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。次号を除き、以下同じ。）の週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を記載した書類

三　（略）

四　薬局の管理者以外にその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の別、週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類

五　（略）

4　法第四条第三項第四号ロの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第六項、第六条第一項及び第十五条の六第四号において同じ。）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（その薬局の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）

（新設）

5　法第四条第三項第五号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　薬局の管理者（法第七条第一項の規定によりその薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。次号を除き、以下同じ。）の週当たり勤務時間数（一週間当たりの通常の勤務時間数をいう。以下同じ。）並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を記載した書類

三　（略）

四　薬局の管理者以外にその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の別、週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は法第三十六条の八第二項の規定による登録（以下「販売従事登録」という。）の登録番号及び登録年月日を記載した書類

五　（略）

六　一日平均取扱処方箋数（薬局並びに店舗販売業、登録受渡業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和三十九年厚生省令第三号）第一条第一項第二号に規定する一日平均取扱処方箋数をいう。以下同じ。）を記載した書類

七～九　（略）

（削る）

十　受渡しを行うときは、次のイからヘまでに掲げる書類

イ　受渡しを行うために必要な構造設備及び体制に関する書類

ロ　受渡しを行う時間及び営業時間のうち受渡しのみを行う時間がある場合はその時間を記載した書類

ハ　当該薬局開設者に受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者の許可証の写し

ニ　第百四十七条の二十七第九項に規定する契約書の写し

ホ　第十五条の十一の十七第一項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）に規定する受渡委託販売等業務手順書の写し

ヘ　第十五条の十一の十八第一項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）に規定する受渡業務手順書の写し

9・10　（略）

（薬局開設の許可の更新の申請）

第六条　法第四条第四項の規定により薬局開設の許可の更新を受けようとする者は、様式第五による申請書に薬局開設の許可証を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、既に特定調剤業務又は受渡しの受委託をしている者は、様式第五の六による申請書に薬局開設の許可証を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2　（略）

（特定調剤業務委託等の許可の申請）

第六条の二　法第四条第六項の申請書は、様式第一の三によるものとする。

2　法第四条第六項第三号の厚生労働省令で定める事項は、第一条の二第二項第五号から第十号までに掲げるものとする。

（法第四条第七項各号の厚生労働省令で定める書類）

第六条の三　法第四条第七項第一号の厚生労働省令で定める書類は、第一条の二第三項各号に掲げるものとする。

2　法第四条第七項第二号の厚生労働省令で定める書類は、第一条の二第四項各号に掲げるものとする。

3　法第四条第七項第三号の厚生労働省令で定める書類は、第一条の二第七項各号に掲げるものとする。

（薬局開設の許可台帳の記載事項）

第七条　令第二条の六に規定する法第四条第一項の規定による許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　薬局開設者の氏名及び住所

六　一日平均取扱処方箋数（薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和三十九年厚生省令第三号）第一条第一項第二号に規定する一日平均取扱処方箋数をいう。以下同じ。）を記載した書類

七～九　（略）

十　健康サポート薬局である旨の表示をするときは、その薬局が、健康サポート薬局に関して厚生労働大臣が定める基準に適合するものであることを明らかにする書類

（新設）

6・7　（略）

（薬局開設の許可の更新の申請）

第六条　法第四条第四項の規定により薬局開設の許可の更新を受けようとする者は、様式第五による申請書に薬局開設の許可証を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2　（略）

（新設）

（新設）

（薬局開設の許可台帳の記載事項）

第七条　令第二条の六に規定する法第四条第一項の規定による許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　薬局開設者の氏名（法人にあつては、その名称。以下同じ。）及び住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。）

三～十一　（略）

十二　当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条の二第五項各号に掲げる区分

十三　当該薬局において特定販売を行うときは、第一条の二第六項各号に掲げる事項（主たるホームページの構成の概要を除く。第十六条の二第一項第三号において同じ。）

十四　特定調剤業務委託をするときは、次のイからホまでに掲げる事項

イ　特定調剤業務委託をする旨

ロ　受託薬局の名称、所在地及び管理番号

ハ　受託薬局の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

ニ　当該薬局開設者が受託薬局の開設者に委託する特定調剤業務の内容

ホ　第十五条の十一の五第一項に規定する特定調剤業務委託手順書に定める事項

十五　特定調剤業務委託を受けるときは、次のイからホまでに掲げる事項

イ　特定調剤業務委託を受ける旨

ロ　委託薬局の名称、所在地及び管理番号

ハ　委託薬局の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

ニ　当該薬局開設者が委託薬局の開設者から委託を受ける特定調剤業務の内容

ホ　第十五条の十一の十一第一項に規定する特定調剤業務受託手順書に定める事項

十六　受渡委託をするときは、次のイからトまでに掲げる事項

イ　受渡委託をする旨

ロ　当該薬局開設者が受渡委託をする登録受渡店舗の名称、所在地及び登録番号（当該登録受渡店舗が法第二十九条の五第八項の規定により同条第一項の登録を受けたとみなされた薬局又は店舗である場合にあつては、管理番号）

ハ　登録受渡店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

ニ　受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行う時間及び営業時間のうち受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与のみを行う時間がある場合はその時間

ホ　受渡管理者の氏名、住所及び週当たり勤務時間数

ヘ　第十五条の十一の十七第一項に規定する受渡委託販売等業務手順書に定める事項

ト　第十五条の十一の十八第一項に規定する受渡業務手順書に定める事項

十七　受渡しを行うときは、次のイからヘまでに掲げる事項

イ　受渡しを行う旨

ロ　当該薬局開設者に受渡委託をする薬局又は店舗の名称、所在地及び管理番号

ハ　当該薬局開設者に受渡委託をする薬局又は店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

ニ　受渡しを行う時間及び営業時間のうち受渡しのみを行う時間がある場合はその時間

ホ　第十五条の十一の十七第一項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）に規定する受渡委託販売等業務手順書に定める事項

ヘ　第十五条の十一の十八第一項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）に規定する受渡業務手順書に定める事項

三～十一　（略）

十二　当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条の二第三項各号に掲げる区分

十三　当該薬局において特定販売を行うときは、第一条の二第四項各号に掲げる事項（主たるホームページの構成の概要を除く。第十六条の二第一項第三号において同じ。）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第四条第九項第三号本文の厚生労働省令で定めるもの）

第七条の二　法第四条第九項第三号本文の対面又は映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法により薬剤若しくは医薬品の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものは、対面によるもののほか、薬局開設者又は店舗販売業者が、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者の求めに応じて、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法により行われる法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導（以下「オンライン服薬指導」という。）を行わせる場合であつて、当該薬剤師が、当該オンライン服薬指導を行うことが困難な事情の有無を確認し、当該オンライン服薬指導を行うことができるとその都度責任をもつて判断するときに、次の各号に掲げる事項について医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に対して明らかにした上で行うものとする。

一・二　（略）

２・３　（略）

（法第四条第九項第三号イ及びロの厚生労働省令で定める期間）

第七条の三　法第四条第九項第三号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一・二　（略）

２　法第四条第九項第三号ロの厚生労働省令で定める期間は、同号ロに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた同号イに掲げる医薬品に係る前項各号の期間の満了日までの期間とする。

（地域連携薬局の基準等）

第十条の二　（略）

２　法第六条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　薬局開設者が、過去一年間（当該薬局を開設して一年に満たない薬局においては、開設から認定の申請までの期間。以下この条及び次条において同じ。）において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十八第一項に規定する会議その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。）の構築に資する会議に年三回以上参加させた実績があること。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、年三回未満であつて当該都道府県知事が定める回数以上参加させた実績があることをもつてこれに代えることができる。

（削る）

二　薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に、利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報（当該利用者が入院し、若しくは退院する場合又は居宅等（薬剤師法第二十二条に規定する居宅等をいう。以下同じ。）で療養する場合における利用者の情報に限る。）について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して年六十回以上報告し、及び連絡させた実績があること。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、年六十回未満であつて当該都道府県知事が定める回数以上報告し、及び連絡させた実績があることをもつてこれに代えることができる。

（法第四条第九項第三号本文の厚生労働省令で定めるもの）

第七条の二　法第四条第九項第三号本文の対面又は映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法により薬剤若しくは医薬品の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものは、対面によるもののほか、薬局開設者又は店舗販売業者が、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者の求めに応じて、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法により行われる法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導（以下「オンライン服薬指導」という。）を行わせる場合であつて、当該薬剤師が、当該オンライン服薬指導を行うことが困難な事情の有無を確認し、当該オンライン服薬指導を行うことができるとその都度責任をもつて判断するときに、次の各号に掲げる事項について医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に対して明らかにした上で行うものとする。

一・二　（略）

２・３　（略）

（法第四条第五項第三号イ及びロの厚生労働省令で定める期間）

第七条の三　法第四条第五項第三号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一・二　（略）

２　法第四条第五項第三号ロの厚生労働省令で定める期間は、同号ロに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた同号イに掲げる医薬品に係る前項各号の期間の満了日までの期間とする。

（地域連携薬局の基準等）

第十条の二　（略）

２　法第六条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　薬局開設者が、過去一年間（当該薬局を開設して一年に満たない薬局においては、開設から認定の申請までの期間。以下この条及び次条において同じ。）において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十八第一項に規定する会議その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。）の構築に資する会議に継続的に参加させていること。

二　薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。

三　薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して月平均三十回以上報告及び連絡させた実績があること。

（削る）

三　関係行政機関又は地域における調剤の学識経験者の団体その他の関係団体によつて、医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。）相互間の業務の連携を推進するための取組並びに医療を受ける者に必要な薬剤及び医薬品の安定的な供給を行うための取組が行われる場合にあつては、薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師をこれらの取組に参加させていること。

四　薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に、地域における他の薬局との連携に必要な取組を立案し、及び実施させていること。

3　法第六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　薬局開設者が、当該薬局の薬事に関する実務に従事する薬剤師を常勤換算方法（当該薬局における薬事に関する実務に従事する薬剤師の勤務延時間数を当該薬局において常勤の薬剤師が勤務すべき時間数で除することにより、当該薬局の薬剤師の員数を常勤の薬剤師の員数に換算する方法をいう。）で、二・五以上配置していること。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、二・五未満であつて当該都道府県知事が定める員数以上であることをもつてこれに代えることができる。

二・三　（略）

四　薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に、当該薬局に在庫として保管する医薬品を地域における他の薬局開設者に年二十四回以上提供させた実績があること。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、年二十四回未満であつて当該都道府県知事が定める回数以上提供させた実績があることをもつてこれに代えることができる。

五・六　（略）

（削る）

七～九　（略）

十　当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去一年間において、地域における他の医療提供施設に対し、医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。

十一　災害若しくは感染症が発生し、又はそのおそれがある場合であつて、関係行政機関その他の関係者から必要な薬剤又は医薬品の提供その他の求めがあつたときには、その地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。

十二　関係行政機関、地域における他の医療提供施設、介護サービス事業者（介護保険法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）その他の関係者に対して、第二号及び第三号並びに次項第三号及び第四号の体制に関する情報を提供していること。

四　薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。

（新設）

（新設）

3　法第六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

（新設）

一・二　（略）

三　在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。

四・五　（略）

六　薬局開設者が、医療安全対策に係る事業に参加することその他の医療安全対策を講じていること。

七～九　（略）

十　当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去一年間において、地域における他の医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。）に対し、医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。

（新設）

（新設）

4　法第六条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去一年間において年四十八回以上実施した実績があること。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、年四十八回未満であつて当該都道府県知事が定める回数以上実施した実績があることをもつてこれに代えることができる。

二　（略）

三　ターミナルケアを要する者又は小児のうち、居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を要する者に対し、これらを行う体制を備えていること。

四　地域における他の薬局開設者から、居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を要する者（ターミナルケアを要する者及び小児を除く。）に対する居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の求めがあつた場合に、当該他の薬局開設者に代わり一時的にこれらを行う体制を備えていること。

五　居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導に関する利用者の情報を地域における他の医療提供施設、介護サービス事業者その他の関係者に提供するために必要な体制を備えていること。

5　法第六条の二第二項の申請書は、様式第五の二によるものとする。この場合において、申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。次条第五項、第十条の四第五項及び第十条の十第二項において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を当該申請書に添付しなければならない。

6　法第六条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。次号、次条第七項及び第十条の四第六項において同じ。）が法第五条第三号イからトまでに該当しない旨

二　申請者が法第七十五条第四項から第六項までの規定により地域連携薬局、専門医療機関連携薬局又は健康増進支援薬局（以下「地域連携薬局等」という。）の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過していない旨

（専門医療機関連携薬局の基準等）

第十条の三　（略）

2　（略）

3　法第六条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について前号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告し、及び連絡する体制を備えていること。

三　（略）

四　薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告し、及び連絡する体制を備えていること。

4　法第六条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　居宅等（薬剤師法第二十二条に規定する居宅等をいう。以下同じ。）における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去一年間において月平均二回以上実施した実績があること。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、月平均二回未満であつて当該都道府県知事が定める回数以上実施した実績があることをもつてこれに代えることができる。

二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

5　法第六条の二第二項の申請書は、様式第五の二によるものとする。この場合において、申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。次条第五項及び第十条の九第二項において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を当該申請書に添付しなければならない。

6　法第六条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。次号及び次条第七項において同じ。）が法第五条第三号イからトまでに該当しない旨

二　申請者が法第七十五条第四項又は第五項の規定により地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局（以下「地域連携薬局等」という。）の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過していない旨

（専門医療機関連携薬局の基準等）

第十条の三　（略）

2　（略）

3　法第六条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について前号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。

三　（略）

四　薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。

4～6　（略）

7　法第六条の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　申請者が法第七十五条第四項から第六項までの規定により地域連携薬局等の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過していない旨

8　（略）

（健康増進支援薬局の基準等）

第十条の四　法第六条の四第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　利用者が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること。

二　高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。

2　法第六条の四第一項第二号の厚生労働省令で定める機関（以下この条において「健康増進支援薬局連携機関」という。）は、次のとおりとする。

一　医療提供施設

二　市町村保健センター（地域保健法第十八条第一項に規定する市町村保健センターをいう。）

三　地域包括支援センター（介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターをいう。）

四　介護サービス事業者

五　その他健康の保持増進のための支援を行う行政機関

3　法第六条の四第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　利用者から得られた情報を踏まえ、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が必要に応じて、当該利用者に医療機関の受診を勧奨し、又は健康増進支援薬局連携機関を紹介する体制を備えていること。

二　前号の医療機関の受診の勧奨又は健康増進支援薬局連携機関の紹介を行つた後に、当該医療機関又は健康増進支援薬局連携機関に対し、利用者の相談内容並びに薬剤及び医薬品の使用に関する情報を提供し、その記録を保存した実績があること。

三　関係行政機関、地域における調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体に、利用者に対する健康の保持増進に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導（次項において「健康増進支援活動」という。）の実施状況に関する情報を継続的に提供していること。

4　法第六条の四第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　開店時間外であつても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。

二　利用者の求めに応じて当該利用者に対し健康増進支援活動を行うとともに、利用者からの相談の内容及び当該利用者に対する健康増進支援活動を記録し、保存する体制を備えていること。

三　薬局開設者が、当該薬局において薬事に従事する薬剤師に、利用者が自身の健康に関する情報を適切に理解し、健康の保持増進に活用できるよう必要な支援を行わせるための体制を備えていること。

四　利用者の求めに応じて当該利用者における健康の保持増進に必要な要指導医薬品、一般用医薬品並びに衛生材料及び介護用品を提供するための体制を備えていること。

4～6　（略）

7　法第六条の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　申請者が法第七十五条第四項又は第五項の規定により地域連携薬局等の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過していない旨

8　（略）

（新設）

五　過去一年間において、関係行政機関、他の医療提供施設又は地域における診療若しくは調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体と連携し、健康増進支援活動（日常的な利用者の相談への対応を除く。）を実施した実績があること。

六　地域の住民、関係行政機関、又は地域における調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体に対し、当該薬局の健康増進支援活動を利用する方法及び当該薬局が実施した健康増進支援活動の内容に関する情報を提供していること。

七　当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して一年以上常勤として勤務している者であること。

八　当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、薬事に関する実務に従事した期間が一定の期間以上ある者であつて、かつ、健康の保持増進の支援に関する研修を修了した者であること。

5　法第六条の四第二項の申請書は、様式第五の三の二によるものとする。この場合において、申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を当該申請書に添付しなければならない。

6　法第六条の四第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　申請者が法第五条第三号イからトまでに該当しない旨

二　申請者が法第七十五条第四項から第六項までの規定により地域連携薬局等の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過していない旨

第十条の五～第十条の九　（略）

（地域連携薬局等の認定の更新の申請）

第十条の十　法第六条の二第四項、第六条の三第五項又は第六条の四第四項の規定により地域連携薬局等の認定の更新を受けようとする者は、様式第五の五による申請書に認定証を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2　（略）

（地域連携薬局等の認定台帳の記載事項）

第十条の十一　令第二条の十一に規定する法第六条の二第一項、第六条の三第一項又は第六条の四第一項の規定による認定に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　認定薬局開設者の氏名及び住所

四～六　（略）

（薬局の管理者の業務及び遵守事項）

第十一条　法第八条第三項の薬局の管理者が行う薬局の管理に関する業務は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　第十三条第三項の規定により受渡管理者が記載した同条第一項の帳簿の記載事項の確認

五　（略）

第十条の四～第十条の八　（略）

（地域連携薬局等の認定の更新の申請）

第十条の九　法第六条の二第四項又は第六条の三第五項の規定により地域連携薬局等の認定の更新を受けようとする者は、様式第五の五による申請書に認定証を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2　（略）

（地域連携薬局等の認定台帳の記載事項）

第十条の十　令第二条の十一に規定する法第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定による認定に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　認定薬局開設者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所（法人にあつては、その主たる事業所の所在地）

四～六　（略）

（薬局の管理者の業務及び遵守事項）

第十一条　法第八条第三項の薬局の管理者が行う薬局の管理に関する業務は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（新設）

四　（略）

2　法第八条第三項の薬局の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一　保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及びその薬局（受渡委託をする場合における登録受渡店舗を含む。）において取り扱う医薬品その他の物品を管理し、その薬局の業務に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第百四十七条の二十六第二項第一号において同じ。）の確保のために必要な措置を講じ、その他その薬局の業務につき、必要な注意をすること。

二　（略）

（薬局開設者の報告事項）

第十一条の三　法第八条の二第一項の規定により、薬局開設者が当該薬局の所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表第一（当該薬局が法第六条の二第一項、法第六条の三第一項又は法第六条の四第一項の認定を受けていない場合は、別表第一第二の項第三号を除く。）のとおりとする。

（薬局開設者の遵守事項）

第十一条の七　法第九条第一項の厚生労働省令で定める薬局開設者が遵守すべき事項は、次条から第十五条の十まで及び第十五条の十一の三から第十五条の十一の十八まで（第十五条の十一の四第四項を除く。）に定めるものとする。

（薬局の管理に関する帳簿）

第十三条　（略）

2　薬局の管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該薬局の管理に関する事項（次項に掲げる事項を除く。）を、前項の帳簿に記載しなければならない。

3　受渡管理者は、当該薬局における受渡しの管理に関する事項及び登録受渡店舗における受渡しに関する事項を、第一項の帳簿に記載しなければならない。

4　（略）

（医薬品の購入等に関する記録等）

第十四条　（略）

2～6　（略）

7　薬局開設者は、受渡委託による販売又は授与を行うために購入し、又は譲り受けた一般用医薬品を登録受渡店舗に貯蔵したときは、当該一般用医薬品に関し、次に掲げる事項をその薬局の薬剤師又は登録販売者に確認させた上で、当該事項を書面に記載しなければならない。

一　品名

二　数量

三　登録受渡店舗に一般用医薬品の貯蔵をした日時

8　薬局開設者は、登録受渡店舗に対し、一般用医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者への受渡しを指示したときは、当該一般用医薬品に関し、次に掲げる事項をその薬局の薬剤師又は登録販売者に確認させた上で、当該事項を書面に記載しなければならない。

一　品名

二　数量

三　受渡しを指示した日時

9　薬局開設者は、前二項の書面及び登録受渡業者が第百四十七条の二十七第十項第二号の規定により記録を作成し、受渡管理者に報告した受渡しを行つた一般用医薬品に係る書面を、記載の日から二年間保存しなければならない。

10　薬局開設者は、当該薬局において二以上の登録受渡業者に対し受渡委託をし、一般用医薬品の販売又は授与を行う場合にあつては、第七項及び第八項に規定する記載並びに前項に規定する保存は、当該受渡委託をする登録受渡業者ごとに行わなければならない。

2　法第八条第三項の薬局の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一　保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その薬局の業務に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のために必要な措置を講じ、その他その薬局の業務につき、必要な注意をすること。

二　（略）

（薬局開設者の報告事項）

第十一条の三　法第八条の二第一項の規定により、薬局開設者が当該薬局の所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表第一（当該薬局が法第六条の二第一項又は法第六条の三第一項の認定を受けていない場合は、別表第一第二の項第三号を除く。）のとおりとする。

（薬局開設者の遵守事項）

第十一条の七　法第九条第一項の厚生労働省令で定める薬局開設者が遵守すべき事項は、次条から第十五条の十一まで及び第十五条の十一の三に定めるものとする。

（薬局の管理に関する帳簿）

第十三条　（略）

2　薬局の管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該薬局の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。

（新設）

3　（略）

（医薬品の購入等に関する記録）

第十四条　（略）

2～6　（略）

（新設）

（医薬品の貯蔵等）

第十四条の二　（略）

2　薬局開設者は、受渡委託により一般用医薬品を販売し、又は授与する場合にあつては、開店時間のうち、受渡委託により当該一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間は、登録受渡店舗責任者（法第二十九条の八第一項に規定する登録受渡店舗責任者をいう。以下同じ。）に、登録受渡店舗の当該一般用医薬品の貯蔵設備に鍵をかけさせなければならない。

（医薬品を陳列する場所等の閉鎖等）

第十四条の三　（略）

2・3　（略）

4　薬局開設者は、受渡委託により登録受渡店舗において一般用医薬品を陳列させる場合にあつては、開店時間のうち、受渡委託により一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間は、登録受渡店舗責任者に、登録受渡店舗の当該一般用医薬品の陳列設備に鍵をかけさせなければならない。

（薬局における医薬品の広告）

第十五条の五　（略）

2　（略）

3　薬局開設者は、登録受渡業者に受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与について広告をさせるときは、当該登録受渡店舗により一般用医薬品の販売又は授与が行われていると人を誤認させるような広告をさせてはならない。

（特定販売の方法等）

第十五条の六　薬局開設者は、特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

一～三　（略）

四　特定販売を行うことについてインターネットその他の方法を利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧し、又は入手することができる方法により行うこと。

第十五条の十一　削除

（特定調剤業務委託に係る契約の締結等）

第十五条の十一の四　薬局開設者は、特定調剤業務委託をする場合にあつては、次に掲げる事項を記載した文書により受託薬局の開設者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

一　当該特定調剤業務委託に係る特定調剤業務の実施に関する委託薬局の開設者並びに受託薬局の開設者の責任体制に関する事項

二　当該特定調剤業務委託に係る特定調剤業務の実施に関し委託薬局の開設者及び受託薬局の開設者が遵守すべき事項

三　当該特定調剤業務委託に係る特定調剤業務の実施に関し委託薬局の管理者及び受託薬局の管理者が遵守すべき事項

四　その他特定調剤業務の実施に関し必要な事項

（薬局医薬品の貯蔵等）

第十四条の二　（略）

（新設）

（医薬品を陳列する場所等の閉鎖）

第十四条の三　（略）

2・3　（略）

（新設）

（薬局における医薬品の広告）

第十五条の五　（略）

2　（略）

（新設）

（特定販売の方法等）

第十五条の六　薬局開設者は、特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

一～三　（略）

四　特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

（健康サポート薬局の表示）

第十五条の十一　薬局開設者は、健康サポート薬局である旨を表示するときは、その薬局を、第一条の二第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものとしなければならない。

（新設）

2　薬局開設者は、当該薬局の管理者に特定調剤業務に関する業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、前項の契約書及び第十五条の十一の十一第一項に規定する特定調剤業務受託手順書に基づき、受託薬局の開設者に所要の措置を講じるよう文書により指示し、その文書を三年間保存しなければならない。

3　薬局開設者は、前項の規定に基づき指示をした場合においては、当該措置が講じられたことを確認し、その記録を三年間保存しなければならない。

4　薬局開設者は、特定調剤業務委託をする場合にあつては、受託薬局の開設者が第一項の契約書及び第十五条の十一の十一第一項に規定する特定調剤業務受託手順書に従つて特定調剤業務に関する業務を適正かつ円滑に行つているかどうかについての監査を行うことができる。

（特定調剤業務委託手順書）

第十五条の十一の五　薬局開設者は、特定調剤業務委託をする場合にあつては、次に掲げる事項を記載した特定調剤業務委託手順書（以下「特定調剤業務委託手順書」という。）を作成しなければならない。　（新設）

一　受託薬局への特定調剤業務に係る指示に関する手順

二　受託薬局からの特定調剤業務の完了の報告の受領に関する手順

三　特定調剤業務委託の実施中に問題が発生した場合の対応に関する手順

四　特定調剤業務委託に係る記録の作成及び保存に関する手順

五　その他特定調剤業務委託を適正かつ円滑に実施するために必要な手順

2　薬局開設者は、当該薬局において調剤に従事する薬剤師その他の当該薬局の従業者に、特定調剤業務委託手順書に基づき、適正かつ円滑に特定調剤業務委託に関する業務を行わせなければならない。

3　薬局開設者は、特定調剤業務委託手順書を当該薬局に備え付けなければならない。

（受託薬局に対する特定調剤業務に係る指示）

第十五条の十一の六　薬局開設者は、特定調剤業務委託をする場合にあつては、受託薬局に対し次に掲げる事項を伝えなければならない。　（新設）

一　特定調剤業務委託をする品名及び調剤量

二　処方箋の発行年月日

三　その他特定調剤業務委託に関し必要な事項

（受託薬局に報告させるべき事項）

第十五条の十一の七　薬局開設者は、特定調剤業務委託をする場合にあつては、受託薬局が特定調剤業務を完了したときに、当該受託薬局の開設者に、次に掲げる事項を報告させなければならない。　（新設）

一　取り扱つた品名、調剤量及びロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号）

二　特定調剤業務を行う旨の指示を受けた日時

三　特定調剤業務が完了した薬剤（次条及び第十五条の十一の九において「特定調剤業務完了品」という。）を委託薬局に送付した日時

四　当該特定調剤業務に関し責任を有する薬剤師の氏名

五　その他特定調剤業務の受託に関し必要な事項

（特定調剤業務委託に係る記録）

第十五条の十一の八　薬局開設者は、特定調剤業務委託をするときは、前二条に係る記録及び特定調剤業務完了品の確認に係る記録を作成し、五年間保存しなければならない。　（新設）

（特定調剤業務完了品の確認）

第十五条の十一の九　薬局開設者は、特定調剤業務委託をしたときは、受託薬局において調剤に従事する薬剤師に、受託薬局から委託薬局に特定調剤業務完了品を送付させ、委託薬局において調剤に従事する薬剤師に、当該特定調剤業務完了品を目視により確認させる方法により、受託薬局による特定調剤業務が適正に行われたことを確認しなければならない。　（新設）

（特定調剤業務の受託に係る契約の締結等）

第十五条の十一の十　薬局開設者は、特定調剤業務委託を受ける場合にあつては、第十五条の十一の四第一項各号に掲げる事項を記載した文書により委託薬局の開設者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

２　薬局開設者は、特定調剤業務委託を受ける場合であつて、委託薬局の開設者が第十五条の十一の四第四項の規定による監査を実施する場合にあつては、その求めに応じなければならない。　（新設）

（特定調剤業務受託手順書）

第十五条の十一の十一　薬局開設者は、特定調剤業務委託を受ける場合にあつては、次に掲げる事項を記載した特定調剤業務受託手順書（以下「特定調剤業務受託手順書」という。）を作成しなければならない。

一　特定調剤業務を行うための設備の整備に関する手順
二　委託薬局からの特定調剤業務に係る指示の受領に関する手順
三　特定調剤業務の実施に関する手順
四　委託薬局に対する特定調剤業務の完了の報告に関する手順
五　特定調剤業務の実施中に問題が発生した場合の対応に関する手順
六　特定調剤業務の受託に係る記録の作成及び保存に関する手順
七　その他特定調剤業務を適正かつ円滑に実施するために必要な手順

２　薬局開設者は、当該薬局において特定調剤業務に従事する薬剤師その他の当該薬局の従業者に、特定調剤業務受託手順書に基づき、適正かつ円滑に特定調剤業務に関する業務を行わせなければならない。

３　薬局開設者は、特定調剤業務受託手順書を当該薬局に備え付けなければならない。　（新設）

（特定調剤業務に係る報告及び記録の保存）

第十五条の十一の十二　薬局開設者は、特定調剤業務委託を受ける場合にあつては、第十五条の十一の七各号に掲げる事項を委託薬局に報告し、その記録を五年間保存しなければならない。　（新設）

（受渡委託による販売又は授与の方法等）

第十五条の十一の十三　薬局開設者は、受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

一　登録受渡店舗に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品を販売し、又は授与すること。
二　受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行うことについて広告をするときは、インターネットを利用する場合はホームページに、その他の広告方法を用いる場合は当該広告に、別表第一の二及び別表第一の三に掲げる情報を、見やすく表示すること。
三　受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行うことについて広告をするときは、第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の区分ごとに表示すること。　（新設）

四　受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行うことについてインターネットその他の方法を利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧し、又は入手することができる方法により行うこと。

（受渡しに関する研修の実施）

第十五条の十一の十四　薬局開設者は、受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行う場合にあつては、受渡管理者、当該薬局において受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者並びに登録受渡店舗責任者及び当該登録受渡店舗の受渡しに従事する者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。　（新設）

（受渡委託に係る契約の締結等）

第十五条の十一の十五　薬局開設者は、受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行う場合にあつては、次に掲げる事項を記載した文書により登録受渡業者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。　（新設）

一　当該受渡委託をする薬局における受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与に関する業務（以下「管理薬局業務」という。）に関する事項（第十五条の十一の十七第一項に規定する受渡委託販売等業務手順書の作成及び当該受渡委託販売等業務手順書に基づく業務の実施に関し必要な事項を含む。）

二　登録受渡店舗における受渡しに関する業務（以下「登録受渡店舗業務」という。）に関する事項（第十五条の十一の十八第一項に規定する受渡業務手順書の作成及び当該受渡業務手順書に基づく業務の実施に関し必要な事項を含む。）

三　当該受渡委託に係る薬局開設者及び登録受渡業者の責任体制に関する事項

四　その他管理薬局業務及び登録受渡店舗業務に関し必要な事項

2　薬局開設者は、受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行う場合にあつては、前項の契約書及び第十五条の十一の十七第一項に規定する受渡委託販売等業務手順書に基づき、次に掲げる業務を受渡管理者に行わせなければならない。

一　受渡しの管理に関する業務を統括すること。

二　登録受渡店舗責任者に、登録受渡店舗業務の実施につき第十五条の十一の十八第一項に規定する受渡業務手順書に基づき実施するよう指示すること。

三　前号のほか、登録受渡店舗責任者に登録受渡店舗業務の実施につき必要な指示をする場合にあつては文書により指示するとともに、その写しを保存すること。

四　登録受渡店舗責任者に登録受渡店舗業務に関する記録を作成させ、当該記録を文書により報告させること。

五　登録受渡店舗責任者が登録受渡店舗業務を適正かつ円滑に行つているかどうかを確認し、その記録を作成すること。

六　第四号の報告及び前号の記録を保存するとともに、薬局開設者に文書により報告すること。

七　その他受渡しの管理を行うために必要な措置を講ずること。

3　薬局開設者は、受渡管理者に登録受渡店舗業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、第一項の契約書及び第十五条の十一の十八第一項に規定する受渡業務手順書に基づき、登録受渡業者に所要の措置を講じるよう文書により指示し、その文書を三年間保存しなければならない。

4　薬局開設者は、前項の規定に基づき指示をした場合においては、当該措置が講じられたことを確認し、その記録を三年間保存しなければならない。

5　薬局開設者は、受渡しに係る業務を行う上で必要な情報を登録受渡業者に提供しなければならない。

6　薬局開設者は、登録受渡業者が第一項の契約書及び第十五条の十一の十八第一項に規定する受渡業務手順書に従つて登録受渡店舗業務を適正かつ円滑に行つているかどうかについての監査を行わなければならない。

7　薬局開設者は、登録受渡店舗がその薬局と同一の都道府県の区域内に所在しない場合にあつては、その登録受渡業者との間で、受渡委託の契約を締結してはならない。

（二以上の登録受渡店舗への受渡委託に係る契約の締結等）

第十五条の十一の十六　薬局開設者が、当該薬局において二以上の登録受渡業者に受渡委託をし、一般用医薬品の販売又は授与を行おうとする場合にあつては、次に掲げる事項を確認した上で、前条第一項の契約を締結しなければならない。

一　薬局開設者、当該薬局の管理者、受渡管理者その他の当該薬局の従業者が、当該薬局が受渡委託をし、及びしようとする全ての登録受渡業者に対し、適正に管理薬局業務を実施できること。

二　当該薬局が受渡委託をし、及びしようとする全ての登録受渡業者が、適正に登録受渡店舗業務を実施できること。

2　受渡管理者は、前項の規定による薬局開設者の確認のため、当該薬局開設者に対し、当該薬局において既に行つている受渡委託に関する業務に係る管理の状況及び前条第一項の契約の締結につき必要な意見を書面により述べなければならない。

（受渡委託販売等業務手順書）

第十五条の十一の十七　薬局開設者は、受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行う場合にあつては、次に掲げる手順を記載した管理薬局業務に係る受渡委託販売等業務手順書（第十六条の二第一項第九号ト及び第三項第五号を除き、以下この章において「受渡委託販売等業務手順書」という。）を作成しなければならない。

一　受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与に関する手順

二　登録受渡店舗における一般用医薬品の管理に関する手順

三　前二号に掲げる手順からの逸脱が生じた場合、保健衛生上の危害の発生の防止のために必要な場合その他の登録受渡店舗における一般用医薬品の受渡しに関し薬局開設者から登録受渡店舗責任者に対する指示をすることが必要な場合の薬局開設者から登録受渡店舗責任者への指示に関する手順

四　その他受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を適正かつ円滑に行うために必要な手順

2　薬局開設者は、受渡管理者その他の当該薬局の従業者に、受渡委託販売等業務手順書に基づき、適正かつ円滑に管理薬局業務を行わせなければならない。

3　薬局開設者は、受渡委託販売等業務手順書に基づく業務の適正かつ円滑な実施のために必要な体制を整備しなければならない。

4　薬局開設者は、受渡委託販売等業務手順書を当該薬局及び登録受渡店舗に備え付けなければならない。

（新設）

（新設）

（受渡業務手順書）

第十五条の十一の十八　薬局開設者は、受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行う場合にあつては、次に掲げる手順を記載した登録受渡店舗業務に係る受渡業務手順書（第十六条の二第一項第九号チ及び第三項第五号を除き、以下この章において「受渡業務手順書」という。）を作成しなければならない。

一　受渡しの実施に関する手順

二　受渡しを行う一般用医薬品の管理に関する手順

三　受渡委託をする薬局開設者の指示に基づき登録受渡店舗において受渡しに従事する者が行う業務に関する手順

四　前三号に掲げる手順に基づく業務の実施に関する受渡管理者への報告に関する手順

五　前各号に掲げる手順からの逸脱が生じた場合、保健衛生上の危害の発生の防止のために必要な場合その他の登録受渡店舗における受渡しの実施に関し登録受渡店舗責任者から受渡管理者に対する報告及び相談をすることが必要な場合の登録受渡店舗責任者から受渡管理者への報告及び相談に関する手順

六　その他受渡しを適正かつ円滑に行うために必要な手順

2　薬局開設者は、受渡業務手順書を当該薬局及び登録受渡店舗に備え付けなければならない。

（特定調剤業務の受委託に係る実施方法及び情報共有）

第十五条の十四の四　薬局開設者は、特定調剤業務委託をする場合にあつては、第十五条の十一の四から第十五条の十一の九までの規定に基づき、これを行うものとする。

2　委託薬局の許可（法第四条第一項又は第五項に規定する許可をいう。以下この項において同じ。）を行う都道府県知事（以下この項において「委託薬局管轄都道府県知事」という。）と、受託薬局の許可を行う都道府県知事（以下この項において「受託薬局管轄都道府県知事」という。）が異なる場合には、当該委託薬局管轄都道府県知事及び当該受託薬局管轄都道府県知事は、特定調剤業務の受委託の適正な実施のために必要があると認めるときは、必要な情報を共有するものとする。

（受託薬局の要件）

第十五条の十四の五　法第九条の五の厚生労働省令で定める要件は、受託薬局が、委託薬局と同一の都道府県の区域内に所在することとする。

（受渡しの受委託に係る情報共有）

第十五条の十四の六　受渡委託を行う薬局の許可（法第四条第一項又は第五項に規定する許可をいう。）を行う都道府県知事（以下この条において「管理薬局管轄都道府県知事」という。）と、法第二十九条の五第一項の登録を行う都道府県知事又は同条第八項の規定により同条第一項の登録を受けたとみなされる薬局又は店舗の許可（法第四条第一項若しくは第五項又は法第二十六条第一項若しくは第六項に規定する許可をいう。）を行う都道府県知事（以下この条及び第百四十七条の十一の五において「登録受渡店舗管轄都道府県知事」と総称する。）が異なる場合には、当該管理薬局管轄都道府県知事及び当該登録受渡店舗管轄都道府県知事は、受渡しの受委託の適正な実施のために必要があると認めるときは、必要な情報を共有するものとする。

（薬局における掲示）

第十五条の十五　法第九条の六の規定による掲示（次条に規定するものを除く。）は、次項に定める事項を表示した掲示板によるものとする。

2　法第九条の六の厚生労働省令で定める事項（次条に規定するものを除く。）は、別表第一の二のとおりとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（薬局における掲示）

第十五条の十五　法第九条の五の規定による掲示（次条に規定するものを除く。）は、次項に定める事項を表示した掲示板によるものとする。

2　法第九条の五の厚生労働省令で定める事項（次条に規定するものを除く。）は、別表第一の二のとおりとする。

（薬剤師不在時間の掲示）

第十五条の十六　法第九条の六の規定による掲示のうち、薬剤師不在時間に係るものは、当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

（変更の届出）

第十六条　法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七　（略）

八　当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条の二第五項各号に掲げる区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）

九　特定調剤業務委託をする場合にあつては、次に掲げる事項

イ　受託薬局の管理番号

ロ　特定調剤業務を管理するための構造設備

十　当該薬局開設者と受託薬局の開設者が特定調剤業務委託に係る契約を解除した場合にあつては、その旨

十一　特定調剤業務委託を受ける場合にあつては、次に掲げる事項

イ　委託薬局の管理番号

ロ　特定調剤業務を行うための構造設備

十二　当該薬局開設者と委託薬局の開設者が特定調剤業務委託に係る契約を解除した場合にあつては、その旨

十三　受渡委託をする場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該薬局開設者が受渡委託をする登録受渡店舗の登録番号（当該登録受渡店舗が法第二十九条の五第八項の規定により同条第一項の登録を受けたとみなされた薬局又は店舗である場合にあつては、管理番号）

ロ　受渡管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数

ハ　受渡しを管理するための構造設備

十四　当該薬局開設者と登録受渡業者が受渡委託に係る契約を解除した場合にあつては、その旨

十五　受渡しを行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該薬局開設者に受渡委託をする薬局又は店舗の管理番号

ロ　受渡しを行うための構造設備

十六　当該薬局開設者と当該薬局開設者に受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者が受渡委託に係る契約を解除した場合にあつては、その旨

2　（略）

3　前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一・二　（略）

三　第一項第四号、第五号又は第十三号ロに掲げる事項に係る届書（新たに管理者、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者又は受渡管理者となつた者が薬局開設者である場合を除く。）　雇用契約書の写しその他薬局開設者の新たに管理者、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者又は受渡管理者となつた者に対する使用関係を証する書類

（薬剤師不在時間の掲示）

第十五条の十六　法第九条の五の規定による掲示のうち、薬剤師不在時間に係るものは、当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

（変更の届出）

第十六条　法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七　（略）

八　当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条の二第三項各号に掲げる区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2　（略）

3　前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一・二　（略）

三　第一項第四号又は第五号に掲げる事項に係る届書（新たに管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者となつた者が薬局開設者である場合を除く。）　雇用契約書の写しその他薬局開設者の新たに管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者となつた者に対する使用関係を証する書類

第十六条の二　法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　第一条の二第六項各号に掲げる事項

（削る）

五　特定調剤業務委託をする場合にあつては、次のイからヘまでに掲げる事項

イ　受託薬局の開設者の氏名又は住所

ロ　受託薬局の名称又は所在地

ハ　受託薬局の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

ニ　当該薬局開設者が受託薬局の開設者に委託する特定調剤業務の内容

ホ　特定調剤業務の管理を行う体制の概要

ヘ　特定調剤業務委託手順書に定める事項

六　特定調剤業務委託を受ける場合にあつては、次のイからヘまでに掲げる事項

イ　委託薬局の開設者の氏名又は住所

ロ　委託薬局の名称又は所在地

ハ　委託薬局の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

ニ　当該薬局開設者が委託薬局の開設者から委託を受ける特定調剤業務の内容

ホ　特定調剤業務を行う体制の概要

ヘ　特定調剤業務受託手順書に定める事項

七　受渡委託をする場合にあつては、次のイからチまでに掲げる事項

イ　登録受渡業者の氏名又は住所

ロ　登録受渡店舗の名称又は所在地

ハ　登録受渡店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

ニ　受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行う時間及び営業時間のうち受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与のみを行う時間がある場合はその時間

ホ　受渡しの管理を行う体制の概要

ヘ　ホの体制により受渡しの管理を行うことが可能な登録受渡店舗の店舗数

ト　受渡委託販売等業務手順書に定める事項

チ　受渡業務手順書に定める事項

八　受渡しの実施の有無

九　受渡しを行う場合にあつては、次のイからチまでに掲げる事項

イ　当該薬局開設者に受渡委託をする薬局開設者若しくは店舗販売業者の氏名又は住所

ロ　当該薬局開設者に受渡委託をする薬局若しくは店舗の名称又は所在地

ハ　当該薬局開設者に受渡委託をする薬局又は店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

ニ　受渡しを行う時間及び営業時間のうち受渡しのみを行う時間がある場合はその時間

ホ　当該薬局における受渡しを行う体制の概要

ヘ　当該薬局において受渡しを行う一般用医薬品の区分

ト　受渡委託販売等業務手順書（第十五条の十一の十七第一項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）に規定する受渡委託販売等業務手順書をいう。第百五十九条の二十第一項第四号トを除き、以下同じ。）に定める事項

チ　受渡業務手順書（第十五条の十一の十八第一項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）に規定する受渡業務手順書をいう。第百五十九条の二十第一項第四号チを除き、以下同じ。）に定める事項

第十六条の二　法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　第一条の二第四項各号に掲げる事項

五　健康サポート薬局である旨の表示の有無　（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2　（略）

3　前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。

一　第一項第五号ホ又は第六号ホに掲げる事項に係る届書　特定調剤業務を管理するために必要な体制に関する書類又は特定調剤業務を行うために必要な体制に関する書類

二　第一項第五号ヘ又は第六号ヘに掲げる事項に係る届書　特定調剤業務委託手順書の写し又は特定調剤業務受託手順書の写し

三　第一項第七号ホ又は第九号ホに掲げる事項に係る届書　受渡しを管理するために必要な体制に関する書類又は受渡しを行うために必要な体制に関する書類

四　第一項第七号ヘに掲げる事項に係る届書　受渡しの管理を行うことが可能な登録受渡店舗の店舗数の検証に関する書類

五　第一項第七号ト若しくはチ又は第九号ト若しくはチに掲げる事項に係る届書　受渡委託販売等業務手順書の写し又は受渡業務手順書の写し

4　当該薬局において新たに特定販売を行おうとする場合にあつては、第二項の届書には、第一条の二第六項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

（削る）

5　当該薬局において新たな受託薬局の開設者に対し特定調剤業務委託をしようとする場合にあつては、第二項の届書には、当該受託薬局に係る第一条の二第三項各号に掲げる書類を添えなければならない。

6　当該薬局において新たな委託薬局の開設者から特定調剤業務委託を受けようとする場合にあつては、第二項の届書には、当該委託薬局に係る第一条の二第四項各号に掲げる書類を添えなければならない。

7　当該薬局において新たな登録受渡業者に対し受渡委託をしようとする場合にあつては、第二項の届書には、当該登録受渡業者に係る第一条の二第七項各号（同項第四号を除く。）に掲げる書類を添えなければならない。

8　当該薬局において新たな薬局開設者又は店舗販売業者から受渡委託を受けようとする場合にあつては、第二項の届書には、当該薬局開設者又は店舗販売業者に係る第一条の二第八項第十号に掲げる書類を添えなければならない。

（取扱処方箋数の届出）

第十七条　令第二条の十四ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二　（略）

2　令第二条の十四の届出は、様式第七による届書を提出することによつて行うものとする。

第十八条の二　薬局開設者は、その薬局において実施する特定調剤業務の受委託若しくは受渡委託に係る業務を廃止し、休止し、又は休止した当該業務を再開したときは、三十日以内に、様式第八による届書をその許可を行つた都道府県知事に提出しなければならない。

（医薬品、医薬部外品又は化粧品として不適当な場合）

第三十九条　法第十四条第二項第三号ハ（同条第十四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の医薬品又は医薬部外品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る医薬品又は医薬部外品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

2　（略）

2　（略）

（新設）

3　当該薬局において新たに特定販売を行おうとする場合にあつては、前項の届書には、第一条の二第四項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

4　当該薬局において新たに健康サポート薬局である旨を表示しようとする場合にあつては、第二項の届書には、当該薬局が、第一条の二第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものであることを明らかにする書類を添えなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（取扱処方箋数の届出）

第十七条　令第二条の十三ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二　（略）

2　令第二条の十三の届出は、様式第七による届書を提出することによつて行うものとする。

（新設）

（医薬品、医薬部外品又は化粧品として不適当な場合）

第三十九条　法第十四条第二項第三号ハ（同条第十三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の医薬品又は医薬部外品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る医薬品又は医薬部外品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

2　（略）

（承認申請書に添付すべき資料等）

第四十条　法第十四条第三項（同条第十四項において準用する場合及び法第十四条の二の二の二第五項の規定により適用される場合を含む。）の医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質、有効性及び安全性に関する資料として厚生労働省令で定める資料は、次の各号に掲げる承認の区分及び申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の有効成分の種類、投与経路、剤形等に応じ、当該各号に掲げる資料とする。

一～三　（略）

2～5　（略）

（厚生労働大臣の定める基準に従つて資料が収集され、かつ、作成される医薬品）

第四十二条　法第十四条第三項後段（同条第十四項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める医薬品は、法第十四条第一項に規定する医薬品（人又は動物の皮膚に貼り付けられる医薬品、薬局製造販売医薬品、令第八十条の規定により承認の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた医薬品及び専ら動物のために使用することが目的とされている医薬品を除く。）とする。

（申請資料の信頼性の基準）

第四十三条　法第十四条第三項後段（同条第十四項において準用する場合及び法第十四条の二の二の二第五項の規定により適用される場合を含む。）に規定する資料は、医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十一号）、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十八号）及び医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十一号）に定めるもののほか、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

一・二　（略）

三　当該資料の根拠になつた資料は、法第十四条第一項又は第十四項の承認（法第十四条の二の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）を与える又は与えない旨の処分の日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

（原薬等登録原簿に登録されたことを証する書面に代えることができる資料）

第四十五条　法第十四条第一項又は第十四項の承認の申請をしようとする者は、第二百八十条の四第一項の登録証の写し及び当該原薬等についての法第八十条の六第一項の登録を受けた者（以下「原薬等登録業者」という。）との契約書その他の当該原薬等を申請に係る品目に使用することを証する書類をもつて、法第十四条第三項の資料のうち、第四十条第一項第一号ロからニまでに掲げる資料の一部に代えることができる。

（承認事項の一部変更の承認）

第四十六条　法第十四条第十四項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請は、様式第二十三による申請書（厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副二通）を提出することによつて行うものとする。

2　法第十四条の三第一項の規定により法第十四条第十四項の承認を申請しようとするときは、前項の申請書に、第三十八条第二項第二号に掲げる書類を添えなければならない。

（承認申請書に添付すべき資料等）

第四十条　法第十四条第三項（同条第十四項において準用する場合及び法第十四条の二の二の二第五項の規定により適用される場合を含む。）の医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質、有効性及び安全性に関する資料として厚生労働省令で定める資料は、次の各号に掲げる承認の区分及び申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の有効成分の種類、投与経路、剤形等に応じ、当該各号に掲げる資料とする。

一～三　（略）

2～5　（略）

（厚生労働大臣の定める基準に従つて資料が収集され、かつ、作成される医薬品）

第四十二条　法第十四条第三項後段（同条第十四項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める医薬品は、法第十四条第一項に規定する医薬品（人又は動物の皮膚に貼り付けられる医薬品、薬局製造販売医薬品、令第八十条の規定により承認の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた医薬品及び専ら動物のために使用することが目的とされている医薬品を除く。）とする。

（申請資料の信頼性の基準）

第四十三条　法第十四条第三項後段（同条第十四項において準用する場合及び法第十四条の二の二の二第五項の規定により適用される場合を含む。）に規定する資料は、医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十一号）、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十八号）及び医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十一号）に定めるもののほか、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

一・二　（略）

三　当該資料の根拠になつた資料は、法第十四条第一項又は第十四項の承認（法第十四条の二の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）を与える又は与えない旨の処分の日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

（原薬等登録原簿に登録されたことを証する書面に代えることができる資料）

第四十五条　法第十四条第一項又は第十四項の承認の申請をしようとする者は、第二百八十条の四第一項の登録証の写し及び当該原薬等についての法第八十条の六第一項の登録を受けた者（以下「原薬等登録業者」という。）との契約書その他の当該原薬等を申請に係る品目に使用することを証する書類をもつて、法第十四条第三項の資料のうち、第四十条第一項第一号ロからニまでに掲げる資料の一部に代えることができる。

（承認事項の一部変更の承認）

第四十六条　法第十四条第十四項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請は、様式第二十三による申請書（厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副二通）を提出することによつて行うものとする。

2　法第十四条の三第一項の規定により法第十四条第十四項の承認を申請しようとするときは、前項の申請書に、第三十八条第二項第二号に掲げる書類を添えなければならない。

（承認事項の軽微な変更の範囲）

第四十七条　法第十四条第十四項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

一～四　（略）

（軽微な変更の届出）

第四十八条　法第十四条第十五項の規定による届出は、様式第二十四による届書（正副二通）を厚生労働大臣（令第八十条の規定により法第十四条第十五項に規定する権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事）に提出することによつて行うものとする。

2　前項の届出は、法第十四条第十四項の軽微な変更をした後三十日以内に行わなければならない。

3　厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に同項に規定する医薬品審査等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣（令第八十条の規定により法第十四条第十五項に規定する権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事）」とあるのは、「機構」とする。

（承認台帳の記載事項）

第四十九条　令第十九条第一項に規定する法第十四条第一項及び第十四項の承認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

（医薬品等適合性調査の申請）

第五十条　法第十四条第六項（同条第十四項において準用する場合を含む。）若しくは第九項又は第十四条の二の二第二項（医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下この章において「医薬品等適合性調査」という。）の申請は、様式第二十五による申請書を厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該調査の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事）に提出することによつて行うものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　医薬品等適合性調査に係る第五十三条の二第一項の規定により提出した申請書の写し（法第十四条第六項に規定する期間を経過するごとに受けなければならないとされている調査の申請に係る場合に限る。）

3　（略）

（医薬品等適合性調査の結果の通知）

第五十一条　医薬品等適合性調査実施者（令第二十三条第一項に規定する医薬品等適合性調査実施者をいう。）が同項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により医薬品等製造販売業許可権者（同条第一項に規定する医薬品等製造販売業許可権者をいう。第五十三条の三第三項及び第五十三条の九において同じ。）又は医薬品等承認権者（令第二十三条第一項に規定する医薬品等承認権者をいう。第五十三条の三第三項及び第五十三条の九において同じ。）に対して行う医薬品等適合性調査の結果の通知は、様式第二十六による通知書によつて行うものとする。ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第五十五条第二項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとする。

（承認事項の軽微な変更の範囲）

第四十七条　法第十四条第十三項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

一～四　（略）

（軽微な変更の届出）

第四十八条　法第十四条第十四項の規定による届出は、様式第二十四による届書（正副二通）を厚生労働大臣（令第八十条の規定により法第十四条第十四項に規定する権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事）に提出することによつて行うものとする。

2　前項の届出は、法第十四条第十三項の軽微な変更をした後三十日以内に行わなければならない。

3　厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に同項に規定する医薬品審査等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣（令第八十条の規定により法第十四条第十四項に規定する権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事）」とあるのは、「機構」とする。

（承認台帳の記載事項）

第四十九条　令第十九条第一項に規定する法第十四条第一項及び第十三項の承認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

（医薬品等適合性調査の申請）

第五十条　法第十四条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第八項又は第十四条の二の二の二第二項（医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下この章において「医薬品等適合性調査」という。）の申請は、様式第二十五による申請書を厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該調査の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事）に提出することによつて行うものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

（新設）

3　（略）

（医薬品等適合性調査の結果の通知）

第五十一条　医薬品等適合性調査実施者（令第二十三条に規定する医薬品等適合性調査実施者をいう。）が同条の規定により医薬品等製造販売業許可権者（同条に規定する医薬品等製造販売業許可権者をいう。）又は医薬品等承認権者（同条に規定する医薬品等承認権者をいう。）に対して行う医薬品等適合性調査の結果の通知は、様式第二十六による通知書によつて行うものとする。ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第五十五条第二項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとする。

（医薬品等適合性調査の実施に係る評価の申請）

第五十三条の二　法第十四条第七項の規定による評価（以下この条から第五十三条の四において単に「評価」という。）の申請は、様式第二十六の二による申請書を厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該評価の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事）に提出することによつて行うものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　評価に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料

二　評価に係る製造所の製造管理及び品質管理に関する資料

3　厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に評価を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該評価の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事）」とあるのは、「機構」とする。

（医薬品等適合性調査の実施に係る評価の結果の通知）

第五十三条の三　法第十四条第七項の規定により厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該評価の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事）が法第十四条第一項の承認を受けた者に対して行う同条第六項の調査を行わない旨の通知は、様式第二十六の三による通知書によつて行うものとする。

2　厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に評価を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該評価の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事）」とあるのは、「機構」とする。

3　評価実施者（令第二十五条の三第一項に規定する評価実施者をいう。）が同項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により医薬品等製造販売業許可権者又は医薬品等承認権者に対して行う評価の結果の通知は、様式第二十六の四による通知書によつて行うものとする。ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第五十五条第三項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとする。

（医薬品等適合性調査の実施に係る評価台帳の記載事項）

第五十三条の四　令第二十五条の四第一項に規定する評価に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一　評価結果及び結果通知年月日

二　当該品目の名称

三　当該品目に係る製造販売の承認を受けた者の氏名及び住所

四　承認番号及び承認年月日

五　製造所の名称及び所在地

六　製造業者又は医薬品等外国製造業者の氏名及び住所

七　前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日、医薬品等外国製造業者の認定番号及び認定年月日又は保管のみを行う製造所に係る登録番号及び登録年月日

（医薬品等区分適合性調査の申請）

第五十三条の五　法第十四条の二第二項の規定による調査（以下「医薬品等区分適合性調査」という。）の申請は、様式第二十六の五による申請書を厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該調査の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事）に提出することによつて行うものとする。

（新設）

（新設）

（医薬品等区分適合性調査の申請）

第五十三条の二　法第十四条の二第二項の規定による調査（以下「医薬品等区分適合性調査」という。）の申請は、様式第二十六の二による申請書を厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該調査の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事）に提出することによつて行うものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一　（略）

二　医薬品等区分適合性調査に係る製造業者並びに製造所における製造管理及び品質管理に関する資料

３　厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に医薬品等区分適合性調査を行わせることとした場合における第一項の適用については、同項中「厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該調査の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事）」とあるのは、「機構」とする。

（製造管理又は品質管理に関し特に注意が必要な区分）

第五十三条の六　法第十四条の二第三項の厚生労働省令で定める区分は、国内の製造所において製造される薬局医薬品（輸出用の医薬品及び医薬品等区分適合性調査の申請の日から過去三年以内に、厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に同項に規定する医薬品等審査等を行わせることとした場合における、法第十四条第六項（同条第十四項において準用する場合を含む。）若しくは第九項、第十四条の二第四項若しくは第十四条の二の二の二第二項（医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による実地の調査の結果又は厚生労働大臣が法第十四条の七の二第八項の規定により機構に同条第三項に規定する確認を行わせることとした場合における、同条第四項の規定による実地の調査により得られた当該確認の結果が適合である医薬品を除く。）の製造工程の区分のうち、次の各号に掲げる区分とする。

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和三年厚生労働省令第十七号）第二条第三号ロに掲げる区分

二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令第二条第三号ハに掲げる区分

三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令第二条第四号ハに掲げる区分

四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令第二条第四号ニに掲げる区分

五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令第二条第四号ホに掲げる区分

六　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令第二条第四号ヘに掲げる区分

（特に専門的知識を必要とする事項）

第五十三条の七　法第十四条の二第三項の厚生労働省令で定める事項は、製造所における医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十九号）で定める基準への不適合による保健衛生上の危害の発生その他の望ましくない状況の発生を防止する観点から、同令で定める基準への適合を確認するために必要な事項とする。

（特定医薬品等区分適合性調査の申請）

第五十三条の八　法第十四条の二第四項の規定による調査（以下「特定医薬品等区分適合性調査」という。）の申請は、様式第二十六の六による申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一　（略）

二　医薬品等区分適合性調査に係る製造業者及び製造所における製造管理及び品質管理に関する資料

３　厚生労働大臣が法第十四条の二の三の規定により機構に医薬品等区分適合性調査を行わせることとした場合における第一項の適用については、同項中「厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該調査の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事）」とあるのは、「機構」とする。

（新設）

（新設）

（新設）

2　前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。
一　特定医薬品等区分適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料
二　特定医薬品等区分適合性調査に係る製造業者並びに製造所における製造管理及び品質管理に関する資料
3　厚生労働大臣は、法第十四条の二第四項ただし書の規定により特定医薬品等区分適合性調査を行わないときは、遅滞なく、その旨を同条第三項の規定により確認を求めた者に知らせるものとする。
4　厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に特定医薬品等区分適合性調査を行わせることとした場合における第一項及び前項の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。
（医薬品等区分適合性調査の結果の通知）
第五十三条の九　医薬品等区分適合性調査実施者（令第二十六条の二第一項に規定する医薬品等区分適合性調査実施者をいう。次条及び第五十三条の十二第三項において同じ。）が令第二十六条の二第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により医薬品等製造販売業許可権者又は医薬品等承認権者に対して行う医薬品等区分適合性調査の結果の通知は、様式第二十六の七による通知書によつて行うものとする。ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第五十五条第四項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとする。
（特定医薬品等区分適合性調査の結果の通知）
第五十三条の十　特定医薬品等区分適合性調査実施者（令第二十六条の三第一項に規定する特定医薬品等区分適合性調査実施者をいう。第五十三条の十二第三項において同じ。）が令第二十六条の三第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により医薬品等区分適合性調査実施者に対して行う特定医薬品等区分適合性調査の結果の通知は、様式第二十六の八による通知書によつて行うものとする。
（資料の提出の請求等）
第五十三条の十一　法第十四条第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者に対し、法第十四条第六項若しくは第九項、法第十四条の二第二項若しくは第四項又は第十四条の二の二第二項（医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。）の調査に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
2　（略）
（医薬品等基準確認証の交付）
第五十三条の十二　基準確認証（法第十四条の二第五項の基準確認証をいう。以下この条から第五十三条の十五までにおいて同じ。）は、様式第二十六の九によるものとする。
2　特定医薬品等区分適合性調査が行われた場合にあつては、基準確認証は、前項の規定にかかわらず、様式第二十六の十によるものとする。
3　前項の基準確認証の交付に当たつては、医薬品等区分適合性調査実施者と特定医薬品等区分適合性調査実施者が異なる場合には、医薬品等区分適合性調査実施者は、医薬品等区分適合性調査の結果及び令第二十六条の三第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により特定医薬品等区分適合性調査実施者から通知された特定医薬品等区分適合性調査の結果に基づき、申請者に基準確認証を交付するものとする。
4　（略）

（医薬品等区分適合性調査の結果の通知）
第五十三条の三　医薬品等区分適合性調査実施者（令第二十六条の二に規定する医薬品等区分適合性調査実施者をいう。）が同条の規定により医薬品等製造販売業許可権者（令第二十三条に規定する医薬品等製造販売業許可権者をいう。）又は医薬品等承認権者（同条に規定する医薬品等承認権者をいう。）に対して行う医薬品等区分適合性調査の結果の通知は、様式第二十六の三による通知書によつて行うものとする。ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第五十五条第三項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとする。
（新設）
（資料の提出の請求等）
第五十三条の四　法第十四条第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者に対し、法第十四条第六項若しくは第八項、法第十四条の二第二項又は第十四条の二の二第二項（医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。）の調査に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
2　（略）
（医薬品等基準確認証の交付）
第五十三条の五　基準確認証（法第十四条の二第三項の基準確認証をいう。以下この条から第五十三条の八までにおいて同じ。）は、様式第二十六の四によるものとする。
（新設）
（新設）
2　（略）

（医薬品等基準確認証の書換え交付の申請）

第五十三条の十三　令第二十六条の五第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

（医薬品等基準確認証の再交付の申請）

第五十三条の十四　令第二十六条の六第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

（医薬品等区分適合性調査台帳の記載事項）

第五十三条の十五　令第二十六条の七第一項に規定する医薬品等区分適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　法第十四条第八項に規定する製造工程の区分

六　調査を行つた区分に係る品目及び製造販売業者の数並びに輸出用の品目の有無

七　（略）

（特定医薬品等区分適合性調査台帳の記載事項）

第五十三条の十六　令第二十六条の八第一項に規定する特定医薬品等区分適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一　調査結果及び調査結果通知年月日

二　製造所の名称及び所在地

三　製造業者の氏名及び住所

四　前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日

五　第五十三条の六に規定する製造工程の区分

六　調査を行つた区分に係る品目及び製造販売業者の数並びに輸出用の品目の有無

（法第十四条の二の二第一項の厚生労働省令で定める調査）

第五十三条の十七　法第十四条の二の二第一項の厚生労働省令で定める調査は、同項の規定により条件を付した法第十四条の承認（次条及び第五十四条第七項において「医薬品条件付承認」という。）に係る医薬品の使用成績に関する調査、当該医薬品の副作用による疾病、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症（第五十三条の十九第一項第二号、第五十三条の二十二、第五十五条の二、第五十七条第一項、第五十九条第一項、第六十二条及び第六十三条において「副作用等」という。）の発現状況並びに品質、有効性及び安全性に関する情報の検出又は確認のために行う調査、当該医薬品の効能又は効果及び安全性に関しその製造販売の承認後に得られた研究報告に関する調査その他の当該医薬品の品質、有効性及び安全性に関する調査とする。

（医薬品条件付承認に関する調査の申請に係る手続）

第五十三条の十八　医薬品条件付承認を受けた者は、法第十四条の二の二第二項の規定により、法第十四条の四第一項各号に定める期間を超えない範囲内において厚生労働大臣が指定する期間内に、様式第二十六の十一による申請書に添えて資料を提出しなければならない。

2　（略）

（法第十四条の二の二第二項前段の厚生労働大臣に提出すべき資料）

第五十三条の十九　法第十四条の二の二第二項前段の厚生労働省令で定める資料は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる資料については、添付を必要としない合理的理由がある場合は、この限りでない。

一　第五十三条の十七の規定による調査に関する資料

二　（略）

2　（略）

第五十三条の二十　（略）

（医薬品等基準確認証の書換え交付の申請）

第五十三条の六　令第二十六条の四第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

（医薬品等基準確認証の再交付の申請）

第五十三条の七　令第二十六条の五第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

（医薬品等区分適合性調査台帳の記載事項）

第五十三条の八　令第二十六条の六第一項に規定する医薬品等区分適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　法第十四条第七項に規定する製造工程の区分

六　調査を行つた区分に係る品目及び製造販売業者の数

七　（略）

（新設）

（法第十四条の二の二第一項の厚生労働省令で定める調査）

第五十三条の九　法第十四条の二の二第一項の厚生労働省令で定める調査は、同項の規定により条件を付した法第十四条の承認（次条及び第五十四条第七項において「医薬品条件付承認」という。）に係る医薬品の使用成績に関する調査、当該医薬品の副作用による疾病、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症（第五十三条の十一第一項第二号、第五十三条の十四、第五十五条の二、第五十七条第一項、第五十九条第一項、第六十二条及び第六十三条において「副作用等」という。）の発現状況並びに品質、有効性及び安全性に関する情報の検出又は確認のために行う調査、当該医薬品の効能又は効果及び安全性に関しその製造販売の承認後に得られた研究報告に関する調査その他の当該医薬品の品質、有効性及び安全性に関する調査とする。

（医薬品条件付承認に関する調査の申請に係る手続）

第五十三条の十　医薬品条件付承認を受けた者は、法第十四条の二の二第二項の規定により、法第十四条の四第一項各号に定める期間を超えない範囲内において厚生労働大臣が指定する期間内に、様式第二十六の五による申請書に添えて資料を提出しなければならない。

2　（略）

（法第十四条の二の二第二項前段の厚生労働大臣に提出すべき資料）

第五十三条の十一　法第十四条の二の二第二項前段の厚生労働省令で定める資料は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる資料については、添付を必要としない合理的理由がある場合は、この限りでない。

一　第五十三条の九の規定による調査に関する資料

二　（略）

2　（略）

第五十三条の十二　（略）

（法第十四条の二の二第二項後段の資料の信頼性の基準）

第五十三条の二十一　法第十四条の二の二第二項後段の資料の収集及び作成については、第四十三条の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「法第十四条第一項又は第十四項の承認（法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは「法第十四条の四第一項の再審査の終了の日」と読み替えるものとする。

第五十三条の二十二　（略）

（機構に対する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売の承認に係る審査又は調査の申請）

第五十四条　厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条の承認のための審査を行わせることとしたときは、令第二十七条第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第十四条第一項又は第十四項の承認の申請者は、機構に当該審査の申請をしなければならない。

2　厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条第五項後段（同条第十四項において準用する場合を含む。）の調査を行わせることとしたときは、令第二十七条第一項に規定する医薬品であつて第四十二条に規定するものに係る法第十四条第一項又は第十四項の承認の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

3　前二項の申請は、様式第二十七による申請書を当該申請に係る品目の法第十四条第一項又は第十四項の承認の申請書に添付して行うものとする。

4・5　（略）

6　法第十四条の二の三第一項の規定により機構が行う法第十四条の承認のための審査及び同条第五項（同条第十四項において準用する場合を含む。）並びに法第十四条の二の二第二項（法第十四条第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査（次条において「医薬品等審査等」という。）については、第四十条第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「機構」と、「審査」とあるのは「審査又は法第十四条第五項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の調査」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

7・8　（略）

9　法第十四条の二の三第一項の規定により機構が行う法第十四条の二の二第三項の調査については、第五十三条の十八第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣が」とあるのは「機構が」と、「厚生労働大臣に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

10　（略）

（機構による医薬品等審査等の結果の通知）

第五十五条　（略）

2　法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第十四条第六項（同条第十四項において準用する場合を含む。）若しくは第九項又は第十四条の二の二第二項（医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査の結果の通知は、様式第二十六による通知書によつて行うものとする。

（法第十四条の二の二第二項後段の資料の信頼性の基準）

第五十三条の十三　法第十四条の二の二第二項後段の資料の収集及び作成については、第四十三条の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「法第十四条第一項又は第十三項の承認（法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは「法第十四条の四第一項の再審査の終了の日」と読み替えるものとする。

第五十三条の十四　（略）

（機構に対する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売の承認に係る審査又は調査の申請）

第五十四条　厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条の承認のための審査を行わせることとしたときは、令第二十七条第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第十四条第一項又は第十三項の承認の申請者は、機構に当該審査の申請をしなければならない。

2　厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条第五項後段（同条第十三項において準用する場合を含む。）の調査を行わせることとしたときは、令第二十七条第一項に規定する医薬品であつて第四十二条に規定するものに係る法第十四条第一項又は第十三項の承認の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

3　前二項の申請は、様式第二十七による申請書を当該申請に係る品目の法第十四条第一項又は第十三項の承認の申請書に添付して行うものとする。

4・5　（略）

6　法第十四条の二の三第一項の規定により機構が行う法第十四条の承認のための審査及び同条第五項（同条第十三項において準用する場合を含む。）並びに法第十四条の二の二第二項（法第十四条第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査（次条において「医薬品等審査等」という。）については、第四十条第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「機構」と、「審査」とあるのは「審査又は法第十四条第五項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の調査」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

7・8　（略）

9　法第十四条の二の三第一項の規定により機構が行う法第十四条の二の二第三項の調査については、第五十三条の十第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣が」とあるのは「機構が」と、「厚生労働大臣に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

10　（略）

（機構による医薬品等審査等の結果の通知）

第五十五条　（略）

2　法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第十四条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第八項又は第十四条の二の二第二項（医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査の結果の通知は、様式第二十六による通知書によつて行うものとする。

3　法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第十四条第七項の規定による評価の結果の通知は、様式第二十六の四による通知書によつて行うものとする。ただし、当該評価の結果、調査を行うこととした場合にあつては、前項の規定により行う様式第二十六による通知書による通知をもつて、当該評価の結果の通知を行つたものとする。

4　法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第十四条の二第二項の規定による調査の結果の通知は、様式第二十六の七による通知書によつて行うものとする。

5　法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第十四条の二第四項の規定による調査の結果の通知は、様式第二十六の八による通知書によつて行うものとする。

6　法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第十四条第十五項の届出の状況の通知は、様式第二十九による通知書によつて行うものとする。

（再審査申請資料の信頼性の基準）

第六十一条　法第十四条の四第五項後段の資料については、第四十三条の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「法第十四条第一項又は第十四項の承認（法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは「法第十四条の四第一項の再審査の終了の日」と読み替えるものとする。

（安全性定期報告等）

第六十三条　（略）

2　法第十四条の四第七項の規定による厚生労働大臣に対する報告又は法第十四条の五第二項前段の規定による機構に対する報告は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、第五十三条の十八の規定により提出した資料に係る事項は不要とする。

一～十　（略）

3～5　（略）

（医薬品の再評価の申請等）

第六十六条　（略）

2～4　（略）

5　法第十四条の六第四項の資料については、第四十三条の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「法第十四条第一項又は第十四項の承認（法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは「法第十四条の六の再評価の終了の日」と読み替えるものとする。

（医薬品等適合性確認の結果の通知）

第六十八条の十　医薬品等適合性確認実施者（令第三十二条の五第一項に規定する医薬品等適合性確認実施者をいう。）が同項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により医薬品等製造販売業許可権者（令第二十三条第一項に規定する医薬品等製造販売業許可権者をいう。）又は医薬品等変更計画確認権者（令第三十二条の五第一項に規定する医薬品等変更計画確認権者をいう。）に対して行う医薬品等適合性確認の結果の通知は、様式第三十七の七による通知書によつて行うものとする。ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第六十八条の十五第二項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとする。

（新設）

3　法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第十四条の二第一項の確認の結果の通知は、様式第二十六の三による通知書によつて行うものとする。

（新設）

4　法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第十四条第十四項の届出の状況の通知は、様式第二十九による通知書によつて行うものとする。

（再審査申請資料の信頼性の基準）

第六十一条　法第十四条の四第五項後段の資料については、第四十三条の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「法第十四条第一項又は第十三項の承認（法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは「法第十四条の四第一項の再審査の終了の日」と読み替えるものとする。

（安全性定期報告等）

第六十三条　（略）

2　法第十四条の四第七項の規定による厚生労働大臣に対する報告又は法第十四条の五第二項前段の規定による機構に対する報告は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、第五十三条の十の規定により提出した資料に係る事項は不要とする。

一～十　（略）

3～5　（略）

（医薬品の再評価の申請等）

第六十六条　（略）

2～4　（略）

5　法第十四条の六第四項の資料については、第四十三条の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「法第十四条第一項又は第十三項の承認（法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは「法第十四条の六の再評価の終了の日」と読み替えるものとする。

（医薬品等適合性確認の結果の通知）

第六十八条の十　医薬品等適合性確認実施者（令第三十二条の五に規定する医薬品等適合性確認実施者をいう。）が同条の規定により医薬品等製造販売業許可権者（令第二十三条に規定する医薬品等製造販売業許可権者をいう。）又は医薬品等変更計画確認権者（令第三十二条の五に規定する医薬品等変更計画確認権者をいう。）に対して行う医薬品等適合性確認の結果の通知は、様式第三十七の七による通知書によつて行うものとする。ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第六十八条の十五第二項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとする。

（届出後に変更を行うことができるようになるまでの日数）

第六十八条の十二　法第十四条の七の二第六項の厚生労働省令で定める日数は、四十日（法第十四条第一項の承認（同条第十四項の承認を受けたときは、最後に受けた第六十八条の三各号に掲げる事項の変更に係る同項の承認）を受けてから第六十八条の三各号に掲げる事項の変更（法第十四条第十四項の承認を受けたときは、最後に受けた同項の承認に係る変更）に係る第四十八条の規定による届出を行つておらず、かつ、変更計画について最後に法第十四条の七の二第一項の規定による確認を受けてから第六十八条の七の規定による届出を行つていない場合は、二十日）（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日及び土曜日は、算入しない。）とする。

（承継の届出）

第六十九条　法第十四条の八第一項の厚生労働省令で定める資料及び情報は、次のとおりとする。

一　（略）

二　法第十四条第一項の承認の申請及び同条第十四項の当該承認事項の一部変更の承認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料

三～十二　（略）

２・３　（略）

（医薬品製造管理者の業務及び遵守事項）

第八十九条　法第十七条第九項の医薬品製造管理者が行う医薬品の製造の管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

一　医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令により医薬品製造管理者が行うこととされた業務

二　（略）

２　（略）

（製造販売のための医薬品、医薬部外品又は化粧品の輸入に係る手続）

第九十四条　製造販売業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

一　法第十四条第一項若しくは第十四項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の承認又はその申請

二・三　（略）

（製造のための医薬品、医薬部外品又は化粧品の輸入に係る手続）

第九十五条　製造のために医薬品、医薬部外品又は化粧品を、業として、輸入しようとする製造業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

一　法第十四条第一項若しくは第十四項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の承認又はその申請

二～四　（略）

（届出後に変更を行うことができるようになるまでの日数）

第六十八条の十二　法第十四条の七の二第六項の厚生労働省令で定める日数は、四十日（法第十四条第一項の承認（同条第十三項の承認を受けたときは、最後に受けた第六十八条の三各号に掲げる事項の変更に係る同項の承認）を受けてから第六十八条の三各号に掲げる事項の変更（法第十四条第十三項の承認を受けたときは、最後に受けた同項の承認に係る変更）に係る第四十八条の規定による届出を行つておらず、かつ、変更計画について最後に法第十四条の七の二第一項の規定による確認を受けてから第六十八条の七の規定による届出を行つていない場合は、二十日）（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日及び土曜日は、算入しない。）とする。

（承継の届出）

第六十九条　法第十四条の八第一項の厚生労働省令で定める資料及び情報は、次のとおりとする。

一　（略）

二　法第十四条第一項の承認の申請及び同条第十三項の当該承認事項の一部変更の承認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料

三～十二　（略）

２・３　（略）

（医薬品製造管理者の業務及び遵守事項）

第八十九条　法第十七条第九項の医薬品製造管理者が行う医薬品の製造の管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

一　医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十九号）により医薬品製造管理者が行うこととされた業務

二　（略）

２　（略）

（製造販売のための医薬品、医薬部外品又は化粧品の輸入に係る手続）

第九十四条　製造販売業者は、通関のときまでに、輸入しようとする製造販売業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

一　法第十四条第一項若しくは第十三項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の承認又はその申請

二・三　（略）

（製造のための医薬品、医薬部外品又は化粧品の輸入に係る手続）

第九十五条　製造のために医薬品、医薬部外品又は化粧品を、業として、輸入しようとする製造業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

一　法第十四条第一項若しくは第十三項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の承認又はその申請

二～四　（略）

（資料の保存）

第百一条　医薬品等承認取得者は、次の各号に掲げる資料を、それぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

一　法第十四条第一項又は第十四項の承認の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料　承認（法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものである場合にあつては、同条第五項の規定による申請に対する法第十四条の承認）を受けた日から五年間。ただし、法第十四条の四第一項の再審査を受けなければならない医薬品（承認（法第十四条の二の二第一項の条件及び期限を付したものを除く。）を受けた日から再審査が終了するまでの期間が五年を超えるものに限る。）に係る資料にあつては、再審査が終了するまでの期間

二～四　（略）

（外国製造医薬品等の製造販売承認台帳の記載事項）

第百三条　令第十九条に規定する法第十九条の二第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第十四項の承認に関する台帳に記載する事項は、第四十九条各号（第三号を除く。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二　（略）

（選任外国製造医薬品等製造販売業者の遵守事項）

第百四条　選任外国製造医薬品等製造販売業者が遵守すべき事項は、第九十二条各号及び第九十八条の九各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一　（略）

二　次のイからホまでに掲げる書類を利用しなくなつた日から五年間、保存すること。

イ　（略）

ロ　外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の二第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第十四項の承認の申請に際して提出した資料の写し

ハ～ホ　（略）

三　（略）

（情報の提供）

第百六条　外国製造医薬品等特例承認取得者は、選任外国製造医薬品等製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

一　法第十九条の二第一項の規定により当該品目について承認された事項及び同条第五項において準用する法第十四条第十四項の規定によりその変更があつた場合にあつては、その変更された事項及び変更理由

二　（略）

三　法第十九条の二第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第十四項の承認の申請に際して提出した資料の写し、法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項の再審査の申請に際して提出した資料の写し並びに法第十九条の四において準用する法第十四条の六第一項の再評価の申請に際して提出した資料の写し

四～八　（略）

2・3　（略）

（資料の保存）

第百一条　医薬品等承認取得者は、次の各号に掲げる資料を、それぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

一　法第十四条第一項又は第十三項の承認の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料　承認（法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものである場合にあつては、同条第五項の規定による申請に対する法第十四条の承認）を受けた日から五年間。ただし、法第十四条の四第一項の再審査を受けなければならない医薬品（承認（法第十四条の二の二第一項の条件及び期限を付したものを除く。）を受けた日から再審査が終了するまでの期間が五年を超えるものに限る。）に係る資料にあつては、再審査が終了するまでの期間

二～四　（略）

（外国製造医薬品等の製造販売承認台帳の記載事項）

第百三条　令第十九条に規定する法第十九条の二第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第十三項の承認に関する台帳に記載する事項は、第四十九条各号（第三号を除く。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二　（略）

（選任外国製造医薬品等製造販売業者の遵守事項）

第百四条　選任外国製造医薬品等製造販売業者が遵守すべき事項は、第九十二条各号及び第九十八条の九各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一　（略）

二　次のイからホまでに掲げる書類を利用しなくなつた日から五年間、保存すること。

イ　（略）

ロ　外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の二第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第十三項の承認の申請に際して提出した資料の写し

ハ～ホ　（略）

三　（略）

（情報の提供）

第百六条　外国製造医薬品等特例承認取得者は、選任外国製造医薬品等製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

一　法第十九条の二第一項の規定により当該品目について承認された事項及び同条第五項において準用する法第十四条第十三項の規定によりその変更があつた場合にあつては、その変更された事項及び変更理由

二　（略）

三　法第十九条の二第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第十三項の承認の申請に際して提出した資料の写し、法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項の再審査の申請に際して提出した資料の写し並びに法第十九条の四において準用する法第十四条の六第一項の再評価の申請に際して提出した資料の写し

四～八　（略）

2・3　（略）

（準用）

第百十一条　法第十九条の二第一項又は同条第五項において準用する法第十四条第十四項の承認については、第三十九条、第四十条の二から第四十八条まで、第五十条、第五十三条の二、第五十三条の三及び第五十三条の十七から第六十九条までの規定を準用する。この場合において、第四十六条第一項中「様式第二十三」とあるのは「様式第五十五」と、第四十八条第一項中「様式第二十四」とあるのは「様式第五十六」と、第五十条第一項中「様式第二十五」とあるのは「様式第五十七」と、第五十三条の二第一項中「様式第二十六の二」とあるのは「様式第五十七の二」と、第五十三条の三第一項中「様式第二十六の三」とあるのは「様式第五十七の三」と、第五十三条の十八第一項中「様式第二十六の十一」とあるのは「様式第五十七の四」と、第五十四条第三項及び第五十四条第二項中「様式第二十七」とあるのは「様式第五十八」と、同条第八項中「様式第二十七の二」とあるのは「様式第五十八の二」と、第五十六条中「様式第三十」とあるのは「様式第五十九」と、第六十四条第二項中「様式第三十三」とあるのは「様式第六十」と、第六十六条第一項中「様式第三十五」とあるのは「様式第六十一」と、第六十七条第二項中「様式第三十六」とあるのは「様式第六十二」と、第六十八条の二第一項中「様式第三十七の二」とあるのは「様式第六十二の二」と、同条第二項中「様式第三十七の三」とあるのは「様式第六十二の三」と、第六十八条の七第一項中「様式第三十七の四」とあるのは「様式第六十二の四」と、第六十八条の十三第一項中「様式第三十七の五」とあるのは「様式第六十二の五」と、第六十八条の十四第二項中「様式第三十七の九」とあるのは「様式第六十二の七」と、第六十八条の十五第一項中「様式第三十七の十」とあるのは「様式第六十二の八」と、第六十九条第二項中「様式第三十八」とあるのは「様式第六十三」と読み替えるものとする。

（製造管理又は品質管理の方法の基準への適合）

第百十四条の五十八　（略）

2　（略）

3　輸出用の医療機器又は体外診断用医薬品（令第七十三条の二に規定する医療機器又は体外診断用医薬品に限る。）の製造業者は、その製造所における製造管理又は品質管理の方法を、法第八十条第四項に規定する厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

（再生医療等製品区分適合性調査）

第百三十七条の三十四の二　法第二十三条の二十五の二において準用する法第十四条の二第二項の規定による調査（以下「再生医療等製品区分適合性調査」という。）の申請は、様式第七十五の六の二による申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一　（略）

二　再生医療等製品区分適合性調査に係る製造業者並びに製造所における製造管理及び品質管理に関する資料

3　厚生労働大臣が法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に再生医療等製品区分適合性調査を行わせることとした場合における第一項の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」とする。

（再生医療等製品基準確認証の交付）

第百三十七条の三十四の五　基準確認証（法第二十三条の二十五の二において準用する法第十四条の二第五項の基準確認証をいう。以下この条から第百三十七条の三十四の八までにおいて同じ。）は、様式第七十五の六の四によるものとする。

2　（略）

（準用）

第百十一条　法第十九条の二第一項又は同条第五項において準用する法第十四条第十三項の承認については、第三十九条、第四十条の二から第四十八条まで、第五十条及び第五十三条の九から第六十九条までの規定を準用する。この場合において、第四十六条第一項中「様式第二十三」とあるのは「様式第五十五」と、第四十八条第一項中「様式第二十四」とあるのは「様式第五十六」と、第五十条第一項中「様式第二十五」とあるのは「様式第五十七」と、第五十三条の二第一項中「様式第二十六の二」とあるのは「様式第五十七の二」と、第五十三条の三第一項中「様式第二十六の三」とあるのは「様式第五十七の三」と、第五十三条の十八第一項中「様式第二十六の五」とあるのは「様式第五十七の二」と、第五十四条第三項及び第五十四条第二項中「様式第二十七」とあるのは「様式第五十八」と、同条第八項中「様式第二十七の二」とあるのは「様式第五十八の二」と、第五十六条中「様式第三十」とあるのは「様式第五十九」と、第六十四条第二項中「様式第三十三」とあるのは「様式第六十」と、第六十六条第一項中「様式第三十五」とあるのは「様式第六十一」と、第六十七条第二項中「様式第三十六」とあるのは「様式第六十二」と、第六十八条の二第一項中「様式第三十七の二」とあるのは「様式第六十二の二」と、同条第二項中「様式第三十七の三」とあるのは「様式第六十二の三」と、第六十八条の七第一項中「様式第三十七の四」とあるのは「様式第六十二の四」と、第六十八条の十三第一項中「様式第三十七の五」とあるのは「様式第六十二の五」と、第六十八条の十四第二項中「様式第三十七の九」とあるのは「様式第六十二の七」と、第六十八条の十五第一項中「様式第三十七の十」とあるのは「様式第六十二の八」と、第六十九条第二項中「様式第三十八」とあるのは「様式第六十三」と読み替えるものとする。

（製造管理又は品質管理の方法の基準への適合）

第百十四条の五十八　（略）

2　（略）

3　輸出用の医療機器又は体外診断用医薬品（令第七十三条の二に規定する医療機器又は体外診断用医薬品に限る。）の製造業者は、その製造所における製造管理又は品質管理の方法を、法第八十条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

（再生医療等製品区分適合性調査）

第百三十七条の三十四の二　法第二十三条の二十五の二において準用する法第十四条の二第二項の規定による調査（以下「再生医療等製品区分適合性調査」という。）の申請は、様式第七十五の六の二による申請書を機構を経由して厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一　（略）

二　再生医療等製品区分適合性調査に係る製造業者及び製造所における製造管理及び品質管理に関する資料

（新設）

（再生医療等製品基準確認証の交付）

第百三十七条の三十四の五　基準確認証（法第二十三条の二十五の二において準用する法第十四条の二第三項の基準確認証をいう。以下この条から第百三十七条の三十四の八までにおいて同じ。）は、様式第七十五の六の四によるものとする。

2　（略）

（再生医療等製品区分適合性調査台帳の記載事項）

第百三十七条の三十四の八　令第四十三条の三十四第一項に規定する再生医療等製品区分適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　調査を行つた区分に係る品目及び製造販売業者の数並びに輸出用の品目の有無

七　（略）

（店舗販売業の許可の申請）

第百三十九条　法第二十六条第二項の申請書は、様式第七十六によるものとする。ただし、受渡しの受委託をする場合にあつては、様式第七十六の二によるものとする。

2　法第二十六条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、第一条の二第二項各号（同項第五号から第八号までを除く。）に掲げる事項とする。

3　（略）

4　法第二十六条第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第百四十七条の七第四号、第百四十七条の十一の五、第百四十七条の二十第一項及び第百五十九条の二十四において同じ。）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（その店舗の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）

5　法第二十六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、第一条の二第七項各号に掲げる書類とする。この場合において、同項第七号中「第十五条の十一の十五第一項」とあるのは「第百四十七条の十一の四において準用する第十五条の十一の十五第一項」と、同項第八号中「第十五条の十一の十七第一項」とあるのは「第百四十七条の十一の四において準用する第十五条の十一の十七第一項」と、同項第九号中「第十五条の十一の十八第一項」とあるのは「第百四十七条の十一の四において準用する第十五条の十一の十八第一項」と読み替えるものとする。

6　法第二十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～七　（略）

八　受渡しを行う場合にあつては、第一条の二第八項第十号に掲げる書類

7　法第二十六条第二項の申請については、第一条の二第九項及び第十項並びに第九条の規定を準用する。この場合において、第一条の二第九項中「第四条第三項各号」とあるのは、「第二十六条第三項各号」と読み替えるものとする。

8　（略）

（受渡委託の許可の申請）

第百三十九条の二　法第二十六条第七項の申請書は、様式第七十六の三によるものとする。

2　法第二十六条第七項第三号の厚生労働省令で定める事項は、第一条の二第二項第九号及び第十号の規定を準用する。

3　法第二十六条第八項の厚生労働省令で定める書類は、前条第五項に定めるものとする。

（準用）

第百四十二条　店舗販売業者については、第二条から第六条まで及び第七条（同条第九号、第十号、第十四号及び第十五号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」

（再生医療等製品区分適合性調査台帳の記載事項）

第百三十七条の三十四の八　令第四十三条の三十四第一項に規定する再生医療等製品区分適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　調査を行つた区分に係る品目及び製造販売業者の数

七　（略）

（店舗販売業の許可の申請）

第百三十九条　法第二十六条第二項の申請書は、様式第七十六によるものとする。

2　法第二十六条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、第一条の二第二項各号（同項第五号を除く。）に掲げる事項とする。

3　（略）

4　法第二十六条第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第百四十七条の七第四号において同じ。）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（その店舗の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）

（新設）

5　法第二十六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一～七　（略）

（新設）

6　法第二十六条第二項の申請については、第一条の二第六項及び第七項並びに第九条の規定を準用する。この場合において、第一条の二第六項中「第四条第三項各号」とあるのは、「第二十六条第三項各号」と読み替えるものとする。

（新設）

7　（略）

（準用）

第百四十二条　店舗販売業者については、第二条から第七条まで（同条第九号及び第十号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第十一号中「医薬品の販

と、「ただし、既に特定調剤業務又は」とあるのは「ただし、」と、「様式第五の六」とあるのは「様式第七十八の二」と、第七条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「店舗販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十二号中「第一条の二第五項各号」とあるのは「第百三十九条第三項各号」と、同条第十三号中「第一条の二第六項各号」とあるのは「第百三十九条第四項各号」と、「除く。第十六条の二第一項第三号において同じ」とあるのは「除く」と、同条第十六号ヘ中「第十五条の十一の十七第一項」とあるのは「第百四十七条の十一の四において準用する第十五条の十一の十七第一項」と、同号ト中「第十五条の十一の十八第一項」とあるのは「第百四十七条の十一の四において準用する第十五条の十一の十八第一項」と読み替えるものとする。

（店舗管理者の業務及び遵守事項）

第百四十二条の二　法第二十九条第三項の店舗管理者が行う店舗の管理に関する業務は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　第百四十五条第三項の規定により受渡管理者が記載した同条第一項の帳簿の記載事項の確認

2　法第二十九条第三項の店舗管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一　保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その店舗に勤務する薬剤師、登録販売者その他の従業者を監督し、その店舗の構造設備及びその店舗（受渡委託をする場合における登録受渡店舗を含む。）において取り扱う医薬品その他の物品を管理し、その他その店舗の業務につき、必要な注意をすること。

二　（略）

（店舗販売業者の遵守事項）

第百四十三条　法第二十九条の二第一項の厚生労働省令で定める店舗販売業者が遵守すべき事項は、次条から第百四十七条の十一まで、第百四十七条の十一の三及び第百四十七条の十一の四に定めるものとする。

（店舗の管理に関する帳簿）

第百四十五条　（略）

2　店舗管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該店舗の管理に関する事項（次項に掲げる事項を除く。）を、前項の帳簿に記載しなければならない。

3　受渡管理者は、当該店舗における受渡しの管理に関する事項及び登録受渡店舗における受渡しに関する事項を、第一項の帳簿に記載しなければならない。

4　（略）

（医薬品の購入等に関する記録）

第百四十六条　（略）

2～6　（略）

7　店舗販売業者は、受渡委託による販売又は授与を行うために購入し、又は譲り受けた一般用医薬品を登録受渡店舗に貯蔵したときは、当該一般用医薬品に関し、次に掲げる事項をその店舗の薬剤師又は登録販売者に確認させた上で、当該事項を書面に記載しなければならない。

一　品名

二　数量

三　登録受渡店舗に一般用医薬品の貯蔵をした日時

売業」とあるのは「店舗販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十二号中「第一条の二第三項各号」とあるのは「第百三十九条第三項各号」と、同条第十三号中「第一条の二第四項各号」とあるのは「第百三十九条第四項各号」と、「除く。第十六条の二第一項第三号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

（店舗管理者の業務及び遵守事項）

第百四十二条の二　法第二十九条第三項の店舗管理者が行う店舗の管理に関する業務は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（新設）

2　法第二十九条第三項の店舗管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一　保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その店舗に勤務する薬剤師、登録販売者その他の従業者を監督し、その店舗の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その店舗の業務につき、必要な注意をすること。

二　（略）

（店舗販売業者の遵守事項）

第百四十三条　法第二十九条の二第一項の厚生労働省令で定める店舗販売業者が遵守すべき事項は、次条から第百四十七条の十一まで及び第百四十七条の十一の三に定めるものとする。

（店舗の管理に関する帳簿）

第百四十五条　（略）

2　店舗管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該店舗の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。

（新設）

3　（略）

（医薬品の購入等に関する記録）

第百四十六条　（略）

2～6　（略）

（新設）

8　店舗販売業者は、登録受渡店舗に対し、一般用医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者への受渡しを指示したときは、当該一般用医薬品に関し、次に掲げる事項をその店舗の薬剤師又は登録販売者に確認させた上で、当該事項を書面に記載しなければならない。

一　品名

二　数量

三　受渡しを指示した日時

9　店舗販売業者は、前二項の書面及び登録受渡業者が第百四十七条の二十七第十項第二号の規定により記録を作成し、受渡管理者に報告した受渡しを行つた一般用医薬品に係る書面を、記載の日から二年間保存しなければならない。

10　店舗販売業者は、当該店舗において二以上の登録受渡業者に対し受渡委託をし、一般用医薬品の販売又は授与を行う場合にあつては、第七項及び第八項に規定する記載並びに前項に規定する保存は、当該受渡委託をする登録受渡業者ごとに行わなければならない。

（医薬品の貯蔵）

第百四十六条の二　店舗販売業者は、受渡委託により一般用医薬品を販売し、又は授与する場合にあつては、開店時間のうち、受渡委託により当該一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間は、登録受渡店舗責任者に、登録受渡店舗の当該一般用医薬品の貯蔵設備に鍵をかけさせなければならない。

（医薬品を陳列する場所等の閉鎖等）

第百四十七条　（略）

2　（略）

3　店舗販売業者は、受渡委託により登録受渡店舗において一般用医薬品を陳列させる場合にあつては、開店時間のうち、受渡委託により一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間は、登録受渡店舗責任者に、登録受渡店舗の当該一般用医薬品の陳列設備に鍵をかけさせなければならない。

（店舗における医薬品の広告）

第百四十七条の六　（略）

2　（略）

3　店舗販売業者は、登録受渡業者に受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与について広告をさせるときは、当該登録受渡店舗により一般用医薬品の販売又は授与が行われていると人を誤認させるような広告をさせてはならない。

（特定販売の方法等）

第百四十七条の七　店舗販売業者は、特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

一～三　（略）

四　特定販売を行うことについてインターネットその他の方法を利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧し、又は入手することができる方法により行うこと。

（準用）

第百四十七条の十一の四　受渡委託をする店舗販売業者については、第十五条の十一の十三から第十五条の十一の十八までの規定を準用する。

（新設）

（新設）

（医薬品を陳列する場所等の閉鎖）

第百四十七条　（略）

2　（略）

（新設）

（店舗における医薬品の広告）

第百四十七条の六　（略）

2　（略）

（新設）

（特定販売の方法等）

第百四十七条の七　店舗販売業者は、特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

一～三　（略）

四　特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

（新設）

（受渡しの受委託に係る情報共有）

第百四十七条の十一の五　受渡委託を行う店舗販売業の許可（法第二十六条第一項又は第六項に規定する許可をいう。）を行う都道府県知事（以下この条において「管理店舗管轄都道府県知事」という。）と、登録受渡店舗管轄都道府県知事が異なる場合には、当該管理店舗管轄都道府県知事及び当該登録受渡店舗管轄都道府県知事は、受渡しの受委託の適正な実施のために必要があると認めるときは、必要な情報を共有するものとする。　（新設）

（登録受渡店舗に係る登録の要件）

第百四十七条の十四　法第二十九条の五第一項の厚生労働省令で定める要件は、受渡しを行おうとする店舗が、受渡委託をする薬局又は店舗と同一の都道府県の区域内に所在することとする。　（新設）

（登録受渡店舗に係る登録の申請）

第百四十七条の十五　法第二十九条の五第三項の申請書は、様式第七十九によるものとする。

2　法第二十九条の五第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。　（新設）

一　登録受渡店舗（法第二十九条の五第八項の規定により同条第一項の登録を受けたとみなされた薬局及び店舗を除く。以下この条、第百四十七条の十七、第百四十七条の二十一、第百五十九条の二十の二、第百五十九条の二十の三及び第百五十九条の二十三において同じ。）の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

二　当該登録受渡店舗において受渡しを行う一般用医薬品の区分

三　登録受渡店舗責任者の氏名、住所及び週当たり勤務時間数

四　受渡しを行う時間

五　登録受渡業者（法第二十九条の五第八項の規定により同条第一項の登録を受けたとみなされた者を除く。以下この条、第百四十七条の二十一、第百五十九条の二十の二及び第百五十九条の二十の三において同じ。）に受渡委託をしようとする薬局開設者又は店舗販売業者の氏名及び住所

六　当該登録受渡業者に受渡委託をしようとする薬局又は店舗の名称、所在地及び管理番号

七　当該登録受渡業者に受渡委託をしようとする薬局又は店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

3　法第二十九条の五第四項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　法人にあつては、登記事項証明書

二　受渡しを行うために必要な構造設備及び体制に関する書類

三　登録受渡店舗責任者の週当たり勤務時間数を記載した書類

四　登録受渡店舗責任者にその登録受渡店舗を実地に管理させる場合にあつては、その登録受渡店舗責任者の雇用契約書の写しその他申請者の当該登録受渡店舗責任者に対する使用関係を証する書類

五　登録受渡店舗において医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、その業務の種類を記載した書類

六　申請者（申請者が法人であるときは、受渡しの業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

七　当該登録受渡業者に受渡委託をしようとする薬局開設者又は店舗販売業者の許可証の写し

八　第百四十七条の二十七第九項に規定する契約書の写し

九　受渡委託販売等業務手順書の写し

十　受渡業務手順書の写し

（登録受渡店舗に係る登録の登録証の様式）

第百四十七条の十六　法第二十九条の五第一項の登録に係る登録証（次条から第百四十七条の二十までにおいて単に「登録証」という。）は、様式第八十によるものとする。　（新設）

（登録受渡店舗に係る登録の登録証の掲示）

第百四十七条の十七　登録受渡店舗は、登録証を登録受渡店舗の見やすい場所に掲示しておかなければならない。　（新設）

（登録受渡店舗に係る登録の登録証の書換え交付の申請書）

第百四十七条の十八　令第四十八条の三第二項の登録証の書換え交付の申請書は、様式第三によるものとする。　（新設）

（登録受渡店舗に係る登録の登録証の再交付の申請書）

第百四十七条の十九　令第四十八条の四第二項の登録証の再交付の申請書は、様式第四によるものとする。　（新設）

（登録受渡店舗に係る登録の更新の申請）

第百四十七条の二十　法第二十九条の五第五項の規定により同条第一項の登録の更新を受けようとする者は、様式第八十一による申請書に登録証を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。　（新設）

2　前項において申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を前項の申請書に添付しなければならない。

（登録受渡店舗の登録台帳の記載事項）

第百四十七条の二十一　令第四十八条の六に規定する法第二十九条の五第一項の規定による登録に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。　（新設）

一　登録受渡業者の氏名及び住所

二　登録受渡店舗の名称及び所在地

三　登録受渡店舗の登録番号及び登録年月日

四　受渡しを行う時間

五　登録受渡店舗責任者の氏名、住所及び週当たり勤務時間数

六　登録受渡店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

七　当該登録受渡店舗において医薬品の販売業その他の業務を併せ行うときは、その業務の種類

八　当該登録受渡業者に受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者の氏名及び住所

九　当該登録受渡業者に受渡委託をする薬局又は店舗の名称、所在地及び管理番号

十　当該登録受渡業者に受渡委託をする薬局又は店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

十一　受渡委託販売等業務手順書に定める事項

十二　受渡業務手順書に定める事項

（受渡管理者の要件）

第百四十七条の二十二　薬局開設者又は店舗販売業者が指定する受渡管理者は、法第二十九条の六第二項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であつて、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。　（新設）

一　受渡委託により、第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局又は店舗　薬剤師

二　受渡委託により、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する薬局又は店舗販売業者は次のいずれかに該当する登録販売者

イ　過去五年間のうち、薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者（その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間（以下この号において「従事期間」という。）が通算して二年以上の者

ロ　過去五年間のうち、従事期間が通算して一年以上であつて、第十五条の十一の三、第百四十七条の十一の三又は第百四十九条の十六に定める継続的研修並びに薬局又は店舗の管理及び法令遵守について厚生労働大臣が必要と認める研修を修了した者

ハ　従事期間が通算して一年以上であつて、受渡管理者としての業務の経験がある者

2　前項第一号の規定にかかわらず、第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局又は店舗において薬剤師を受渡管理者とすることができない場合には、過去五年間のうち次の各号に掲げる期間が通算して三年以上である登録販売者であつて、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを受渡管理者とすることができる。

一　第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として業務に従事した期間

二　第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗の店舗管理者又は第一類医薬品を配置販売する区域の区域管理者であつた期間

（受渡管理者を補佐する者）

第百四十七条の二十三　受渡委託により第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局開設者又は店舗販売業者は、当該薬局又は店舗の受渡管理者が薬剤師でない場合には、受渡管理者を補佐する者として薬剤師を置かなければならない。

2　前項に規定する受渡管理者を補佐する者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、薬局開設者及び薬局の管理者又は店舗販売業者及び店舗管理者並びに受渡管理者に対し必要な意見を書面により述べなければならない。

3　薬局開設者及び薬局の管理者又は店舗販売業者及び店舗管理者並びに受渡管理者は、第一項の規定により受渡管理者を補佐する者を置いたときは、前項の規定により述べられた受渡管理者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）を記録し、これを適切に保存しなければならない。

（受渡管理者の業務及び遵守事項）

第百四十七条の二十四　法第二十九条の七第三項の厚生労働省令で定める受渡管理者が行う受渡しの管理に関する業務は、次のとおりとする。

一　受渡委託販売等業務手順書に基づく業務の確認及び確認した内容に基づく必要な指示の実施

二　受渡業務手順書に基づき登録受渡店舗で行われる業務の報告の確認及び確認した内容に基づく必要な指示の実施

三　受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与に関する事項の第十三条第一項又は第百四十五条第一項の帳簿への記載

四　その他受渡しの管理のために必要な業務の実施

（新設）

（新設）

２　法第二十九条の七第三項の受渡管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一　保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局又は店舗に勤務する受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師、登録販売者その他の従業者を監督し、その薬局又は店舗の受渡委託に係る構造設備及び一般用医薬品その他の物品を管理し、その他管理薬局業務又は当該受渡委託をする店舗における受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与に関する業務につき、必要な注意をすること。

二　登録受渡店舗における適正かつ円滑な受渡しの実施のため、適切な監督を行うこと。

三　法第二十九条の七第二項の規定により薬局の管理者及び店舗管理者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

四　法第二十九条の九第二項の規定により登録受渡店舗責任者から述べられた意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

（登録受渡店舗責任者の要件）

第百四十七条の二十五　登録受渡店舗責任者は、法第二十九条の八第一項の規定により、登録受渡店舗における適正かつ円滑な受渡しの実施に当たり実効的に当該登録受渡店舗の管理を行うことができる者であつて、次の各号にいずれにも該当しない者のうち登録受渡業者が指定したものとする。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

二　前号に該当する者を除くほか、法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）その他法第五条第三号ニに規定する薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者

三　麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四　精神の機能の障害により登録受渡店舗責任者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

五　登録受渡店舗責任者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者

２　前項の規定にかかわらず、法第二十九条の五第八項の規定により同条第一項の登録を受けたとみなされた薬局又は店舗の登録受渡店舗責任者は、当該薬局又は店舗の管理者が担うものとする。

（登録受渡店舗責任者の業務及び遵守事項）

第百四十七条の二十六　法第二十九条の九第三項の厚生労働省令で定める登録受渡店舗責任者が行う登録受渡店舗の管理に関する業務は、次のとおりとする。

一　受渡業務手順書に基づく業務の実施状況の報告

二　登録受渡店舗における受渡しを実施する従業者の監督

三　登録受渡店舗の構造設備及び受渡しを行う一般用医薬品その他物品の管理

四　その他登録受渡店舗の管理に必要な業務の実施

（新設）

（新設）

2　法第二十九条の九第三項の登録受渡店舗責任者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一　保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その登録受渡店舗に勤務する受渡しを実施する従業者を監督し、その登録受渡店舗の構造設備及び一般用医薬品その他の物品を管理し、登録受渡店舗業務に係るサイバーセキュリティの確保のために必要な措置を講じ、その他登録受渡店舗業務につき、必要な注意をすること。

二　法第二十九条の九第二項の規定により受渡管理者及び登録受渡業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

三　受渡委託販売等業務手順書及び受渡業務手順書を当該登録受渡店舗に備え付けること。

（登録受渡業者の遵守事項）

第百四十七条の二十七　登録受渡業者は、登録受渡店舗に当該登録受渡店舗の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

2　登録受渡業者は、登録受渡店舗で受渡しを行つた従業者の勤務時間に関する記録を、前項の帳簿に記載しなければならない。

3　登録受渡業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間保存しなければならない。

4　登録受渡業者は、当該登録受渡業者に受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者の求めに応じて、第一項の帳簿を閲覧させ、又はその写しを提出しなければならない。

5　登録受渡業者は、一般用医薬品の受渡しを行わない時間は、登録受渡店舗責任者に、当該一般用医薬品の貯蔵設備及び陳列設備に鍵をかけさせなければならない。

6　登録受渡業者は、当該登録受渡業者に受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者から指示がある場合を除き、当該薬局開設者又は店舗販売業者が行う当該受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与について広告をしてはならない。

7　登録受渡業者は、登録受渡店舗責任者及び登録受渡業者の従業者を第十五条の十一の十四（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定により受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者が実施する研修に参加させることその他の必要な措置を講じなければならない。

8　登録受渡業者は、登録受渡店舗責任者及び登録受渡業者の教育訓練の機会の確保を図るため、受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者との必要な連携を行わなければならない。

9　登録受渡業者は、受渡委託による一般用医薬品の受渡しを行おうとする場合にあつては、第十五条の十一の十五第一項各号（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載した文書により薬局開設者又は店舗販売業者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

10　登録受渡業者は、受渡委託による一般用医薬品の受渡しを行う場合にあつては、前項の契約書、受渡委託販売等業務手順書及び受渡業務手順書に基づき、次に掲げる業務を登録受渡店舗責任者に行わせなければならない。

一　受渡業務手順書及び受渡管理者の指示に基づき、登録受渡店舗における受渡しが適正かつ円滑に実施されるよう管理すること。

二　登録受渡店舗が受渡しを行つたときは、当該一般用医薬品に関し、次に掲げる事項に関する記録（登録受渡業者が二以上の薬局開設者又は店舗販売業者から受渡委託を受ける場合にあつては、受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者ごとの記録）を作成し、受渡管理者に報告すること。

イ　品名

ロ　数量

ハ　受渡しを行つた日時

（新設）

三　受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者が第十五条の十一の十五第六項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定による監査を実施する場合にあつては、その求めに応じること。

四　第二号の記録及び報告を二年間保存すること。

五　第二号の記録について、登録受渡業者に文書により報告すること。

11　登録受渡業者は、薬局又は店舗が登録受渡店舗と同一の都道府県の区域内に所在しない場合にあつては、その薬局開設者又は店舗販売業者との間で、受渡委託の契約を締結してはならない。

12　登録受渡業者は、第九項の契約書、受渡委託販売等業務手順書及び受渡業務手順書に基づき、登録受渡店舗において行う受渡しの適正かつ円滑な実施に必要な体制を整備しなければならない。

13　登録受渡業者は、前項の必要な体制の整備のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　次に掲げる登録受渡店舗責任者の権限を明らかにすること。

イ　登録受渡店舗に勤務する従業者に対する受渡しに関する業務の指示及び監督並びに受渡管理者への相談に関する権限

ロ　イに掲げるもののほか、登録受渡店舗の管理に関する権限

二　次に掲げる措置を講じること。

イ　法令遵守のための指針を策定し、登録受渡店舗に勤務する従業者に対して示すこと。

ロ　受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者が行う受渡しに係る一般用医薬品の管理において、受渡業務手順書に定められた登録受渡店舗における業務が適切に行われるために必要な措置

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、前項の必要な体制を整備し、実効的に機能させるために必要な措置

（登録受渡店舗における掲示）

第百四十七条の二十八　法第二十九条の十一の規定による掲示は、次項に定める事項を表示した掲示板によるものとする。

2　法第二十九条の十一の厚生労働省令で定める事項は、別表第一の五のとおりとする。

（配置販売業の許可の申請）

第百四十八条　（略）

2・3　（略）

4　法第三十条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条の二第十項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5　（略）

（準用）

第百四十九条　配置販売業者については、第二条及び第四条から第六条まで及び第七条（同条第三号、第九号、第十号及び第十三号から第十七号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「配置販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十二号中「第一条の二第五項各号」とあるのは「第百四十八条第二項第八号イからニまで」と読み替えるものとする。

（新設）

（配置販売業の許可の申請）

第百四十八条　（略）

2・3　（略）

4　法第三十条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条の二第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5　（略）

（準用）

第百四十九条　配置販売業者については、第二条及び第四条から第七条まで（同条第三号、第九号、第十号及び第十三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「配置販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十二号中「第一条の二第三項各号」とあるのは「第百四十八条第二項第八号イからニまで」と読み替えるものとする。

（卸売販売業の許可の申請）

第百五十三条　（略）

２・３　（略）

４　法第三十四条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条の二第十項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

５　（略）

（準用）

第百五十五条　卸売販売業者については、第二条から第六条まで及び第七条（同条第四号、第八号、第九号及び第十二号から第十七号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第七号中「氏名、住所及び週当たり勤務時間数」とあるのは「氏名及び住所」と、同条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「卸売販売業以外の医薬品の販売業」と読み替えるものとする。

（指定濫用防止医薬品に関する情報提供の方法等）

第百五十九条の十八の二　（略）

２　（略）

３　第一類医薬品における第一項の規定の適用については、同項本文中「薬局開設者」とあるのは「薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者」と、「第百五十八条の十第一項の規定により読み替えて適用される第百五十八条の八第一項（第六号に係る部分を除く。）」とあるのは「第百五十九条の十五第一項各号（第百五十九条の十八において読み替えて準用する場合を含む。）」と、「薬局に」とあるのは「薬局若しくは店舗又はその業務に係る都道府県の区域に」と、「又は授与」とあるのは「若しくは授与又は配置販売」と、同項第一号中「薬局の」とあるのは「薬局若しくは店舗の」と、「に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。）」とあるのは「若しくは第二条第十三号に規定する情報を提供するための設備がある場所又は同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所又は特定販売を行う場合にあつては、当該薬局若しくは店舗内の場所をいう。）又は当該区域における医薬品を配置する場所」とする。

４　（略）

（変更の届出）

第百五十九条の十九　法第三十八条第一項において店舗販売業について準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七　（略）

八　受渡委託をする場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該店舗販売業者が受渡委託をする登録受渡店舗の登録番号（当該登録受渡店舗が法第二十九条の五第八項の規定により同条第一項の登録を受けたとみなされた薬局又は店舗である場合にあつては、管理番号）

ロ　受渡管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数

ハ　受渡しを管理するための構造設備

（卸売販売業の許可の申請）

第百五十三条　（略）

２・３　（略）

４　法第三十四条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条の二第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

５　（略）

（準用）

第百五十五条　卸売販売業者については、第二条から第七条まで（同条第四号、第八号、第九号、第十二号及び第十三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第七号中「氏名、住所及び週当たり勤務時間数」とあるのは「氏名及び住所」と、同条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「卸売販売業以外の医薬品の販売業」と読み替えるものとする。

（指定濫用防止医薬品に関する情報提供の方法等）

第百五十九条の十八の二　（略）

２　（略）

３　第一類医薬品における第一項の規定の適用については、同項本文中「薬局開設者」とあるのは「薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者」と、「第百五十八条の十第一項の規定により読み替えて適用される第百五十八条の八第一項（第六号に係る部分を除く。）」とあるのは「第百五十九条の十五第一項各号（第百五十九条の十八において読み替えて準用する場合を含む。）」と、「薬局に」とあるのは「薬局若しくは店舗又はその業務に係る都道府県の区域に」と、「又は授与」とあるのは「若しくは授与又は配置販売」と、「薬剤師」とあるのは「薬剤師又は登録販売者」と、同項第一号中「薬局の」とあるのは「薬局若しくは店舗の」と、「に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。）」とあるのは「若しくは第二条第十三号に規定する情報を提供するための設備がある場所又は同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所又は特定販売を行う場合にあつては、当該薬局若しくは店舗内の場所をいう。）又は当該区域における医薬品を配置する場所」とする。

４　（略）

（変更の届出）

第百五十九条の十九　法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七　（略）

（新設）

九　当該店舗販売業者と登録受渡業者が受渡委託に係る契約を解除した場合にあつては、その旨

十　受渡しを行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該店舗販売業者に受渡委託をする薬局又は店舗の管理番号

ロ　受渡しを行うための構造設備

十一　当該店舗販売業者と当該店舗販売業者に受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者が受渡委託に係る契約を解除した場合にあつては、その旨

2　法第三十八条第一項において店舗販売業について準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第百五十九条の十九第一項第四号」と、同条第三項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第百五十九条の十九第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号、第五号又は第十三号ロ」とあるのは「第百五十九条の十九第一項第四号、第五号又は第八号ロ」と読み替えるものとする。

第百五十九条の二十　法第三十八条第一項において店舗販売業について準用する法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　受渡委託をする場合にあつては、次のイからチまでに掲げる事項

イ　登録受渡業者の氏名又は住所

ロ　登録受渡店舗の名称又は所在地

ハ　登録受渡店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

ニ　受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行う時間及び営業時間のうち受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与のみを行う時間がある場合はその時間

ホ　受渡しの管理を行う体制の概要

ヘ　ホの体制により受渡しの管理を行うことが可能な登録受渡店舗の店舗数

ト　受渡委託販売等業務手順書（第百四十七条の十一の四において準用する第十五条の十一の十七第一項に規定する受渡委託販売等業務手順書をいう。）に定める事項

チ　受渡業務手順書（第百四十七条の十一の四において準用する第十五条の十一の十八第一項に規定する受渡業務手順書をいう。）に定める事項

五　受渡しの実施の有無

六　受渡しを行う場合にあつては、次のイからチまでに掲げる事項

イ　当該店舗販売業者に受渡委託をする薬局開設者若しくは店舗販売業者の氏名又は住所

ロ　当該店舗販売業者に受渡委託をする薬局若しくは店舗の名称又は所在地

ハ　当該店舗販売業者に受渡委託をする薬局又は店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

ニ　受渡しを行う時間及び営業時間のうち受渡しのみを行う時間がある場合はその時間

ホ　当該店舗における受渡しを行う体制の概要

ヘ　当該店舗において受渡しを行う一般用医薬品の区分

ト　受渡委託販売等業務手順書に定める事項

チ　受渡業務手順書に定める事項

（新設）

（新設）

2　法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第百五十九条の十九第一項第四号」と、同条第三項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第百五十九条の十九第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第百五十九条の十九第一項第四号又は第五号」と読み替えるものとする。

第百五十九条の二十　法第三十八条第一項において準用する法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（新設）

（新設）

２　法第三十八条第一項において店舗販売業について準用する法第十条第二項の規定による届出については、第十六条の二第二項、第三項（第一号及び第二号を除く。）、第四項、第七項及び第八項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第百五十九条の二十第二項において準用する前項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第百五十九条の二十第二項において準用する第十六条の二第二項」と、「第一条の二第六項各号」とあるのは「第百三十九条第四項各号」と、同条第七項及び第八項中「第二項」とあるのは「第百五十九条の二十第二項において準用する第十六条の二第二項」と読み替えるものとする。

第百五十九条の二十の二　法第三十八条第一項において登録受渡業者について準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録受渡業者の氏名（登録受渡業者が法人であるときは、受渡しの業務に責任を有する役員の氏名を含む。）又は住所

二　受渡しを行うための構造設備

三　登録受渡店舗責任者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数

四　当該登録受渡店舗において併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類

五　当該登録受渡業者に受渡委託をする薬局又は店舗の管理番号

六　当該登録受渡業者と薬局開設者又は店舗販売業者が受渡委託に係る契約を解除した場合にあつては、その旨

２　法第三十八条第一項において登録受渡業者について準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第百五十九条の二十の二第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号、第五号又は第十三号ロ」とあるのは「第百五十九条の二十の二第一項第三号」と、「届書（新たに管理者、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者又は受渡管理者となつた者が薬局開設者である場合を除く。）」とあるのは「届書」と、「薬局開設者の新たに管理者、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者又は受渡管理者」とあるのは「登録受渡業者の新たに登録受渡店舗責任者」と読み替えるものとする。

第百五十九条の二十の三　法第三十八条第一項において登録受渡業者について準用する法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録受渡店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

二　受渡しを行う時間

三　当該登録受渡店舗において一般用医薬品の受渡しの業務を行う体制の概要

四　当該登録受渡店舗において受渡しを行う一般用医薬品の区分

五　当該登録受渡業者に受渡委託をする薬局開設者若しくは店舗販売業者の氏名又は住所

六　当該登録受渡業者に受渡委託をする薬局若しくは店舗の名称又は所在地

七　当該登録受渡業者に受渡委託をする薬局又は店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

八　受渡委託販売等業務手順書に定める事項

九　受渡業務手順書に定める事項

２　法第三十八条第一項において登録受渡業者について準用する法第十条第二項の規定による届出については、第十六条の二第二項、第三項（第一号、第二号及び第四号を除く。）及び第八項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第百五十九条の二十第二項において準用する前項」と、「第一条の二第四項各号」とあるのは「第百三十九条第四項各号」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

十の三第二項において準用する前項」と、同項第三号中「第一項第七号ホ又は第九号ホ」とあるのは「第百五十九条の二十の三第一項第三号」と、「受渡しを管理するために必要な体制に関する書類又は受渡し」とあるのは「受渡し」と、同項第五号中「第一項第七号ト若しくはチ又は第九号ト若しくはチ」とあるのは「第百五十九条の二十の三第一項第八号又は第九号」と、同条第八項中「当該薬局に」とあるのは「当該登録受渡業者に」と、「第二項」とあるのは「第百五十九条の二十の三第二項において準用する第十六条の二第二項」と、「第一条の二第八項第十号」とあるのは「第百四十七条の十五第三項第二号及び第七号から第十号まで」と読み替えるものとする。

第百五十九条の二十一　（略）

２　法第三十八条第二項において配置販売業について準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第百五十九条の二十一第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第百五十九条の二十一第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号、第五号又は第十三号ロ」とあるのは「第百五十九条の二十一第一項第五号又は第六号」と読み替えるものとする。

第百五十九条の二十二　（略）

２　法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第百五十九条の二十二第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第百五十九条の二十二第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号、第五号又は第十三号ロ」とあるのは「第百五十九条の二十二第一項第五号」と、「管理者、当該薬局において薬事に従事する薬剤師若しくは登録販売者又は受渡管理者」とあるのは「医薬品営業所管理者」と読み替えるものとする。

（休廃止等の届書の様式）

第百五十九条の二十三　店舗販売業の店舗、登録受渡業の登録受渡店舗若しくは配置販売業若しくは卸売販売業の営業所を廃止し、休止し、又は休止した店舗販売業の店舗、登録受渡業の登録受渡店舗若しくは配置販売業若しくは卸売販売業の営業所を再開した場合における法第三十八条第一項又は第二項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによつて行うものとする。

第百五十九条の二十四　店舗販売業者は、その店舗において実施する受渡委託に係る業務を廃止し、休止し、又は休止した当該業務を再開したときは、三十日以内に、様式第八による届書をその許可を行つた都道府県知事に提出しなければならない。

（準用）

第百九十六条の五　再生医療等製品の販売業者については、第二条から第六条まで及び第七条（同条第四号、第五号及び第七号から第十七号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第九十四の三」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第九十四の四」と、第七条第六号中「氏名、住所及び週当たり勤務時間数」とあるのは「氏名及び住所」と読み替えるものとする。

第百五十九条の二十一　（略）

２　法第三十八条第二項において配置販売業について準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第百五十九条の二十一第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第百五十九条の二十一第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第百五十九条の二十一第一項第五号又は第六号」と読み替えるものとする。

第百五十九条の二十二　（略）

２　法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第百五十九条の二十二第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第百五十九条の二十二第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第百五十九条の二十二第一項第五号」と、「管理者又は当該薬局において薬事に従事する薬剤師若しくは登録販売者」とあるのは「医薬品営業所管理者」と読み替えるものとする。

（休廃止等の届書の様式）

第百五十九条の二十三　店舗販売業の店舗、配置販売業若しくは卸売販売業の営業所を廃止し、休止し、又は休止した店舗販売業の店舗、配置販売業若しくは卸売販売業の営業所を再開した場合における法第三十八条第一項又は第二項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによつて行うものとする。

（新設）

（準用）

第百九十六条の五　再生医療等製品の販売業者については、第二条から第七条まで（同条第四号、第五号及び第七号から第十二号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第九十四の三」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第九十四の四」と、第七条第六号中「氏名、住所及び週当たり勤務時間数」とあるのは「氏名及び住所」と読み替えるものとする。

（変更の届出）

第百九十六条の十二　（略）

２　法第四十条の七第一項において準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第百九十六条の十二第一項第四号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第百九十六条の十二第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号、第五号又は第十三号ロ」とあるのは「第百九十六条の十二第一項第四号」と、「管理者」とあるのは「当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者又は受渡管理者」と、「再生医療等製品営業所管理者」とあるのは「再生医療等製品営業所管理者」と読み替えるものとする。

（医薬品の検査の申請及び検査機関）

第百九十七条　（略）

２・３　（略）

４　令第五十八条の出願者は、医薬品については、当該品目に係る法第十四条第一項若しくは第十四項の承認を取得している製造販売業者又は法第十九条の二第一項若しくは同条第五項において準用する法第十四条第十四項の承認を取得している外国製造医薬品等特例承認取得者に係る選任外国製造医薬品等製造販売業者とする。

（製造・試験記録等要約書の様式の作成の申請）

第百九十七条の四　製造販売業者は、指定製剤に該当する品目について法第十四条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、当該品目に係る検査機関に対し、製造・試験記録等要約書の様式の作成を申請しなければならない。指定製剤に該当する品目について同項の承認を受けた後、製造・試験記録等要約書の様式が作成される前に、当該品目について同条第十四項の承認を受けた場合においても、同様とする。

２　前項の申請は、様式第九十五の二による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによつて行わなければならない。

一　当該品目に係る法第十四条の承認の際に交付される書類（当該品目について法第十四条第十五項の届出を行つている場合には、当該届書（当該交付される書類に記載されていない内容に係るものに限る。）の写しを含む。第五項及び次条において「承認書」という。）の写し（当該品目に係る検査機関が国立健康危機管理研究機構又は国立医薬品食品衛生研究所である場合に限る。）

二・三　（略）

３～６　（略）

（製造・試験記録等要約書の様式の変更等の申請）

第百九十七条の五　製造販売業者は、前条の規定により製造・試験記録等要約書の様式が作成された場合において、次に掲げる場合に該当したときは、遅滞なく、当該品目に係る検査機関に対し、当該製造・試験記録等要約書の様式の変更又は変更の確認の申請をしなければならない。

一　当該品目について法第十四条第十四項の承認を受けた場合

二　当該品目について法第十四条第十五項で定める軽微な変更が行われることにより製造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となる場合

三　（略）

（変更の届出）

第百九十六条の十二　（略）

２　法第四十条の七第一項において準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第百九十六条の十二第一項第四号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第百九十六条の十二第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第百九十六条の十二第一項第四号」と、「管理者」とあるのは「当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者」とあるのは「再生医療等製品営業所管理者」と読み替えるものとする。

（医薬品の検査の申請及び検査機関）

第百九十七条　（略）

２・３　（略）

４　令第五十八条の出願者は、医薬品については、当該品目に係る法第十四条第一項若しくは第十三項の承認を取得している製造販売業者又は法第十九条の二第一項若しくは同条第五項において準用する法第十四条第十三項の承認を取得している外国製造医薬品等特例承認取得者に係る選任外国製造医薬品等製造販売業者とする。

（製造・試験記録等要約書の様式の作成の申請）

第百九十七条の四　製造販売業者は、指定製剤に該当する品目について法第十四条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、当該品目に係る検査機関に対し、製造・試験記録等要約書の様式の作成を申請しなければならない。指定製剤に該当する品目について同項の承認を受けた後、製造・試験記録等要約書の様式が作成される前に、当該品目について同条第十三項の承認を受けた場合においても、同様とする。

２　前項の申請は、様式第九十五の二による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによつて行わなければならない。

一　当該品目に係る法第十四条の承認の際に交付される書類（当該品目について法第十四条第十四項の届出を行つている場合には、当該届書（当該交付される書類に記載されていない内容に係るものに限る。）の写しを含む。第五項及び次条において「承認書」という。）の写し（当該品目に係る検査機関が国立健康危機管理研究機構又は国立医薬品食品衛生研究所である場合に限る。）

二・三　（略）

３～６　（略）

（製造・試験記録等要約書の様式の変更等の申請）

第百九十七条の五　製造販売業者は、前条の規定により製造・試験記録等要約書の様式が作成された場合において、次に掲げる場合に該当したときは、遅滞なく、当該品目に係る検査機関に対し、当該製造・試験記録等要約書の様式の変更又は変更の確認の申請をしなければならない。

一　当該品目について法第十四条第十三項の承認を受けた場合

二　当該品目について法第十四条第十四項で定める軽微な変更が行われることにより製造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となる場合

三　（略）

２　（略）

３　指定製剤に該当する品目について法第十四条第十四項の承認の申請を行つた製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同条第十四項の承認を受ける前においても、当該品目に係る検査機関に対し、製造・試験記録等要約書の様式の変更又は変更の確認の申請をすることができる。

４　前項の申請は、様式第九十五の三による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによつて行わなければならない。ただし、第一号に掲げる資料は、当該承認書の内容が前条又はこの条の規定により提出した承認書のうち直近のものから変更がないときは、提出することを要しない。

一　当該品目の承認書及び法第十四条第十四項の承認に係る申請書の写し（当該品目に係る検査機関が国立健康危機管理研究機構又は国立医薬品食品衛生研究所である場合に限る。）

二・三　（略）

５　第三項の規定による申請を行つた製造販売業者は、当該品目について法第十四条第十四項の承認を受けたときは、速やかに、当該品目に係る承認書の写しを当該品目に係る検査機関に提出しなければならない。

６　第三項の規定による申請を行つた製造販売業者が当該品目について法第十四条第十四項の承認を受けられなかつたときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

第百九十七条の六　第百九十七条の四第一項及び第二項の規定は、法第十九条の二第一項に規定する者が指定製剤に該当する品目について同項の承認を受けた場合について準用する。この場合において、第百九十七条の四第一項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、「法第十四条第一項」とあるのは「当該選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る法第十九条の二第一項に規定する者が同項」と、「同条第十四項」とあるのは「同条第五項において準用する法第十四条第十四項」と、同条第二項第一号中「第十四条の承認」とあるのは「第十九条の二の承認」と、「第十四条第十五項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十五項」と読み替えるものとする。

２　（略）

３　第百九十七条の五第一項及び第二項の規定は、外国製造医薬品等特例承認取得者が指定製剤に該当する品目について法第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十四項の承認を受けた場合について準用する。この場合において、第百九十七条の五第一項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、同項第一号中「第十四条第十四項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十四項」と、同項第二号中「第十四条第十五項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十五項」と読み替えるものとする。

４　前条第三項から第六項までの規定は、外国製造医薬品等特例承認取得者が指定製剤に該当する品目について法第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十四項の承認の申請を行つた場合について準用する。この場合において、前条第三項中「第十四条第十四項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十四項」と、「製造販売業者」とあるのは「外国製造医薬品等特例承認取得者に係る選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、同条第四項中「第十四条第十四項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十四項」と、同条第五項中「製造販売業者は、」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業

２　（略）

３　指定製剤に該当する品目について法第十四条第十三項の承認の申請を行つた製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同条第十三項の承認を受ける前においても、当該品目に係る検査機関に対し、製造・試験記録等要約書の様式の変更又は変更の確認の申請をすることができる。

４　前項の申請は、様式第九十五の三による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによつて行わなければならない。ただし、第一号に掲げる資料は、当該承認書の内容が前条又はこの条の規定により提出した承認書のうち直近のものから変更がないときは、提出することを要しない。

一　当該品目の承認書及び法第十四条第十三項の承認に係る申請書の写し（当該品目に係る検査機関が国立健康危機管理研究機構又は国立医薬品食品衛生研究所である場合に限る。）

二・三　（略）

５　第三項の規定による申請を行つた製造販売業者は、当該品目について法第十四条第十三項の承認を受けたときは、速やかに、当該品目に係る承認書の写しを当該品目に係る検査機関に提出しなければならない。

６　第三項の規定による申請を行つた製造販売業者が当該品目について法第十四条第十三項の承認を受けられなかつたときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

第百九十七条の六　第百九十七条の四第一項及び第二項の規定は、法第十九条の二第一項に規定する者が指定製剤に該当する品目について同項の承認を受けた場合について準用する。この場合において、第百九十七条の四第一項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、「法第十四条第一項」とあるのは「当該選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る法第十九条の二第一項に規定する者が同項」と、「同条第十三項」とあるのは「同条第五項において準用する法第十四条第十三項」と、同条第二項第一号中「第十四条の承認」とあるのは「第十九条の二の承認」と、「第十四条第十四項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十四項」と読み替えるものとする。

２　（略）

３　第百九十七条の五第一項及び第二項の規定は、外国製造医薬品等特例承認取得者が指定製剤に該当する品目について法第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十三項の承認を受けた場合について準用する。この場合において、第百九十七条の五第一項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、同項第一号中「第十四条第十三項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十三項」と、同項第二号中「第十四条第十四項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十四項」と読み替えるものとする。

４　前条第三項から第六項までの規定は、外国製造医薬品等特例承認取得者が指定製剤に該当する品目について法第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十三項の承認の申請を行つた場合について準用する。この場合において、前条第三項中「第十四条第十三項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十三項」と、「製造販売業者」とあるのは「外国製造医薬品等特例承認取得者に係る選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、同条第四項中「第十四条第十三項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十三項」と、同条第五項中「製造販売業者は、」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業

者は、当該選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る外国製造医薬品等特例承認取得者が」と、「第十四条第十四項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十四項」と、同条第六項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る外国製造医薬品等特例承認取得者」と、「第十四条第十四項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十四項」と読み替えるものとする。

（輸入の確認をしない場合）

第二百十八条の二の三　（略）

2　法第五十六条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める場合は、申請者又は申請者に代わつて法第五十六条の二第一項の確認の申請に関する手続をする者が法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他法第五条第三号ニに規定する薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない場合とする。ただし、申請者が医薬品の製造販売業者又は製造業者である場合であつて、当該申請者が臨床試験その他の試験研究の用に供する目的で医薬品を輸入しようとする場合は、この限りでない。

（登録受渡店舗における一般用医薬品の陳列）

第二百十八条の六　法第五十七条の二第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　受渡しを行う時間においては、鍵をかけた陳列設備その他一般用医薬品を受渡しにより購入し、若しくは譲り受けようとする者又は一般用医薬品を受渡しにより購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて受渡しにより購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列すること。

二　登録受渡店舗において一般用医薬品の販売又は授与が行われていると人を誤認させないようにするための陳列設備の配置、陳列設備への表示その他必要な措置を行うこと。

三　受渡しを行わない時間においては、陳列設備に鍵をかけること。

四　登録受渡業者が二以上の薬局開設者又は店舗販売業者から受渡委託を受ける場合にあつては、受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者ごとに、薬局開設者又は店舗販売業者が受渡委託をする一般用医薬品を区分して陳列すること。

（法第六十八条の二の五の厚生労働省令で定める措置等）

第二百二十八条の十の十　（略）

2　法第十四条第十一項（同条第十四項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により公示された医薬品、法第十四条の二の二の二第一項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条の三第一項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による法第十四条若しくは第十九条の二の承認を受けて製造販売がされた医薬品、法第二十三条の二の五第十項（同条第十三項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により公示された医療機器若しくは体外診断用医薬品、法第二十三条の二の六の三第一項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の二の八第一項（法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。）の規定による法第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を受けて製造販売がされた医療機器若しくは体外診断用医薬品、法第二十三条の二十五第十項（同条第十三項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により公示された再生医療等製品又は法第二十三条の二十六の二第一項（法第二十三条の三十七第五項において準用

者は、当該選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る外国製造医薬品等特例承認取得者が」と、「第十四条第十三項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十三項」と、同条第六項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る外国製造医薬品等特例承認取得者」と、「第十四条第十三項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十三項」と読み替えるものとする。

（輸入の確認をしない場合）

第二百十八条の二の三　（略）

2　法第五十六条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める場合は、申請者又は申請者に代わつて法第五十六条の二第一項の確認の申請に関する手続をする者が法、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）その他法第五条第三号ニに規定する薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない場合とする。ただし、申請者が医薬品の製造販売業者又は製造業者である場合であつて、当該申請者が臨床試験その他の試験研究の用に供する目的で医薬品を輸入しようとする場合は、この限りでない。

（新設）

（法第六十八条の二の五の厚生労働省令で定める措置等）

第二百二十八条の十の十　（略）

2　法第十四条第十項（同条第十三項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により公示された医薬品、法第十四条の二の二の二第一項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条の三第一項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による法第十四条若しくは第十九条の二の承認を受けて製造販売がされた医薬品、法第二十三条の二の五第十項（同条第十三項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により公示された医療機器若しくは体外診断用医薬品、法第二十三条の二の六の三第一項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の二の八第一項（法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。）の規定による法第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を受けて製造販売がされた医療機器若しくは体外診断用医薬品、法第二十三条の二十五第十項（同条第十三項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の三十七第五項において準用す

する場合を含む。）若しくは第二十三条の二十八第一項（法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定による法第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を受けて製造販売がされた再生医療等製品については、当該医薬品、医療機器若しくは体外診断用医薬品又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの容器又はこれらの被包への表示により流通の確保に支障を及ぼすおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する措置を講ずることを要しない。

3　（略）

（回収報告）

第二百二十八条の二十二　法第六十八条の十一の規定により、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは外国特例承認取得者又は法第八十条第一項から第五項までに規定する輸出用の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造業者（次項及び第三項において「製造販売業者等」という。）が、報告を行う場合には、回収に着手した後速やかに、次の事項を厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事。以下この条において同じ。）に報告しなければならない。

一～九　（略）

2・3　（略）

（報告）

第二百四十四条　厚生労働大臣、地方厚生局長、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第六十九条第一項、第二項（法第八十一条の二第一項において厚生労働大臣に適用する場合を含む。）及び第三項から第六項までの規定により、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、登録受渡業者、医療機器の貸与業者若しくは修理業者、法第十八条第八項、第二十三条の二の十五第五項、第二十三条の三十五第五項、第六十八条の五第四項、第六十八条の七第六項若しくは第六十八条の二十二第六項の委託を受けた者又は第八十条の六第一項の登録を受けた者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して必要な報告をさせるとき、法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により外国特例承認取得者に対して必要な報告を求めるとき、法第七十五条の四第一項第一号の規定により認定医薬品等外国製造業者若しくは認定再生医療等製品外国製造業者に対して必要な報告を求めるとき又は法第七十五条の五第一項第一号の規定により登録医薬品等外国製造業者若しくは登録医療機器等外国製造業者に対して必要な報告を求めるときは、その理由を通知するものとする。

（準用）

第二百六十四条　法第八十条第八項において準用する法第十三条の二第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第八十条第一項、第三項若しくは第四項の調査又は法第八十条第九項において準用する法第二十三条の二十三第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第八十条第五項若しくは第七項の調査の結果の通知は、様式第二十六若しくは様式第百十二の二又は様式第七十五の六による通知書によつて行うものとする。

2　法第八十条第一項、第三項又は第四項の規定による調査については、第五十条及び第五十二条（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第五十条第一項中「第十四条第六項（同条第十四項において準用する場合を含む。）若しくは第九項又は第十四条の二の二第二項（医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第八十条第一項、第三項又は第四項」と、「この章」とあるのは「この条」と、「医薬品等適合性調査」とあ

る場合を含む。）若しくは第二十三条の二十八第一項（法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定による法第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を受けて製造販売がされた再生医療等製品については、当該医薬品、医療機器若しくは体外診断用医薬品又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの容器又はこれらの被包への表示により流通の確保に支障を及ぼすおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する措置を講ずることを要しない。

3　（略）

（回収報告）

第二百二十八条の二十二　法第六十八条の十一の規定により、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは外国特例承認取得者又は法第八十条第一項から第三項までに規定する輸出用の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造業者（次項及び第三項において「製造販売業者等」という。）が、報告を行う場合には、回収に着手した後速やかに、次の事項を厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事。以下この条において同じ。）に報告しなければならない。

一～九　（略）

2・3　（略）

（報告）

第二百四十四条　厚生労働大臣、地方厚生局長、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第六十九条第一項、第二項（法第八十一条の二第一項において厚生労働大臣に適用する場合を含む。）及び第三項から第六項までの規定により、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医療機器の貸与業者若しくは修理業者、法第十八条第五項、第二十三条の二の十五第五項、第二十三条の三十五第五項、第六十八条の五第四項、第六十八条の七第六項若しくは第六十八条の二十二第六項の委託を受けた者又は第八十条の六第一項の登録を受けた者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して必要な報告をさせるとき、法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により外国特例承認取得者に対して必要な報告を求めるとき、法第七十五条の四第一項第一号の規定により認定医薬品等外国製造業者若しくは認定再生医療等製品外国製造業者に対して必要な報告を求めるとき又は法第七十五条の五第一項第一号の規定により登録医薬品等外国製造業者若しくは登録医療機器等外国製造業者に対して必要な報告を求めるときは、その理由を通知するものとする。

（準用）

第二百六十四条　法第八十条第四項において準用する法第十三条の二第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第八十条第一項若しくは第二項の調査又は法第八十条第五項において準用する法第二十三条の二十三第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第八十条第三項の調査の結果の通知は、様式第二十六若しくは様式第百十二の二又は様式第七十五の六による通知書によつて行うものとする。

2　法第八十条第一項又は第二項の規定による調査については、第五十条及び第五十二条（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第五十条第一項中「第十四条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第八項又は第十四条の二の二第二項（医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第八十条第一項又は第二項」と、「この章」とあるのは「この条」と、「医薬品等適合性調査」とあるのは「医薬品医

るのは「医薬品医療機器等適合性調査」と、「様式第二十五」とあるのは「様式第百十三」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百六十四条第二項において準用する前項」と、「医薬品等適合性調査」とあるのは「医薬品医療機器等適合性調査」と、同条第三項中「第十四条の二の三第一項」とあるのは「第八十条第八項において準用する法第十三条の二第一項」と、「医薬品等適合性調査」とあるのは「医薬品医療機器等適合性調査」と、「における第一項」とあるのは「における第二百六十四条第二項において準用する第一項」と、第五十二条中「令」とあるのは「令第七十二条において準用する令」と、「医薬品等適合性調査」とあるのは「医薬品等適合性調査又は令第七十三条の四において準用する令第三十七条の二十四に規定する医療機器等適合性調査」と、同条第六号中「医薬品等外国製造業者」とあるのは「医薬品等外国製造業者若しくは医療機器等外国製造業者」と、同条第七号中「許可年月日」とあるのは「許可年月日若しくは登録番号及び登録年月日」と、「認定年月日」とあるのは「認定年月日若しくは登録番号及び登録年月日若しくは医療機器等外国製造業者の登録番号及び登録年月日」と読み替えるものとする。

3　法第八十条第五項又は第七項の規定による調査については、第百三十七条の三十一及び第百三十七条の三十三（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第百三十七条の三十一第一項中「第二十三条の二十五第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第八項又は第二十三条の二十六の二第二項（再生医療等製品の製造所における製造管理若しくは品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第八十条第五項又は第七項」と、「この章」とあるのは「この条」と、「様式第七十五の五」とあるのは「様式第百十三」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百六十四条第三項において準用する前項」と、同条第三項中「第二十三条の二十七第一項」とあるのは「第八十条第九項において準用する法第二十三条の二十三第一項」と、「における第一項」とあるのは「における第二百六十四条第三項において準用する第一項」と、第百三十七条の三十三中「令」とあるのは「令第七十三条の六において準用する令」と読み替えるものとする。

（緊急承認又は特例承認に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品に関する添付文書等の記載）

第二百六十六条　令第七十五条第六項の規定により法第五十二条又は法第六十八条の二の規定を適用する場合における法第八十条第十二項に規定する医薬品の添付文書等に記載されていなければならない事項は、「注意―緊急承認医薬品」又は「注意―特例承認医薬品」の文字とする。

2　令第七十五条第六項の規定により法第六十三条の二又は法第六十八条の二の規定を適用する場合における法第八十条第十二項に規定する医療機器の添付文書等に記載されていなければならない事項は、「注意―緊急承認医療機器」又は「注意―特例承認医療機器」の文字とする。

3　令第七十五条第六項の規定により法第六十五条の三又は法第六十八条の二の規定を適用する場合における法第八十条第十二項に規定する再生医療等製品の添付文書等に記載されていなければならない事項は、「注意―緊急承認再生医療等製品」又は「注意―特例承認再生医療等製品」の文字とする。

（外国製造化粧品の製造販売に係る届出）

第二百六十七条　令第七十六条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第八十条第十三項に規定する化粧品であつて本邦に輸出されるものを外国において製造販売し、又は製造する者の氏名及び住所

二・三　（略）

2・3　（略）

3　法第八十条第三項の規定による調査については、第百三十七条の三十一及び第百三十七条の三十三（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第百三十七条の三十一第一項中「第二十三条の二十五第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第八項又は第二十三条の二十六の二第二項（再生医療等製品の製造所における製造管理若しくは品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第八十条第三項」と、「この章」とあるのは「この条」と、「様式第七十五の五」とあるのは「様式第百十三」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百六十四条第三項において準用する前項」と、同条第三項中「第二十三条の二十七第一項」とあるのは「第八十条第六項において準用する法第二十三条の二十三第一項」と、「における第一項」とあるのは「における第二百六十四条第三項において準用する第一項」と、第百三十七条の三十三中「令」とあるのは「令第七十三条の六において準用する令」と読み替えるものとする。

（緊急承認又は特例承認に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品に関する添付文書等の記載）

第二百六十六条　令第七十五条第六項の規定により法第五十二条又は法第六十八条の二の規定を適用する場合における法第八十条第八項に規定する医薬品の添付文書等に記載されていなければならない事項は、「注意―緊急承認医薬品」又は「注意―特例承認医薬品」の文字とする。

2　令第七十五条第六項の規定により法第六十三条の二又は法第六十八条の二の規定を適用する場合における法第八十条第八項に規定する医療機器の添付文書等に記載されていなければならない事項は、「注意―緊急承認医療機器」又は「注意―特例承認医療機器」の文字とする。

3　令第七十五条第六項の規定により法第六十五条の三又は法第六十八条の二の規定を適用する場合における法第八十条第八項に規定する再生医療等製品の添付文書等に記載されていなければならない事項は、「注意―緊急承認再生医療等製品」又は「注意―特例承認再生医療等製品」の文字とする。

（外国製造化粧品の製造販売に係る届出）

第二百六十七条　令第七十六条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第八十条第九項に規定する化粧品であつて本邦に輸出されるものを外国において製造販売し、又は製造する者の氏名及び住所

二・三　（略）

2・3　（略）

（薬物に係る治験に関する副作用等の報告）

第二百七十三条　（略）

２　（略）

３　前二項の規定にかかわらず、治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、当該治験が既に製造販売の承認を与えられている医薬品について法第十四条第十四項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項の一部の変更（当該変更が第四十七条第四号に該当するものに限る。）の申請に係る申請書に添付しなければならない資料の収集を目的とするものである場合においては、第一項並びに前項第一号及び第二号イ及びロに掲げる事項のうち、外国で使用されている物であつて当該治験に係る治験使用薬等の副作用によるものと疑われるもの又はその使用によるものと疑われる感染症によるものについては、報告することを要しない。

４～６　（略）

（権限の委任）

第二百八十一条　法第八十一条の四第一項及び令第八十二条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第七号から第二十四号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一～十四　（略）

十五　法第七十二条の八に規定する権限

十六～三十二　（略）

２　法第八十一条の四第二項の規定により、前項第二十号から第二十三号までに掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。

（電磁的記録媒体等による手続）

第二百八十四条　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類（医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に係るものに限る。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体並びに申請者、届出者又は申出者の氏名及び住所並びに申請、届出又は申出の趣旨及びその年月日を記載した書類（次項において「電磁的記録媒体等」という。）をもつてこれらの書類に代えることができる。

（略）	（略）
第五十三条の二第一項	（略）
第五十三条の五第一項	様式第二十六の二による申請書
第五十三条の八第一項	様式第二十六の五による申請書
第五十三条の十二	様式第二十六の六による申請書
第五十三条の十三	様式第三による申請書
第五十三条の十七	様式第四による申請書
（略）	様式第二十六の十一による申請書
（略）	（略）

（薬物に係る治験に関する副作用等の報告）

第二百七十三条　（略）

２　（略）

３　前二項の規定にかかわらず、治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、当該治験が既に製造販売の承認を与えられている医薬品について法第十四条第十三項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項の一部の変更（当該変更が第四十七条第四号に該当するものに限る。）の申請に係る申請書に添付しなければならない資料の収集を目的とするものである場合においては、第一項並びに前項第一号及び第二号イ及びロに掲げる事項のうち、外国で使用されている物であつて当該治験に係る治験使用薬等の副作用によるものと疑われるもの又はその使用によるものと疑われる感染症によるものについては、報告することを要しない。

４～６　（略）

（権限の委任）

第二百八十一条　法第八十一条の四第一項及び令第八十二条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第七号から第二十三号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一～十四　（略）

（新設）

十五～三十一　（略）

２　法第八十一条の四第二項の規定により、前項第十九号から第二十二号までに掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。

（電磁的記録媒体等による手続）

第二百八十四条　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類（医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に係るものに限る。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体並びに申請者、届出者又は申出者の氏名及び住所並びに申請、届出又は申出の趣旨及びその年月日を記載した書類（次項において「電磁的記録媒体等」という。）をもつてこれらの書類に代えることができる。

（略）	（略）
第五十条第一項	様式第二十五による申請書
（新設）	（新設）
第五十三条の二第一項	様式第二十六の二による申請書
（新設）	（新設）
第五十三条の六	様式第三による申請書
第五十三条の七	様式第四による申請書
第五十三条の十	様式第二十六の五による申請書
（略）	（略）
第百十一条において準用する第五十条第一項	様式第五十七による申請書

第百十一条において準用する第五十三条の二第一項	様式第五十七の二による申請書
第百十一条において準用する第五十三条の十七	様式第五十七の四による申請書
（略）	（略）

2　（略）

様式第八十二　削除

別表第一（第十一条の三関係）

第一　管理、運営、サービス等に関する事項

一　基本情報

(1)～(8)　（略）

(9)　ホームページアドレス

(10)～(12)　（略）

（削る）

(13)・(14)　（略）

(15)　健康増進支援薬局の認定の有無

(16)　特定調剤業務の受委託の実施

(i)　特定調剤業務の受託の実施の有無

(ii)　特定調剤業務の受託の実施の有無

(17)　受渡委託又は受渡しの実施

(i)　受渡委託の実施の有無

(ii)　受渡しの実施の有無

二　薬局へのアクセス

(1)・(2)　（略）

(3)　薬局の駐輪場

(i)　駐輪場の有無

(ii)　駐輪台数

(iii)　有料又は無料の別

三・四　（略）

第二　提供サービスや地域連携体制に関する事項

一　業務内容、提供サービス

(1)　（略）

（削る）

(2)～(4)　（略）

二　実績、結果等に関する事項

(1)～(6)　（略）

(7)　地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師が介護保険法第百十五条の四十八第一項に規定する会議その他の地域包括ケアシステムの構築に資する会議に参加した回数

(8)・(9)　（略）

三　（略）

第三　（略）

（新設）	（新設）
第百十一条において準用する第五十三条の九	様式第五十七の二による申請書
（略）	（略）

2　（略）

様式第七十九から様式第八十二まで　削除

別表第一（第十一条の三関係）

第一　管理、運営、サービス等に関する事項

一　基本情報

(1)～(8)　（略）

（新設）

(9)～(11)　（略）

(12)　健康サポート薬局である旨の表示の有無

(13)・(14)　（略）

（新設）

（新設）

二　薬局へのアクセス

(1)・(2)　（略）

(3)　ホームページアドレス

（新設）

三・四　（略）

第二　提供サービスや地域連携体制に関する事項

一　業務内容、提供サービス

(1)　（略）

(2)　健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

(3)～(5)　（略）

二　実績、結果等に関する事項

(1)～(6)　（略）

(7)　健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数

(8)・(9)　（略）

三　（略）

第三　（略）

別表第一の二（第十五条の六、第十五条の十一の十三（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）、第十五条の十五、第百四十七条の七、第百四十七条の十二関係）

第一	薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項
一～八	（略）
九	特定調剤業務委託をする場合にあつては、その旨並びに受託薬局の名称及び所在地
十	特定調剤業務委託を受ける場合にあつては、その旨並びに委託薬局の名称及び所在地
十一	受渡委託をする場合にあつては、その旨並びに受渡しを行う登録受渡店舗の名称及び所在地
十二	受渡しを行う場合にあつては、その旨並びに受渡委託をする薬局又は店舗の名称及び所在地
第二	（略）

別表第一の三（第十五条の六、第十五条の十一の十三（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）、第百四十七条の七関係）

一～五	（略）
六	開店時間と受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行う時間が異なる場合にあつては、その開店時間及び受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行う時間
七	開店時間と受渡しを行う時間が異なる場合にあつては、その開店時間及び受渡しを行う時間
八	受渡委託による販売又は授与を行う一般用医薬品の使用期限

別表第一の五（第百四十七条の二十八関係）

第一	登録受渡店舗の管理及び運営に関する事項
一	登録受渡店舗の名称
二	登録受渡業者の氏名その他の登録受渡店舗の登録証の記載事項（当該登録受渡業者が法第二十九条の五第八項の規定により同条第一項の登録を受けたとみなされた者である場合にあつては許可証の記載事項のうち、受渡しの実施に係る記載事項）
三	受渡しを行う時間
四	登録受渡店舗責任者の氏名
五	登録受渡店舗の緊急時の電話番号その他連絡先
六	受渡委託をする薬局又は店舗の名称
七	登録受渡店舗で受渡しを行う一般用医薬品の区分の別
八	受渡委託をする薬局又は店舗における受渡委託による一般用医薬品の販売又は授与を行つている時間
九	受渡委託をする薬局又は店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
第二	一般用医薬品の受渡しの制度に関する事項
一	登録受渡店舗が、一般用医薬品の受渡委託を受けて受渡しのみを行う者である旨に関する解説
二	受渡しを行う一般用医薬品に関する相談等を受けることができない旨に関する解説
三	受渡委託をする薬局又は店舗への相談が可能である旨
四	一般用医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説
五	個人情報の適正な取扱いを確保するための措置
六	その他必要な事項

別表第一の二（第十五条の六、第十五条の十五、第百四十七条の七、第百四十七条の十二関係）

第一	薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項
一～八	（略）
九	（新設）
十	（新設）
十一	（新設）
十二	（新設）
第二	（略）

別表第一の三（第十五条の六、第百四十七条の七関係）

一～五	（略）
六	（新設）
七	（新設）
八	（新設）

様式第一を次のように改め、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第一（第一条の二関係）

薬局開設許可申請書

薬局の名称			
薬局の所在地			
薬局の構造設備の概要			
調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要			
医薬品の販売又は授与を行う体制の概要			
（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名			
通常の営業日及び営業時間			
相談時及び緊急時の連絡先			
薬剤師不在時間の有無		有　・　無	
特定販売の実施の有無		有　・　無	
申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格条項	(1)	法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	
	(2)	法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者	
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者	
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(7)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備考			

上記により、薬局開設の許可を申請します。

年　月　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事
保健所設置市市長　殿
特別区区長

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。

5　申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

様式第一の二（第一条の二関係）

薬局開設許可申請書（特定調剤業務又は受渡しの受委託をする場合）

薬局の名称			
薬局の所在地			
薬局の構造設備の概要			
調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要			
医薬品の販売又は授与を行う体制の概要			
（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名			
通常の営業日及び営業時間			
相談時及び緊急時の連絡先			
薬剤師不在時間の有無			有　・　無
特定販売の実施の有無			有　・　無
特定調剤業務委託の実施の有無			有　・　無
有の場合	受託薬局の開設者の氏名（法人にあつてはその名称）		
	受託薬局の開設者の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）		
	受託薬局	名称	
		所在地	
		管理番号	
	受託薬局の相談時及び緊急時の連絡先		
	委託する特定調剤業務の内容		
	特定調剤業務の管理を行う体制の概要		
特定調剤業務の受託の実施の有無			有　・　無
有の場合	委託薬局の開設者の氏名（法人にあつてはその名称）		
	委託薬局の開設者の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）		
	委託薬局	名称	
		所在地	
		管理番号	
	委託薬局の相談時及び緊急時の連絡先		
	委託を受ける特定調剤業務の内容		
	特定調剤業務を行う体制の概要		
受渡委託の実施の有無			有　・　無
有の場合	受渡しを行う登録受渡業者の氏名（法人にあつてはその名称）		
	受渡しを行う登録受渡業者の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）		
	登録受渡店舗	名称	
		所在地	
		登録番号（薬局又は店舗である場合は管理番号）	
	登録受渡店舗の相談時及び緊急時の連絡先		
	受渡しの管理を行う体制の概要		
受渡しの実施の有無			有　・　無
有の場合	受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者の氏名（法人にあつてはその名称）		
	受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）		
	受渡委託をする薬局又は店舗	名称	
		所在地	
		管理番号	
	受渡委託をする薬局又は店舗の相談時及び緊急時の連絡先		
	受渡しを行う体制の概要		
	受渡しを行う一般用医薬品の区分		
申請者（法人にあつては、役員を含む。）の欠格条項薬事に関する業務に責任を有する	(1)	法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	
	(2)	法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者	
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者	
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(7)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備考			

上記により、薬局開設の許可を申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事
保健所設置市市長　殿
特別区区長

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。

5　申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

様式第一の三（第六条の二関係）

特定調剤業務の受委託又は受渡委託をする場合の許可に係る許可申請書

許可番号及び年月日			
薬局の名称			
薬局の所在地			
特定調剤業務委託の実施の有無			有　・　無
有の場合	受託薬局の開設者の氏名（法人にあつてはその名称）		
	受託薬局の開設者の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）		
	受託薬局	名称	
		所在地	
		管理番号	
	受託薬局の相談時及び緊急時の連絡先		
	委託する特定調剤業務の内容		
	特定調剤業務の管理を行う体制の概要		
特定調剤業務の受託の実施の有無			有　・　無
有の場合	委託薬局の開設者の氏名（法人にあつてはその名称）		
	委託薬局の開設者の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）		
	委託薬局	名称	
		所在地	
		管理番号	
	委託薬局の相談時及び緊急時の連絡先		
	委託を受ける特定調剤業務の内容		
	特定調剤業務を行う体制の概要		
受渡委託の実施の有無			有　・　無
有の場合	受渡しを行う登録受渡業者の氏名（法人にあつてはその名称）		
	受渡しを行う登録受渡業者の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）		
	登録受渡店舗	名称	
		所在地	
		登録番号（薬局又は店舗である場合は管理番号）	
	登録受渡店舗の相談時及び緊急時の連絡先		
	受渡しの管理を行う体制の概要		
備考			

上記により、薬局開設に係る変更の許可を申請します。

年　　月　　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事
保健所設置市市長　　殿
特別区区長

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。

5　許可申請事項は、許可を申請するものについてのみその記載欄に記載すること。

6　申請時点で薬局開設許可証に管理番号の記載がある薬局にあつては、備考欄に当該許可証に記載されている管理番号を記入すること。

様式第二から様式第五の三までを次のように改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第二（第二条関係）

許可番号　　管理番号

薬局開設許可証

氏名（法人にあつては、名称）
薬局の名称
薬局の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第４条第１項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

年　月　日

都道府県知事
保健所設置市市長　印
特別区区長

有効期間　年　月　日から
年　月　日まで

当該薬局が特定調剤業務又は受渡しの受委託をする場合に関する事項については、別紙のとおり。

別紙

特定調剤業務又は受渡しの受委託をする場合に関する事項

特定調剤業務委託をする場合に関する事項

受託薬局に係る事項	名称	
	所在地	
	管理番号	

特定調剤業務委託を受ける場合に関する事項

委託薬局に係る事項	名称	
	所在地	
	管理番号	

受渡委託をする場合に関する事項

受渡しを行う登録受渡店舗に係る事項	名称	
	所在地	
	登録番号（薬局又は店舗である場合は管理番号）	

受渡しを行う場合に関する事項

受渡委託をする薬局又は店舗に係る事項	名称	
	所在地	
	管理番号	
	取り扱う一般用医薬品の区分	

様式第三（第四条、第十条の七、第二十一条、第二十八条、第三十四条の五、第五十三条の十三、第百十四条の四、第百十四条の十一、第百十四条の三十五、第百二十三条、第百三十七条の四、第百三十七条の十一、第百三十七条の三十四の六、第百四十七条の十八、第百八十三条関係）

収入印紙

許　可　証
認　定　証
登　録　証　書換え交付申請書
基準適合証
基準確認証

業　務　等　の　種　別			
許可番号、認定番号、登録番号、基準適合証番号又は基準確認証番号及び年月日			
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名　称		
	所在地		
変更内容	事　項	変　更　前	変　更　後
変　更　年　月　日			
備　考			

許　可　証
認　定　証
上記により、登　録　証　の書換え交付を申請します。
基準適合証
基準確認証

年　月　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

厚生労働大臣
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長
地方厚生局長
都道府県知事　殿
保健所設置市市長
特別区区長
登録認証機関

（注意）
1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　業務等の種別欄には、薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、健康増進支援薬局、第１種医薬品、第２種医薬品、医薬部外品、化粧品、第１種医療機器、第２種医療機器、第３種医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、登録受渡業、配置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業、医療機器の修理業、基準適合証又は基準確認証の別を記載すること。
5　医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この申請書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正副２通、厚生労働大臣又は都道府県知事に提出する場合にあつては正本１通提出すること。
6　配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
7　基準適合証にあつては、名称欄に品目の名称、所在地欄に承認番号又は認証番号を記載すること。
8　登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。
9　収入印紙は、厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

様式第四（第五条、第十条の八、第二十二条、第二十九条、第三十四条の六、第五十三条の十四、第百十四条の五、第百十四条の十二、第百十四条の三十六、第百二十四条、第百三十七条の五、第百三十七条の十二、第百三十七条の三十四の七、第百四十七条の十九、第百八十四条関係）

収入印紙

許可証
認定証
登録証　再交付申請書
基準適合証
基準確認証

業務等の種別		
許可番号、認定番号、登録番号、基準適合証番号又は基準確認証番号及び年月日		
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名称	
	所在地	
再交付申請の理由		
備考		

上記により、許可証／認定証／登録証／基準適合証／基準確認証の再交付を申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

厚生労働大臣
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長
地方厚生局長
都道府県知事　殿
保健所設置市市長
特別区区長
登録認証機関

（注意）
1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　業務等の種別欄には、薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、健康増進支援薬局、第１種医薬品、第２種医薬品、医薬部外品、化粧品、第１種医療機器、第２種医療機器、第３種医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、登録受渡業、配置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業、医療機器の修理業、基準適合証又は基準確認証の別を記載すること。
5　医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この申請書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正副２通、厚生労働大臣又は都道府県知事に提出する場合にあつては正本１通提出すること。
6　配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
7　基準適合証にあつては、名称欄に品目の名称、所在地欄に承認番号又は認証番号を記載すること。
8　登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。
9　収入印紙は厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

様式第五（第六条関係）

薬局開設許可更新申請書

許可番号及び年月日				
薬局の名称				
薬局の所在地				
変更内容	事項		変更前	変更後
（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名				
申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格条項	(1)	法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者		
	(2)	法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者		
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者		
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者		
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
	(6)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
	(7)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		
備考				

上記により、薬局開設の許可の更新を申請します。

年　　月　　日

住　所　（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏　名　（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事
保健所設置市市長　　殿
特別区区長

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　第16条第１項各号に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。また、薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。

5　第16条の２第１項各号に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。

6　申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

様式第五の二（第十条の二関係）

地域連携薬局認定申請書

許可番号及び年月日			
薬局の名称			
薬局の所在地			
利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要			
利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要			
地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要			
居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要			
（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名			
申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格事由	(1)	法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	
	(2)	法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	
	(3)	法第75条第４項から第６項までの規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から３年を経過していない者	
	(4)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者	
	(5)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者	
	(6)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(7)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(8)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備考			

上記により、地域連携薬局の認定を申請します。

年　月　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)欄から(3)欄までにあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。

様式第五の三（第十条の三関係）

専門医療機関連携薬局認定申請書

許可番号及び年月日			
薬局の名称			
薬局の所在地			
法第６条の３第１項に規定する傷病の区分			
法第６条の３第２項第２号に規定する薬剤師の氏名			
利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要			
利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要			
専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制の概要			
（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名			
申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格事由	(1)	法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	
	(2)	法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	
	(3)	法第75条第４項から第６項までの規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から３年を経過していない者	
	(4)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者	
	(5)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者	
	(6)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(7)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(8)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備考			

上記により、専門医療機関連携薬局の認定を申請します。

年　　月　　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事　　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　法第６条の３第１項に規定する傷病の区分欄には、第10条の３第１項で定める傷病の区分を記載すること。

4　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5　申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)欄から(3)欄までにあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。

様式第五の三の二（第十条の四関係）

健康増進支援薬局認定申請書

許可番号及び年月日			
薬局の名称			
薬局の所在地			
利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要			
利用者における主体的な健康の保持増進の支援に関係する機関と連携する体制の概要			
利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を把握し、当該利用者の求めに応じて当該利用者における健康の保持増進に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要			
（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名			
申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格事由	(1)	法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	
	(2)	法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	
	(3)	法第75条第４項から第６項までの規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から３年を経過していない者	
	(4)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者	
	(5)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者	
	(6)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(7)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(8)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備考			

上記により、健康増進支援薬局の認定を申請します。

年　月　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)欄から(3)欄までにあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。

様式第五の四㈠及び様式第五の四㈡を次のように改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第五の四㈠（第十条の五関係）

認定番号

地域連携薬局認定証

氏名（法人にあつては、名称）
薬局の名称
薬局の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第６条の２第１項の規定により地域連携薬局の認定を受けた薬局であることを証明する。

年　月　日

都道府県知事　印

有効期間　年　月　日から
年　月　日まで

様式第五の四㈡（第十条の五関係）

認定番号

専門医療機関連携薬局認定証

氏名（法人にあつては、名称）
薬局の名称
薬局の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第６条の３第１項の規定により専門医療機関連携薬局の認定を受けた薬局であることを証明する。

年　月　日

都道府県知事　印

専門医療機関連携薬局に係る傷病の区分
有効期間　年　月　日から
年　月　日まで

様式第五の四(三)(第十条の五関係)

認定番号

健康増進支援薬局認定証

氏名(法人にあつては、名称)
薬局の名称
薬局の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第６条の４第１項の規定により健康増進支援薬局の認定を受けた薬局であることを証明する。

年　月　日

都道府県知事　印

有効期間　年　月　日から
年　月　日まで

様式第五の五(一)及び様式第五の五(二)を次のように改め、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第五の五(一)(第十条の十関係)

地域連携薬局認定更新申請書

許可番号及び年月日			
認定番号及び年月日			
薬局の名称			
薬局の所在地			
利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要			
利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要			
地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要			
居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要			
変更内容	事項	変更前	変更後
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名			
申請者(法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)の欠格事由	(1) 法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者		
	(2) 法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者		
	(3) 法第75条第４項から第６項までの規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から３年を経過していない者		
	(4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者		
	(5) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者		
	(6) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
	(7) 精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
	(8) 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		
備考			

上記により、地域連携薬局の認定の更新を申請します。

年　月　日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

都道府県知事　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　第16条の３第１項第１号に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。

5　第16条の３第３項に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。

6　申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)欄から(3)欄までにあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。

様式第五の五(二)(第十条の十関係)

専門医療機関連携薬局認定更新申請書

<table>
<tr><td colspan="3">許可番号及び年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">認定番号及び年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">薬局の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">薬局の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">法第６条の３第１項に規定する傷病の区分</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">法第６条の３第２項第２号に規定する薬剤師の氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更内容</td><td colspan="2">事項</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格事由</td><td>(1)</td><td>法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>法第75条第４項から第６項までの規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から３年を経過していない者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4)</td><td>拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(5)</td><td>法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(6)</td><td>麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(7)</td><td>精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(8)</td><td>薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

上記により、専門医療機関連携薬局の認定の更新を申請します。

年　　月　　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事　　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　法第６条の３第１項に規定する傷病の区分欄には、第10条の３第１項で定める傷病の区分を記載すること。

4　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5　第16条の３第１項各号に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。

6　第16条の３第３項に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。

7　申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)欄から(3)欄までにあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。

様式第五の五(三)(第十条の十関係)

健康増進支援薬局認定更新申請書

<table>
<tr><td colspan="3">許可番号及び年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">認定番号及び年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">薬局の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">薬局の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">利用者における主体的な健康の保持増進の支援に関係する機関と連携する体制の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を把握し、当該利用者の求めに応じて当該利用者における健康の保持増進に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更内容</td><td>事項</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格事由</td><td>(1)</td><td>法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者</td><td></td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者</td><td></td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>法第75条第４項から第６項までの規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から３年を経過していない者</td><td></td></tr>
<tr><td>(4)</td><td>拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者</td><td></td></tr>
<tr><td>(5)</td><td>法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者</td><td></td></tr>
<tr><td>(6)</td><td>麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</td><td></td></tr>
<tr><td>(7)</td><td>精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</td><td></td></tr>
<tr><td>(8)</td><td>薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

上記により、健康増進支援薬局の認定の更新を申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　第16条の３第１項第１号に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。

5　第16条の３第３項に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。

6　申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)欄から(3)欄までにあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。

様式第五の六（第六条関係）

薬局開設許可更新申請書（特定調剤業務又は受渡しの受委託をする場合）

<table>
<tr><td colspan="3">許可番号及び年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">管理番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">薬局の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">薬局の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">特定調剤業務委託の実施の有無</td><td colspan="3">有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="3">特定調剤業務の受託の実施の有無</td><td colspan="3">有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="3">受渡委託の実施の有無</td><td colspan="3">有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="3">受渡しの実施の有無</td><td colspan="3">有　・　無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更内容</td><td colspan="2">事項</td><td>変更前</td><td colspan="2">変更後</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格条項</td><td>(1)</td><td>法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(4)</td><td>法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(5)</td><td>麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(6)</td><td>精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(7)</td><td>薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

上記により、薬局開設の許可の更新を申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事
保健所設置市市長　殿
特別区区長

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。

3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　第16条第１項各号に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。また、薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。

5　第16条の２第１項各号に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。

6　申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

様式第六及び様式第八を次のように改める。

様式第六（第十六条、第十六条の二、第十六条の三、第九十九条、第百条、第百十四条の六十九、第百十四条の七十、第百二十七条、第百三十七条の六十五、第百三十七条の六十六、第百七十四条、第百七十六条、第百九十五条、第二百六十五条、第二百六十五条の二、第二百六十五条の三関係）

変　更　届　書

業務等の種別			
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日			
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名称		
	所在地		
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
備考			

上記により、変更の届出をします。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

厚生労働大臣
地方厚生局長
都道府県知事　殿
保健所設置市市長
特別区区長

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　業務等の種別欄には、薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、健康増進支援薬局、第１種医薬品、第２種医薬品、医薬部外品、化粧品、第１種医療機器、第２種医療機器、第３種医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者若しくは登録外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、登録受渡業、配置販売業若しくは卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業（指定視力補正用レンズ又はプログラム高度管理医療機器のみの販売業又は貸与業を除く。）、指定視力補正用レンズ若しくはプログラム高度管理医療機器のみの販売業若しくは貸与業、特定管理医療機器の販売業若しくは貸与業（補聴器、家庭用電気治療器又はプログラム管理医療機器以外の特定管理医療機器を販売又は貸与する場合に限る。）、補聴器、家庭用電気治療器若しくはプログラム管理医療機器のみの販売業若しくは貸与業、管理医療機器（特定管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業又は医療機器の修理業の別を記載すること。

5　医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正本１通及び副本２通を、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本１通を提出すること。

6　管理医療機器の販売業又は貸与業にあつては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄にその販売業又は貸与業の届出を行つた年月日を記載すること。

7　配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。

8　薬局の管理者、店舗管理者、受渡管理者又は区域管理者の変更の場合は、変更後の薬局の管理者、店舗管理者、受渡管理者又は区域管理者が薬剤師又は登録販売者であるときはその者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を、責任技術者の変更の場合は、変更後の責任技術者が第91条第１項若しくは第２項、第91条の２又は第114条の53第１項から第３項までの各号のいずれに該当するかを、医薬品又は体外診断用医薬品の総括製造販売責任者の変更の場合は、変更後の総括製造販売責任者が薬剤師であるときは薬剤師名簿登録番号及び登録年月日を、薬剤師以外の者であるときはその者が第86条第１項第１号イ若しくはロ、第２号イからハまで、第３号イ若しくはロ又は第114条の49の２第１項第１号若しくは第２号のいずれに該当するかを、医薬品又は体外診断用医薬品の総括製造販売責任者補佐薬剤師の変更の場合は、変更後の総括製造販売責任者補佐薬剤師の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日を、営業所管理者の変更の場合は、変更後の営業所管理者が薬剤師であるときは薬剤師名簿登録番号及び登録年月日を、薬剤師以外の者であるときはその者が第154条各号のいずれに該当するかを、高度管理医療機器等営業所管理者の変更の場合は、変更後の高度管理医療機器等営業所管理者が第162条第１項から第４項までの各号のいずれに該当するかを、特定管理医療機器営業所管理者等の変更の場合は、変更後の特定管理医療機器営業所管理者等が第175条第１項各号のいずれに該当するかを、再生医療等製品営業所管理者の変更の場合は、変更後の再生医療等製品営業所管理者が第196条の４第１項各号のいずれに該当するかを変更後欄に付記すること。

9　医薬品又は体外診断用医薬品の総括製造販売責任者の変更の場合のうち、新たに総括製造販売責任者として薬剤師以外の者を置く場合には、総括製造販売責任者補佐薬剤師の氏名、住所、薬剤師名簿登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。

10　管理者以外の薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。

11　薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合は、備考欄に、変更後の役員が法第５条第３号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載すること。

12　登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。

13　様式第114、様式第114の２又は様式第114の３による届出に記載された事項に変更を生じた場合における令第74条第１項、令第74条の２第１項又は令第74条の３第１項の規定による届出の場合は、正副２通を提出すること。

様式第八（第十条の九、第十八条、第十八条の二、第百三十二条、第百五十九条の二十三、第百五十九条の二十四、第百七十七条、第百九十六条の十三関係）

休　止
廃　止　届　書
再　開

業務等の種別		
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日		
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名称	
	所在地	
休止、廃止又は再開の年月日		
備考		

上記により、休止／廃止／再開の届出をします。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

厚生労働大臣
地方厚生局長
都道府県知事　殿
保健所設置市市長
特別区区長

（注意）
1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　業務等の種別欄には、薬局（特定調剤業務の受委託又は受渡委託のみを休止し、廃止し、又は再開する場合はその旨を含む。）、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、健康増進支援薬局、第１種医薬品、第２種医薬品、医薬部外品、化粧品、第１種医療機器、第２種医療機器、第３種医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業（受渡委託のみを休止し、廃止し、又は再開する場合はその旨を含む。）、登録受渡業、配置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業、管理医療機器の販売業若しくは貸与業又は医療機器の修理業の別を記載すること。
5　薬局において特定調剤業務の受委託又は受渡委託のみを休止し、廃止し、若しくは再開する場合又は店舗販売業において受渡委託のみを休止し、廃止し、若しくは再開する場合にあつては、業務等の種別欄に「薬局における特定調剤業務の受委託又は受渡委託」又は「店舗販売業における受渡委託」と記載し、併せて備考欄に休止し、廃止し、又は再開する行為の別（特定調剤業務の受委託又は受渡委託）を記載すること。
6　医薬品等の製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正本１通及び副本２通、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本１通提出すること。
7　管理医療機器の販売業又は貸与業にあつては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄に、その販売業又は貸与業の届出を行つた年月日を記載すること。
8　休止の場合には、休止、廃止又は再開の年月日欄に休止の事実が発生した日を記載したうえで、備考欄に「○年○月○日まで休止の予定」と付記すること。
9　配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
10　登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。

様式第二十六の五中「第五十三条の十」を「第五十三条の十八」に改め、同様式を様式第二十六の十一とし、様式第二十六の四を次のように改め、同様式を様式第二十六の九とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第二十六の九（第五十三条の十二関係）
Form No.26－9 (related to Article 53－12)
第　　号

基　準　確　認　証
Certificate of GMP compliance of a manufacturing site

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
Address (In the case of a corporation, location of the head office)

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
Name (In the case of a corporation, its name and the name of its representative)

製造所の名称 Name of the manufacturing site	
製造所の所在地 Location of the manufacturing site	
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分 License or registration category of the manufacturer, or accreditation or registration category of the foreign manufacturer	
製造業の許可若しくは登録番号又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号 Number of the license or registration for the manufacturer, or number of the accreditation or registration for the foreign manufacturer	
製造工程の区分 Categories of the manufacturing processes	

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の２第５項の規定により、同法第14条第２項第４号の規定に基づき定められた医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令に定める基準に適合していることを証明する。

Pursuant to Article 14-2, Paragraph 5 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Products Including Pharmaceuticals and Medical Devices, it is hereby certified that the above manufacturing site complies with the standards prescribed in the Ministerial Ordinance on Standards for Manufacturing Control and Quality Control for Drugs and Quasi-drugs (GMP Ministerial Ordinance), which were established based on Article 14, Paragraph 2, item 4 of the Act.

年　月　日
Year Month Day

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長
Chief Executive of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency　印
都道府県知事
Governor of the Prefecture

有効期間　　年　月　日から
Valid Period From Year Month Day
年　月　日まで
Until Year Month Day

様式第二十六の十（第五十三条の十二関係）
Form No. 26－10 (related to Article 53－12)
第　　号

基　準　確　認　証
Certificate of GMP compliance of a manufacturing site

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
Address (In the case of a corporation, location of the head office)
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
Name (In the case of a corporation, its name and the name of its representative)

製造所の名称 Name of the manufacturing site		
製造所の所在地 Location of the manufacturing site		
製造業の許可区分 License or registration category of the manufacturer		
製造業の許可番号 Number of the license or registration for the manufacturer		
製造工程の区分 Categories of the manufacturing processes		
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の２第２項の規定による調査 Investigation pursuant to Article 14-2, Paragraph 2 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Products Including Pharmaceuticals and Medical Devices	結果 Result	調査実施者 Investigator
	適合 Compliance	都道府県知事 Governor of the Prefecture
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の２第４項の規定による調査 Investigation pursuant to Article 14-2, Paragraph 4 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Products Including Pharmaceuticals and Medical Devices	結果 Result	調査実施者 Investigator
	適合 Compliance	独立行政法人医薬品医療機器総合機構 The Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の２第５項の規定により、同法第14条第２項第４号の規定に基づき定められた医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令に定める基準に適合していることを証明する。

Pursuant to Article 14-2, Paragraph 5 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Products Including Pharmaceuticals and Medical Devices, it is hereby certified that the above manufacturing site complies with the standards prescribed in the Ministerial Ordinance on Standards for Manufacturing Control and Quality Control for Drugs and Quasi-drugs (GMP Ministerial Ordinance), which were established based on Article 14, Paragraph 2, item 4 of the Act.

年　月　日
Year Month Day

都道府県知事
Governor of the Prefecture　　印

有効期間　　年　月　日から
Valid Period From Year Month Day
年　月　日まで
Until Year Month Day

様式第二十六の三を次のように改め、同様式を様式第二十六の七とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第二十六の七（第五十三条の九、第五十五条関係）

医　薬　品
医薬部外品　区分適合性調査　結果　通知書

調査を行つた製造工程の区分	
申請者名	
区分適合性調査申請年月日	
調査を行つた製造所の名称	
調査を行つた製造所の所在地	
製造業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
製造業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分	
製造業の許可若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日	
調査結果	
備考	

上記により、医　薬　品
医薬部外品　の区分適合性調査の結果を通知します。

年　月　日

区分適合性調査実施者

厚生労働大臣
都道府県知事　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第二十六の八（第五十三条の十、第五十五条関係）

特定医薬品等区分適合性調査結果通知書

調査を行つた製造工程の区分	
申請者名	
調査申請年月日	
調査を行つた製造所の名称	
調査を行つた製造所の所在地	
製造業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
製造業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分	
製造業の許可若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日	
調査結果	
備考	

上記により、特定医薬品等区分適合性調査の結果を通知します。

年　月　日

特定医薬品等区分適合性調査実施者

厚生労働大臣
都道府県知事　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第二十六の二を次のように改め、同様式を様式第二十六の五とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第二十六の五（第五十三条の五関係）

Form No.26－5 (related to Article 53－5)

医　薬　品
医薬部外品　区分適合性調査申請書

Application for investigation of conformity regarding the category of manufacturing processes of drug / quasi-drug

調査を受けようとする製造所の名称 Name of the manufacturing site to be investigated	
調査を受けようとする製造所の所在地 Location of the manufacturing site to be investigated	
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分 License or registration category of the manufacturer, or accreditation or registration category of the foreign drug/quasi-drug manufacturer	
製造業の許可若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日 Number and date of the license or registration for the manufacturer, or of the accreditation or registration for the foreign manufacturer	
調査を受けようとする製造工程の区分 Categories of the manufacturing processes to be investigated	
製造品目数 Number of the product items	
製造販売業者数 Number of the marketing authorization holders in Japan	
輸出用の製造品目の有無 Presence of the product items for export	
調査手数料金額 Amount of the investigation fee	
備考 Remarks	

上記により、医　薬　品／医薬部外品　の区分適合性調査を申請します。

I hereby apply for the investigation of conformity regarding the category of manufacturing processes of drug / quasi-drug.

年　月　日
Year　Month　Day

住　所
Address　（法人にあつては、主たる事務所の所在地
In the case of a corporation, location of the head office）

氏　名
Name　（法人にあつては、名称及び代表者の氏名
In the case of a corporation, its name and the name of its representative）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長
To Chief Executive of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency　殿

都道府県知事
To Governor of the Prefecture

（注意）

(Note)

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
Use paper of Japanese Industrial Standard Size A4.

2　字は、墨、インク等を用い、楷書（かい）ではつきりと書くこと。
Fill in the form with clear writing with inks, etc.

3　製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分欄については、第25条各項各号、第35条各項各号又は保管のみを行う製造所のいずれに該当するかを記載すること。

In the “License or registration category of the manufacturer, or accreditation or registration category of the foreign manufacturer” field, provide which category applies under each item of the respective paragraphs of Article 25 or Article 35, or manufacturing sites that conduct storage only.

4　製造業の許可若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日欄については、法第13条第１項の許可、法第13条の３第１項の認定又は法第13条の２の２第１項若しくは法第13条の３の２第１項の登録を受けようとする者である場合は、許可、認定又は登録申請受付番号及び申請年月日を記載すること。

In the “Number and date of the license or registration for the manufacturer, or of the accreditation or registration for the foreign manufacturer of drug, etc.” field, provide the receipt number and the date of the application for license, accreditation or registration, in case that applicant is seeking a license under Article 13, Paragraph 1 of the Act, an accreditation under Article 13-3, Paragraph 1 of the Act, or a registration under Article 13-2-2, Paragraph 1 or Article 13-3-2, Paragraph 1 of the Act.

5　調査を受けようとする製造工程の区分欄については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令第２条各号に掲げる区分のいずれに該当するかを記載すること。また、製造品目数欄に申請区分に属する製造品目の数、製造販売業者数欄に当該製造品目に係る製造販売業者の数、輸出用の製造品目の有無欄に申請区分に属する輸出用の製造品目の有無を記載すること。

In the “Categories of the manufacturing processes to be investigated” field, provide which categories of manufacturing processes apply under each item of Article 2 of Ministerial Ordinance specifying categories of manufacturing processes of drug or quasi-drug under Article 14, Paragraph 8 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Products Including Pharmaceuticals and Medical Devices. In addition, in the “Number of the product items” field, provide the number of product items that fall under the applied categories of manufacturing processes, in the “Number of the marketing authorization holders in Japan” field, provide the number of marketing authorization holders in Japan related to those product items, and in the “Presence of product items for export” field, provide whether there are product items for export that fall under the applied categories of manufacturing processes.

6　独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長に申請する場合にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付（はりつけ）すること。

In the case where the application is submitted to the Chief Executive of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency, affix a copy of the receipt for the remittance of investigation fee to the bank account of the agency, as provided in the Government Order on The Fees Related to the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Products including Pharmaceuticals and Medical Devices.

様式第二十六の六（第五十三条の八関係）
Form No.26－6 (related to Article 53－8)

特定医薬品等区分適合性調査申請書

Application for specific investigation of conformity
regarding the category of manufacturing processes of drug

調査を受けようとする製造所の名称 Name of the manufacturing site to be investigated	
調査を受けようとする製造所の所在地 Location of the manufacturing site to be investigated	
製造業の許可区分 License or registration category of the manufacturer	
製造業の許可番号及び年月日 Number and date of the license or registration for the manufacturer	
調査を受けようとする製造工程の区分 Categories of the manufacturing processes to be investigated	
製造品目数 Number of the product items	
製造販売業者数 Number of the marketing authorization holders in Japan	
輸出用の製造品目の有無 Presence of product items for export	
調査手数料金額 Amount of the investigation fee	
備考 Remarks	

上記により、特定医薬品等区分適合性調査を申請します。

I hereby apply for specific investigation of conformity regarding the category of manufacturing processes of drug.

年　月　日
Year　Month　Day

住所 Address（法人にあつては、主たる事務所の所在地 In the case of a corporation, location of the head office）

氏名 Name（法人にあつては、名称及び代表者の氏名 In the case of a corporation, its name and the name of its representative）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長
To Chief Executive of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency　殿

（注意）
(Note)
1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
Use paper of Japanese Industrial Standard Size A4.
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
Fill in the form with clear writing with inks, etc.
3　製造業の許可区分欄については、第25条第１項各号のいずれに該当するかを記載すること。
In the “License or registration category of the manufacturer, accreditation or registration category of the foreign manufacturer” field, provide which category applies under each item of Article 25, Paragraph 1.
4　製造業の許可番号及び年月日欄については、法第13条第１項の許可を受けようとする者である場合は、許可申請受付番号及び申請年月日を記載すること。
In the “Number and date of the license or registration for the manufacturer, or of the accreditation or registration for the foreign manufacturer of drug, etc.” field, provide the receipt number and the date of the application for license, in case that applicant is seeking a license under Article 13, Paragraph 1 of the Act.
5　調査を受けようとする製造工程の区分欄については、第53条の６各号に掲げる区分のいずれに該当するかを記載すること。また、製造品目数欄に申請区分に属する製造品目の数、製造販売業者数欄に当該製造品目に係る製造販売業者の数、輸出用の製造品目の有無欄に申請区分に属する輸出用の製造品目の有無を記載すること。
In the “Categories of the manufacturing processes to be investigated” field, provide which categories of manufacturing processes apply under each item of Article 53-6. In addition, in the “Number of the product items” field, provide the number of product items that fall under the applied manufacturing category, in the “Number of the marketing authorization holders in Japan” field, provide the number of marketing authorization holders in Japan related to those product items, and in the “Presence of product items for export” field, provide whether there are product items for export that fall under the applied manufacturing category.
6　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める特定医薬品等区分適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。
Affix a copy of the receipt for the remittance of investigation fee, as provided in the Government Order on the Fees Related to the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Products Including Pharmaceuticals and Medical Devices, to the bank account of the agency.

様式第二十六の次に次の二様式を加える。

様式第二十六の二（第五十三条の二関係）

医　薬　品
医薬部外品　適合性調査の実施に係る評価申請書

主たる機能を有する事務所の名称		
主たる機能を有する事務所の所在地		
製造販売業の許可番号及び年月日		
評価を受けようとする製造所の名称		
評価を受けようとする製造所の所在地		
製造業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
製造業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分		
製造業の許可若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日		
申請品目	一般的名称	
	販売名	
	承認番号	
	承認年月日	
評価手数料金額		
備考		

上記により、医　薬　品／医薬部外品　適合性調査の実施に係る評価を申請します。

年　　月　　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長
都道府県知事　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書（かい）ではつきりと書くこと。

3　製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分欄については、第25条各項各号、第35条各項各号又は保管のみを行う製造所のいずれに該当するかを記載すること。

4　独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長に申請する場合にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める評価手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付（ちょうふ）すること。

様式第二十六の三（第五十三条の三関係）

医　薬　品
医薬部外品　適合性調査の実施に係る評価結果通知書

名称	一般的名称	
	販売名	
申請者名		
承認年月日		
評価申請年月日		
評価を行つた製造所の名称		
評価を行つた製造所の所在地		
製造業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
製造業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分		
製造業の許可若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日		
備考		

上記の評価において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第２項第４号に該当するおそれが少ないと評価し、今回の同条第６項に規定する期間を経過するごとに受けなければならないとされている調査を行わないこととしたので通知します。

年　月　日

評価実施者　印

住所　（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名　（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　殿

（注意）
1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第二十六の四（第五十三条の三、第五十五条関係）

医　薬　品
医薬部外品　適合性調査の実施に係る評価結果通知書

名称	一般的名称	
	販売名	
申請者名		
承認年月日		
評価申請年月日		
評価を行つた製造所の名称		
評価を行つた製造所の所在地		
製造業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
製造業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分		
製造業の許可若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日		
備考		

上記の評価において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第２項第４号に該当するおそれが少ないと評価し、今回の同条第６項に規定する期間を経過するごとに受けなければならないとされている調査を行わないこととしたので通知します。

年　月　日

評価実施者

厚生労働大臣
都道府県知事　殿

（注意）
1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第五十七の二を様式第五十七の四とし、様式第五十七の次に次の二様式を加える。

様式第五十七の二（第百十一条関係）

外国製造 医薬品／医薬部外品 適合性調査の実施に係る評価申請書

主たる機能を有する事務所の名称		
主たる機能を有する事務所の所在地		
製造販売業の許可番号及び年月日		
評価を受けようとする製造所の名称		
評価を受けようとする製造所の所在地		
製造業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
製造業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分		
製造業の許可若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日		
申請品目	一般的名称	
	販売名	
	承認番号	
	承認年月日	
評価手数料金額		
備考		

上記により、外国製造 医薬品／医薬部外品 適合性調査の実施に係る評価を申請します。

年　月　日

住所　邦文＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
外国文
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名　邦文＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
外国文
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

選任外国製造医薬品等製造販売業者
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長　殿

（注意）
1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
3　主たる機能を有する事務所の名称及び所在地欄並びに製造販売業の許可番号及び年月日欄には、選任外国製造医薬品等製造販売業者に係るものを記載すること。
4　製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分欄については、第25条各項各号、第35条各項各号又は保管のみを行う製造所のいずれに該当するかを記載すること。
5　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める評価手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

様式第五十七の三（第百十一条関係）

外国製造 医薬品／医薬部外品 適合性調査の実施に係る評価結果通知書

名称	一般的名称	
	販売名	
申請者名		
承認年月日		
評価申請年月日		
評価を行つた製造所の名称		
評価を行つた製造所の所在地		
製造業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
製造業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分		
製造業の許可若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日		
備考		

上記の評価において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第19条の２第５項において準用する同法第14条第２項第４号に該当するおそれが少ないと評価し、今回の同法第19条の２第５項において準用する同法第14条第６項に規定する期間を経過するごとに受けなければならないとされている調査を行わないこととしたので通知します。

年　月　日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長　印

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　殿

（注意）
1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第七十五の六の二及び様式第七十五の六の四を次のように改める。

様式第七十五の六の二（第百三十七条の三十四の二関係）

Form No.75－6－2 (related to Article 137－34－2)

再生医療等製品区分適合性調査申請書

Application for investigation of conformity
regarding the category of manufacturing processes of regenerative medicine products

調査を受けようとする製造所の名称 Name of the manufacturing site to be investigated	
調査を受けようとする製造所の所在地 Location of the manufacturing site to be investigated	
製造業の許可区分又は再生医療等製品外国製造業者の認定区分 License category of the manufacturer, or accreditation category of the foreign regenerative medicine product manufacturer	
製造業の許可番号及び年月日又は再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び年月日 Number and date of the license for the manufacturer, or of the accreditation for the foreign regenerative medicine product manufacturer	
調査を受けようとする製造工程の区分 Categories of the manufacturing processes to be investigated	
製造品目数 Number of the product items	
製造販売業者数 Number of the marketing authorization holders in Japan	
輸出用の製造品目の有無 Presence of the product items for export	
調査手数料金額 Amount of the investigation fee	
備考 Remarks	

上記により、再生医療等製品の区分適合性調査を申請します。

I hereby apply for the investigation of conformity regarding the category of manufacturing processes of regenerative medicine products.

年　月　日
Year　Month　Day

住所
Address
（法人にあつては、主たる事務所の所在地
In the case of a corporation, location of the head office）

氏名
Name
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名
In the case of a corporation, its name and the name of its representative）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長
To Chief Executive of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency　殿

（注意）

(Note)

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
Use paper of Japanese Industrial Standard Size A4.

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
Fill in the form with clear writing with inks, etc.

3　製造業の許可区分又は再生医療等製品外国製造業者の認定区分欄については、第137条の８各号又は第137条の18各号のいずれに該当するかを記載すること。

In the “License category of the manufacturer, or accreditation category of the foreign regenerative medicine product manufacturer” fields, provide which category applies under each item of Article 137-8 or Article 137-18.

4　製造業の許可番号及び年月日又は再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び年月日欄については、法第23条の22第１項の許可又は第23条の24第１項の認定を受けようとする者である場合は、許可又は認定申請受付番号及び申請年月日を記載すること。

In the “Number and date of the license for the manufacturer, or of the accreditation for the foreign regenerative medicine product manufacturer” field, provide the receipt number and the date of the application for license or accreditation, if the applicant is seeking a license under Article 23-22, Paragraph 1, or an accreditation under Article 23-24, Paragraph 1 of the Act.

5　調査を受けようとする製造工程の区分欄については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十五第七項に規定する再生医療等製品の製造工程の区分を定める省令第２条各号のいずれに該当するかを記載すること。また、製造品目数欄に申請区分に属する製造品目の数、製造販売業者数欄に当該製造品目を製造販売する製造販売業者数、輸出用の製造品目の有無欄に申請区分に属する輸出用の製造品目の有無を記載すること。

In the “Categories of the manufacturing processes to be investigated” field, provide which types of manufacturing processes apply under each item of Article 2 of Ministerial Ordinance specifying categories of manufacturing processes of regenerative medicine products under Article 23-25 Paragraph 7 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Products including Pharmaceuticals and Medical Devices. In addition, in the “Number of the product items” field, provide the number of product items that fall under the applied categories of manufacturing processes, in the “Number of the marketing authorization holders in Japan” field, provide the number of marketing authorization holders in Japan related to those product items, and in the “Presence of product items for export” field,

provide whether there are product items for export that fall under the applied categories of manufacturing processes.

6　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

Affix a copy of the receipt for the remittance of investigation fee to the bank account of the agency, as provided in the Government Order on the fees related to the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Products including Pharmaceuticals and Medical Devices.

様式第七十五の六の四（第百三十七条の三十四の五関係）
Form No.75－6－4 (related to Article 137－34－5)
第　　号

基　準　確　認　証
Certificate of GCTP compliance of a manufacturing site

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
Address (In the case of a corporation, location of the head office)
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
Name (In the case of a corporation, its name and the name of its representative)

製造所の名称 Name of the manufacturing site	
製造所の所在地 Location of the manufacturing site	
製造業の許可区分又は再生医療等製品外国製造業者の認定区分 License category of the manufacturer, or accreditation category of the foreign regenerative medicine product manufacturer	
製造業の許可番号又は再生医療等製品外国製造業者の認定番号 Number of the license for the manufacturer, or of the accreditation for the foreign regenerative medicine product manufacturer	
製造工程の区分 Categories of the manufacturing processes	

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の25の２において準用する同法第14条の２第５項の規定により、同法第23条の25第２項第４号の規定に基づき定められた再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令に定める基準に適合していることを証明する。

Pursuant to Article 14-2, Paragraph 5 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Products including Pharmaceuticals and Medical Devices as applied mutatis mutandis under Article 23-25-2 of same Act, it is hereby certified that the above manufacturing site complies with the standards prescribed in the Ministerial Ordinance on the Standards of Manufacturing Control and Quality Control for Regenerative Medicine Products (GCTP Ministerial Ordinance), which were established based on Article 23-25, Paragraph 2, item 4 of the Act.

年　月　日
Year　Month　Day

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長　印
Chief Executive of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

有効期間　年　月　日から
Valid Period　From　Year　Month　Day
年　月　日まで
Until Year　Month　Day

様式第七十六を次のように改め、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第七十六（第百三十九条関係）

店舗販売業許可申請書

店舗の名称			
店舗の所在地			
店舗の構造設備の概要			
医薬品の販売又は授与を行う体制の概要			
（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名			
通常の営業日及び営業時間			
相談時及び緊急時の連絡先			
特定販売の実施の有無	有　・　無		
申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格条項	(1)	法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	
	(2)	法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者	
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者	
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6)	精神の機能の障害により店舗販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(7)	店舗販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備考			

上記により、店舗販売業の許可を申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事
保健所設置市市長　殿
特別区区長

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。

5　申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

様式第七十六の二（第百三十九条関係）

店舗販売業許可申請書（受渡しの受委託をする場合）

店舗の名称				
店舗の所在地				
店舗の構造設備の概要				
医薬品の販売又は授与を行う体制の概要				
（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名				
通常の営業日及び営業時間				
相談時及び緊急時の連絡先				
特定販売の実施の有無				有　・　無
受渡委託の実施の有無				有　・　無
有の場合	受渡しを行う登録受渡業者の氏名（法人にあつてはその名称）			
	受渡しを行う登録受渡業者の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）			
	登録受渡店舗	名称		
		所在地		
		登録番号（薬局又は店舗である場合は管理番号）		
	登録受渡店舗の相談時及び緊急時の連絡先			
	受渡しの管理を行う体制の概要			
受渡しの実施の有無				有　・　無
有の場合	受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者の氏名（法人にあつてはその名称）			
	受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）			
	受渡委託をする薬局又は店舗	名称		
		所在地		
		管理番号		
	受渡委託をする薬局又は店舗の相談時及び緊急時の連絡先			
	受渡しを行う体制の概要			
	受渡しを行う一般用医薬品の区分			
申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格条項	(1)	法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者		
	(2)	法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者		
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者		
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者		
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
	(6)	精神の機能の障害により店舗販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
	(7)	店舗販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		
備考				

上記により、店舗販売業の許可を申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事
保健所設置市市長　殿
特別区区長

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。

3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。

5　申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

様式第七十六の三（第百三十九条の二関係）

受渡委託をする場合の許可に係る許可申請書

許可番号及び年月日		
店舗の名称		
店舗の所在地		
受渡しを行う登録受渡業者の氏名（法人にあつてはその名称）		
受渡しを行う登録受渡業者の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）		
登録受渡店舗	名称	
	所在地	
	登録番号（薬局又は店舗である場合は管理番号）	
登録受渡店舗の相談時及び緊急時の連絡先		
受渡しの管理を行う体制の概要		
備考		

上記により、店舗販売業に係る変更の許可を申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事
保健所設置市市長　　殿
特別区区長

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。

3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。

5　申請時点で店舗販売業許可証に管理番号の記載がある店舗にあつては、備考欄に当該許可証に記載されている管理番号を記入すること。

様式第七十七を次のように改め、様式第七十七を様式第七十七㈠とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第七十七(一)(第百四十二条関係)

許可番号　　管理番号

医　薬　品　販　売　業　許　可　証

氏名(法人にあつては、名称)
店舗の名称
店舗の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第１項の規定により店舗販売業の許可を受けた者であることを証明する。

年　　月　　日

都道府県知事
保健所設置市市長　　印
特別区区長

有効期間　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで

取扱品目

当該店舗において受渡しの受委託をする場合に関する事項については、別紙のとおり。

別紙

受渡しの受委託をする場合に関する事項

受渡委託をする場合に関する事項

受渡しを行う登録受渡店舗に係る事項	名称	
	所在地	
	登録番号（薬局又は店舗である場合は管理番号）	

受渡しを行う場合に関する事項

受渡委託をする薬局又は店舗に係る事項	名称	
	所在地	
	管理番号	
	取り扱う一般用医薬品の区分	

様式第七十七（二）（第百四十九条、第百五十五条関係）

許可番号

医薬品販売業許可証

氏名（法人にあつては、名称）
店舗の名称
店舗の所在地又は営業区域

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第１項の規定により　配置販売業／卸売販売業　の許可を受けた者であることを証明する。

年　月　日

都道府県知事
保健所設置市市長　印
特別区区長

有効期間　年　月　日から
　　年　月　日まで

取扱品目

様式第七十八から様式第八十一を次のように改める。

様式第七十八（第百四十二条、第百四十九条、第百五十五条関係）

医薬品販売業許可更新申請書

許可番号及び年月日				
店舗又は営業所の名称				
店舗若しくは営業所の所在地又は営業の区域				
変更内容	事項		変更前	変更後
（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名				
申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格条項	(1)	法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者		
	(2)	法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者		
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者		
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者		
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
	(6)	精神の機能の障害により医薬品販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
	(7)	医薬品販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		
備考				

店舗販売業
上記により、配置販売業の許可の更新を申請します。
卸売販売業

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事
保健所設置市市長　殿
特別区区長

（注意）
1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　配置販売業にあつては、店舗又は営業所の名称欄の記載を要しないこと。
5　次に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。
(1)　店舗販売業者にあつては、第159条の19第１項各号に掲げる事項
(2)　配置販売業者にあつては、第159条の21第１項各号に掲げる事項
(3)　卸売販売業者にあつては、第159条の22第１項各号に掲げる事項
6　店舗販売業者にあつては、第159条の20第１項各号に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。
7　店舗販売業及び配置販売業において、薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに当該店舗又は区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
8　申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

様式第七十八の二（第百四十二条関係）

店舗販売業許可更新申請書（受渡しの受委託をする場合）

許可番号及び年月日				
管理番号				
店舗の名称				
店舗の所在地				
受渡委託の実施の有無			有　・　無	
受渡しの実施の有無			有　・　無	
変更内容	事項		変更前	変更後
（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名				
申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格条項	(1)	法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者		
	(2)	法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者		
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者		
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者		
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
	(6)	精神の機能の障害により医薬品販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
	(7)	医薬品販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		
備考				

上記により、店舗販売業の許可の更新を申請します。

年　月　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事
保健所設置市市長　　殿
特別区区長

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　第159条の19第１項各号に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。また、薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。

5　第159条の20第１項各号に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。

6　申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

様式第七十九（第百四十七条の十五関係）

登録受渡店舗に係る登録申請書

店舗の名称			
店舗の所在地			
店舗の構造設備の概要			
店舗において一般用医薬品の受渡しの業務を行う体制の概要			
登録受渡店舗の相談時及び緊急時の連絡先			
受渡しを行う一般用医薬品の区分			
登録受渡店舗責任者	氏名		
	住所		
	週当たり勤務時間数		
受渡しを行う時間			
受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者の氏名（法人にあつてはその名称）			
受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）			
受渡委託をする薬局又は店舗	名称		
	所在地		
	管理番号		
受渡委託をする薬局又は店舗の相談時及び緊急時の連絡先			
申請者（法人にあつては、受渡しの業務に責任を有する役員を含む。）の欠格条項	(1)	法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	
	(2)	法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者	
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者	
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6)	精神の機能の障害により店舗販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(7)	店舗販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備考			

上記により、登録受渡店舗に係る登録を申請します。

年　　月　　日

都道府県知事
保健所設置市市長　　殿
特別区区長

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。

5　申請者の欠格事項の⑴欄から⑺欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、⑴欄及び⑵欄にあつてはその理由及び年月日を、⑶欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、⑷欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、⑹欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

様式第八十（第百四十七条の十六関係）

登録番号

登　録　受　渡　店　舗　に　係　る　登　録　証

氏名（法人にあつては、名称）
店舗の名称
店舗の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第29条の５第１項の規定により登録された登録受渡業者であることを証明する。

年　　月　　日

都道府県知事
保健所設置市市長　　印
特別区区長

有効期間　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで

本登録受渡業者に受渡委託をする薬局又は店舗に係る事項については別紙のとおり。

別紙

本登録受渡業者に受渡委託をする薬局又は店舗に係る事項

本登録受渡業者に受渡委託をする薬局又は店舗に係る事項	名称	
	所在地	
	管理番号	
	取り扱う一般用医薬品の区分	

様式第八十一（第百四十七条の二十関係）

登録受渡店舗に係る登録更新申請書

登録番号及び年月日				
店舗の名称				
店舗の所在地				
変更内容	事項		変更前	変更後
申請者（法人にあつては、受渡しの業務に責任を有する役員を含む。）の欠格条項	(1)	法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者		
	(2)	法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者		
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者		
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者		
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
	(6)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
	(7)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		
備考				

上記により、登録受渡店舗に係る登録の更新を申請します。

年　月　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事
保健所設置市市長　殿
特別区区長

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　各記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　第159条の20の２第１項各号に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。

5　第159条の20の３第１項各号に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。

6　申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

（薬局等構造設備規則の一部改正）

第二条　薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　薬局、医薬品の販売業及び登録受渡業、医療機器の販売業、貸与業及び修理業並びに再生医療等製品の販売業（第一条―第五条の二） 第二章　（略） 附則 **第一章**　薬局、医薬品の販売業及び登録受渡業、医療機器の販売業、貸与業及び修理業並びに再生医療等製品の販売業 （薬局の構造設備） **第一条**　薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。 一～十三　（略） 十四　次に定めるところに適合する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第九条の四第一項、第四項及び第五項、第三十六条の四第一項、第四項及び第五項並びに第三十六条の六第一項及び第四項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項並びに法第三十六条の十一第一項に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。 イ～ニ　（略） ホ　指定第二類医薬品（施行規則第一条の二第五項第五号に規定する指定第二類医薬品をいう。以下同じ。）を陳列する場合には、指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から七メートル以内の範囲にあること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合は、この限りでない。 ヘ・ト　（略） 十五　（略） 十六　法第九条の五に規定する特定調剤業務（以下この号及び次号において「特定調剤業務」という。）を委託する薬局にあつては、当該薬局が特定調剤業務の委託を受ける薬局との間の通信手段その他連絡を行うために必要な設備を有すること。 十七　特定調剤業務の委託を受ける薬局にあつては、次に定めるところに適合するものであること。 イ　当該薬局が特定調剤業務を委託する薬局との間の通信手段その他連絡を行うために必要な設備を有すること。 ロ　錠剤分包機を備えていること。 十八・十九　（略）	目次 第一章　薬局、医薬品の販売業、医療機器の販売業、貸与業及び修理業並びに再生医療等製品の販売業（第一条―第五条の二） 第二章　（略） 附則 **第一章**　薬局、医薬品の販売業、医療機器の販売業、貸与業及び修理業並びに再生医療等製品の販売業 （薬局の構造設備） **第一条**　薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。 一～十三　（略） 十四　次に定めるところに適合する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第九条の四第一項、第四項及び第五項、第三十六条の四第一項、第四項及び第五項並びに第三十六条の六第一項及び第四項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項並びに法第三十六条の十一第一項に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。 イ～ニ　（略） ホ　指定第二類医薬品（施行規則第一条の二第三項第五号に規定する指定第二類医薬品をいう。以下同じ。）を陳列する場合には、指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から七メートル以内の範囲にあること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合は、この限りでない。 ヘ・ト　（略） 十五　（略） （新設） 十六・十七　（略）

二十　法第四条第三項第六号ハに規定する受渡委託（以下「受渡委託」という。）をする薬局にあつては、次に定めるところに適合するものであること。

イ　当該薬局が受渡委託をする登録受渡業者（法第二十九条の六第一項に規定する登録受渡業者をいう。次条第十五号イにおいて同じ。）との間の通信手段その他連絡を行うために必要な設備を有すること。

ロ　一般用医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者との間の通信手段その他販売又は授与時の確認及び情報提供を適切に行うために必要な設備を有すること。

ハ　登録受渡店舗（法第二十九条の八第一項に規定する登録受渡店舗をいう。以下同じ。）において貯蔵する一般用医薬品の管理を遠隔で行うために必要な設備を有すること。

ニ　登録受渡店舗において貯蔵する一般用医薬品に関し必要に応じ当該薬局において保管するための設備を有すること。

2～5　（略）

（店舗販売業の店舗の構造設備）

第二条　店舗販売業の店舗の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一～十四　（略）

十五　受渡委託をする店舗にあつては、次に定めるところに適合するものであること。

イ　当該店舗が受渡委託をする登録受渡業者との間の通信手段その他連絡を行うために必要な設備を有すること。

ロ　一般用医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者との間の通信手段その他販売又は授与時の確認及び情報提供を適切に行うために必要な設備を有すること。

ハ　登録受渡店舗において貯蔵する一般用医薬品の管理を遠隔で行うために必要な設備を有すること。

ニ　登録受渡店舗において貯蔵する一般用医薬品に関し必要に応じ当該店舗において保管するための設備を有すること。

（登録受渡業の登録受渡店舗の構造設備）

第二条の二　登録受渡業の登録受渡店舗の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　一般用医薬品を受渡し（法第二十九条の五第九項に規定する受渡しをいう。以下この条において同じ。）により購入し、又は譲り受けようとする者が容易に出入りできる構造であること。

二　登録受渡店舗であることがその外観から明らかであること。

三　換気が十分であり、かつ、清潔であること。

四　当該登録受渡店舗が常時居住する場所及び不潔な場所（法第二十九条の五第八項の規定により同条第一項の登録を受けたとみなされた薬局又は店舗においては、受渡しを行う場所以外の薬局又は店舗の場所、常時居住する場所及び不潔な場所）から明確に区別されていること。

五　面積は、おおむね六・六平方メートル以上とし、一般用医薬品の受渡しの業務を適切に行うことができるものであること。

六　一般用医薬品の受渡しを行う場所にあつては六〇ルツクス以上の明るさを有すること。

七　開店時間のうち、一般用医薬品の受渡しを行わない時間がある場合には、一般用医薬品の受渡しを行う場所を閉鎖することができる構造のものであること。

八　受渡しを行う一般用医薬品の性質に応じて必要な貯蔵のための設備を有すること。また、当該貯蔵のための設備は鍵のかかるものであること。

（新設）

2～5　（略）

（店舗販売業の店舗の構造設備）

第二条　店舗販売業の店舗の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一～十四　（略）

（新設）

（新設）

九　冷暗貯蔵のための設備を有すること。ただし、冷暗貯蔵が必要な一般用医薬品を取り扱わない場合は、この限りでない。

十　貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。

十一　一般用医薬品の受渡しを行うための設備を有すること。

十二　法第五十七条の二第五項の規定に基づき受渡しを行う一般用医薬品を陳列する場合には、受渡しを行う一般用医薬品を、鍵をかけた陳列設備その他一般用医薬品を受渡しにより購入し、若しくは譲り受けようとする者又は一般用医薬品を受渡しにより購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて受渡しにより購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列すること。

十三　一般用医薬品を受渡しにより購入し、若しくは譲り受けようとする者又は一般用医薬品を受渡しにより購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて受渡しにより購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者が、当該登録受渡業者に受渡委託をする薬局又は店舗との連絡を行うための設備を有すること。

十四　登録受渡店舗が、当該登録受渡業者に受渡委託をする薬局又は店舗との連絡を行うための設備を有すること。

（薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部改正）

第三条　薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和三十九年厚生省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
薬局並びに店舗販売業、登録受渡業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令
（薬局の業務を行う体制）	（薬局の業務を行う体制）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第五条第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める薬局において調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第五条第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める薬局において調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数（施行規則第一条の二第七項第四号に規定する週当たり勤務時間数をいい、特定販売（施行規則第一条の二第二項第二号に規定する特定販売をいう。以下同じ。）、受渡委託（法第四条第三項第六号ハに規定する受渡委託をいう。以下同じ。）による一般用医薬品の販売若しくは授与又は受渡し（法第二十九条の五第九項に規定する受渡しをいう。以下同じ。）のみに従事する勤務時間数を除く。以下この条及び次条において同じ。）の総和が、当該薬局の開店時間の一週間の総和以上であること。	六　当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数（施行規則第一条の二第五項第二号に規定する週当たり勤務時間数をいい、特定販売（施行規則第一条の二第二項第二号に規定する特定販売をいう。以下同じ。）のみに従事する勤務時間数を除く。以下この条及び次条において同じ。）の総和が、当該薬局の開店時間の一週間の総和以上であること。
七～十三　（略）	七～十三　（略）
十四　医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、法第三十六条の四第一項、第四項及び第五項並びに第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項並びに法第三十六条の十一第一項の規定による情報の提供その他の医薬品の販売又は授与の業務（医薬品の貯蔵及び要指導医薬品又は一般用医	十四　医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、法第三十六条の四第一項、第四項及び第五項並びに第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項並びに法第三十六条の十一第一項の規定による情報の提供その他の医薬品の販売又は授与の業務（医薬品の貯蔵及び要指導医薬品又は一般用医

薬品を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務及び受渡委託をする場合にあつては当該受渡委託に係る業務を含む。）に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う薬局にあつては特定販売に関する研修及び受渡委託をする場合にあつては施行規則第十五条の十一の十四に規定する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられていること。

2　前項第十二号から第十四号までに掲げる薬局開設者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

一～四　（略）

五　調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施（施行規則第一条の二第二項第五号に規定する特定調剤業務委託（以下この号及び第八号において「特定調剤業務委託」という。）をし、又は特定調剤業務委託を受ける場合にあつては施行規則第十五条の十一の五第一項に規定する特定調剤業務委託手順書又は施行規則第十五条の十一の十一第一項に規定する特定調剤業務受託手順書（以下この号において「特定調剤業務委託手順書等」と総称する。）の作成及び当該特定調剤業務委託手順書等に基づく業務の実施、受渡委託をし、又は受渡しを行う場合にあつては施行規則第十五条の十一の十七第一項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）に規定する受渡委託販売等業務手順書又は施行規則第十五条の十一の十八第一項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）に規定する受渡業務手順書（以下「受渡委託販売等業務手順書等」と総称する。）の作成及び当該受渡委託販売等業務手順書等に基づく業務の実施、並びに指定濫用防止医薬品の販売又は授与にあつては、指定濫用防止医薬品販売等手順書の作成及び当該指定濫用防止医薬品販売等手順書に基づく業務の実施を含む。）

六・七　（略）

八　特定調剤業務委託を受ける薬局にあつては、当該特定調剤業務の適正な実施のための責任者の設置

九　受渡委託をする場合にあつては、次に掲げる措置

イ　登録受渡店舗（法第二十九条の八第一項に規定する登録受渡店舗をいう。以下同じ。）の業務及び登録受渡店舗において貯蔵する一般用医薬品の管理に係る指針の策定並びに当該薬局及び登録受渡店舗の従事者に対する研修の実施

ロ　二以上の登録受渡業者（法第二十九条の六第一項に規定する登録受渡業者をいう。以下同じ。）に受渡委託をする場合にあつては、受渡委託をする全ての登録受渡業者に対して適正な受渡しの管理を行うために必要な体制の整備、当該体制により管理することが可能な登録受渡店舗の店舗数に関する検証の実施並びに当該検証の結果に基づく受渡委託販売等業務手順書等の作成

（店舗販売業の業務を行う体制）

第二条　法第二十六条第四項第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める店舗販売業の店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。

一～五　（略）

六　法第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項並びに法第三十六条の十一第一項（第二号及び第三号に掲げる部分に限る。）の規定による情報の提供その他の要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は

薬品を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務を含む。）に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う薬局にあつては、特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられていること。

2　前項第十二号から第十四号までに掲げる薬局開設者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

一～四　（略）

五　調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施（指定濫用防止医薬品の販売又は授与にあつては、指定濫用防止医薬品販売等手順書の作成及び当該指定濫用防止医薬品販売等手順書に基づく業務の実施を含む。）

六・七　（略）

（新設）

（新設）

（店舗販売業の業務を行う体制）

第二条　法第二十六条第四項第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める店舗販売業の店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。

一～五　（略）

六　法第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項並びに法第三十六条の十一第一項（第二号及び第三号に掲げる部分に限る。）の規定による情報の提供その他の要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は

授与の業務（要指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵並びに要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務及び受渡委託をする場合にあつては当該受渡委託に係る業務を含む。）に係る適正な管理（以下「要指導医薬品等の適正販売等」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う店舗にあつては特定販売に関する研修及び受渡委託をする場合にあつては施行規則第百四十七条の十一の四において準用する第十五条の十一の十四に規定する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられていること。

2　前項第六号に掲げる店舗販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

一・二　（略）

三　要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施（受渡委託をし、又は受渡しを行う場合にあつては受渡委託販売等業務手順書等の作成及び当該受渡委託販売等業務手順書等に基づく業務の実施、並びに指定濫用防止医薬品の販売又は授与にあつては、指定濫用防止医薬品販売等手順書の作成及び当該指定濫用防止医薬品販売等手順書に基づく業務の実施を含む。）

四　（略）

五　受渡委託をする場合にあつては、次に掲げる措置

イ　登録受渡店舗の業務及び登録受渡店舗において貯蔵する一般用医薬品の管理に係る指針の策定並びに当該店舗及び登録受渡店舗の従事者に対する研修の実施

ロ　二以上の登録受渡業者に受渡委託をする場合にあつては、受渡委託をする全ての登録受渡業者に対して適正な受渡しの管理を行うために必要な体制の整備、当該体制により管理することが可能な登録受渡店舗の店舗数に関する検証の実施並びに当該検証の結果に基づく受渡委託販売等業務手順書等の作成

（登録受渡店舗の業務を行う体制）

第三条　法第二十九条の五第六項第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める登録受渡店舗において医薬品の受渡しの業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。

一　受渡しを行う時間内は、常時、登録受渡店舗責任者（法第二十九条の八第一項に規定する登録受渡店舗責任者をいう。以下この条において同じ。）又は登録受渡店舗責任者が指定する当該登録受渡店舗の従事者が勤務していること。

二　受渡しを行う時間内は、一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者から相談があつた場合に、当該登録受渡業者に受渡委託をする薬局又は店舗の受渡管理者（法第二十九条の六第二項に規定する受渡管理者をいう。以下この条において同じ。）に連絡ができる体制を備えていること。

三　施行規則第十五条の十一の十八第一項（施行規則第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）に規定する受渡業務手順書（次号において「受渡業務手順書」という。）において定めた手順からの逸脱が生じた場合、保健衛生上の危害の発生の防止のために必要な場合その他の登録受渡店舗における一般用医薬品の受渡しに関し登録受渡店舗責任者から受渡管理者に対し連絡を行うことが必要な場合に、登録受渡業者に受渡委託をする薬局又は店舗の受渡管理者に連絡ができる体制を備えていること。

授与の業務（要指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵並びに要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務を含む。）に係る適正な管理（以下「要指導医薬品等の適正販売等」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う店舗にあつては、特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられていること。

2　前項第六号に掲げる店舗販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

一・二　（略）

三　要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施（指定濫用防止医薬品の販売又は授与にあつては、指定濫用防止医薬品販売等手順書に基づく業務の実施を含む。）

四　（略）

（新設）

（新設）

四　受渡しに関する業務（受渡しを行う時間以外の時間における対応に関する業務を含む。）に係る適正な管理を確保するため、登録受渡業者に受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者との契約書及び受渡業務手順書に基づく業務の実施、受渡管理者への業務の実施状況に関する必要な報告の実施、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていること。

五　受渡しを機械のみの操作により行う設備（以下この号において「受渡機械設備」という。）を用いて受渡しを行う場合には、受渡しを行う時間内は、常時、登録受渡店舗責任者又は登録受渡店舗責任者が指定する当該登録受渡店舗の従事者が速やかに受渡機械設備の動作の不良に対処できる体制を備えていること。

2　登録受渡業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　受渡しを行う時間内に常時勤務する者その他の受渡しを行う従事者の特定並びにこれらの者の氏名及び勤務時間の記録

二　従事者から登録受渡店舗責任者への報告、登録受渡店舗責任者から登録受渡業者及び当該登録受渡業者に受渡委託をする薬局又は店舗の受渡管理者への報告並びに相談に係る体制の整備

三　受渡委託を受けて貯蔵する一般用医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定

四　二以上の薬局又は店舗から受渡委託を受けた場合にあつては、受渡委託をする薬局又は店舗との契約ごとに、前項各号に定める体制に関する基準の遵守及び前三号に掲げる措置の実施

第四条　（略）

第三条　（略）

（医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第四条　医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第十四条第三項（同条第十四項及び法第十九条の二第五項において準用する場合並びに法第十四条の二の二第五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において適用する場合を含む。以下同じ。）、法第十四条の二の二第二項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに法第十四条の四第五項及び第十四条の六第四項（これらの規定を法第十九条の四において準用する場合を含む。以下同じ。）の厚生労働省令で定める基準のうち、医薬品の安全性に関する非臨床試験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第四十条第一項第一号ヘ（第百二条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第一項本文（第百十一条において準用する場合を含む。）並びに法第十四条の六第四項（法第十九条の四において準用する場合を含む。）の資料のうち急性毒性、亜急性毒性、慢性毒性、遺伝毒性、催奇形性その他の毒性に関するものの収集及び作成のために、試験施設又は試験場所において試験系を用いて行われるものに限る。以下「試験」という。）に係るものを定めるものとする。	（趣旨） **第一条**　この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第十四条第三項（同条第十三項及び法第十九条の二第五項において準用する場合並びに法第十四条の二の二第五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において適用する場合を含む。以下同じ。）、法第十四条の二の二第二項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに法第十四条の四第五項及び第十四条の六第四項（これらの規定を法第十九条の四において準用する場合を含む。以下同じ。）の厚生労働省令で定める基準のうち、医薬品の安全性に関する非臨床試験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第四十条第一項第一号ヘ（第百二条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第一項本文（第百十一条において準用する場合を含む。）並びに法第十四条の六第四項（法第十九条の四において準用する場合を含む。）の資料のうち急性毒性、亜急性毒性、慢性毒性、遺伝毒性、催奇形性その他の毒性に関するものの収集及び作成のために、試験施設又は試験場所において試験系を用いて行われるものに限る。以下「試験」という。）に係るものを定めるものとする。

（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第五条　医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　この省令は、被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図り、治験の科学的な質及び成績の信頼性を確保するため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第十四条第三項（同条第十四項及び法第十九条の二第五項において準用する場合並びに法第十四条の二の二の二第五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において適用する場合を含む。以下同じ。）、法第十四条の二の二第二項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに法第十四条の四第五項及び第十四条の六第四項（これらの規定を法第十九条の四において準用する場合を含む。以下同じ。）の厚生労働省令で定める基準のうち医薬品の臨床試験の実施に係るもの並びに法第八十条の二第一項、第四項及び第五項に規定する厚生労働省令で定める基準を定めるものとする。 （承認審査資料の基準） **第三条**　法第十四条第一項若しくは第十四項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第十九条の二第一項の承認を受けようとする者が行う医薬品の臨床試験の実施に係る法第十四条第三項及び第十四条の二の二第二項に規定する資料の収集及び作成については、第二章第一節、第三章第一節及び第四章（第二十九条第一項第二号、第三十一条第四項、第三十二条第四項及び第七項、第三十三条第三項並びに第四十八条第三項を除く。）の規定の定めるところによる。 ２　（略） （治験の中止等） **第二十四条**　（略） ２　（略） ３　治験依頼者は、当該治験により収集された臨床試験の試験成績に関する資料を法第十四条第三項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第五十三条の十八第一項に規定する申請書に添付しないことを決定した場合には、その旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。 ４　（略） （治験の中止等） **第二十六条の十**　（略） ２　（略） ３　自ら治験を実施する者は、当該治験により収集された臨床試験の試験成績に関する資料が法第十四条第三項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第五十三条の十八第一項の申請書に添付されないことを知り得た場合には、その旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。	（趣旨） **第一条**　この省令は、被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図り、治験の科学的な質及び成績の信頼性を確保するため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第十四条第三項（同条第十三項及び法第十九条の二第五項において準用する場合並びに法第十四条の二の二の二第五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において適用する場合を含む。以下同じ。）、法第十四条の二の二第二項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに法第十四条の四第五項及び第十四条の六第四項（これらの規定を法第十九条の四において準用する場合を含む。以下同じ。）の厚生労働省令で定める基準のうち医薬品の臨床試験の実施に係るもの並びに法第八十条の二第一項、第四項及び第五項に規定する厚生労働省令で定める基準を定めるものとする。 （承認審査資料の基準） **第三条**　法第十四条第一項若しくは第十三項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第十九条の二第一項の承認を受けようとする者が行う医薬品の臨床試験の実施に係る法第十四条第三項及び第十四条の二の二第二項に規定する資料の収集及び作成については、第二章第一節、第三章第一節及び第四章（第二十九条第一項第二号、第三十一条第四項、第三十二条第四項及び第七項、第三十三条第三項並びに第四十八条第三項を除く。）の規定の定めるところによる。 ２　（略） （治験の中止等） **第二十四条**　（略） ２　（略） ３　治験依頼者は、当該治験により収集された臨床試験の試験成績に関する資料を法第十四条第三項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第五十三条の十第一項に規定する申請書に添付しないことを決定した場合には、その旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。 ４　（略） （治験の中止等） **第二十六条の十**　（略） ２　（略） ３　自ら治験を実施する者は、当該治験により収集された臨床試験の試験成績に関する資料が法第十四条第三項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第五十三条の十第一項の申請書に添付されないことを知り得た場合には、その旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料規則の一部改正）

第六条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料規則（平成十二年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調査手数料の減額算定） **第六条**　手数料令第三十二条第八項の規定に基づき、同条第五項及び第六項に規定する者が同時に二以上の品目について法第十四条第六項（同条第十四項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第十四条の二の二の二第二項（医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査を受けようとする場合において手数料令第三十二条第七項に定める額から減じる額は、同項各号に定める額のうち、機構が当該調査を行うために当該二以上の品目について同一の製造所又は製造所以外の施設（以下「製造所等」という。）の所在地に出張させる必要があると認める場合において、当該二以上の品目の調査における共通の行程に要する費用に相当する額の合計額（当該二以上の品目のうち一の品目に係る当該行程に要する費用に相当する額を除く。）とする。 **第六条の二**　手数料令第三十二条の二第三項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第一項又は第四項に規定する者が同時に二以上の同条第一項各号又は第四項各号に掲げる調査の区分について法第十四条の二第二項又は第四項の規定による調査を受けようとする場合において手数料令第三十二条の二第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める額から減じる額は、同条第二項各号（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める額のうち、機構が当該調査を行うために当該二以上の区分について同一の製造所等の所在地に出張させる必要があると認める場合において、当該二以上の区分の調査における共通の行程に要する費用に相当する額の合計額（当該二以上の区分のうち一の区分に係る当該行程に要する費用に相当する額を除く。）とする。	（調査手数料の減額算定） **第六条**　手数料令第三十二条第八項の規定に基づき、同条第五項及び第六項に規定する者が同時に二以上の品目について法第十四条第六項（同条第十三項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第八項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第十四条の二の二の二第二項（医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査を受けようとする場合において手数料令第三十二条第七項に定める額から減じる額は、同項各号に定める額のうち、機構が当該調査を行うために当該二以上の品目について同一の製造所又は製造所以外の施設（以下「製造所等」という。）の所在地に出張させる必要があると認める場合において、当該二以上の品目の調査における共通の行程に要する費用に相当する額の合計額（当該二以上の品目のうち一の品目に係る当該行程に要する費用に相当する額を除く。）とする。 **第六条の二**　手数料令第三十二条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する者が同時に二以上の同項各号に掲げる調査の区分について法第十四条の二第二項の規定による調査を受けようとする場合において手数料令第三十二条の二第二項に定める額から減じる額は、同項各号に定める額のうち、機構が当該調査を行うために当該二以上の区分について同一の製造所等の所在地に出張させる必要があると認める場合において、当該二以上の区分の調査における共通の行程に要する費用に相当する額の合計額（当該二以上の区分のうち一の区分に係る当該行程に要する費用に相当する額を除く。）とする。

（医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部改正）

第七条　医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二十三条の二の五第二項第四号（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第八十条第四項に規定する厚生労働省令で定める基準を定めるものとする。 （輸出用の医療機器等の製造業者の製造管理及び品質管理） **第八十二条**　法第八十条第四項の輸出用の医療機器等に係る製品の製造業者における製品の製造管理及び品質管理については、第二章及び第三章（第四十九条第二項及び第三項並びに第六十九条から第七十二条の三までを除く。）の規定（生物由来医療機器等に係る製品の製造業者にあってはこれらの規定のほか第四章の規定、放射性体外診断用医薬品に係る製品の製造業者にあってはこれらの規定のほか第五章の規定、再製造単回使用医療機器に係る製品の製造業者に	（趣旨） **第一条**　この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二十三条の二の五第二項第四号（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第八十条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準を定めるものとする。 （輸出用の医療機器等の製造業者の製造管理及び品質管理） **第八十二条**　法第八十条第二項の輸出用の医療機器等に係る製品の製造業者における製品の製造管理及び品質管理については、第二章及び第三章（第四十九条第二項及び第三項並びに第六十九条から第七十二条の三までを除く。）の規定（生物由来医療機器等に係る製品の製造業者にあってはこれらの規定のほか第四章の規定、放射性体外診断用医薬品に係る製品の製造業者にあってはこれらの規定のほか第五章の規定、再製造単回使用医療機器に係る製品の製造業者に

あってはこれらの規定のほか第五章の二（第八十一条の二の六第二項及び第三項を除く。）の規定）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

（製造販売業者等による管理）

第八十四条　製造販売業者等は、前条第一項において準用する第五条の五の規定により登録製造所に係る製造業者等が必要な工程について外部委託を行う場合又は購買物品の供給者の事業所が登録製造所である場合にあっては、当該外部委託又は当該供給者の管理が適切に行われていることについて必要な確認を行わなければならない。

（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部改正）

第八条　医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（承認事項の遵守） **第三条の二**　法第十四条第一項に規定する医薬品又は医薬部外品に係る製品の製造業者等は、当該製品を同項若しくは同条第十四項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は法第十九条の二第一項の承認を受けた事項（以下「承認事項」という。）に従って製造しなければならない。ただし、法第十四条第十四項の軽微な変更を行う場合においては、同条第十五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出が行われるまでの間は、この限りでない。	（承認事項の遵守） **第三条の二**　法第十四条第一項に規定する医薬品又は医薬部外品に係る製品の製造業者等は、当該製品を同項若しくは同条第十三項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は法第十九条の二第一項の承認を受けた事項（以下「承認事項」という。）に従って製造しなければならない。ただし、法第十四条第十三項の軽微な変更を行う場合においては、同条第十四項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出が行われるまでの間は、この限りでない。

（再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部改正）

第九条　再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（適用の範囲） **第三条**　（略） ２　（略） ３　法第八十条第五項の輸出用の再生医療等製品の製造業者は、この省令の規定に基づき、輸出用の再生医療等製品の製造所における製品の製造管理及び品質管理を行わなければならない。	（適用の範囲） **第三条**　（略） ２　（略） ３　法第八十条第三項の輸出用の再生医療等製品の製造業者は、この省令の規定に基づき、輸出用の再生医療等製品の製造所における製品の製造管理及び品質管理を行わなければならない。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令の一部改正）

第十条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和三年厚生労働省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令 （趣旨） **第一条**　この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。次条において「法」という。）第十四条第八項の厚生労働省令で定める区分（以下「製造工程区分」という。）を定めるものとする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令 （趣旨） **第一条**　この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第十四条第七項の厚生労働省令で定める区分（以下「製造工程区分」という。）を定めるものとする。

（製造工程区分）

第二条　製造工程区分は、品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下同じ。）及び医薬部外品並びに法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品（法第十四条第六項に規定する期間を経過するごとに行われる調査のうち同条第一項の承認の取得後初めて行われる調査を受けたものを除く。）に係るものを除き、次に掲げる区分とする。

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。ハにおいて「令」という。）第八十条第二項第七号イ、ニ及びホに掲げる医薬品の製造工程を次に掲げる種類別に細分した区分

イ～ニ　（略）

二～四　（略）

五　前二号に掲げる医薬品又は医薬部外品の製造工程のうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二十五条第一項第五号若しくは同条第二項第三号に規定する区分の許可又は同令第三十五条第一項第五号若しくは同条第二項第三号に規定する区分の認定を受けた製造所において、包装、表示又は保管のみを行う区分（次号に掲げる区分を除く。）

六　（略）

（医療法施行規則の一部改正）

第十一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条の十一　（略）	**第一条の十一**　（略）
2　病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たつては、次に掲げる措置を講じなければならない（ただし、第三号の二にあつてはエックス線装置又は第二十四条第一号から第八号の二までのいずれかに掲げるものを備えている病院又は診療所に、第四号にあつては特定機能病院及び臨床研究中核病院（以下「特定機能病院等」という。）以外の病院に限る。）。	2　病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たつては、次に掲げる措置を講じなければならない（ただし、第三号の二にあつてはエックス線装置又は第二十四条第一号から第八号の二までのいずれかに掲げるものを備えている病院又は診療所に、第四号にあつては特定機能病院及び臨床研究中核病院（以下「特定機能病院等」という。）以外の病院に限る。）。
一　（略）	一　（略）
二　医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、医薬品の使用に係る安全な管理（以下「安全使用」という。）のための責任者（以下「医薬品安全管理責任者」という。）を配置し、次に掲げる事項を行わせること。	二　医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、医薬品の使用に係る安全な管理（以下「安全使用」という。）のための責任者（以下「医薬品安全管理責任者」という。）を配置し、次に掲げる事項を行わせること。
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　医薬品の安全使用のために必要となる次に掲げる医薬品の使用（以下「未承認等の医薬品の使用」という。）の情報その他の情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施	ハ　医薬品の安全使用のために必要となる次に掲げる医薬品の使用（以下「未承認等の医薬品の使用」という。）の情報その他の情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施
(1)　（略）	(1)　（略）

(2)　医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認（医薬品医療機器等法第十四条第十四項（医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の変更の承認を含む。以下この(2)において同じ。）を受けている医薬品の使用（当該承認に係る用法、用量、効能又は効果（以下この(2)において「用法等」という。）と異なる用法等で用いる場合に限り、(3)に該当する場合を除く。）

(3)　（略）

三～四　（略）

（薬事工業生産動態統計調査規則の一部改正）

第十二条　薬事工業生産動態統計調査規則（昭和二十七年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第三条**　この省令で「医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。この条及び第五条において「医薬品医療機器等法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（原薬たる医薬品、専ら動物のために使用されることが目的とされている物及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条の二第五項第二号に規定する薬局製造販売医薬品を除く。）をいう。 2～4　（略）	（定義） **第三条**　この省令で「医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。この条及び第五条において「医薬品医療機器等法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（原薬たる医薬品、専ら動物のために使用されることが目的とされている物及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条の二第三項第二号に規定する薬局製造販売医薬品を除く。）をいう。 2～4　（略）

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第十三条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（処方箋の記入事項） **第十五条**　法第二十六条の規定により処方箋に記入しなければならない事項は、調剤済みの旨又は調剤量及び調剤年月日のほか、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。次条において「医薬品医療機器等法」という。）第九条の五の規定による委託に係る特定調剤業務（同条に規定する特定調剤業務をいう。次条において同じ。）を行う場合には、当該特定調剤業務の内容及び当該特定調剤業務を委託した旨 （調剤録の記入事項） **第十六条**　法第二十八条第二項の規定により調剤録に記入しなければならない事項は、次のとおりとする。ただし、その調剤により当該処方箋が調剤済みとなつた場合は、第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項のみ記入することで足りる。 一～十　（略） 十一　医薬品医療機器等法第九条の五の規定による委託に係る特定調剤業務を行う場合には、当該特定調剤業務の内容及び当該特定調剤業務を委託した旨	（処方箋の記入事項） **第十五条**　法第二十六条の規定により処方箋に記入しなければならない事項は、調剤済みの旨又は調剤量及び調剤年月日のほか、次のとおりとする。 一～三　（略） （新設） （調剤録の記入事項） **第十六条**　法第二十八条第二項の規定により調剤録に記入しなければならない事項は、次のとおりとする。ただし、その調剤により当該処方箋が調剤済みとなつた場合は、第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項のみ記入することで足りる。 一～十　（略） （新設）

（厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和六十一年厚生省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式

表

128mm

91mm

第　　号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第１項から第３項まで（第２項については、第21条第１項の許可製造業者又は第28条第２項の第一種特定化学物質等取扱事業者に対する立入検査等を行う場合に限る。）の規定による立入検査等を行う職員の身分証明書

写真

職　名

氏　名

年　月　日　生

年　月　日　発　行

有　効　期　間　　発行年月日より２年間

厚　生　労　働　大　臣　　印

別記様式

裏

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）　抜粋

（立入検査等）

第四十四条　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三条第一項第四号から第六号まで又は第五条第四項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

２　経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者、第一種特定化学物質等取扱事業者又は第三十五条第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

３　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三十四条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

４　前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５～８　（略）

９　第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第四十四条第一項から第三項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一～二　（略）

三　第五十八条第三号、第五十九条又は前条　各本条の罰金刑

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十五条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一
（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
（略）	（略）
第二十九条の七第四項の規定による記録の保存	第二十九条の三第二項の規定による記録の保存
第二十九条の十第二項の規定による記録の保存	（新設）
（略）	（略）
（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）
第十条の四第三項第二号の規定による記録の保存	（新設）
第十条の四第四項第二号の規定による記録の保存	（新設）
（略）	（略）
第十三条第四項の規定による帳簿の保存	第十三条第三項の規定による帳簿の保存
第十四条第四項（第百十二条及び第百十四条の八十三第二項において準用する場合を含む。）から第六項まで及び第九項の規定による書面の保存	第十四条第四項（第百十二条及び第百十四条の八十三第二項において準用する場合を含む。）から第六項までの規定による書面の保存
第十五条の十一の四第一項の規定による契約書の保存	（新設）
第十五条の十一の四第二項の規定による文書の保存	（新設）
第十五条の十一の四第三項の規定による記録の保存	（新設）
第十五条の十一の八の規定による記録の保存	（新設）
第十五条の十一の十第一項の規定による契約書の保存	（新設）
第十五条の十一の十二の規定による報告及び記録の保存	（新設）
第十五条の十一の十五第一項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存	（新設）
第十五条の十一の十五第二項第三号（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定による文書の写しの保存	（新設）

第十五条の十一の十五第二項第六号（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存及び報告	
第十五条の十一の十五第三項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存	
第十五条の十一の十五第四項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	
（略）	（略）
第百四十五条第四項の規定による帳簿の保存	
第百四十六条第四項から第六項まで及び第九項の規定による書面の保存	
第百四十七条の二十三第三項の規定による記録の保存	
第百四十七条の二十四第二項第三号及び第四号の規定による書面の写しの保存	
第百四十七条の二十六第二項第二号の規定による書面の写しの保存	
第百四十七条の二十七第一項の規定による帳簿の備付け	
第百四十七条の二十七第三項の規定による帳簿の保存	
第百四十七条の二十七第九項の規定による契約書の保存	
第百四十七条の二十七第十項第四号の規定による記録及び報告の保存	
（略）	（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	
（略）	（略）
第二十九条の七第二項の規定による書面の作成	
第二十九条の七第四項の規定による記録の作成	
第二十九条の九第二項の規定による書面の作成	
第二十九条の十第二項の規定による記録の作成	
（略）	（略）

（略）	（略）
	（新設）
	（新設）
	（略）
	第百四十五条第三項の規定による帳簿の保存
	第百四十六条第四項から第六項までの規定による書面の保存
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	
（略）	（略）
	第二十九条の三第二項の規定による記録の作成
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
（略）	（略）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	
第十三条第二項及び第三項の規定による帳簿の作成	
第十四条第一項（第百十二条及び第百十四条の八十三第二項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項から第八項までの規定による書面の記載	
第十五条の十一の四第一項の規定による契約の締結	
第十五条の十一の四第二項の規定による文書の作成	
第十五条の十一の八の規定による記録の作成	
第十五条の十一の十第一項の規定による契約の締結	
第十五条の十一の十二の規定による記録の作成	
第十五条の十一の十五第一項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結	
第十五条の十一の十五第二項第四号及び第五号（これらの規定を第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	
第十五条の十一の十五第三項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成	
第十五条の十一の十六第二項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定による書面の作成	
（略）	
第百四十五条第二項及び第三項の規定による帳簿の作成	
第百四十六条第一項、第三項及び第五項から第八項までの規定による書面の記載	
第百四十七条の二十三第二項の規定による書面の作成	
第百四十七条の二十三第三項の規定による記録の作成	
第百四十七条の二十四第一項第三号の規定による帳簿の作成	
第百四十七条の二十七第二項の規定による帳簿の作成	
第百四十七条の二十七第九項の規定による契約の締結	
第百四十七条の二十七第十項第二号の規定による記録の作成	
（略）	（略）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	
第十三条第二項の規定による帳簿の作成	
第十四条第一項（第百十二条及び第百十四条の八十三第二項において準用する場合を含む。）、第三項、第五項及び第六項の規定による書面の記載	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（略）	
第百四十五条第二項の規定による帳簿の作成	
第百四十六条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定による書面の記載	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（附則第三条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和九年五月二十日）から施行する。

（地域連携薬局の認定基準に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六条の二第一項の認定を受けている地域連携薬局については、この省令の施行の日以後最初に行われる同条第四項の更新の日までの間は、第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（次条において「新規則」という。）第十条の二第一項から第四項までに規定する基準に適合しているものとみなす。

（許可、認定又は登録の申請に関する経過措置）

第三条　改正法附則第十三条第三項の規定により申請をしようとする者は、新規則様式第一の三又は様式第七十六の三による申請書を都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。）に提出しなければならない。

2　改正法附則第十三条第五項の規定により申請をしようとする者は、新規則様式第五の三の二による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3　改正法附則第十三条第七項の規定により申請をしようとする者は、新規則様式第七十九による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（様式に関する経過措置）

第四条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百十一号

国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和七年政令第四百四十二号）の施行に伴い、並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第五十条、第六十二条第一項各号列記以外の部分、第四項各号列記以外の部分及び同項第八号、第百十一条、第百十六条並びに第百十七条、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第三十三条第一項並びに確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第二十九条第三号の規定に基づき、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備等（第一条―第三条）
第二章　経過措置（第四条―第七条）
附則

第一章　関係省令の整備等

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第一条　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（規約の承認の申請） **第三条**　（略） 一・二　（略） 2　法第三条第四項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一～三　（略） 四　企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項<u>第四号</u>及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類 五・六　（略） 3・4　（略）	（規約の承認の申請） **第三条**　（略） 一・二　（略） 2　法第三条第四項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一～三　（略） 四　企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項<u>第五号</u>及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類 五・六　（略） 3・4　（略）

（規約の変更の承認の申請）

第六条　法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一・二　（略）

三　実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合であって、当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）又は退職手当制度が適用される者の範囲を変更するときは、変更後の当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金又は退職手当制度が適用される者の範囲についての書類（変更の内容を記載した書類を含む。）

四　資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき確定給付企業年金、退職金共済（中小企業退職金共済法に規定する退職金共済をいう。以下同じ。）又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあっては、当該資産の移換に係る第一号等厚生年金被保険者の全員が企業型年金加入者となることについての書類

五～七　（略）

2・3　（略）

（個人型年金加入者掛金の額の変更の例外）

第三十八条　令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額若しくは中小事業主掛金の額が引き上げられること、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料（以下「付加保険料」という。）を納付したこと又は国民年金基金の掛金の額、他制度掛金相当額若しくは共済掛金相当額（令第三十四条の二第二号ロに規定する共済掛金相当額をいう。次号において同じ。）が引き上がることにより、当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者掛金の額を引き下げる場合

二～四　（略）

（個人型年金への加入の申出）

第三十九条　法第六十二条第一項の規定による申出（個人型年金運用指図者以外の者が行うものに限る。）は、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一・二　（略）

（削る）

三　法第六十二条第一項第一号に掲げる者にあっては、次に掲げる事項

イ　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の加入員番号及び毎月の掛金の額

ロ　付加保険料を納付する者として日本年金機構（以下「機構」という。）に申し出た場合にあっては、その旨

四　法第六十二条第一項第二号に掲げる者及び同項第五号に掲げる者のうち厚生年金保険の被保険者にあっては、次に掲げる事項

イ　申出者が使用される事業所の事業主の名称

ロ～ニ　（略）

（規約の変更の承認の申請）

第六条　法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一・二　（略）

三　実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合であって、当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金又は退職手当制度が適用される者の範囲を変更するときは、変更後の当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金又は退職手当制度が適用される者の範囲についての書類（変更の内容を記載した書類を含む。）

四　資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）、退職金共済（中小企業退職金共済法に規定する退職金共済をいう。以下同じ。）又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあっては、当該資産の移換に係る第一号等厚生年金被保険者の全員が企業型年金加入者となることについての書類

五～七　（略）

2・3　（略）

（個人型年金加入者掛金の額の変更の例外）

第三十八条　令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額若しくは中小事業主掛金の額が引き上げられること又は他制度掛金相当額若しくは共済掛金相当額（令第三十六条第五号に規定する共済掛金相当額をいう。次号において同じ。）が引き上がることにより、当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者掛金の額を引き下げる場合

二～四　（略）

（個人型年金加入者の申出）

第三十九条　法第六十二条第一項の規定による申出（個人型年金運用指図者以外の者が行うものに限る。）は、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一・二　（略）

三　個人型年金加入者等であったことがある者であって、最後に個人型年金加入者等の資格を喪失した後に氏名を変更したものにあっては、変更前の氏名

四　法第六十二条第一項第一号に掲げる者にあっては、次に掲げる事項

イ　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額

ロ　国民年金法第八十七条の二第一項の保険料（以下「付加保険料」という。）を納付する者として日本年金機構（以下「機構」という。）に申し出た場合にあっては、その旨

五　法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあっては、次に掲げる事項

イ　申出者が使用される事業主の名称、住所及び連絡先

ロ～ニ　（略）

五　法第六十二条第一項第四号に掲げる者にあっては、次に掲げる事項
　イ　第三号イ及びロに掲げる事項
　ロ　（略）
六　法第六十二条第一項第五号に掲げる者（第四号に該当する者を除く。）にあっては、同条第二項各号に該当しない旨
七　（略）

2　法第六十二条第一項第二号に掲げる者及び同項第五号に掲げる者のうち厚生年金保険の被保険者であるものが、個人型年金加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、前項の申出書にその旨についての当該事業主の証明書を添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあっては、当該証明書の添付を省略することができる。

（削る）

（第五号加入者の資格喪失）

第三十九条の二　法第六十二条第四項各号列記以外の部分及び同項第八号に規定する厚生労働省令で定める期間は、第五号加入者（個人型年金加入者であって、同条第一項第五号に掲げるものをいう。以下同じ。）が個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して三月とする。

（個人型年金運用指図者の申出）

第四十条　（略）

2　法第六十四条第二項の規定による申出は、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一　（略）
二　企業型年金加入者であった者にあっては、当該者が最後に加入していた企業型年金を実施する事業主の名称
　（削る）
　（削る）

（第二号加入者等の届出）

第四十五条　第二号加入者（個人型年金加入者であって、法第六十二条第一項第二号に掲げるものをいう。以下この条及び第五十七条において同じ。）及び第五号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものは、第三十九条第一項第四号ニ(1)から(6)までに掲げるいずれかの資格を取得したとき又は喪失したときは、個人型年金規約で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二　（略）
（削る）

六　法第六十二条第一項第四号に掲げる者にあっては、次に掲げる事項
　イ　第四号イ及びロに掲げる事項
　ロ　（略）

（新設）

七　（略）

2　法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、前項の申出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。

一　個人型年金加入者掛金の納付を申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、その旨についての当該事業主の証明書（申出者が自ら個人型年金加入者掛金を連合会に納付する場合にあっては、当該納付を当該事業主を介して行うことが困難である旨及びその理由を当該事業主が記載した書類）
二　国民年金法附則第三条の規定により読み替えられた同法第七条第一項第二号に規定する年齢以上の者にあっては、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないことを証する書類

（新設）

（個人型年金運用指図者の申出）

第四十条　（略）

2　法第六十四条第二項の規定による申出は、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一　（略）
二　企業型年金加入者であった者にあっては、次に掲げる事項
　イ　申出者が最後に加入していた企業型年金を実施する事業主の名称
　ロ　個人型年金加入者等であったことがある者であって、最後に個人型年金加入者等の資格を喪失した後に氏名を変更したものにあっては、変更前の氏名

（第二号加入者の届出）

第四十五条　第二号加入者（個人型年金加入者であって、法第六十二条第一項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）は、第三十九条第一項第五号ニ(1)から(6)までに掲げるいずれかの資格を取得したとき又は喪失したときは、個人型年金規約で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二　（略）
三　当該資格を取得し、又は喪失した年月日

2　（略）

（削る）

（個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出）

第四十八条　第二号被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）、第三号被保険者（同項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）又は同法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第一号に掲げる者を除く。以下同じ。）である個人型年金加入者は、連合会に対し、第一号被保険者（同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一・二　（略）

三　個人型年金加入者掛金の額を変更する場合にあっては、変更の年月日及び変更後の拠出期間の個人型年金加入者掛金の額

四　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の加入員番号及び毎月の掛金の額

五・六　（略）

2～4　（略）

5　第二項の届出をする者が、個人型年金加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、第三十九条第二項に規定する証明書を添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあっては、当該証明書の添付を省略することができる。

（第五号加入者が行う個人型年金加入者の区分の変更の届出）

第四十八条の二　第五号加入者は、第二号被保険者となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一　前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二　掛金納付の方法

三　法第六十二条第二項各号に該当しない旨

四　前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2　第五号加入者は、国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　前条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二　法第六十二条第二項各号に該当しない旨

三　前二号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

3　第一項の届出をする者が、個人型年金加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、第三十九条第二項に規定する証明書を添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあっては、当該証明書の添付を省略することができる。

（個人型年金運用指図者が行う個人型年金への加入の申出）

第五十二条　法第六十二条第一項の規定による申出（個人型年金運用指図者が行うものに限る。）は、次に掲げる個人型年金運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により連合会に提供することによって行うものとする。

一　第一号被保険者である個人型年金運用指図者

イ　（略）

2　（略）

3　前項の申出書には、当該申出書を提出した者が厚生年金保険法附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないことを証する書類を添付しなければならない。

（個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出）

第四十八条　第二号被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）、第三号被保険者（同項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）又は同法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第一号に掲げる者を除く。以下同じ。）である個人型年金加入者は、連合会に対し、第一号被保険者（同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一・二　（略）

三　個人型年金加入者掛金の額を変更する場合にあっては、変更の年月日並びに変更前及び変更後の拠出期間の個人型年金加入者掛金の額

四　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額

五・六　（略）

2～4　（略）

5　第二項の届出（同項第一号に係るものに限る。）に当たっては、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。

（新設）

（個人型年金運用指図者の申出）

第五十二条　法第六十二条第一項の規定による申出（個人型年金運用指図者が行うものに限る。）は、次に掲げる個人型年金運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一　第一号被保険者である個人型年金運用指図者

イ　（略）

（削る）

ロ　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の加入員番号及び毎月の掛金の額

八・ニ　（略）

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

二　第二号被保険者及び六十五歳以上七十歳未満の厚生年金の被保険者である個人型年金運用指図者

イ　前号イ及びニに掲げる事項

ロ～ニ　（略）

三　第三号被保険者である個人型年金運用指図者

イ　第一号イ及びニに掲げる事項

ロ　（略）

四　国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金運用指図者

イ　第一号イからニまでに掲げる事項

ロ・ハ　（略）

五　六十歳以上七十歳未満の個人型年金運用指図者（第一号から第四号までに該当する者を除く。）

イ　第一号イ及びニに掲げる事項

ロ　法第六十二条第二項各号に該当しない旨

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2　前項の申出（同項第二号に係るものに限る。）をする者が、個人型年金加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、第三十九条第二項に規定する証明書を添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあっては、当該証明書の添付を省略することができる。

（第二号加入者等に係る個人型年金加入者掛金の納付の方法等）

第五十七条　第二号加入者及び第五号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものは、掛金納付の方法を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　（略）

二　変更前及び変更後の掛金納付の方法

2　前項の届出をする者が、個人型年金加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、第三十九条第二項に規定する証明書を添付しなければならない。

（資料の提供）

第六十八条　法第百十一条の厚生労働省令で定める資料は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　法第六十二条第二項第二号に規定する老齢基礎年金を受ける権利の裁定に関する資料

四　国民年金法による老齢基礎年金及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金に関する資料（第三号に掲げる資料を除く。）

ロ　個人型年金加入者となろうとする年月日

ハ　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額

ニ・ホ　（略）

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

二　第二号被保険者である個人型年金運用指図者

イ　前号イ、ロ及びホに掲げる事項

ロ～ニ　（略）

三　第三号被保険者である個人型年金運用指図者

イ　第一号イ、ロ及びホに掲げる事項

ロ　（略）

四　国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金運用指図者

イ　第一号イからホまでに掲げる事項

ロ・ハ　（略）

（新設）

2　前項の申出書（同項第二号に係るものに限る。）には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（第二号加入者に係る個人型年金加入者掛金の納付の方法等）

第五十七条　第二号加入者は、掛金納付の方法を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　（略）

二　変更の年月日並びに変更前及び変更後の掛金納付の方法

2　前項の届出書には、第三十九条第二項第一号に掲げる書類を添付しなければならない。

（資料の提供）

第六十八条　法第百十一条の厚生労働省令で定める資料は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　令第三十四条の三各号に掲げる給付に関する資料

四　国民年金法による老齢基礎年金及び厚生年金保険法による老齢厚生年金に関する資料（第三号に掲げる資料を除く。）

様式第八号を次のように改める。

様式第八号（第二十七条第二項関係）

年　　月　　日

厚生（支）局長　　殿

承認番号
厚生年金適用事業所の名称
所在地
事業主名
住所

企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書

確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

（Ａ列４番）

（備考）
１．「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに地方厚生局長又は地方厚生支局長が発行した承認番号をいう。
２．「厚生（支）局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

企業型年金事業主運営管理業務報告書

承　認　番　号	
厚生年金適用事業所名	
事　業　主　名	
（　　事業年度） 年　月　日から　年　月　日まで	

１．事業主が担当する企業型年金加入者等の人数の状況

①法第２条第７項第１号イに掲げる業務
　企業型年金加入者数　名（男　名、女　名）
　企業型年金運用指図者数　名（男　名、女　名）
　合計　名（男　名、女　名）

②法第２条第７項第１号ロに掲げる業務
　企業型年金加入者数　名（男　名、女　名）
　企業型年金運用指図者数　名（男　名、女　名）
　合計　名（男　名、女　名）

③法第２条第７項第１号ハに掲げる業務
　企業型年金加入者数　名（男　名、女　名）
　企業型年金運用指図者数　名（男　名、女　名）
　合計　名（男　名、女　名）

④法第２条第７項第２号に掲げる業務
　企業型年金加入者数　名（男　名、女　名）
　企業型年金運用指図者数　名（男　名、女　名）
　合計　名（男　名、女　名）

（備考）
１．①、②及び④は、事業年度末時点のものを記載すること。
２．③は、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。

（法第２条第７項第１号イに掲げる業務の実施状況）

２．事業主が法第２条第７項第１号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛　金　総　額	平均掛金額
男	事　業　主　掛　金　額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合　　計	円	円
女	事　業　主　掛　金　額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合　　計	円	円
計	事　業　主　掛　金　額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合　　計	円	円

（備考）
１．「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
２．「平均掛金額」については、「掛金総額」を事業主が法第２条第７項第１号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除したものを記載すること。

３．事業主が法第２条第７項第１号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の状況

運用の方法名	企業型年金加入者等数	個人別管理資産総額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数　人 企業型年金運用指図者数　人 合　計　人	円 円 円			
	企業型年金加入者数　人 企業型年金運用指図者数　人 合　計　人	円 円 円			
合計	企業型年金加入者数　人 企業型年金運用指図者数　人 合　計　人	円 円 円	－	－	－

（備考）

１．事業年度末の状況について記載すること。

２．「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。

３．運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄（－）とすること。

４．「運用の方法の種類」は、令第15条第１項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。

５．「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であって令第15条第２項に規定する運用方法要件に適合するものに該当する場合には〇印を記載すること。

一　令第15条第１項の表の１の項イ及びロに掲げる運用の方法

二　令第15条第１項の表の２の項イに掲げる運用の方法

三　令第15条第１項の表の３の項イからホまでに掲げる運用の方法

四　令第15条第１項の表の４の項イに掲げる運用の方法

五　令第15条第１項の表の５の項イに掲げる運用の方法

６．「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第１項の表の２の項ニ又は３の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には〇印を記載すること。

４．給付の状況

給付		事業年度末の受給者数（うち本年度の新規受給者数）	支給総額（うち新規受給者への支給額）
老齢給付金	年　金（一時金との併給を除く）	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
	一時金（年金との併給を除く）	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
	年金と一時金の併給	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	年　金　円（　円） 一時金　円（　円） 年　金　円（　円） 一時金　円（　円） 年　金　円（　円） 一時金　円（　円）
障害給付金	年　金（一時金との併給を除く）	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
	一時金（年金との併給を除く）	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
	年金と一時金の併給	男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	年　金　円（　円） 一時金　円（　円） 年　金　円（　円） 一時金　円（　円） 年　金　円（　円） 一時金　円（　円）
死亡一時金		男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
脱退一時金		男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）
計		男　人（　人） 女　人（　人） 計　人（　人）	円（　円） 円（　円） 円（　円）

（法第２条第７項第１号ロに掲げる業務の実施状況）

５．事業主が法第２条第７項第１号ロに掲げる業務を担当する企業型年金加入者等が行った運用の指図の内容についての資産管理機関への通知の件数

	資産管理機関への通知
企業型年金加入者	男　　件 女　　件 計　　件
企業型年金運用指図者	男　　件 女　　件 計　　件

（備考）当該事業年度の実績を記載すること。

（法第２条第７項第１号ハに掲げる業務の実施状況）

６．事業主が行った法第２条第７項第１号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計

（備考）当該事業年度の実績を記載すること。

（法第２条第７項第２号に掲げる業務の実施状況）

７．報告者が法第２条第７項第２号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

運用の方法の数	第１号運用方法数	第２号運用方法数	第３号運用方法数

（備考）

１．「運用の方法の数」は、令第15条第１項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。

２．「第１号運用方法数」は選定及び提示している運用方法のうち元本確保の運用の方法の数を、「第２号運用方法数」は第１号運用方法及び第３号運用方法以外の運用の方法の数を、「第３号運用方法数」は令第15条第１項の表の２の項ニ及び３の項レからウまでに掲げる運用の方法の数を記載すること。

３．加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。

４．加入者等に提示した運用の方法を当該事業年度内に変更し、「運用の方法の数」、「第１号運用方法数」、「第２号運用方法数」又は「第３号運用方法数」が異なることとなった場合は、変更前の運用方法数と変更後の運用方法数をそれぞれ記載すること。

５．提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要はない。

８．事業主が法第２条第７項第２号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に対して行った運用の方法に係る情報提供の内容

運用の方法名	運用の方法の種類	情報提供の内容の概要	情報提供の回数

（備考）
１．「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
２．「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の２第２項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。
３．「運用の方法の種類」は、令第15条第１項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
４．「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに企業型年金加入者等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。
５．「情報提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報提供を行った回数を記載すること。

９．指定運用方法の選定状況

①指定運用方法を加入者に提示している	
②当該指定運用方法の名称	
③当該指定運用方法の運用の方法の種類	
④当該指定運用方法を選定した年度	
⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	
⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高	

（備考）
１．①は、該当する場合に○印を記載すること。
２．②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。
３．②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
４．③は、令第15条第１項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
５．法第２条第７項第２号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を21の次に添付すること。選定理由は、法第23条の２第２項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第６条第８項ロの協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

10．当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
Ａ実施事業所	
Ｂ実施事業所	
Ｃ実施事業所	

（備考）
１．二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。
２．事業年度末時点の状況について記載すること。

11．加入者資格喪失者の状況

①加入者資格喪失者数	人
②①のうち、法第83条の規定に基づき、個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された者の数	人

（備考）
①については、
(1)死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び
(2)企業型年金の企業型年金加入者の資格を六十歳に達した日以降に喪失した者であって、同日の翌日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したもの
のいずれも含まないこととし、事業年度末の１年６か月前から起算して１年間に資格喪失した人数について記載すること。
（例：事業年度が４月～翌年３月であれば、前年９月～８月の喪失者人数）

（法第83条第２項の規定による通知の状況）

12．事業主が法第83条第２項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知）の件数等

企業型運用関連運営管理機関等名	件　　数	移　換　金　額
	人	円

（備考）
当該事業年度内に法第83条第１項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管理機関に限る。）へ移換された者への同条第２項の規定による通知の実績を記載すること。

13．年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第１号に該当する者）

年齢区分／掛金総額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

年齢区分／掛金総額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

③他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．「掛金総額」は、事業主掛金額及び企業型加入者掛金額の総額をいう。

３．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

４．「経過措置」は、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和３年政令第244号。以下「令和３年改正政令」という。）附則第２項の経過措置をいう。

14．年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第１号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

③他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．「掛金額」は、事業主掛金額をいう。

３．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

４．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。

15．年齢及び企業型年金加入者掛金ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第１号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～	人数計
0円								
1円～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～	人数計
0円								
1円～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

③他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
0円								
1円～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）

１．企業型年金加入者が掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。

２．直近の11月末の状況について記載すること。

３．「掛金額」は、企業型年金加入者掛金額をいう。

４．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

５．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。

16．事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第１号に該当する者）

掛金額区分（平均月額）＼企業型年金加入者掛金		0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～30,000円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
	50,001円～55,000円							
	55,001円～60,000円							
	60,001円～62,000円							

掛金額区分（平均月額）＼企業型年金加入者掛金		30,001円～35,000円	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
	50,001円～55,000円							
	55,001円～60,000円							
	60,001円～62,000円							

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金額区分（平均月額）／掛金額区分（平均月額）		企業型年金加入者掛金						
		0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～30,000円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
	50,001円～55,000円							
	55,001円～60,000円							
	60,001円～62,000円							

掛金額区分（平均月額）／掛金額区分（平均月額）		企業型年金加入者掛金						
		30,001円～35,000円	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
	50,001円～55,000円							
	55,001円～60,000円							
	60,001円～62,000円							

③他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金額区分（平均月額） ＼ 掛金額区分（平均月額）		企業型年金加入者掛金						
		0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～27,500円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～27,500円							

（備考）

１．企業型年金加入者が掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。

２．直近の11月末の状況について記載すること。

３．「掛金額」は、事業主掛金額又は企業型年金加入者掛金額をいう。

４．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額及び企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

５．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。

17．掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）及び他制度掛金相当額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～30,000円	30,001円～35,000円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
55,001円～60,000円							
60,001円～62,000円							
人数計							

掛金総額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分（平均月額）	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円	62,001円～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～27,500円	27,501円～30,000円	30,001円～35,000円
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

掛金総額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分（平均月額）	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円	62,001円～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

３．「他制度掛金相当額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分の他制度掛金相当額の平均を記載すること。

４．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。

18. 事業主掛金及び他制度掛金相当額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～30,000円	30,001円～35,000円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
55,001円～60,000円							
60,001円～62,000円							
人数計							

掛金額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分（平均月額）	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円	62,001円～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～27,500円	27,501円～30,000円	30,001円～35,000円
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

掛金額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分（平均月額）	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円	62,001円～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．「掛金額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

３．「他制度掛金相当額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分の他制度掛金相当額の平均を記載すること。

４．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。

19．事業主掛金の平均月額、企業型年金加入者掛金の平均月額及び他制度掛金相当額の平均月額の総額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～30,000円	30,001円～35,000円	
人数								
掛金総額区分（平均月額）	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円	62,001円～	人数計
人数								

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～30,000円	30,001円～35,000円	
人数								
掛金総額区分（平均月額）	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円	62,001円～	人数計
人数								

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金及び加入者掛金の合計を当該期間内の在籍月数で除した数並びに直近の12月～11月の期間分の他制度掛金相当額の平均の総額を記載すること。

３．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。

20．事業主掛金の平均月額及び他制度掛金相当額の総額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～30,000円	30,001円～35,000円	
人数								
掛金総額区分（平均月額）	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円	62,001円～	人数計
人数								

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～30,000円	30,001円～35,000円	
人数								
掛金総額区分（平均月額）	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～60,000円	60,001円～62,000円	62,001円～	人数計
人数								

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金を当該期間内の在籍月数で除した数及び直近の12月～11月の期間分の他制度掛金相当額の平均の総額を記載すること。

３．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。

21. 個人別管理資産等の移受換状況

（１）個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会
A実施事業所					
B実施事業所					
C実施事業所					
・ ・ ・					
個人型aプラン					
個人型bプラン					
個人型cプラン					
・ ・ ・					

（備考）事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

（２）他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型年金	個人型年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他（自社退職金等）
A実施事業所							
B実施事業所							
C実施事業所							
・ ・ ・							
個人型aプラン							
個人型bプラン							
個人型cプラン							
・ ・ ・							

（備考）事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等） **第十七条**　（略） ２～４　（略） ５　存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等） **第十七条**　（略） ２～４　（略） ５　存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
（略）　（略）　（略） 第三十九条第一項第四号ニ　（略）　第三十九条第一項第四号ニ(1)から(7)まで 第四十五条第一項　第三十九条第一項第四号ニ(1)から(6)まで （略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略） 第三十九条第一項第五号ニ　（略）　第三十九条第一項第五号ニ(1)から(7)まで 第四十五条第一項　第三十九条第一項第五号ニ(1)から(6)まで （略）　（略）　（略）

（確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令の一部改正）

第三条　確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和三年厚生労働省令第百五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額（第三条から第七条まで、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項及び附則第二条第一項において「他制度掛金相当額」という。）及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「経過措置政令」という。）第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号。以下「整備政令」という。）第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額（第八条、第九条、第十一条第二項、第十二条第二項及び附則第二条第二項において「他制度掛金相当額」という。）並びに確定拠出年金法施行令第三十四条の二第二号ロに規定する共済掛金相当額（以下「共済掛金相当額」という。）の算定に関しては、この省令の定めるところによる。	（趣旨） **第一条**　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額（第三条から第七条まで、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項及び附則第二条第一項において「他制度掛金相当額」という。）及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「経過措置政令」という。）第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号。以下「整備政令」という。）第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額（第八条、第九条、第十一条第二項、第十二条第二項及び附則第二条第二項において「他制度掛金相当額」という。）並びに確定拠出年金法施行令第三十六条第五号に規定する共済掛金相当額（以下「共済掛金相当額」という。）の算定に関しては、この省令の定めるところによる。

第二章　経過措置

（令和七年改正法附則第三十三条第一項の規定による申出）

第四条　社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（次項第三号において「令和七年改正法」という。）附則第三十三条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会（確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下この条において同じ。）に提出することによって行うものとする。

一　氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二　確定拠出年金法第六十二条第二項各号に該当しない旨

三　厚生年金保険の被保険者である場合にあっては、次に掲げる事項

イ　申出者が使用される事業所の事業主の名称

ロ　掛金納付の方法（個人型年金加入者掛金を個人型年金加入者が自ら連合会に納付するか、又は申出者が使用されている厚生年金適用事業所の事業主を介して納付するかのいずれかの方法をいう。）

ハ　次に掲げる資格の有無

(1)　企業型年金加入者

(2)　確定給付企業年金の加入者

(3)　私立学校教職員共済制度の加入者

(4)　石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員

(5)　国家公務員共済組合の組合員

(6)　地方公務員等共済組合の組合員

(7)　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員

四　前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2　前項の申出をする者は、同項の申出書に次に掲げる書類を添付して、連合会に提出するものとする。

一　住民票の写しその他の住所を証明する書類

二　個人型年金加入者掛金の納付を申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、その旨についての当該事業主の証明書

三　令和七年改正法附則第三十三条第一項第二号に掲げる者にあっては、令和八年十二月一日から起算して一年以内に確定拠出年金法第六十二条第一項第一号から第四号までに掲げる者のいずれにも該当しなくなったことを明らかにする書類

（企業型年金加入者掛金の額の変更に関する特例）

第五条　この省令の施行の日から令和九年十一月三十日までの間における確定拠出年金法施行規則第四条の二の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「次のとおり」とあるのは、「各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額及び企業型年金加入者掛金の額の合計額が国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の令第十一条の規定又は国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第四項により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による改正前の令第十一条の規定により算定した当該企業型年金加入者に係る拠出限度額（法第二十条に規定する拠出限度額をいう。）より多い額となるように当該企業型年金加入者掛金の額を初めて引き上げる場合及び次の各号に掲げる場合」とする。

（個人型年金加入者掛金の額の変更に関する特例）

第六条　この省令の施行の日から令和九年十一月三十日までの間における確定拠出年金法施行規則第三十八条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「次のとおり」とあるのは、「各個人型年金加入者（法第六十二条第一項第五号に掲げる者を除く。）に係る個人型年金加入者掛金の額及び中小事業主掛金の額の合計額が国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の令第三十六条の規定又は国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第七項により読み替えられた令第三十六条の規定により算定した当該個人型年金加入者に係る拠出限度額（法第六十九条に規定する拠出限度額をいう。）より多い額となるように当該個人型年金加入者掛金の額を初めて引き上げる場合及び次の各号に掲げる場合」とする。

（中小事業主掛金の額の変更に関する特例）

第七条　この省令の施行の日から令和九年十一月三十日までの間における確定拠出年金法施行規則第三十八条の二の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「次のとおり」とあるのは、「各個人型年金加入者（法第六十二条第一項第五号に掲げる者を除く。）に係る個人型年金加入者掛金の額及び中小事業主掛金の額の合計額が国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の令第三十六条の規定又は国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第七項により読み替えられた令第三十六条の規定により算定した当該個人型年金加入者に係る拠出限度額（法第六十九条に規定する拠出限度額をいう。）より多い額となるように当該個人型年金加入者に係る中小事業主掛金の額を初めて引き上げる場合及び次の各号に掲げる場合」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条による改正後の確定拠出年金法施行規則様式第八号は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現にある第一条による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、第一条による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の十第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（検査結果の集団ごとの分析等） **第五十二条の十四**　事業者は、検査を行った場合は、当該検査を行った医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに、特定の個人を識別することができない方法で、集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。 2　（略）	（検査結果の集団ごとの分析等） **第五十二条の十四**　事業者は、検査を行った場合は、当該検査を行った医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。 2　（略）

附　則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

○農林水産省令第四十八号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の六十四第一項第二号並びに第十一条の六十八第一項第四号及び第二項第二号並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十七条の十四第一項第二号（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに第百条の三第一項第五号及び第四項第二号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） **第六十一条**　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一　他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下この条、第六十六条及び第六十七条において同じ。）のための不動産（原則として、自らを子会社とする当該農業協同組合若しくはその子会社から取得し、又は賃借した営業用不動産若しくは事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務 二～二十五　（略） 2～3　（略） 4　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～九　（略） 十　機械類その他の物件を使用させる業務（法第十条第二十三項第一号に掲げる業務が行われない場合を除く。） 十一～二十　（略） 5・6　（略）	（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） **第六十一条**　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一　他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下この条及び第六十七条において同じ。）のための不動産（原則として、自らを子会社とする当該農業協同組合若しくはその子会社から取得し、又は賃借した営業用不動産若しくは事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務 二～二十五　（略） 2～3　（略） 4　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～九　（略） 十　機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣が定める基準により主として法第十条第二十三項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。） 十一～二十　（略） 5・6　（略）

（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等）

第六十六条　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、次のいずれかに該当する会社であって、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の会社（第十一号に該当する会社にあっては、上場会社等を含む。）とする。

一　新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この号において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次項第二号において同じ。）である会社であって、設立の日又は会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日以後二十年を経過していない会社

二～十一　（略）

2　前項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社に該当するものとする。

一　議決権を法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、当該農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に前項に規定する会社に該当していた会社であって、その議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二　議決権を特定子会社（法第十一条の六十八第一項第四号に規定する特定子会社をいう。以下この号及び次項において同じ。）に取得された時に前項第一号に規定する会社に該当していた会社であって、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

3　前二項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した次の各号に掲げる会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を処分基準日（当該各号に規定する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で

（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等）

第六十六条　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次のいずれかに該当する会社とする。

一　新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この号において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）である会社であって、設立の日又は会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日以後二十年を経過していない会社

二～十一　（略）

2　前項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社に該当するものとする。

（新設）

3　前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した次の各号に掲げる会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を処分基準日（当該各号に規定する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該農業協同組合連合会に

定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（法第十一条の六十九第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項、第七十条第一項第五号、第七十四条第一項第三号及び第二項、第二百三十条第五号並びに第二百三十一条第一項第十号から第十三号までにおいて同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一　新規事業分野開拓会社（第一項に規定する会社（同項第一号に該当するものに限る。）及び前項の規定に該当する会社（その議決権を法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会若しくはその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第一項に規定する会社（同項第一号に該当するものに限る。）に該当していたもの（その議決権が当該農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）に限る。）をいう。）　その議決権の取得の日から十五年を経過する日

二　事業再生会社（第一項に規定する会社（同項第二号から第十一号までのいずれかに該当するものに限る。）及び前項の規定に該当する会社（その議決権を法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会若しくはその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第一項に規定する会社（同項第二号から第十一号までのいずれかに該当するものに限る。）に該当していたもの（その議決権が当該農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）に限る。）をいう。）　その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第一項に規定する会社（同項第六号又は第七号に該当するものに限る。）の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

4　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらの業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

一　次条第二項第十七号に掲げる業務

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。）

三　次条第二項第二十号の三に掲げる業務

5・6　（略）

係る法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（法第十一条の六十九第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項、第七十条第一項第五号、第七十四条第一項第三号及び第二項、第二百三十条第五号並びに第二百三十一条第一項第十号から第十三号までにおいて同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一　新規事業分野開拓会社（第一項に規定する会社（同項第一号に該当するものに限る。）及び前項の規定に該当する会社（その議決権を法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第一項に規定する会社（同項第一号に該当するものに限る。）に該当していたもの（その議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社による担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）に限る。）をいう。）　その議決権の取得の日から十五年を経過する日

二　事業再生会社（第一項に規定する会社（同項第二号から第十一号までのいずれかに該当するものに限る。）及び前項の規定に該当する会社（その議決権を法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第一項に規定する会社（同項第二号から第十一号までのいずれかに該当するものに限る。）に該当していたもの（その議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）に限る。）をいう。）　その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第一項に規定する会社（同項第七号又は第八号に該当するものに限る。）の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

4　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定めるものは、次条第二項第十七号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

（新設）

（新設）

5・6　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等）

第六十七条　（略）

２　法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（農業協同組合のために行うものを含む。）とする。

一～十五　（略）

十六　機械類その他の物件を使用させる業務（法第十条第二十三項第一号に掲げる業務が行われない場合を除く。）

十七　次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該団体の発行する社債（法第十条第九項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式若しくは持分に係る配当を受け取り又は株式若しくは持分に係る売却益を得ることを目的として当該団体の発行する株式若しくは持分を取得すること。

ホ　当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ　イからホまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

十八～二十七　（略）

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合の子会社の範囲等） **第八十五条**　法第十七条の十四第二項第三号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる漁業協同組合又は水産加工業協同組合についての法第十七条の十四第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～七　（略） 八　機械類その他の物件を使用させる業務（法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われない場合を除く。） 九　他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下この条、第八十七条及び第八十八条において同じ。）の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（第八十八条第二項第二十二号において「経営相談等業務」という。） 十～十五　（略）	（共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合の子会社の範囲等） **第八十五条**　法第十七条の十四第二項第三号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる漁業協同組合又は水産加工業協同組合についての法第十七条の十四第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～七　（略） 八　機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣が定める基準により主として法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。） 九　他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下この条及び第八十八条において同じ。）の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（第八十八条第二項第二十二号において「経営相談等業務」という。） 十～十五　（略）

（新たな事業分野を開拓する会社の範囲等）

第八十七条　法第百条の三第一項第五号の新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）である会社であって、設立の日又は会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日以後二十年を経過していない会社とする。

2　前項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第百条の三第一項第五号の新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社に該当するものとする。

一　議決権を連合会若しくはその子会社（法第百条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この条、次条、第九十条から第九十二条の二まで、第二百二十三条並びに第二百二十四条第一項第三号から第五号まで及び第十号から第十三号までの規定において同じ。）（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省令・農林水産省令第二号）第二十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、当該連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に前項に規定する会社に該当していた会社であって、その議決権が当該連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二　議決権を特定子会社（法第百条の三第一項第五号に規定する特定子会社をいう。以下この号及び次項において同じ。）に取得された時に前項に規定する会社に該当していた会社であって、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

3　前二項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した前二項に規定する会社（以下「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十五年を経過する日（以下「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該連合会に係る法第百条の三第一項第五号の新たな事業分野を開拓する会社として農林

（新たな事業分野を開拓する会社の範囲等）

第八十七条　法第百条の三第一項第五号の新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）である会社であって、設立の日又は会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日以後二十年を経過していない会社とする。

2　前項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を連合会又はその子会社（法第百条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この条、次条、第九十条から第九十二条の二まで、第二百二十三条並びに第二百二十四条第一項第三号から第五号まで及び第十号から第十三号までの規定において同じ。）（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省令・農林水産省令第二号）第二十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該連合会又はその子会社により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該連合会に係る法第百条の三第一項第五号の新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社に該当するものとする。

（新設）

3　前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十五年を経過する日（以下「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該連合会に係る法第百条の三第一項第五号の新

水産省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（法第百一条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項、第九十条第一項第五号、第九十二条第一項第三号及び第二項、第二百二十三条第五号並びに第二百二十四条第一項第十号から第十三号までにおいて同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

4　法第百条の三第一項第五号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらの業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

一　次条第二項第十七号に掲げる業務

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。）

三　次条第二項第二十一号に掲げる業務

5・6　（略）

（連合会の子会社の範囲等）

第八十八条　（略）

2　法第百条の三第四項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（漁業協同組合又は水産加工業協同組合のために行うものを含む。）とする。

一～十五　（略）

十六　機械類その他の物件を使用させる業務（法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われない場合を除く。）

十七　次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該団体の発行する社債（第六十九条第二項第六号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式若しくは持分に係る配当を受け取り又は株式若しくは持分に係る売却益を得ることを目的として当該団体の発行する株式若しくは持分を取得すること。

ホ　当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ　イからホまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

十八～二十八　（略）

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。ただし、第一条中農業協同組合法施行規則第六十一条第四項第十号及び第六十七条第二項第十六号の改正規定並びに第二条中水産業協同組合法施行規則第八十五条第八号及び第八十八条第二項第十六号の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（法第百一条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項、第九十条第一項第五号、第九十二条第一項第三号及び第二項、第二百二十三条第五号並びに第二百二十四条第一項第十号から第十三号までにおいて同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

4　法第百条の三第一項第五号の農林水産省令で定めるものは、次条第二項第十七号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

（新設）

（新設）

5・6　（略）

（連合会の子会社の範囲等）

第八十八条　（略）

2　法第百条の三第四項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（漁業協同組合又は水産加工業協同組合のために行うものを含む。）とする。

一～十五　（略）

十六　機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣が定める基準により主として法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

十七　次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該会社の発行する社債（第六十九条第二項第六号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

（新設）

ホ　イからニまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十八～二十八　（略）

○農林水産省令第四十九号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第二項第二号（同法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第二（第十六条関係）	
農産物検査を行う農産物の種類	機械器具その他の設備
（略）	（略）
小麦、はだか麦	一～五　（略） 六　常圧加熱乾燥法使用機材等 七～十一　（略）
大麦	一～五　（略） 六　常圧加熱乾燥法使用機材等 七～十二　（略）
（略）	（略）

改正前	
別表第二（第十六条関係）	
農産物検査を行う農産物の種類	機械器具その他の設備
（略）	（略）
小麦、はだか麦	一～五　（略） 六　常圧加熱乾燥法使用機材 七～十一　（略）
大麦	一～五　（略） 六　常圧加熱乾燥法使用機材 七～十二　（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和八年六月三十日から施行する。

○農林水産省
経済産業省
環境省令第一号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令

次に掲げる省令の様式中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

一　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十三年経済産業省令第二号）　別記様式　農林水産省
環境省

二　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年経済産業省令第一号）　別記様式　農林水産省
環境省

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○国土交通省
環境省令第一号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則（令和六年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

農林水産省
環境省

○農林水産省令第三号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の表環境大臣の権限の項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○農林水産省令第四号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、及び農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二十九条第四項の規定に基づき、農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令

農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令（昭和四十六年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「懲役」を「拘禁刑」に、「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○農林水産省令第五号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、農薬取締法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

農薬取締法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令

農薬取締法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年農林水産省環境省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○経済産業省令第五十八号

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和八年六月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　対象債権者の権利の変更に関する手続
第一節　総則（第六条・第七条）
第二節　指定確認調査機関の確認等（第八条―第十一条）
第三節　対象債権者集会及び権利変更決議の認可等（第十二条―第二十八条）
第三章　指定確認調査機関
第一節　総則（第二十九条―第三十一条）
第二節　業務（第三十二条―第三十六条）
第三節　監督（第三十七条―第四十二条）
第四章　確認事業者に係る特例（第四十三条―第四十六条）
附則

第一章　総則

（用語の定義）

第一条　この省令において使用する用語は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（政策金融機関、預金保険機構及び信用保証協会に準ずる特殊法人等）

第二条　法第二条第一項第六号の経済産業省令で定める特殊法人等は、政策金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫をいう。）、預金保険機構及び信用保証協会のほか、次に掲げる法人とする。

一　株式会社日本貿易保険
二　日本私立学校振興・共済事業団
三　株式会社日本政策投資銀行
四　漁業信用基金協会
五　農業信用基金協会
六　中小企業投資育成株式会社
七　広域的運営推進機関
八　農水産業協同組合貯金保険機構
九　保険契約者保護機構
十　株式会社脱炭素化支援機構
十一　株式会社民間資金等活用事業推進機構
十二　株式会社地域経済活性化支援機構
十三　原子力損害賠償・廃炉等支援機構
十四　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
十五　株式会社海外需要開拓支援機構
十六　株式会社産業革新投資機構
十七　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
十八　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

十九　脱炭素成長型経済構造移行推進機構
二十　独立行政法人奄美群島振興開発基金
二十一　独立行政法人勤労者退職金共済機構
二十二　独立行政法人情報処理推進機構
二十三　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
二十四　独立行政法人農業者年金基金
二十五　独立行政法人農林漁業信用基金
二十六　独立行政法人北方領土問題対策協会
二十七　独立行政法人国際協力機構
二十八　独立行政法人中小企業基盤整備機構
二十九　独立行政法人福祉医療機構
三十　独立行政法人労働者健康安全機構
三十一　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
三十二　独立行政法人環境再生保全機構
三十三　独立行政法人都市再生機構
三十四　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
三十五　独立行政法人住宅金融支援機構
三十六　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

（金銭の貸付けその他金融に関する業務で信用の供与に係るものを行う事業者）

第三条　法第二条第一項第七号の経済産業省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会
二　農業協同組合法第十条第二十項の資金の貸付けを行う農業協同組合及び農業協同組合連合会であって、確認事業者（その組合員以外の者に限る。）に対して貸付債権等を有する者
三　共済水産業協同組合連合会
四　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第十項の資金の貸付けを行う漁業協同組合、同法第八十七条第十三項の資金の貸付けを行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第九項の資金の貸付けを行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第九項の資金の貸付けを行う水産加工業協同組合連合会であって、確認事業者（その組合員又は所属員以外の者に限る。）に対して貸付債権等を有する者
五　次に掲げる投資事業（確認事業者に対し第五条第一号に規定する社債を有することとなるものに限る。以下この号において同じ。）に関する組合
イ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合
ロ　商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資を受けて投資事業を営む者
ハ　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合
六　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）であって、確認事業者に対して第五条第二号に規定する店頭デリバティブ取引に係る債権を有する者
七　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者又は同法第三百四十九条第一項に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者であって、確認事業者に対して第五条第二号に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る債権を有する者
八　リース契約（第五条第三号に規定するリース契約をいう。以下この号において同じ。）により資産を使用させることを業とする者であって、確認事業者に対してリース契約に係る債権を有する者（第二号及び第四号に掲げる者を除く。）
九　外国の法令上法第二条第一項（同項第二号、第四号（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等及び同法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人に限る。）、第六号、第七号及び第九号を除く。）及び前各号に掲げる者に相当する事業者
十　公益財団法人食品等持続的供給推進機構（平成三年十月一日に財団法人食品流通構造改善促進機構という名称で設立された法人をいう。）
十一　公益財団法人水産物安定供給推進機構（昭和五十一年十二月二日に財団法人魚価安定基金という名称で設立された法人をいう。）
十二　公益財団法人海外漁業協力財団（昭和四十八年六月二日に財団法人海外漁業協力財団という名称で設立された法人をいう。）
十三　公益社団法人米穀安定供給確保支援機構（昭和三十年九月九日に社団法人米穀安定供給確保支援機構という名称で設立された法人をいう。）
十四　一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（昭和四十七年八月二十五日に社団法人全国肉用牛振興基金協会という名称で設立された法人をいう。）
十五　一般財団法人民間都市開発推進機構（昭和六十二年十月一日に財団法人民間都市開発推進機構という名称で設立された法人をいう。）
十六　一般財団法人日本建築防災協会（昭和四十八年一月五日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。）
十七　公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（平成四年十二月三日に財団法人産業廃棄物処理事業振興財団という名称で設立された法人をいう。）

（債権の譲受けに関する業務を行う事業者）

第四条　法第二条第一項第九号の経済産業省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　金融機関等（法第二条第一項第一号から第八号までに掲げる者に限る。次号並びに次条第四号及び第五号において同じ。）が有していた貸付債権等を譲り受けた事業者（当該譲受けをその業務として行う場合に限る。）
二　金融機関等が有していた貸付債権等に係る債務を確認事業者に代わって弁済をした事業者（当該弁済をその業務として行う場合に限る。）

（貸付債権その他信用の供与に基づく債権）

第五条　法第二条第二項の経済産業省令で定める債権は、次に掲げる債権とする。

一　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二十三号に規定する社債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、これらの発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募（同項第二号ハに規定する場合に該当するものを除く。）によるもの（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関その他外国の法令に基づくこれに類する者が取り扱う社債であって、当該社債の発行時の社債権者から譲渡されたものを除く。）に限る。）
二　金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引及び商品先物取引法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る契約（法第十四条第一項の提出の日までに解約されるものに限る。）の解約に伴う損害賠償その他これに準ずるものの請求権
三　リース契約（対価を得て資産を使用させる契約であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。）に係る債権
イ　契約期間の中途においてその解約の申入れをすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。
ロ　相手方が、当該使用に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

四　金融機関等が有していた貸付債権等に係る契約についてした保証に基づく求償権及び当該貸付債権等に係る債務を確認事業者に代わって弁済をした場合に有する求償権
五　金融機関等が有している貸付債権等に係る保証債務の履行を請求する権利
六　約束手形、為替手形又は小切手（以下この号において「手形等」という。）による金銭の支払の請求権（当該手形等の振出しの原因たる債権が信用の供与に基づくものであって、受取人が振出人に対して有するものに限る。）及び手形等の裏書（当該裏書の原因たる債権が信用の供与に基づくものに限る。）又は割引が行われた場合であって、当該手形等の不渡りがあったときにおける遡求権（当該手形等の所持人が自己の直接の裏書人に対して有するものに限る。）又は当該割引に係る契約に基づく当該手形等の買戻請求権
七　電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権（以下この号において単に「電子記録債権」という。）についての支払の請求権（当該電子記録債権の発生の原因たる債権が信用の供与に基づくものであって、当該発生の時の債権者が債務者に対して有するものに限る。）及び電子記録債権の譲渡（当該譲渡の原因たる債権が信用の供与に基づくものに限る。）又は割引が行われた場合であって、当該電子記録債権の不履行があったときにおける同条第九項に規定する電子記録保証によって生じた債務の履行を請求する権利（当該電子記録債権の債権者が自己に対する譲渡人に対して有するものに限る。）又は当該割引に係る契約に基づく当該電子記録債権の買戻請求権
八　貸付債権及び前各号に掲げる債権に係る利息、手数料並びに不履行による損害賠償又は違約金の請求権

第二章　対象債権者の権利の変更に関する手続

第一節　総則

（通知等の方法）

第六条　法第三条第七項（法第四条第三項及び法第五条第二項において準用する場合を含む。）及び法第六条第一項並びに第十条第二項及び第三項、第十二条第五項第一号イ及び同項第二号イからハまで、第十三条並びに第二十五条の規定による通知並びに法第六条第一項の規定による一時停止の要請は、書面又は電磁的方法により行うものとする。

（通知を受けるべき場所の届出）

第七条　対象債権者が対象債権者集会手続における通知を受けるべき場所を届け出たときは、当該対象債権者集会手続において、当該対象債権者に対して書面を送付する方法によってする通知は、当該届出に係る場所においてする。

第二節　指定確認調査機関の確認等

（指定確認調査機関の確認）

第八条　法第三条第一項の確認の申請は、様式第一による申請書を指定確認調査機関に提出することによって行うものとする。

2　法第三条第一項第三号の経済産業省令で定める基準は、同項の確認を受けようとする事業者（以下この条及び第三十六条において「申請者」という。）が当該確認を受けることについて、貸付債権等一覧表に記載のある貸付債権等（以下この項及び第五項において単に「貸付債権等」という。）の総額のうち五分の一に相当する額以上の貸付債権等を有する一又は複数の金融機関等が異議を述べていないこととする。

3　法第三条第二項第四号の経済産業省令で定める割合は、五分の一（前項の基準に適合する旨の確認に係るものに限る。）とする。

4　法第三条第二項第七号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　申請者が法人であるときは、役員（法第四十六条第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下同じ。）の氏名及び株式又は出資の状況

二　申請者の事業の内容及び状況、営業所又は事務所の名称及び所在地並びに使用人その他の従業員の状況

三　申請者の資産、負債その他の財産の概要

四　申請者が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社である場合は、その旨及び上場している取引所金融商品市場（同条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）の名称

五　法第三条第一項の確認の申請に至った事情

六　貸付債権等一覧表に記載のある金融機関等との交渉経過の概要その他権利変更議案の可決の見込みを把握するために参考となるべき事項

七　申請者の財産に関してされている他の手続又は処分で申請者に知れているもの

5　法第三条第三項第三号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　金融機関等又はその代理人の電話番号（ファクシミリの番号を含む。）、電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。）その他の連絡先（第十一条第二項において「連絡先等」という。）

二　貸付債権等に係る債務を保証する保証人がある場合には、当該保証の内容及び当該保証人の氏名又は名称

三　貸付債権等に係る債務を担保するために自己の財産を担保に供した第三者がある場合には、当該第三者の氏名又は名称

四　貸付債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のある債権であるときは、その旨

五　貸付債権等に関し法第三条第一項の確認の申請の当時訴訟が係属するときは、その訴訟が係属する裁判所、当事者の氏名又は名称並びに事件の表示及び概要

6　法第三条第四項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　申請者の定款（申請者が外国法人である場合には、定款に準ずる書面）

二　申請者の登記事項証明書（申請者が外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面及び国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書）

三　法第三条第一項の確認の申請の日前三年以内に法令の規定に基づき作成された申請者の三期分の貸借対照表及び損益計算書

四　法第三条第一項の確認の申請の日前一年間の申請者の資金繰りの実績を明らかにする書面及び確認の申請の日以後六月間の申請者の資金繰りの見込みを明らかにする書面

五　代理人によって申請するときは、その権限を証する書面

六　前各号に掲げるもののほか、申請者の事業又は財産の状況に関する資料その他対象債権者集会手続の円滑な進行を図るために指定確認調査機関が必要と判断する資料

（変更の確認の申請等）

第九条　法第四条第一項の規定による変更の確認の申請は、様式第二による申請書に、変更後の権利変更概要書又は貸付債権等一覧表（当該変更に係る部分に限る。第三項において同じ。）を添付して指定確認調査機関に提出することによって行うものとする。

2　法第四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、当該変更により、法第三条第一項の確認に係る権利の変更についての内容（法第四条第一項の規定による変更の確認があったときは、その変更後のもの）が法第三条第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当しないこととなるおそれがあるもの以外のものとする。

3　法第四条第二項の規定による届出は、様式第三による届出書に変更後の権利変更概要書又は貸付債権等一覧表を添付して行うものとする。

4　法第四条第二項ただし書の経済産業省令で定める特に軽微な変更は、権利変更概要書又は貸付債権等一覧表の誤記（法第三条第三項第一号及び第八条第五項第一号に掲げる事項に係るものを除く。）とする。

（確認の取消し）

第十条　法第五条第一項第五号ただし書の経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　事務上の誤り（確認事業者の故意又は重大な過失によるものを除く。）により、対象債権に係る債務の弁済をした場合

二　法第三条第一項の確認又は法第四条第一項の規定による変更の確認を受けていない対象債権に係る債務について、当該対象債権に係る法第四条第一項の規定による変更の確認前に弁済をした場合（確認事業者が当該変更の確認を受けなければならない旨を知った後に弁済をした場合を除く。）

2　指定確認調査機関は、法第五条第二項において準用する法第三条第七項の規定による通知と併せて、対象債権者に対し、法第六条第一項の規定による一時停止の要請を撤回する旨を通知しなければならない。

3　指定確認調査機関は、法第五条第一項の規定による取消しをしたときは、確認事業者であった者に対し、当該取消しをした旨を通知しなければならない。

（一時停止の要請の対象となる回収等）

第十一条　法第六条第一項の経済産業省令で定める債権者としての権利の行使は、担保の提供の受入れ又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをいう。

2　法第六条第一項の規定による一時停止の要請及び同項の規定による通知には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　確認事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先等並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下同じ。）の氏名

二　確認事業者に代理人がある場合は、代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先等

三　指定確認調査機関が法第三条第一項の確認をした年月日

四　指定確認調査機関の名称、住所及び連絡先等

五　確認調査員の氏名及び連絡先等

六　当該一時停止の要請の内容

3　法第六条第二項ただし書の経済産業省令で定める対象債権は、次に掲げる対象債権とする。

一　利息の請求権（利息の請求権を有する全ての対象債権者に対して弁済をする場合におけるものに限る。）

二　担保権によって担保される対象債権のうち、対象債権者が担保権の行使によって弁済を受けることができる部分に係る権利（当該対象債権に係る債務の弁済により、当該担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の額から当該弁済の額が控除されることとなる場合であって、早期に弁済することが確認事業者の事業の再生に支障を及ぼさないときにおけるものに限る。）

三　一般に公表された債務処理を行うための手続（破産手続、再生手続、更生手続及び特別清算手続を除く。）についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限る。）に基づく手続（以下「準則に基づく手続」という。）の開始から終了に至るまでの間における資金の借入れに係る対象債権（当該対象債権の弁済を、当該準則に基づく手続における当事者である債権者が確認事業者に対して当該資金の借入れの時点において有している他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該準則に基づく手続において当該債権者全員の同意を得たものに限る。）

四　少額の対象債権（担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分を除く。）であって、次のいずれにも該当するものとして指定確認調査機関の確認を受けたもの

イ　当該少額の対象債権に係る債務を早期に弁済することにより対象債権者集会手続を円滑に進行することができること

ロ　当該少額の対象債権に係る債務を早期に弁済することが確認事業者の事業の再生に支障を及ぼさないこと

第三節　対象債権者集会及び権利変更決議の認可等

（対象債権者会議）

第十二条　確認事業者は、原則として次の各号に掲げる時期に、それぞれ当該各号に定める会議（以下この条及び第四十六条において「対象債権者会議」という。）を開催しなければならない。

一　法第六条第一項の規定による一時停止の要請の日から二週間以内　権利変更概要書の内容並びに確認事業者の資産及び負債の状況（第五項第一号ロにおいて「権利変更概要書の内容等」という。）について対象債権者に対し説明を行うための対象債権者会議

二　法第十五条第四項の規定による報告の日から対象債権者集会の招集の日までの間　権利変更議案、早期事業再生計画及び法第十四条第四項の規定による評定の内容（第五項において「権利変更議案等」という。）並びに法第十五条第一項の調査の結果について対象債権者に対し説明を行うための対象債権者会議

2　確認事業者及び指定確認調査機関（確認調査員を含む。）は、対象債権者会議において、対象債権者に対し、対象債権者が法第二十条第一項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

3　法第二十五条及び第二十六条（第三項第三号及び第四号を除く。）の規定は、対象債権者会議について準用する。

4　確認事業者は、法第三条第一項の確認前に行われた準則に基づく手続において、当該準則に基づく手続における当事者である債権者との間で権利変更議案及び早期事業再生計画に相当する事業の再生の計画について協議をしていた場合には、対象債権者会議を開催することを要しない。

5　法第四条第一項の規定による変更の確認又は法第十五条第四項の規定による報告が行われた権利変更議案等の変更のため再度同項の規定による報告（以下この項において「変更の確認等」という。）が行われた場合には、既に開催された対象債権者会議については、再度開催することを要しない。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手続をしなければならない。

一　当該変更の確認等が第一項第一号の対象債権者会議の日から同項第二号の対象債権者会議の日までの間に行われた場合　次に掲げる手続

イ　対象債権者に対し、当該変更の確認等の内容を通知すること。

ロ　当該変更の確認等により追加される対象債権者がある場合には、当該追加される対象債権者に対し、権利変更概要書の内容等及び対象債権者集会手続の進行状況について説明すること。

二　当該変更の確認等が第一項第二号の対象債権者会議の日以降に行われた場合　次に掲げる手続

イ　対象債権者に対し、当該変更の確認等の内容及び変更後の権利変更議案等の内容を通知すること。

ロ　当該変更の確認等により追加される対象債権者がある場合には、当該追加される対象債権者に対し、権利変更議案等の内容及び対象債権者集会手続の進行状況を説明し、当該権利変更議案等について意見を述べることができる旨を通知すること。

ハ　当該追加される対象債権者から当該権利変更議案等について意見が述べられた場合には、他の対象債権者に対し、当該意見を通知すること。

（労働組合等に対する通知）

第十三条　確認事業者は、早期での事業再生を図るために実施しようとする合併、会社分割若しくは事業の譲渡、事業の縮小又は事業所の廃止（当該事業所の事業活動が停止し、再開する見込みがない場合を含み、事業の期間が予定されている事業において当該期間が終了したことによるものを除く。）に伴う雇用する従業員の数の減少又は賃金の減額（第一号及び次条において「従業員の数の減少等」という。）の見込みがある旨を早期事業再生計画に記載する場合には、法第十四条第一項の規定により早期事業再生計画を提出しようとする日の二週間前までに、労働組合等（確認事業者の使用人その他の従業員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、確認事業者の使用人その他の従業員の過半数で組織する労働組合がないときは確認事業者の使用人その他の従業員の過半数を代表する者をいう。以下この節において同じ。）に次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　当該従業員の数の減少等の見込みがある旨及びその内容

二　対象債権者集会手続の今後の見通し

（労働者の理解と協力）

第十四条　確認事業者は、従業員の数の減少等又はその他の労働条件の変更に当たり、労働組合等との協議その他これに準ずる方法によって、その雇用する従業員の理解と協力を得るよう努めなければならない。

（早期事業再生計画）

第十五条　法第十四条第一項の規定による早期事業再生計画の提出は、確認事業者を清算したものとした場合における貸借対照表を添付して行うものとする。

2　法第十四条第二項の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　対象債権者の数が二十以上である場合

二　外国に本店又は主たる営業所若しくは事務所を有する対象債権者がある場合

三　事業上の重要な資産又は取引の維持に係る調整が整わない場合

四　事業の継続に欠くことができない資金の調達に係る調整が整わない場合

五　確認事業者の財産に係る権利関係が複雑であるときその他特別の事情がある場合

3　法第十四条第三項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　早期での事業再生を図るために実施しようとする措置により生ずる確認事業者の技術及び人材の散逸の回避の見込み

二　第十三条の場合における次に掲げる事項

イ　第十三条の通知の年月日、当該通知の対象となる労働組合等の名称又は氏名及び当該通知の内容

ロ　労働組合等との協議の結果又は協議を行う予定の時期（対象債権者集会において権利変更決議をすることが見込まれる時期よりも前の時期に限る。）

4　法第十四条第三項第七号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　議決権を行使すべき対象債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額

二　自己資本の充実のための措置

三　資金の調達に関する事項を早期事業再生計画に記載する場合にあっては、当該資金の調達に関する計画

四　対象債権者が担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分に係る権利についての当該対象債権者との協議の状況

五　社債（対象債権を除く。）に係る権利の変更を行う場合にあっては、当該権利の変更の内容

六　法第五条第一項第五号ただし書の場合における弁済又は法第六条第二項ただし書の対象債権に係る債務の弁済をした場合にあっては、当該弁済に係る対象債権者の氏名又は名称及び当該弁済の額

5　法第十四条第四項の経済産業省令で定める基準は、告示で定めるものとする。

（労働組合等との協議の内容の報告）

第十六条　確認事業者は、前条第三項第二号ロに掲げる事項として労働組合等との協議を行う予定の時期を早期事業再生計画に記載したときは、当該協議を行った後、指定確認調査機関に対して、当該協議を行った旨及び当該協議の内容を報告しなければならない。

（指定確認調査機関の調査）

第十七条　法第十五条第一項第五号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　法第十四条第三項各号に掲げる事項が記載されていること。

二　対象債権者の議決権の行使の許否及びその額が法第十九条の規定に適合すること。

三　早期事業再生計画が遂行される見込みがないことが明らかでないこと。

四　法第十四条第三項第五号に掲げる事項が次に掲げる要件を満たしていること。

イ　債務超過の状態にある場合にあっては、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として三年以内に債務超過の状態にないこと。

ロ　経常損失が生じている場合にあっては、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として三年以内に黒字になること。

五　六月に一回以上、早期事業再生計画の実施状況について対象債権者及び指定確認調査機関に対して報告を行うこととされていること。

六　権利変更議案において対象債権（担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分を除く。）に係る債務の減免の一般的基準を定める場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該債務の減免が二以上の金融機関等又は一以上の政府関係金融機関等（政府関係金融機関又は協定銀行（これらのうち、確認事業者に対する対象債権が投資事業有限責任組合契約等（投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。）に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）をいう。）により行われることとされていること。

ロ　株主の権利の全部又は一部の消滅（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること。

ハ　役員の退任（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること。

ニ　過剰設備若しくは遊休資産の処分又は不採算部門の整理及び撤退等、確認事業者の自助努力を伴うものであること。

（対象債権者集会の招集等）

第十八条　法第十六条第三項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　書面による議決権の行使の期限（対象債権者集会の日時以前の時であって、法第十六条第四項の通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

二　一の対象債権者が同一の権利変更議案につき法第二十二条第一項（法第十六条第三項第三号に掲げる事項を定めた場合にあっては、法第二十二条第一項又は法第二十三条第一項）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の権利変更議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該対象債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

三　法第十六条第三項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ　電磁的方法による議決権の行使の期限（対象債権者集会の日時以前の時であって、法第十六条第四項の通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ　法第十六条第五項の承諾をした対象債権者に対し法第十七条第一項の規定による対象債権者集会書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供した場合において、当該対象債権者の請求があったときには、当該対象債権者に対して議決権行使書面を交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）することとするときは、その旨

２　法第十六条第四項の経済産業省令で定める日数は、十四日とする。

３　法第十六条第五項の規定により電磁的方法による通知を発しようとする確認事業者は、あらかじめ、当該通知の相手方となる対象債権者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げる方法

(1)　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2)　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　ファイルへの記録の方式

４　前項の規定による承諾を得た確認事業者は、同項の対象債権者から書面又は電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該対象債権者に対し、当該通知を電磁的方法によって発してはならない。ただし、当該対象債権者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（議決権行使書面）

第十九条　法第十七条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第十八条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　権利変更議案についての同意の有無（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

二　議決権を行使すべき対象債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額

２　前条第一項第三号ロに掲げる事項を定めた場合には、確認事業者は、法第十六条第五項の承諾をした対象債権者の請求があった時に、当該対象債権者に対して、法第十七条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

３　法第十八条第二項の経済産業省令で定める日数は、七日とする。

（対象債権者の議決権）

第二十条　法第十九条第一項第三号の経済産業省令で定める時は、法第三条第一項の確認の時とする。

２　法第十九条第三項に規定する担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の額は、法第三条第一項の確認の時における当該担保権の目的である財産の評価額に基づき算定するものとする。

（議決権の代理行使等）

第二十一条　法第二十一条第三項及び法第二十三条第一項に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする対象債権者又は代理人は、あらかじめ、当該事項の提供の相手方となる確認事業者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げる方法

(1)　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2)　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　ファイルへの記録の方式

２　前項の規定による承諾を得た対象債権者又は代理人は、同項の確認事業者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該確認事業者に対し、当該事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該確認事業者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（書面による議決権行使の期限）

第二十二条　法第二十二条第二項の経済産業省令で定める時は、第十八条第一項第一号の行使の期限とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第二十三条　法第二十三条第一項の経済産業省令で定める時は、第十八条第一項第三号イの行使の期限とする。

（議決権の不統一行使をする場合における確認事業者に対する通知の期限）

第二十四条　法第二十四条第一項の経済産業省令で定める日数は、七日とする。

（対象債権者集会の決議の通知）

第二十五条　権利変更議案が可決又は否決されたときは、確認事業者は、速やかに、その旨を対象債権者集会に出席しなかった対象債権者に通知しなければならない。

（対象債権者集会の議事録）

第二十六条　法第二十五条第一項の規定による対象債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

２　対象債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

３　対象債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　対象債権者集会が開催された日時及び場所

二　対象債権者集会の議事の経過の要領及びその結果

三　法第二十条第六項の規定により対象債権者集会において述べられた意見があるときは、当該意見の内容

四　法第二十条第七項の規定により対象債権者集会において述べられた意見があるときは、当該意見の内容の概要及び当該意見を述べた対象債権者の氏名又は名称

五　対象債権者集会に出席した確認事業者の代表者又は代理人の氏名

六　対象債権者集会に出席した確認調査員の氏名

七　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

４　法第二十五条第三項第二号の経済産業省令で定める方法は、同号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

５　確認事業者は、対象債権者集会の議事録を作成したときは、遅滞なく、当該議事録を指定確認調査機関に提出しなければならない。

６　指定確認調査機関は、前項の規定による提出を受けたときは、遅滞なく、当該議事録が次の各号のいずれにも適合することを確認しなければならない。

一　第三項各号に掲げる事項が記載されていること。

二　当該議事録の内容が事実と相違しないこと。

（指定確認調査機関による対象債権者集会手続についての調査）

第二十七条　権利変更決議があったとき（権利変更議案につき、議決権者の全ての同意を得たときを除く。）は、指定確認調査機関は、遅滞なく、対象債権者集会手続が法令の規定に違反していないかどうかを調査しなければならない。

２　確認事業者は、前項の調査に協力しなければならない。

（対象債権者及び指定確認調査機関への報告）

第二十八条　確認事業者（当該確認事業者がその事業の全部又は一部を他の事業者に承継させた場合であって、当該他の事業者が当該確認事業者に対する対象債権に係る債務を引き受けたときは、当該他の事業者）は、対象債権者及び指定確認調査機関に対し、六月に一回以上、様式第四により、早期事業再生計画の実施状況を報告しなければならない。

第三章　指定確認調査機関

第一節　総則

（心身の故障のため対象債権者集会関連業務に係る職務を適正に執行することができない者）

第二十九条　法第四十六条第一項第四号イの経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により対象債権者集会関連業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（欠格事由）

第三十条　法第四十六条第一項第六号に規定する対象債権者集会関連業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものは、役員又は職員の構成が少なくとも次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　対象債権者集会関連業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者がいないこと。

二　使用人であって、事業所の業務を統括する者及び副所長、所長代理その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、対象債権者集会関連業務に関し事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者が、法第四十六条第一項第四号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

三　暴力団員等をその対象債権者集会関連業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれがないこと。

四　暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。

（指定申請書の添付書類）

第三十一条　法第四十六条第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（次項第一号及び第二号において「指定申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（法第四十六条第一項第一号に規定する法人をいう。第三十四条第一号及び第五号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第四十六条第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2　法第四十七条第二項第六号の経済産業省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　指定申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次号及び第三十七条第一項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二　指定申請者の親法人（指定申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（指定申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三　役員の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四　役員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この号において同じ。）及び名を当該役員の氏名に併せて法第四十七条第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

五　役員が法第四十六条第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

七　確認調査員の候補者並びに対象債権者集会関連業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この項及び第三十七条において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八　役員等が、暴力団員等でないことを当該役員等が誓約する書面

九　その他参考となるべき事項を記載した書類

第二節　業務

（業務規程で定めるべき事項）

第三十二条　法第五十条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　対象債権者集会関連業務を行う時間及び休日に関する事項

二　営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が対象債権者集会関連業務を行う区域に関する事項

三　対象債権者集会関連業務の実施体制に関する事項

四　対象債権者集会関連業務を行う職員の監督体制に関する事項

五　対象債権者集会関連業務の苦情処理に関する事項

六　対象債権者集会関連業務に関して知り得た秘密を保持するための措置に関する事項

七　対象債権者集会関連業務の実施に際して行う通知の方法に関する事項

八　その他対象債権者集会関連業務に関し必要な事項

（実質的支配者等）

第三十三条　法第五十条第二項第二号の指定確認調査機関の株式の所有、指定確認調査機関に対する融資その他の事由を通じて指定確認調査機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして経済産業省令で定める者は、次に掲げる者であって、事業上の関係に照らして指定確認調査機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないと認められる者とする。

一　特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定確認調査機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二　指定確認調査機関の役員又は役員であった者

三　指定確認調査機関の役員の三親等以内の親族

四　前二号に掲げる者を代表者とする者

五　指定確認調査機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であった者

六　指定確認調査機関との間で指定確認調査機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七　指定確認調査機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八　前各号に掲げる者のほか、指定確認調査機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九　特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定確認調査機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十　第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定確認調査機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第三十四条　法第五十条第二項第二号の指定確認調査機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして経済産業省令で定める者は、次に掲げる者であって、事業上の関係に照らして指定確認調査機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないと認められる者とする。

一　指定確認調査機関が自己の計算において所有している議決権と指定確認調査機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定確認調査機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定確認調査機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定確認調査機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人

二　指定確認調査機関の役員若しくは指定確認調査機関の使用人又はこれらであった者

三　指定確認調査機関の役員の三親等以内の親族

四　前二号に掲げる者を代表者とする者

五　第二号に掲げる者が他の法人の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人

六　指定確認調査機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者

七　特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定確認調査機関が融資を行っている場合（指定確認調査機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八　前各号に掲げる者のほか、指定確認調査機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九　前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定確認調査機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（確認調査員の要件）

第三十五条　法第五十二条の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかの経験を有すること。

イ　確認調査員を補佐する者として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を二件（ただし、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第五十四条第二項の監督委員（以下この号及び次条において「監督委員」という。）又は同法第六十四条第一項の管財人若しくは会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第四十二条第一項の管財人（以下この号及び次条において「管財人」という。）の経験を有する者については、一件）以上適切に調整した経験

ロ　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第四十七条第一項第一号の手続実施者として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験

ハ　産業競争力強化法第四十七条第一項第一号の手続実施者を補佐する者として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を二件（ただし、監督委員又は管財人の経験を有する者については、一件）以上適切に調整した経験

ニ　産業競争力強化法第百三十四条第二項の認定支援機関において中小企業再生支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を二件（ただし、監督委員又は管財人の経験を有する者については、一件）以上適切に調整した経験

ホ　株式会社産業再生機構又は株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）において事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験

ヘ　準則に基づく手続において事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を二件（ただし、監督委員又は管財人の経験を有する者については、一件）以上適切に調整した経験

二　指定確認調査機関が実施する対象債権者集会手続その他の事業再生に係る事項（労働関係に関する事項を含む。）に関する研修を受けていること。

2　指定確認調査機関は、前項第二号の研修を行ったときは、当該研修の実施年月日及び概要並びに当該研修の受講者に関する記録を作成し、当該研修を終了した日から三年間これを保存しなければならない。

（確認調査員の構成等）

第三十六条　法第五十二条の規定により選任される確認調査員の中には、監督委員又は管財人の経験を有する者が一人以上含まれなければならない。ただし、権利変更議案において対象債権に係る債務の減免が定められる場合には、確認調査員を三人以上（申請者の有利子負債が十億円に満たない場合には、二人以上）を選任し、当該確認調査員の中には次の各号に掲げる者が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

一　監督委員又は管財人の経験を有する者

二　公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）

2　法第五十条第二項第三号に規定するときにおいては、同号に規定する確認調査員が助言を受ける弁護士は、前条第一項第一号イからヘまでのいずれか及び次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　監督委員の経験を有する者

二　管財人の経験を有する者

第三節　監督

（届出事項）

第三十七条　指定確認調査機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二　親法人（指定確認調査機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定確認調査機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三　親法人が親法人でなくなったとき。

四　子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五　総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなったとき。

六　法第四十七条第一項の指定申請書を提出後、新たに指定確認調査機関の役員等となった者がいるとき。

七　指定確認調査機関が対象債権者集会関連業務を遂行するに際して法令又は当該指定確認調査機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知ったとき。

2　指定確認調査機関は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

一　前項第六号に掲げる場合　指定確認調査機関の役員等となった者が暴力団員等でないことの当該役員等となった者による誓約

二　前項第七号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ　行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ　行為の概要

ニ　改善策

3　第一項第七号に該当するときの届出は、同号に規定する事実を指定確認調査機関が知った日から一月以内に行わなければならない。

（業務実施記録の保存及び作成）

第三十八条　指定確認調査機関は、業務実施記録を、その実施した対象債権者集会手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2　法第五十三条第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三条第一項の確認の申請の年月日及び当該申請の内容

二　確認事業者が法第三条第一項の確認の申請を取り下げた場合には、その年月日及び理由

三　指定確認調査機関が法第五条第一項の規定により法第三条第一項の確認を取り消した場合には、その年月日及び理由

四　権利変更議案及び早期事業再生計画の内容

3　法第五十三条第七号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第六十七条第一項、法第六十九条第一項又は法第七十二条第一項の確認を求めた確認事業者の氏名又は名称並びに当該確認の年月日及びその結果

二　指定確認調査機関が法第七十九条第一項の規定により意見を述べた場合には、当該意見の内容

（対象債権者集会関連業務に関する報告書の提出）

第三十九条　法第五十六条第一項の報告書は、様式第五により作成し、事業年度経過後三月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3　指定確認調査機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4　指定確認調査機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

5　経済産業大臣は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした指定確認調査機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（立入検査）

第四十条　法第五十七条第二項の証明書は、様式第六によるものとする。

（対象債権者集会関連業務の休廃止）

第四十一条　指定確認調査機関は、法第五十九条第一項の規定による認可を受けようとするときは、休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間並びに休止又は廃止の理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（対象債権者集会関連業務の引継ぎ）

第四十二条　指定確認調査機関は、法第六十一条第一項第二号から第四号までに規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　対象債権者集会関連業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。

二　対象債権者集会関連業務に関する書類を経済産業大臣に引き継ぐこと。

三　その他経済産業大臣が必要と認める事項

第四章　確認事業者に係る特例

（償還すべき社債の金額の減額に関する指定確認調査機関の確認基準）

第四十三条　法第六十七条第一項の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　当該減額の目的が、当該減額に係る確認を求めた確認事業者の事業再生のために合理的に必要となる償還すべき社債の金額についての減額を行うものであること。

二　当該減額に係る確認を求めた確認事業者を当該確認時点で清算した場合の当該社債の償還すべき金額を、当該減額を行った場合の当該社債の償還すべき金額が下回らないと見込まれること等、当該減額が、当該社債の社債権者にとって経済的合理性を有すると見込まれるものであること。

（償還すべき社債の金額の減額の確認に際して指定確認調査機関が考慮する事項）

第四十四条　指定確認調査機関は、前条各号に掲げる事項に該当するかどうかを確認するに際しては、当該減額に係る確認を求めた確認事業者の権利変更議案における当該社債に係る債務以外の債務の減免の状況その他の事情に鑑み、当該権利変更議案における当該社債に係る債務以外の債務の取扱いとの実質的な衡平について十分に考慮しなければならない。

（資金の借入れに関する指定確認調査機関の確認基準）

第四十五条　法第六十九条第一項の経済産業省令で定める基準は、同項の資金の借入れが、権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間（早期事業再生計画に、法第十四条第三項第五号に規定する資金の調達に関する事項が記載されている場合には、当該資金の調達がなされるまでの間）における確認事業者の資金繰りのために合理的に必要なものであると認められるものであることとする。

2　指定確認調査機関は、当該資金の借入れが法第六十九条第一項に適合することを確認したときは、確認事業者及び対象債権者にその旨を通知しなければならない。

（債権が少額であること及び早期に弁済しなければ事業の継続に著しい支障を来たすことを確認するための事項）

第四十六条　法第七十二条第一項の求めを受けた指定確認調査機関は、対象債権者会議又は対象債権者集会において対象債権者の意見を聴かなければならない。

2　指定確認調査機関は、当該求めに係る債権が法第七十二条第一項各号のいずれにも適合することを確認したときは、確認事業者及び対象債権者にその旨を通知しなければならない。

附　則

この省令は、法の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。

様式第一（第８条第１項関係）

確認申請書

年　月　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（以下「法」という。）第３条第１項の規定に基づき、確認を受けたいので申請します。

記

１．申請者の名称等

事業者の氏名又は名称	
代表者名	
住所	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

２．代理人の名称等

代理人の氏名又は名称	
代表者名	
住所	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

（備考）

１．代理人によらないときは「２．代理人の名称等」の欄を設けるには及ばない。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

添付書類目次

添付書類

1	権利変更概要書
2	貸付債権等一覧表
3	定款（申請者が外国法人である場合には、定款に準ずる書面）
4	登記事項証明書（申請者が外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面及び国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書）
５－（１）	直近３事業年度分の貸借対照表
５－（２）	直近３事業年度分の損益計算書
６－（１）	申請日前１年間の資金繰りの実績を明らかにする書面
６－（２）	申請日以後６月間の資金繰りの見込みを明らかにする書面
7	代理人によって申請するときは、その権限を証する書面

（備考）

１．上記のほか、必要に応じて、法第３条第１項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、指定確認調査機関の求めに応じ、必要な書類を添付すること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第二（第９条第１項関係）

変更の確認申請書

年　月　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

　　年　　月　　日付けで受けた円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第３条第１項の確認に係る権利の変更についての内容について、同法第４条第１項の規定に基づき、下記の変更の確認を受けたいので申請します。

記

変更事項			
変　更　前		変更後	

（備考）
　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（注）
　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載の上、別紙を添付すること。

様式第三（第９条第３項関係）

変更の確認届出書

年　月　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

　　年　　月　　日付けで受けた円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第３条第１項の確認に係る権利の変更についての内容について、同法第４条第１項ただし書の変更をしたので、同条第２項の規定により届け出ます。

記

変更事項			
変　更　前		変更後	

（備考）
　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（注）
　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載の上、別紙を添付すること。

様式第四（第28条関係）

早期事業再生計画の実施状況報告書

年　月　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第28条の規定により、早期事業再生計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．業務の状況
２．貸借対照表、損益計算書及び資金繰りの実績を明らかにする書面
３．早期事業再生計画において記載した事項についての実施状況
（１）早期での事業再生を図るための事業活動における実施内容（円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第14条第３項第６号）
（２）自己資本の充実のための措置（施行規則第15条第４項第２号）
（３）資金の調達（施行規則第15条第４項第３号）
４．その他重要な事項

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（注）
３．については、早期事業再生計画における見込みに照らし、債務超過の解消及び経常損失の黒字化に関する進捗状況と併せて記載すること。

様式第五（第39条第１項関係）

対象債権者集会関連業務に関する報告書

年　月　日

経済産業大臣　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（以下「法」という。）第56条第１項の規定により、対象債権者集会関連業務の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．対象債権者集会関連業務の実施状況
（１）対象債権者集会手続の状況
（２）権利変更議案及び早期事業再生計画の概要
（３）確認調査員の選任状況
（４）法第15条第１項の調査の結果及び確認調査員の意見の概要

２．法第４章の規定に係る事項
（１）法第67条第１項、第69条第１項及び第72条第１項の規定による確認の実施状況
（２）法第79条第１項の規定による意見の陳述の実施状況

３．その他特記事項

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（注）
１．及び２．については、個別の対象債権者集会手続について記載すること。

様式第六（第40条関係）

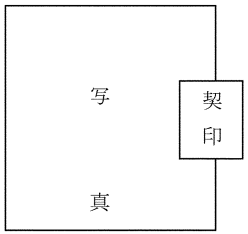
表

第　　号

身分証明書

職名及び氏名

年　月　日生



上記の者は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第57条第１項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。

年　月　日発行（　　年　月　日まで有効）

経済産業大臣　印

裏

注意事項

１．この証明書は、検査の際に必ず携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
２．この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。
３．この証明書を破損し、又は紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
４．新たな証明書の交付を受けたときは、退職若しくは転職したとき、又は検査に従事しなくなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返還しなければならない。
５．官印のないもの及び写真に契印のないものは無効とする。

○経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○経済産業省・環境省令第九号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則（平成二十五年経済産業省・環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

別記様式中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○国土交通省令第六十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十九条第四項及び第五項並びに第三十六条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（技能証明の申請） **第四十二条**　法第二十二条の技能証明を申請しようとする者（第五十七条の規定により申請する者を除く。以下この条において「技能証明申請者」という。）は、技能証明申請書（第十九号様式（全部の科目に係る学科試験の免除を受けようとする者（以下「学科試験全科目免除申請者」という。）にあつては、第十九号の二様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一　（略） 二　第四十八条の二の規定により一部の科目の試験の免除を受けようとする者にあつては、第四十七条の文書の写し 三・四　（略） 3　（略） 4　技能証明申請者（学科試験に合格した者又は学科試験全科目免除申請者に限る。）は、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書（本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）。以下同じ。）及び別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴を有することを証明する書類を国土交通大臣に提出しなければならない。 5　（略） （学科試験の有効期間） **第四十八条**　学科試験に合格した者は、その合格した学科試験に係る前条の通知があつた日から二年（当該者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年）以内の期間に限り、実地試験を受けることができる。 一　飛行機について一等航空整備士又は一等航空運航整備士の資格に係る技能証明を受けようとする者が、附属書第一に規定する耐空類別が飛行機普通Ｎである飛行機であつて最大離陸重量が五千七百キログラムを超えるもの（以下「特定飛行機普通Ｎ」という。）又は当該耐空類別が飛行機輸送Ｔである飛行機について、六月以上の整備の経験（実地試験申請書（第十九号の二様式）提出の日前一年以内のものに限る。次号及び第三号において同じ。）を有する場合 二　回転翼航空機について一等航空整備士又は一等航空運航整備士の資格に係る技能証明を受けようとする者が、附属書第一に規定する耐空類別が回転翼航空機輸送ＴＡ級又は回転翼航空機輸送ＴＢ級である回転翼航空機について、六月以上の整備の経験を有する場合	（技能証明の申請） **第四十二条**　法第二十二条の技能証明を申請しようとする者（第五十七条の規定により申請する者を除く。第三項において「技能証明申請者」という。）は、技能証明申請書（第十九号様式（全部の科目に係る学科試験の免除を受けようとする者（以下「学科試験全科目免除申請者」という。）にあつては、第十九号の二様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一　（略） 二　第四十八条又は第四十八条の二の規定により全部又は一部の科目に係る学科試験の免除を受けようとする者にあつては、第四十七条の文書の写し 三・四　（略） 3　（略） 4　第一項の規定により技能証明を申請する者は、当該申請に係る学科試験の合格について第四十七条の通知があつた日（学科試験全科目免除申請者にあつては、技能証明申請書提出の日）から二年以内に戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書（本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）。以下同じ。）及び別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴を有することを証明する書類を国土交通大臣に提出しなければならない。 5　（略） （試験の免除） **第四十八条**　学科試験に合格した者が、当該合格に係る資格と同じ資格の技能証明を同じ種類の航空機（航空工場整備士の資格にあつては、同じ種類の業務）について申請する場合又は法第三十三条第一項の航空英語能力証明、計器飛行証明若しくは操縦教育証明を申請する場合は、申請により、当該合格に係る前条の通知があつた日から二年以内に行われる学科試験を免除する。

三　二等航空整備士又は二等航空運航整備士の資格に係る技能証明を受けようとする者が、技能証明を受けようとする種類の航空機について、六月以上の整備の経験を有する場合

四　航空工場整備士の資格に係る技能証明を受けようとする者が、技能証明を受けようとする業務の種類について、六月以上の整備及び改造の経験（実地試験申請書（第十九号の二様式）提出の日前一年以内のものに限る。）を有する場合

（試験の免除）

第四十八条の二　学科試験の全部の科目について試験を受け、その一部の科目について合格点を得た者が、再び当該学科試験に係る資格と同じ資格についての技能証明を申請する場合には、申請により、当該学科試験に係る第四十七条の通知があつた日から一年以内に行われる学科試験に限り、当該全部の科目に係る学科試験から当該申請に係る学科試験までの間に行われた学科試験において合格点を得た科目の試験を免除する。

第五十条の二　（略）

2　（略）

3　法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が指定した航空従事者の養成施設（以下「指定航空従事者養成施設」という。）の課程を修了した者に対する試験については、申請により、国土交通大臣が告示で定めるところに従い、実地試験の全部又は一部を行わない。ただし、当該指定航空従事者養成施設の課程を修了した日から起算して一年（次条第三項第二号の整備の基本技術の科目に係る課程については、五年）を経過した場合は、この限りでない。

4～7　（略）

（航空従事者の養成施設の指定の申請）

第五十条の三　（略）

2　前項の申請書には、教育規程及び教育実績を記載した書類を添えなければならない。

3　（略）

（指定航空従事者養成施設の課程についての限定の変更）

第五十条の九　指定を受けた者が当該指定航空従事者養成施設の課程についての限定を受けた事項について変更をしようとするときは、変更しようとする教育規程及び教育実績を記載した書類を添えた限定変更申請書（第十九号の六様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2・3　（略）

（指定航空従事者養成施設の教育規程の変更）

第五十条の十　指定を受けた者が第五十条の三第三項第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、教育規程（変更に係る部分に限る。）及び教育規程変更申請書（第十九号の八様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2・3　（略）

（二等航空整備士及び二等航空運航整備士が整備後の確認をすることができない用途の航空機）

第五十六条の二　法別表二等航空整備士の項及び二等航空運航整備士の項の国土交通省令で定める用途の航空機は、特定飛行機普通Ｎ並びに附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｔ、回転翼航空機輸送ＴＡ級及び回転翼航空機輸送ＴＢ級である航空機とする。

第四十八条の二　学科試験の全部の科目について試験を受け、その一部の科目について合格点を得た者が、当該学科試験に係る資格と同じ資格についての技能証明を申請する場合には、申請により、当該学科試験に係る第四十七条の通知をした日から一年以内に行われる学科試験に限り、当該全部の科目に係る学科試験及び当該全部の科目に係る学科試験の後当該申請に係る学科試験までの間に行われた学科試験において合格点を得た科目に係る学科試験を免除する。

第五十条の二　（略）

2　（略）

3　法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が指定した航空従事者の養成施設（以下「指定航空従事者養成施設」という。）の課程を修了した者に対する試験については、申請により、国土交通大臣が告示で定めるところに従い、実地試験の全部又は一部を行わない。ただし、当該指定航空従事者養成施設の課程を修了した日から起算して一年（次条第三項第二号の整備の基本技術の科目に係る課程については、二年）を経過した場合は、この限りでない。

4～7　（略）

（航空従事者の養成施設の指定の申請）

第五十条の三　（略）

2　前項の申請書には、教育規程二部及び教育実績を記載した書類を添えなければならない。

3　（略）

（指定航空従事者養成施設の課程についての限定の変更）

第五十条の九　指定を受けた者が当該指定航空従事者養成施設の課程についての限定を受けた事項について変更をしようとするときは、変更しようとする教育規程二部及び教育実績を記載した書類を添えた限定変更申請書（第十九号の六様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2・3　（略）

（指定航空従事者養成施設の教育規程の変更）

第五十条の十　指定を受けた者が第五十条の三第三項第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、教育規程（変更に係る部分に限る。）二部及び教育規程変更申請書（第十九号の八様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2・3　（略）

（二等航空整備士及び二等航空運航整備士が整備後の確認をすることができない用途の航空機）

第五十六条の二　法別表二等航空整備士の項及び二等航空運航整備士の項の国土交通省令で定める用途の航空機は、附属書第一に規定する耐空類別が飛行機普通Ｎである飛行機であつて最大離陸重量が五千七百キログラムを超えるもの（別表第二及び附属書第一において「特定飛行機普通Ｎ」という。）並びに当該耐空類別が飛行機輸送Ｔ、回転翼航空機輸送ＴＡ級及び回転翼航空機輸送ＴＢ級である航空機とする。

（技能証明の限定の変更の申請）

第五十七条　（略）

２　第四十二条第二項（第一号を除く。）から第四項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「写真一葉及び第四十七条の文書の写し」とあるのは「第四十七条の文書の写し」と、同条第四項中「技能証明を申請する者」とあるのは「技能証明の限定の変更を申請する者（現に有する技能証明を受けるのに必要な飛行経歴その他の経歴が必要とされている技能証明の限定の変更を申請する者であつて、学科試験に合格したもの又は学科試験全科目免除申請者であるものに限る。）」と、「戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書（本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）。以下同じ。）及び別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴」とあるのは「別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴」と読み替えるものとする。

（航空英語能力証明の申請）

第六十三条　（略）

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第四十八条の規定により学科試験の免除を受けようとする者にあつては、第四十七条の文書の写し

二・三　（略）

３　（略）

（技能証明の限定の変更の申請）

第五十七条　（略）

２　第四十二条第二項（第一号を除く。）から第四項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「写真一葉及び第四十七条の文書の写し」とあるのは「第四十七条の文書の写し」と、同条第四項中「技能証明を申請する者」とあるのは「技能証明の限定の変更を申請する者（現に有する技能証明を受けるのに必要な飛行経歴その他の経歴が必要とされている技能証明の限定の変更を申請する者であつて、学科試験に合格したもの又は学科試験全科目免除申請者であるものに限る。）」と、「戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書（本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）。以下同じ。）及び別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴」と読み替えるものとする。

（航空英語能力証明の申請）

第六十三条　（略）

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（削る）

３　（略）

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○環境省令第十九号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第五十一条第三項及び関係法令の規定に基づき、環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

環境大臣　石原　宏高

環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令

（環境省組織規則の一部改正）

第一条　環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改め、第二十六条の見出し及び同条中「地方環境事務所」を「地方環境局」に、同条中「地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）」を「地方環境局組織規則（平成十七年環境省令第十九号）」に改める。

（地方環境事務所組織規則の一部改正）

第二条　地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方環境局組織規則	地方環境事務所組織規則
（次長）	（次長）
第一条　福島環境局に次長一人を置く。	**第一条**　福島地方環境事務所に次長一人を置く。
２　次長は、地方環境局長を助け、地方環境局の事務を整理する。	２　次長は、地方環境事務所長を助け、地方環境事務所の事務を整理する。

（保全統括官）

第二条　北海道環境局に一人、東北環境局に一人、関東環境局に四人、中部環境局に一人、中国四国環境局に一人及び九州環境局に一人の保全統括官を置く。

２　保全統括官は、命を受けて、地方環境局の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（地方環境局に置く部）

第三条　地方環境局に、次に掲げる部を置く（福島環境局に限る。）。

総務部

環境再生・廃棄物対策部

中間貯蔵部

２　（略）

（総務部の所掌事務）

第四条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　局長の官印及び局印の保管に関すること。

（保全統括官）

第二条　北海道地方環境事務所に一人、東北地方環境事務所に一人、関東地方環境事務所に四人、中部地方環境事務所に一人、中国四国地方環境事務所に一人及び九州地方環境事務所に一人の保全統括官を置く。

２　保全統括官は、地方環境事務所長を助け、地方環境事務所の事務を整理する。

（地方環境事務所に置く部）

第三条　地方環境事務所に、次に掲げる部を置く（福島地方環境事務所に限る。）。

総務部

環境再生・廃棄物対策部

中間貯蔵部

２　（略）

（総務部の所掌事務）

第四条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　所長の官印及び所印の保管に関すること。

四・五　（略）
六　地方環境局の保有する情報の公開に関すること。
七　地方環境局の保有する個人情報の保護に関すること。
八　地方環境局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
九～十二　（略）
十三　地方環境局の広報及びリスクコミュニケーションに関する政策の企画及び立案に関する総合調整並びに渉外に関すること。
十四～十八　（略）
十九　前各号に掲げるもののほか、地方環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（地方環境局に置く課等）
第七条　地方環境局に、総務部、環境再生・廃棄物対策部及び中間貯蔵部に置くもののほか、次に掲げる室及び課を置く。
地域脱炭素創生室（福島環境局を除く。）
総務課（福島環境局を除く。）
資源循環・災害廃棄物対策課（福島環境局を除く。）
環境対策課（福島環境局を除く。）
放射能汚染対策課（関東環境局に限る。）
国立公園課（福島環境局を除く。）
野生生物課（福島環境局を除く。）
自然環境整備課（福島環境局を除く。）
2　前項に掲げる室及び課のほか、地方環境局に統括環境保全企画官、脱炭素企画官、洋上風力環境調査専門官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、外来生物企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、国立公園高付加価値化企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官、地熱発電等調整専門官、自然環境調整専門官、地域ネイチャーポジティブ企画官、自然保護官及び国立公園管理官を置く（統括環境保全企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、外来生物企画官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、自然環境調整専門官、自然保護官及び国立公園管理官については中国四国環境局及び九州環境局に限り、洋上風力環境調査専門官については関東環境局に限り、自然再生企画官については北海道環境局、関東環境局、中部環境局、近畿環境局、中国四国環境局及び九州環境局に限り、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官及び地域ネイチャーポジティブ企画官については北海道環境局、中部環境局及び九州環境局に限り、国立公園高付加価値化企画官については九州環境局に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については関東環境局及び九州環境局に限り、利用拠点再生専門官については北海道環境局及び東北環境局に限り、滞在環境整備専門官及び地熱発電等調整専門官については北海道環境局、東北環境局、関東環境局、中部環境局及び九州環境局に限り、首席自然保護官については東北環境局、関東環境局及び九州環境局に限る。）。

（地域脱炭素創生室の所掌事務）
第八条　地域脱炭素創生室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地方環境局の所掌事務に係る地域の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「温暖化対策推進法」という。）第二条第六項に規定する地域の脱炭素化をいう。次号において同じ。）に関する事務の総括に関すること。

四・五　（略）
六　地方環境事務所の保有する情報の公開に関すること。
七　地方環境事務所の保有する個人情報の保護に関すること。
八　地方環境事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。
九～十二　（略）
十三　地方環境事務所の広報及びリスクコミュニケーションに関する政策の企画及び立案に関する総合調整並びに渉外に関すること。
十四～十八　（略）
十九　前各号に掲げるもののほか、地方環境事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（地方環境事務所に置く課等）
第七条　地方環境事務所に、総務部、環境再生・廃棄物対策部及び中間貯蔵部に置くもののほか、次に掲げる室及び課を置く。
地域脱炭素創生室（福島地方環境事務所を除く。）
総務課（福島地方環境事務所を除く。）
資源循環課（福島地方環境事務所を除く。）
環境対策課（福島地方環境事務所を除く。）
放射能汚染対策課（関東地方環境事務所に限る。）
国立公園課（福島地方環境事務所を除く。）
野生生物課（福島地方環境事務所を除く。）
自然環境整備課（福島地方環境事務所を除く。）
2　前項に掲げる室及び課のほか、地方環境事務所に統括環境保全企画官、脱炭素企画官、洋上風力環境調査専門官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、外来生物企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、国立公園高付加価値化企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官、地熱発電等調整専門官、自然環境調整専門官、地域ネイチャーポジティブ企画官、自然保護官及び国立公園管理官を置く（統括環境保全企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、外来生物企画官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、自然環境調整専門官、自然保護官及び国立公園管理官については中国四国環境局及び九州環境局に限り、洋上風力環境調査専門官については関東環境局に限り、自然再生企画官については北海道環境局、関東環境局、中部環境局、近畿環境局、中国四国環境局及び九州環境局に限り、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官及び地域ネイチャーポジティブ企画官については北海道環境局、中部環境局及び九州環境局に限り、国立公園高付加価値化企画官については九州環境局に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については関東環境局及び九州環境局に限り、利用拠点再生専門官については北海道環境局及び東北環境局に限り、滞在環境整備専門官及び地熱発電等調整専門官については北海道環境局、東北環境局、関東環境局、中部環境局及び九州環境局に限り、首席自然保護官については東北環境局、関東環境局及び九州環境局に限る。）。

（地域脱炭素創生室の所掌事務）
第八条　地域脱炭素創生室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地方環境事務所の所掌事務に係る地域の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「温暖化対策推進法」という。）第二条第六項に規定する地域の脱炭素化をいう。次号において同じ。）に関する事務の総括に関すること。

二　（略）
三　温暖化対策推進法第二十二条第三項に基づく助言、資料の提供その他の協力及び同法第二十二条の十四に基づく情報提供、助言その他の援助に関すること。

（総務課の所掌事務）

第九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
三　局長の官印及び局印の保管に関すること。
四・五　（略）
六　地方環境局の保有する情報の公開に関すること。
七　地方環境局の保有する個人情報の保護に関すること。
八　地方環境局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
九～十九　（略）
二十　前各号に掲げるもののほか、地方環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（資源循環・災害廃棄物対策課の所掌事務）

第十条　資源循環・災害廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十二　（略）
十三　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく国による災害廃棄物の処理の代行に関すること（東北環境局に限る。）。
十四　放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること（関東環境局を除く。）。
十五　放射性物質汚染対処特措法施行規則第六条、第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号、第九条、第十一条、第二十八条第二号ロ、第三十条第二号ロ及び第三号ロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること（関東環境局を除く。）。
十六　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること（関東環境局を除く。）。

二　（略）
三　温暖化対策推進法第二十二条第三項に基づく助言、資料の提供その他の協力及び同法第二十二条の十二に基づく情報提供、助言その他の援助に関すること。

（総務課の所掌事務）

第九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
三　所長の官印及び所印の保管に関すること。
四・五　（略）
六　地方環境事務所の保有する情報の公開に関すること。
七　地方環境事務所の保有する個人情報の保護に関すること。
八　地方環境事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。
九～十九　（略）
二十　前各号に掲げるもののほか、地方環境事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（資源循環課の所掌事務）

第十条　資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十二　（略）
十三　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく国による災害廃棄物の処理の代行に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。
十四　放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。
十五　放射性物質汚染対処特措法施行規則第六条、第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号、第九条、第十一条、第二十八条第二号ロ、第三十条第二号ロ及び第三号ロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。
十六　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。
十七　指定廃棄物の指定に関すること（関東環境局を除く。）。
十八　指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（関東環境局を除く。）。
十九　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（指定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。）（関東環境局を除く。）。
二十～三十七　（略）

（環境対策課の所掌事務）

第十一条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地方環境局の所掌事務に係る事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関する事務の総括に関すること。
二　地方環境局の所掌事務に係る事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関する事務の総括に関すること。
三～二十三　（略）
二十四　地方環境局の所掌事務に関する調査並びに情報の収集、整理及び提供並びに相談並びに知識の普及及び啓発に関する事務の総括に関すること。

（統括環境保全企画官の職務）

第十六条　統括環境保全企画官は、地方環境局の所掌事務のうち、環境の保全に関する重要事項（自然環境の保護及び整備に関するものを除く。）の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（統括自然保護企画官の職務）

第十九条　統括自然保護企画官は、地方環境局の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（国立公園調整官の職務）

第二十条　国立公園調整官は、命を受けて、地方環境局の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画及び

十七　指定廃棄物の指定に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。
十八　指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。
十九　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（指定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。）（関東地方環境事務所を除く。）。
二十～三十七　（略）

（環境対策課の所掌事務）

第十一条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地方環境事務所の所掌事務に係る事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関する事務の総括に関すること。
二　地方環境事務所の所掌事務に係る事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関する事務の総括に関すること。
三～二十三　（略）
二十四　地方環境事務所の所掌事務に関する調査並びに情報の収集、整理及び提供並びに相談並びに知識の普及及び啓発に関する事務の総括に関すること。

（統括環境保全企画官の職務）

第十六条　統括環境保全企画官は、地方環境事務所の所掌事務のうち、環境の保全に関する重要事項（自然環境の保護及び整備に関するものを除く。）の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（統括自然保護企画官の職務）

第十九条　統括自然保護企画官は、地方環境事務所の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（国立公園調整官の職務）

第二十条　国立公園調整官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画

立案に参画し、並びに国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官及び国立公園管理官の行う職務を統括する。

（国立公園管理官の職務）

第四十条　国立公園管理官は、命を受けて、地方環境局の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項に関する事務を行う。

（総務課の所掌事務）

第四十二条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　局長の官印及び局印の保管に関すること。

四・五　（略）

六　地方環境局の保有する情報の公開に関すること。

七　地方環境局の保有する個人情報の保護に関すること。

八　地方環境局の所掌事務に関する総合調整に関すること（渉外広報課及び企画課の所掌に属するものを除く。）。

九～十二　（略）

十三　前各号に掲げるもののほか、地方環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（渉外広報課の所掌事務）

第四十三条　渉外広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方環境局の広報及びリスクコミュニケーションに関する政策の企画及び立案に関する総合調整並びに渉外に関すること。

二　（略）

（企画課の所掌事務）

第四十四条　企画課は、地方環境局の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関する事務をつかさどる。

（地方環境局に置く支所）

第六十三条　福島環境局に、支所を置く。

2・3　（略）

及び立案に参画し、並びに国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官及び国立公園管理官の行う職務を統括する。

（国立公園管理官の職務）

第四十条　国立公園管理官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項に関する事務を行う。

（総務課の所掌事務）

第四十二条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　所長の官印及び所印の保管に関すること。

四・五　（略）

六　地方環境事務所の保有する情報の公開に関すること。

七　地方環境事務所の保有する個人情報の保護に関すること。

八　地方環境事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること（渉外広報課及び企画課の所掌に属するものを除く。）。

九～十二　（略）

十三　前各号に掲げるもののほか、地方環境事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（渉外広報課の所掌事務）

第四十三条　渉外広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方環境事務所の広報及びリスクコミュニケーションに関する政策の企画及び立案に関する総合調整並びに渉外に関すること。

二　（略）

（企画課の所掌事務）

第四十四条　企画課は、地方環境事務所の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関する事務をつかさどる。

（地方環境事務所に置く支所）

第六十三条　福島地方環境事務所に、支所を置く。

2・3　（略）

（管轄区域の特例）

第六十四条　次の表の上欄に掲げる事務については、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第五十条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境局（当該地方環境局及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事務	地方環境局	区域
（略）	東北環境局	（略）
（略）	東北環境局	（略）
	関東環境局	（略）
	中部環境局	（略）
	近畿環境局	（略）
	東北環境局	（略）
	中部環境局	（略）
	近畿環境局	（略）
	福島環境局	（略）
（略）	福島環境局	（略）

（雑則）

第六十五条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、地方環境局長が環境大臣の承認を受けて定める。

附　則

（調整官の設置期間の特例）

第十一条　第四十一条第二項の調整官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　（略）

（管轄区域の特例）

第六十四条　次の表の上欄に掲げる事務については、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第五十条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事務	地方環境事務所	区域
（略）	東北地方環境事務所	（略）
（略）	東北地方環境事務所	（略）
	関東地方環境事務所	（略）
	中部地方環境事務所	（略）
	近畿地方環境事務所	（略）
	東北地方環境事務所	（略）
	中部地方環境事務所	（略）
	近畿地方環境事務所	（略）
	福島地方環境事務所	（略）
（略）	福島地方環境事務所	（略）

（雑則）

第六十五条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、地方環境事務所長が環境大臣の承認を受けて定める。

附　則

（調整官の設置期間の特例）

第十一条　第四十一条第二項の調整官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　（略）

（廃棄物対策課の設置期間の特例）

第十五条　第四十七条第一項の廃棄物対策課は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵総括課の設置期間の特例）

第十六条　第五十三条第一項の中間貯蔵総括課は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（廃棄物対策課の設置期間の特例）

第十五条　第四十七条第一項の廃棄物対策課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵総括課の設置期間の特例）

第十六条　第五十三条第一項の中間貯蔵総括課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（国立公園集団施設地区等管理規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

一　国立公園集団施設地区等管理規則（昭和二十八年厚生省令第四十九号）第十条

二　自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第二十条

三　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）第二十条

四　水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府通商産業省令第二号）第十二条

五　瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十一号）第十一条

六　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）第三十七条

七　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成六年総理府令第二十五号）第十七条

八　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第十七条

九　環境省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令（平成十二年総理府令第九十六号）本則

十　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）第三十七条

十一　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第八十条

十二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第八十条

十三　下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成十七年環境省令第二十二号）題名、本則及び附則第三項

十四　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第五十四条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成十七年環境省令第二十四号）題名及び本則

十五　農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十六条の二第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成十七年環境省令第二十五号）題名及び本則

十六　農薬取締法第四十四条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成十七年環境省令第二十六号）題名及び本則

十七　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十六条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成二十一年環境省令第五号）題名及び本則

十八　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第六十六条

十九　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第七条の規定により地方環境事務所長に委任する事務を定める省令（平成二十四年環境省令第二十三号）題名及び本則

二十　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第二十三条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成二十六年環境省令第十四号）題名及び本則

二十一　環境省関係地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則（平成二十七年環境省令第五号）第三条

二十二　水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二十九条第二項の規定に基づく権限の委任に関する省令（平成二十七年環境省令第三十八号）本則

二十三　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）第十二条及び附則第二条第三号

二十四　地球温暖化対策の推進に関する法律第六十四条第四項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（令和四年環境省令第十五号）題名及び本則

二十五　地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第三十五条第三項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（令和六年環境省令第三十三号）題名及び本則

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二十四の三、第六条の二十四の九第五項、第六条の二十四の十四第二項、第六条の二十四の十五第二項、第六条の二十四の十六第二項、第十二条の十二の十五中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改め、第二十条中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条中「、地方環境事務所長」を「、地方環境局長」に、「福島地方環境事務所長」を「福島環境局長」に改める。

（土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部改正）

第六条　土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「二以上の地方環境事務所」を「二以上の地方環境局」に、「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

（環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改め、同条第二項中「を地方環境事務所」を「を地方環境局」に、「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

法規的告示

○金融庁・農林水産省告示第六号

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第百条の二の三第一項第一号の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める比率を次のように定め、農林中央金庫法の一部を改正する法律（令和八年法律第十六号）の施行の日（令和八年七月一日）から適用する。

令和八年六月三十日

金融庁長官　伊藤　豊

農林水産大臣　鈴木　憲和

農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百条の二の三第一項第一号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める比率は、農林中央金庫の単体総自己資本比率（同号の単体総自己資本比率をいう。）並びに農林中央金庫及びその子会社等（規則第二条第二項第一号に規定する子会社等をいう。）の連結総自己資本比率（規則第百条の二の三第一項第一号の連結総自己資本比率をいう。）について、それぞれ十五パーセントとする。

○財務省告示第百八十一号

財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令に基づく手続等及び財務省が他の行政機関と共同で所管する公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件（平成十六年財務省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が異なるものはそれぞれ改正後欄に掲げる規定として移動し、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表	別表
一　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）に基づく手続等	一　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）に基づく手続等（第六十五条第二項に基づく手続等を除く。）
二　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）に基づく手続等	二　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）に基づく手続等（第三十五条の五第二項に基づく手続等を除く。）
三　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）に基づく手続等	三　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）に基づく手続等（第十三条第二項に基づく手続等を除く。）
四　［略］	四　［同上］
五　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づく手続等	五　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づく手続等（第七十九条の三十七第五項、第七十九条の四十、第七十九条の七十五から第七十九条の七十七まで、第七十九条の七十九、第百八十六条第二項、第百八十七条及び第百九十四条の五第二項に基づく手続等を除く。）
六　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）に基づく手続等	六　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）に基づく手続等（第二十五条の二第二項に基づく手続等を除く。）
七　［略］	七　［同上］
八　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）に基づく手続等	八　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）に基づく手続等（第九条の二の二第一項、第九条の二の三第一項、第九条の六の二第一項、第九条の六の二第四項、第九条の九第五項、第二十七条の二、第三十一条、第三十五条の二、第四十二条第八項、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の五、第六十二条第二項、第六十二条第四項、第六十六条、第百四条第一項、第百五条第一項、第百五条の二に基づく手続等及び主務大臣の権限が国税局長に委任された手続等を除く。）
九　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）に基づく手続等	九　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）に基づく手続等（第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条の七第二項に基づく手続等を除く。）
十　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）に基づく手続等	十　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）に基づく手続等（第五十四条の二第二項に基づく手続等を除く。）
十一　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に基づく手続等	十一　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に基づく手続等（第二百二十四条第二項に基づく手続等を除く。）
十二　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）に基づく手続等	十二　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）に基づく手続等（第八十九条第一項において準用する銀行法第五十七条の七第二項に基づく手続等を除く。）

十三　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）に基づく手続等

［十四～十六　略］

［号を削る。］

十七・十八　［略］

［号を削る。］

十九　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）に基づく手続等

［号を削る。］

二十　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）に基づく手続等

二十一　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）に基づく手続等

二十二　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）に基づく手続等

二十三　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）に基づく手続等

二十四・二十五　［略］

［号を削る。］

二十六　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）に基づく手続等

二十七　［略］

二十八　保険業法（平成七年法律第百五号）に基づく手続等

［号を削る。］

二十九　［略］

三十　特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）に基づく手続等

三十一～三十三　［略］

［号を削る。］

十三　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）に基づく手続等（第十七条において準用する銀行法第五十七条の七第二項に基づく手続等を除く。）

［十四～十六　同上］

十七　準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）に基づく手続等

十八・十九　［同上］

二十　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）に基づく手続等

二十一　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）に基づく手続等（第二十四条、第二十九条、第三十条、第三十三条及び第三十四条に基づく手続等を除く。）

二十二　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）に基づく手続等（第六十八条（第六十九条第四項、第百一条第七項及び第百十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七十一条第三項、第百四条第六項（第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百五条第五項に基づく手続等に限る。）

二十三　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）に基づく手続等（第九十九条第六項（第百条第七項において準用する場合を含む。）及び第百条第四項に基づく手続等に限る。）

二十四　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）に基づく手続等

二十五　銀行法に基づく手続等（第五十七条の七第二項に基づく手続等を除く。）

二十六　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）に基づく手続等（第四十四条第二項及び附則第九条第三項に基づく手続等を除く。）

二十七・二十八　［同上］

二十九　削除

［号を加える。］

三十　［同上］

三十一　保険業法（平成七年法律第百五号）に基づく手続等（第二百六十五条の三十第三項、第二百六十五条の四十五第二項及び第三項、第二百六十五条の四十六、第二百六十五条の四十七、第二百六十八条第五項（第二百六十九条第二項、第二百七十条の三の十二第二項、第二百七十条の三の十三第四項、第二百七十条の六の三第二項、第二百七十条の六の四第四項において準用する場合を含む。）及び第二百七十条第四項並びに第三百十一条の四第二項に基づく手続等を除く。）

三十二　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）に基づく手続等

三十三　［同上］

［号を加える。］

三十四～三十六　［同上］

三十七　日本銀行法施行令（平成九年政令第三百八十五号）に基づく手続等

三十四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に基づく手続等

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

三十五　金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）に基づく手続等

三十六・三十七　［略］

三十八　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に基づく手続等

三十九・四十　［略］

四十一　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）に基づく手続等

［号を削る。］

四十二　株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に基づく手続等

［号を削る。］

四十三　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）に基づく手続等

四十四　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）に基づく手続等

四十五　［略］

［号を削る。］

四十六　［略］

［号を削る。］

三十八　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に基づく手続等（第二百八十九条第二項に基づく手続等を除く。）

三十九　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に基づく手続等（第百六十一条第二項に基づく手続等を除く。）

四十　保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十四号）に基づく手続等

四十一　投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）に基づく手続等

四十二　保険契約者保護機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件（平成十年十一月大蔵省告示第五百一号）に基づく手続等

四十三　金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）に基づく手続等（第十五条第二項に基づく手続等を除く。）

四十四・四十五　［同上］

四十六　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に基づく手続等（第四条第一項、第六条第一項、第六条第二項、第九条第一項、第九条第二項、第十条第一項、第十六条第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十五条第二項、第二十七条第二項、第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十条、第四十一条第二項、第五十条に基づく手続等を除く。）

四十七・四十八　［同上］

［号を加える。］

四十九　加入者保護信託に関する命令（平成十四年内閣府、法務省、財務省令第四号）に基づく手続等

五十　株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に基づく手続等（第二十一条第二項及び第二十二条第七項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に基づく手続等に限る。）

五十一　加入者保護信託の信託財産の運用として保有できる有価証券及びその他認められる方法を指定する件（平成十五年一月金融庁、法務省、財務省告示第一号）に基づく手続等

五十二　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）に基づく手続等（第五条第五項（第十七条第八項、第二十八条第三項及び附則第十一条第三項において準用する場合並びに附則第八条第三項、第九条第三項及び第十条第五項において適用する場合を含む。）、第十九条第三項（附則第九条第三項において適用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項（附則第二十二条第三項において適用する場合を含む。）に基づく手続等に限る。）

五十三　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）に基づく手続等（第八十六条第二項に基づく手続等を除く。）

五十四　［同上］

五十五　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成十七年法律第百八号）に基づく手続等

五十六　［同上］

五十七　投資者保護基金が保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件（平成十九年八月金融庁・財務省告示第五号）に基づく手続等

四十七　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）に基づく手続等	[号を加える。]
四十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）に基づく手続等	五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）に基づく手続等（第百三条第二項に基づく手続等を除く。）
四十九　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に基づく手続等	五十九　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に基づく手続等（第二十四条第二項及び第二十五条第八項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）に基づく手続等に限る。）
五十　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）に基づく手続等	[号を加える。]
五十一　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）に基づく手続等	[号を加える。]
五十二　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）に基づく手続等	[号を加える。]
五十三　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）に基づく手続等	[号を加える。]
五十四　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）に基づく手続等	[号を加える。]
五十五　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）に基づく手続等	[号を加える。]
五十六　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令（令和八年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第四号）に基づく手続等	[号を加える。]
備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から適用する。ただし、別表第五十六号の改正規定は、令和八年十月一日から適用する。

○厚生労働省告示第二百五十六号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率（平成三十一年厚生労働省告示第二百十二号）の一部を次のように改正し、令和八年七月一日から適用する。ただし、令和八年六月三十日以前の休業補償の額の算定に当たり用いる率については、なお従前の例による。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、令和八年七月一日から同年九月三十日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。	労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、令和八年四月一日から同年六月三十日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。
一～三　（略）	一～三　（略）

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一号関係）

当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	当該労働者の業務に係る事業場の産業	鉱業、採石業、砂利採取業	たばこ・飼料製造業、食料品製造業・飲料	食料品製造業	たばこ製造業	繊維工業	衣服・その他の繊維製品製造業	木材・木製品製造業（家具を除く）	家具・装備品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	印刷・同関連業	出版・印刷・同関連産業	化学工業	石油製品・石炭製品製造業	石炭製品・石油製品製造業	プラスチック製品製造業	ゴム製品製造業	なめし皮・同製品・毛皮製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	はん用機械器具製造業	生産用機械器具製造業	業務用機械器具製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	輸送用機械器具製造業	精密機械器具製造業	武器製造業	その他の製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業	卸売業、小売業	卸売・小売業、飲食店	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	情報通信業	運輸業、郵便業	運輸・通信業	通信業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・水道業	建設業	総合工事業	職別工事業	宿泊業、飲食サービス業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	技術サービス・学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	サービス業（他に分類されないもの）	サービス業
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和22年度		14,314	－	16,025	19,871	23,419	20,162	18,161	17,344	12,674	－	16,713	17,492	21,404	－	－	17,338	14,542	19,216	16,514	17,959	18,295	－	－	－	20,458	18,128	－	－	16,886	18,104	－	23,414	－	－	12,611	18,350	－	－	15,877	－	17,339	－	19,967	－	24,868	21,844	－	－	－	－	－	－	－	－
昭和23年度		5,610	－	6,121	7,589	8,474	7,296	7,878	7,524	4,650	－	6,032	6,419	7,855	－	－	6,360	5,335	6,984	5,549	6,032	6,145	－	－	－	7,498	6,643	－	－	6,191	6,636	－	8,725	－	－	4,697	6,832	－	－	6,001	－	6,555	－	7,532	－	9,265	8,136	－	－	－	－	－	－	－	－
昭和24年度		4,294	－	3,770	4,674	5,753	4,955	5,466	5,224	3,116	－	4,222	4,303	5,262	－	－	4,261	3,574	4,757	3,592	3,907	3,982	－	－	－	5,068	4,491	－	－	4,182	4,482	－	5,767	－	－	3,109	4,523	－	－	3,561	－	3,890	－	4,895	－	6,128	5,381	－	－	－	－	－	－	－	－
昭和25年度		3,659	－	3,267	4,437	4,758	4,096	4,685	4,477	2,692	－	3,599	3,716	4,544	－	－	3,680	3,086	4,015	2,971	3,231	3,290	－	－	－	4,170	3,694	－	－	3,443	3,692	－	4,953	－	－	2,665	3,880	－	－	3,174	－	3,465	－	4,170	－	5,256	4,616	－	－	－	－	－	－	－	－
昭和26年	4月～6月	3,199	－	2,906	4,437	4,190	3,637	4,120	4,107	2,429	－	3,212	3,412	3,593	－	－	3,214	2,809	3,536	2,672	2,931	2,987	－	－	－	3,450	3,261	－	－	3,037	3,042	－	4,415	－	－	2,341	3,464	－	－	2,856	－	2,994	－	3,644	－	4,654	4,090	－	－	－	－	－	－	－	－
	7月～9月	2,981	－	2,656	4,080	4,092	3,413	3,922	4,107	2,488	－	3,162	2,916	3,533	－	－	3,214	2,809	3,346	2,508	2,750	2,914	－	－	－	3,315	3,005	－	－	2,822	2,946	－	4,558	－	－	2,293	3,572	－	－	2,764	－	2,833	－	3,450	－	4,258	3,754	－	－	－	－	－	－	－	－
	10月～12月	2,814	－	2,379	3,781	3,521	3,020	3,730	4,100	2,386	－	2,866	3,052	3,419	－	－	3,140	2,549	3,031	2,436	2,707	2,755	－	－	－	2,813	2,915	－	－	2,791	2,758	－	3,876	－	－	2,047	3,078	－	－	2,661	－	2,495	－	3,394	－	4,121	3,605	－	－	－	－	－	－	－	－
昭和27年	1月～3月	2,461	－	2,344	3,214	3,493	3,020	3,730	4,038	2,271	－	2,721	2,977	3,419	－	－	3,116	2,508	2,911	2,375	2,563	2,722	－	－	－	2,788	2,804	－	－	2,683	2,758	－	3,692	－	－	1,967	3,028	－	－	2,398	－	2,495	－	2,782	－	4,225	3,662	－	－	－	－	－	－	－	－
	4月～6月	2,442	－	2,344	3,214	3,428	2,886	3,671	3,394	2,253	－	2,614	2,863	3,419	－	－	3,089	2,480	2,971	2,304	2,506	2,678	－	－	－	3,045	2,669	－	－	2,530	2,694	－	3,686	－	－	1,967	2,888	－	－	2,323	－	2,495	－	2,782	－	3,850	3,404	－	－	－	－	－	－	－	－
	7月～9月	2,442	－	2,401	2,979	3,328	2,863	3,551	3,394	2,023	－	2,590	2,793	3,419	－	－	2,767	2,323	2,971	2,304	2,506	2,554	－	－	－	2,899	2,567	－	－	2,395	2,566	－	3,560	－	－	1,921	2,794	－	－	2,285	－	2,495	－	2,782	－	3,786	3,322	－	－	－	－	－	－	－	－
	10月～12月	2,442	－	2,362	2,909	3,217	2,730	3,401	3,282	1,948	－	2,406	2,432	3,284	－	－	2,634	2,173	2,832	2,249	2,363	2,430	－	－	－	2,760	2,487	－	－	2,292	2,394	－	3,181	－	－	1,943	2,951	－	－	2,248	－	2,268	－	2,782	－	3,551	3,130	－	－	－	－	－	－	－	－
昭和28年	1月～3月	2,305	－	2,362	2,345	3,217	2,730	3,401	3,282	1,948	－	2,329	2,353	2,897	－	－	2,616	2,192	2,785	2,249	2,363	2,408	－	－	－	2,760	2,465	－	－	2,292	2,374	－	3,126	－	－	1,896	2,630	－	－	2,015	－	1,890	－	2,377	－	3,433	3,004	－	－	－	－	－	－	－	－
	4月～6月	2,245	－	2,289	2,345	3,118	2,518	3,163	3,061	2,038	－	2,329	2,332	2,780	－	－	2,681	2,090	2,549	2,088	2,292	2,278	－	－	－	2,341	2,410	－	－	2,180	2,298	－	2,976	－	－	1,880	2,605	－	－	1,969	－	1,890	－	2,338	－	3,130	2,954	－	－	－	－	－	－	－	－
	7月～9月	2,324	－	2,177	2,326	3,043	2,537	3,108	3,134	1,970	－	2,329	2,481	2,918	－	－	2,658	2,104	2,526	2,071	2,271	2,258	－	－	－	2,321	2,352	－	－	2,198	2,246	－	3,005	－	－	1,805	2,481	－	－	1,920	－	1,844	－	2,318	－	3,026	3,026	－	－	－	－	－	－	－	－
	10月～12月	2,194	－	1,983	2,251	2,886	2,358	2,958	2,849	1,909	－	2,212	2,419	2,845	－	－	2,572	2,000	2,406	1,994	2,218	2,143	－	－	－	2,517	2,279	－	－	2,112	2,191	－	3,020	－	－	1,691	2,325	－	－	1,858	－	1,747	－	2,300	－	3,077	2,887	－	－	－	－	－	－	－	－
昭和29年	1月～3月	2,365	－	1,983	2,017	2,886	2,476	3,008	2,896	1,860	－	2,227	2,346	2,713	－	－	2,615	2,034	2,478	1,979	2,137	2,159	－	－	－	2,517	2,279	－	－	2,076	2,153	－	2,992	－	－	1,665	2,325	－	－	1,812	－	1,575	－	2,346	－	3,001	2,887	－	－	－	－	－	－	－	－
	4月～6月	2,248	－	1,969	2,142	2,861	2,440	2,809	2,733	1,879	－	2,159	2,307	2,413	－	－	2,702	2,036	2,418	1,979	2,137	2,141	－	－	－	2,517	2,335	－	－	2,060	2,137	－	2,851	－	－	1,681	2,308	－	－	1,998	－	1,624	－	2,327	－	2,911	2,838	－	－	－	－	－	－	－	－
	7月～9月	2,141	－	1,907	2,067	2,814	2,381	2,809	2,782	1,879	－	2,178	2,288	2,413	－	－	2,572	2,021	2,418	1,994	2,218	2,177	－	－	－	2,302	2,373	－	－	2,146	2,210	－	2,923	－	－	1,664	2,325	－	－	1,998	－	1,637	－	2,270	－	2,792	2,792	－	－	－	－	－	－	－	－
	10月～12月	2,089	－	1,953	2,050	2,750	2,256	2,788	2,614	1,715	－	2,006	2,026	2,375	－	－	2,495	1,842	2,360	1,963	2,119	2,111	－	－	－	2,302	2,352	－	－	2,160	2,137	－	2,851	－	－	1,639	2,522	－	－	1,950	－	1,575	－	2,232	－	3,004	2,772	－	－	－	－	－	－	－	－
昭和30年	1月～3月	2,106	－	1,970	1,907	2,792	2,329	2,780	2,711	1,687	－	2,023	2,026	2,318	－	－	2,530	1,873	2,418	1,963	2,119	2,111	－	－	－	2,341	2,352	－	－	2,146	2,137	－	2,606	－	－	1,624	2,482	－	－	1,748	－	1,488	－	2,232	－	3,031	2,728	－	－	－	－	－	－	－	－
	4月～6月	2,089	－	1,890	2,003	2,726	2,348	2,788	2,678	1,672	－	2,023	2,010	2,318	－	－	2,530	1,919	2,400	1,903	2,069	2,074	－	－	－	2,574	2,261	－	－	2,042	2,137	－	2,851	－	－	1,664	2,462	－	－	1,707	－	1,575	－	2,215	－	2,748	2,706	－	－	－	－	－	－	－	－
	7月～9月	2,074	－	1,983	2,050	2,750	2,369	2,813	2,872	1,687	－	2,106	1,994	2,375	－	－	2,637	2,054	2,458	1,888	2,052	2,074	－	－	－	2,284	2,279	－	－	2,076	2,226	2,195	2,953	－	－	1,823	2,501	1,852	－	1,652	－	1,575	－	2,160	－	2,728	2,566	－	－	－	－	－	－	－	－
	10月～12月	2,017	－	1,907	2,003	2,750	2,256	2,765	2,657	1,687	－	1,974	1,944	2,375	－	－	2,572	1,888	2,360	1,800	1,892	2,008	－	－	－	2,435	2,226	－	－	1,960	2,137	2,234	3,020	－	－	1,708	2,462	1,896	－	1,612	－	1,523	－	2,013	－	2,566	2,442	－	－	－	－	－	－	－	－
昭和31年	1月～3月	2,106	－	1,907	1,890	2,659	2,348	2,788	2,782	1,637	－	1,974	1,944	2,471	－	－	2,595	1,919	2,360	1,786	1,877	2,041	－	－	－	2,416	2,171	－	－	1,946	2,083	2,234	2,992	－	－	1,691	2,442	1,808	－	1,574	－	1,464	－	1,997	－	2,608	2,464	－	－	－	－	－	－	－	－
	4月～6月	2,003	－	1,890	1,907	2,620	2,309	2,677	2,678	1,622	－	1,941	2,103	2,413	－	－	2,556	1,842	2,323	1,741	1,911	2,026	－	－	－	2,303	2,139	－	－	1,836	2,070	2,195	2,946	－	－	1,691	2,173	1,808	－	1,547	－	1,488	－	1,963	－	2,525	2,442	－	－	－	－	－	－	－	－
	7月～9月	1,956	－	1,874	1,845	2,659	2,322	2,656	2,678	1,622	－	1,926	2,084	2,393	－	－	2,556	1,873	2,360	1,727	1,892	1,991	－	－	－	2,284	2,121	－	－	1,836	2,028	2,147	2,851	－	－	1,681	2,192	1,820	－	1,547	－	1,476	－	1,931	－	2,566	2,525	－	－	－	－	－	－	－	－
	10月～12月	1,889	－	2,003	1,845	2,578	2,219	2,612	2,528	1,610	－	1,871	2,052	2,374	－	－	2,516	1,783	2,287	1,697	1,862	1,884	－	－	－	1,951	2,121	－	－	1,859	1,996	2,112	2,899	－	－	1,664	2,139	1,793	－	1,522	－	1,464	－	1,915	－	2,442	2,425	－	－	－	－	－	－	－	－
昭和32年	1月～3月	1,969	－	1,937	1,815	2,659	2,291	2,722	2,636	1,596	－	1,902	2,032	2,332	－	－	2,595	1,828	2,304	1,676	1,862	1,958	－	－	－	2,267	2,171	－	－	1,859	1,996	－	2,946	－	－	1,639	2,122	1,720	－	1,498	－	1,365	－	1,898	－	2,464	2,464	－	－	－	－	－	－	－	－
	4月～6月	1,756	－	1,890	1,770	2,620	2,219	2,570	2,512	1,684	－	1,858	2,017	2,276	－	－	2,572	1,801	2,266	1,649	1,833	1,897	－	－	－	1,903	2,139	－	－	1,817	1,996	－	2,851	－	－	1,639	2,069	1,687	－	1,625	－	1,398	－	1,908	－	2,501	2,442	－	－	－	－	－	－	－	－
	7月～9月	1,741	－	1,874	1,721	2,620	2,238	2,570	2,553	1,583	－	1,858	2,017	2,297	－	－	2,615	1,828	2,287	1,649	1,833	1,913	－	－	－	1,919	2,171	－	－	1,831	2,014	－	2,875	－	－	1,639	2,069	1,700	－	1,638	－	1,388	－	1,908	－	2,405	2,386	－	－	－	－	－	－	－	－
	10月～12月	1,699	－	1,859	1,679	2,555	2,062	2,550	2,394	1,684	－	1,770	2,001	2,316	－	－	2,637	1,769	2,246	1,697	1,862	1,866	－	－	－	1,936	2,159	－	－	1,836	1,948	－	2,623	－	－	1,599	1,973	1,673	－	1,433	－	1,271	－	1,892	－	2,366	2,237	－	－	－	－	－	－	－	－

| | | |

| | | |

	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
昭和	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
4年	174	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
5年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
6年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
7年	174	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
8年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
9年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
10年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
11年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
12年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
13年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
14年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
15年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
16年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
17年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
18年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
19年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
20年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
21年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
22年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
23年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
24年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
25年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
26年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
27年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
28年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
29年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
30年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
31年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
32年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
33年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
34年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
35年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
36年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
37年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
38年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
39年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
40年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
41年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
42年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
43年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
44年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
45年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
46年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
47年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
48年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
49年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
50年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
51年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
52年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
53年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
54年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
55年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
56年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
57年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
58年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
59年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
60年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
61年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
62年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
63年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
平成元年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
2年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
3年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
4年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
5年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
6年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
7年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
8年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
9年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
10年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
11年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
12年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
13年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
14年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
15年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
16年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
17年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
18年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
19年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
20年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
21年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
22年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
23年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
24年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
25年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
26年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
27年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
28年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
29年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
30年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
31年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
32年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
33年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
34年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
35年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
36年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
37年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
38年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
39年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
40年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
41年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
42年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
43年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
44年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
45年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
46年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
47年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
48年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
49年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
50年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
51年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
52年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
53年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
54年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
55年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
56年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
57年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
58年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
59年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
60年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
61年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
62年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
63年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
平成元年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
2年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
3年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
4年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
5年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
6年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
7年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
8年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
9年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
10年	175	175	175	174	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175	175	177	177	175
11年	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
12年	–	–	–	–	–

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二号関係）

当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率	当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率	当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率	当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率	当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率	当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率	当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率	当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率	当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率
	%		%		%		%		%		%		%		%		%
昭和22年度	15,194	昭和34年 1月～3月	1,607	昭和43年 1月～3月	739	昭和52年 1月～3月	175	昭和61年 1月～3月	120	平成7年 1月～3月	100	平成16年 1月～3月	100	平成25年 1月～3月	100	令和4年 1月～3月	100
		4月～6月	1,646	4月～6月	698	4月～6月	174	4月～6月	120	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100
昭和23年度	5,660	7月～9月	1,646	7月～9月	646	7月～9月	174	7月～9月	120	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100
昭和24年度	3,744	10月～12月	1,595	10月～12月	624	10月～12月	177	10月～12月	121	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100
昭和25年度	3,213	昭和35年 1月～3月	1,595	昭和44年 1月～3月	624	昭和53年 1月～3月	177	昭和62年 1月～3月	121	平成8年 1月～3月	100	平成17年 1月～3月	100	平成26年 1月～3月	100	令和5年 1月～3月	100
昭和26年 4月～6月	2,845	4月～6月	1,546	4月～6月	616	4月～6月	174	4月～6月	120	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100
7月～9月	2,892	7月～9月	1,534	7月～9月	595	7月～9月	174	7月～9月	120	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100
10月～12月	2,692	10月～12月	1,483	10月～12月	574	10月～12月	174	10月～12月	120	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100
昭和27年 1月～3月	2,448	昭和36年 1月～3月	1,507	昭和45年 1月～3月	576	昭和54年 1月～3月	174	昭和63年 1月～3月	120	平成9年 1月～3月	100	平成18年 1月～3月	100	平成27年 1月～3月	100	令和6年 1月～3月	100
4月～6月	2,409	4月～6月	1,361	4月～6月	507	4月～6月	146	4月～6月	120	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100
7月～9月	2,311	7月～9月	1,318	7月～9月	514	7月～9月	145	7月～9月	120	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100
10月～12月	2,412	10月～12月	1,330	10月～12月	497	10月～12月	145	10月～12月	120	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100
昭和28年 1月～3月	2,244	昭和37年 1月～3月	1,330	昭和46年 1月～3月	497	昭和55年 1月～3月	149	平成元年 1月～3月	120	平成10年 1月～3月	100	平成19年 1月～3月	100	平成28年 1月～3月	100	令和7年 1月～3月	100
4月～6月	2,190	4月～6月	1,258	4月～6月	469	4月～6月	144	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100
7月～9月	2,058	7月～9月	1,237	7月～9月	426	7月～9月	144	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100
10月～12月	1,992	10月～12月	1,152	10月～12月	417	10月～12月	145	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100
昭和29年 1月～3月	1,960	昭和38年 1月～3月	1,152	昭和47年 1月～3月	405	昭和56年 1月～3月	145	平成2年 1月～3月	120	平成11年 1月～3月	100	平成20年 1月～3月	100	平成29年 1月～3月	100		
4月～6月	1,928	4月～6月	1,088	4月～6月	407	4月～6月	145	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100		
7月～9月	1,928	7月～9月	1,135	7月～9月	391	7月～9月	144	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100		
10月～12月	2,010	10月～12月	1,091	10月～12月	379	10月～12月	145	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100		
昭和30年 1月～3月	1,994	昭和39年 1月～3月	1,091	昭和48年 1月～3月	352	昭和57年 1月～3月	145	平成3年 1月～3月	100	平成12年 1月～3月	100	平成21年 1月～3月	100	平成30年 1月～3月	100		
4月～6月	1,978	4月～6月	1,040	4月～6月	325	4月～6月	144	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100		
7月～9月	1,994	7月～9月	1,013	7月～9月	329	7月～9月	144	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100		
10月～12月	1,913	10月～12月	935	10月～12月	316	10月～12月	121	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100		
昭和31年 1月～3月	1,913	昭和40年 1月～3月	935	昭和49年 1月～3月	312	昭和58年 1月～3月	122	平成4年 1月～3月	100	平成13年 1月～3月	100	平成22年 1月～3月	100	平成31年・令和元年 1月～3月	100		
4月～6月	1,854	4月～6月	899	4月～6月	260	4月～6月	120	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100		
7月～9月	1,854	7月～9月	938	7月～9月	258	7月～9月	121	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100		
10月～12月	1,810	10月～12月	908	10月～12月	252	10月～12月	121	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100		
昭和32年 1月～3月	1,810	昭和41年 1月～3月	900	昭和50年 1月～3月	214	昭和59年 1月～3月	121	平成5年 1月～3月	100	平成14年 1月～3月	100	平成23年 1月～3月	100	令和2年 1月～3月	100		
4月～6月	1,686	4月～6月	865	4月～6月	216	4月～6月	122	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100		
7月～9月	1,686	7月～9月	846	7月～9月	212	7月～9月	121	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100		
10月～12月	1,659	10月～12月	780	10月～12月	215	10月～12月	120	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100		
昭和33年 1月～3月	1,686	昭和42年 1月～3月	785	昭和51年 1月～3月	213	昭和60年 1月～3月	120	平成6年 1月～3月	100	平成15年 1月～3月	100	平成24年 1月～3月	100	令和3年 1月～3月	100		
4月～6月	1,659	4月～6月	749	4月～6月	210	4月～6月	120	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100		
7月～9月	1,647	7月～9月	769	7月～9月	176	7月～9月	120	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100		
10月～12月	1,607	10月～12月	739	10月～12月	174	10月～12月	121	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100		

備考　当該事業場が当該休業補償について常時100人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合には、当該改訂に係る休業補償の額にこの表に掲げる率を乗ずるに当たっては、この表中「当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期」とあるのは、「当該改訂の基礎となった四半期」と読み替えて用いること。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第三号関係）

当該労働者に係る事業場の存する都道府県 / 当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する期間	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和22年９月１日から昭和23年３月31日まで	10,249	13,091	12,713	14,164	12,199	11,987	12,480	12,887	11,905	12,378	13,321	14,605	12,197	10,906	15,028	15,198	14,719	14,290	13,141	12,227	13,513	15,881	16,357	15,845	9,768	10,259	10,096	10,507	9,930	11,460	10,819	10,450	11,266	11,585	11,893	11,615	11,899	11,898	11,806	10,721	13,195	13,128	12,667	13,303	12,502	12,587	－
昭和23年４月１日から昭和23年７月31日まで	6,874	5,616	8,053	8,976	7,728	7,621	7,931	7,548	7,073	7,355	7,375	7,891	7,744	7,738	9,551	9,671	9,367	9,091	7,811	7,270	7,608	8,867	8,524	8,819	5,797	6,571	6,463	6,733	5,844	6,630	7,450	7,193	7,218	6,647	7,595	7,099	7,273	7,273	7,218	7,229	7,475	7,440	7,594	7,954	7,510	7,559	－
昭和23年８月１日から昭和23年11月30日まで	5,332	4,356	5,651	6,295	5,425	5,338	5,563	5,405	5,076	5,275	5,364	5,734	5,988	5,959	6,689	6,780	6,568	6,376	5,587	5,208	5,549	6,376	6,343	6,490	4,456	5,077	5,179	5,197	4,494	5,064	5,352	5,167	5,311	5,027	5,161	5,173	5,298	5,298	5,256	5,363	5,387	5,375	5,196	5,448	5,147	5,182	－
昭和23年12月１日から昭和25年12月31日まで	3,847	3,150	4,000	4,456	3,838	3,785	3,936	3,791	3,731	3,883	3,972	4,069	4,297	4,290	4,745	4,819	4,668	4,534	4,099	3,826	4,036	4,306	4,459	4,462	3,384	3,694	3,805	3,780	3,384	3,636	3,833	3,702	3,815	3,630	3,730	3,695	3,784	3,784	3,755	3,851	3,911	3,910	3,784	3,961	3,739	3,767	－
昭和26年１月１日から昭和26年９月30日まで	3,460	2,776	3,480	3,874	3,384	3,304	3,493	3,402	3,361	3,472	3,556	3,623	3,733	3,869	4,164	4,284	4,150	4,027	3,820	3,472	3,636	3,790	3,906	3,946	3,179	3,383	3,334	3,355	3,180	3,232	3,378	3,263	3,414	3,232	3,335	3,262	3,311	3,361	3,311	3,361	3,443	3,450	3,335	3,497	3,329	3,329	－
昭和26年10月１日から昭和27年10月31日まで	2,914	2,627	3,007	3,349	2,886	2,934	2,959	2,939	2,987	3,106	3,103	3,085	3,256	3,486	3,676	3,571	3,457	3,355	3,179	3,084	3,034	3,238	3,256	3,383	2,687	2,776	2,862	2,843	2,707	2,800	3,041	2,939	2,935	2,795	2,869	2,843	2,911	2,911	2,891	2,752	3,082	2,878	2,821	2,915	2,994	3,012	－
昭和27年11月１日から昭和28年９月30日まで	2,526	2,467	2,652	2,956	2,644	2,730	2,772	2,790	2,779	2,869	2,869	2,898	3,011	3,232	3,329	3,203	3,107	3,106	2,915	2,869	2,796	2,915	2,935	3,035	2,584	2,622	2,622	2,603	2,584	2,608	2,767	2,676	2,687	2,544	2,567	2,585	2,627	2,665	2,647	2,568	2,869	2,644	2,627	2,710	2,788	2,783	－
昭和28年10月１日から昭和32年３月31日まで	2,350	2,185	2,406	2,464	2,567	2,687	2,562	2,638	2,410	2,370	2,544	2,746	2,767	2,998	2,893	2,747	2,767	2,893	2,389	2,506	2,370	2,633	2,562	2,603	2,238	2,537	2,467	2,449	2,257	2,482	2,544	2,467	2,448	2,428	2,332	2,443	2,428	2,428	2,483	2,293	2,464	2,467	2,482	2,410	2,525	2,544	2,544
昭和32年４月１日から昭和35年３月31日まで	2,194	2,083	2,194	2,239	2,202	2,257	2,311	2,389	2,239	2,208	2,351	2,488	2,449	2,545	2,503	2,406	2,428	2,525	2,131	2,225	2,274	2,407	2,311	2,392	2,149	2,314	2,273	2,255	2,149	2,293	2,287	2,208	2,287	2,273	2,194	2,255	2,239	2,239	2,274	2,178	2,311	2,320	2,334	2,273	2,304	2,320	2,320
昭和35年４月１日から昭和36年３月31日まで	2,022	1,927	2,008	2,038	2,038	2,116	2,099	2,164	2,083	2,052	2,178	2,320	2,178	2,273	2,194	2,147	2,164	2,194	1,974	2,022	2,131	2,194	2,164	2,225	2,083	2,116	2,099	2,099	2,069	2,069	2,069	2,008	2,083	2,069	2,052	2,038	2,052	2,052	2,052	2,022	2,069	2,116	2,069	2,052	2,069	2,083	2,083
昭和36年４月１日から昭和37年３月31日まで	1,878	1,792	1,792	1,792	1,792	1,792	1,878	1,913	1,913	1,913	1,913	1,974	1,943	1,943	1,913	1,896	1,927	1,927	1,792	1,792	1,896	1,927	1,927	1,927	1,792	1,896	1,943	1,943	1,792	1,913	1,943	1,878	1,913	1,896	1,913	1,896	1,913	1,896	1,878	1,792	1,878	1,974	1,974	1,913	1,927	1,943	1,943
昭和37年４月１日から昭和38年６月30日まで	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567
昭和38年７月１日から昭和39年６月30日まで	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378
昭和39年７月１日から昭和40年６月30日まで	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216
昭和40年７月１日から昭和41年６月30日まで	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
昭和41年７月１日から昭和42年６月30日まで	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044
昭和42年７月１日から昭和43年６月30日まで	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883
昭和43年７月１日から昭和44年６月30日まで	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797	797
昭和44年７月１日から昭和45年６月30日まで	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701
昭和45年７月１日から昭和46年６月30日まで	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658
昭和46年７月１日から昭和47年６月30日まで	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535
昭和47年７月１日から昭和48年６月30日まで	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486
昭和48年７月１日から昭和49年６月30日まで	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371
昭和49年７月１日から昭和50年６月30日まで	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305

| | | |

○厚生労働省告示第二百五十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年七月一日から適用する。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後						
別表第三						
都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数	
（略）						
31012	兵庫	兵庫県立西宮総合医療センター	1.0583	0.0832	0.0205	0.0000
（略）						
31014	削除	削除	削除	削除	削除	削除
（略）						

改正前						
別表第三						
都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数	
（略）						
31012	兵庫	兵庫県立西宮病院	1.0583	0.0894	0.0190	0.0000
（略）						
31014	兵庫	西宮市立中央病院	1.0583	0.0662	0.0247	0.0000
（略）						

○厚生労働省
国土交通省告示第二号
環境省

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成三十年十月厚生労働省・国土交通省・環境省告示第一号）の一部を次のように改正し、令和八年七月一日から適用する。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

第二十条第三項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

○農林水産省告示第八百六十五号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第六十一条第四項第十号及び第六十七条第二項第十六号並びに水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第八十五条第八号及び第八十八条第二項第十六号の規定に基づき、農業協同組合法施行規程（平成十七年農林水産省告示第五百二十八号）及び水産業協同組合法施行規程（平成二十年農林水産省告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（農業協同組合法施行規程の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規程の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（削る）	（リース業務の範囲等） **第三十条**　規則第六十一条第四項第十号及び第六十七条第二項第十六号の農林水産大臣が定める基準は、各事業年度において、規則第六十一条第四項第十号及び第六十七条第二項第十六号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び第三十三条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。）の当該業務による収入の額の合計額に占める法第十条第二十三項第一号に掲げる業務による収入の額の割合又はリース業務を営

第三十条・第三十一条　（略）

（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合が行う信用事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三十二条　規則第六十一条第四項第十九号及び第五項第二号の農林水産大臣が定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～五　（略）

六　リース業務（規則第六十一条第四項第十号及び第六十七条第二項第十六号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号及び第三十四条において同じ。）のうち、自己又は自らを子会社とする法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（以下「信用事業実施農業協同組合」という。）若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、信用事業実施農業協同組合の子会社であるリース業務を営む会社の子会社として営む場合に限る。）

七　（略）

第三十三条　（略）

（共済事業実施農業協同組合連合会の関連業務子会社の範囲）

第三十四条　規則第六十七条第二項第二十六号の農林水産大臣が定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～三　（略）

第三十五条～第四十二条　（略）

む会社のリース業務及び第三十五条第二号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。）の当該業務による収入の額の合計額に占める法第十条第二十三項第一号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2　前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第六十一条第四項第十号及び第六十七条第二項第十六号の農林水産大臣が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一　各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース業務を営む会社の子会社である第三十三条第六号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。）のリース業務及び同号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第十条第二十三項第一号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合又はリース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース業務を営む会社の子会社である第三十五条第二号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。）のリース業務及び同号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の同項第一号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二　各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）における第三十三条第六号に掲げる業務又は第三十五条第二号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。

第三十一条・第三十二条　（略）

（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合が行う信用事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三十三条　規則第六十一条第四項第十九号及び第五項第二号の農林水産大臣が定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～五　（略）

六　リース業務（自己又は自らを子会社とする法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（以下「信用事業実施農業協同組合」という。）若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、信用事業実施農業協同組合の子会社であるリース業務を営む会社の子会社として営む場合に限る。）

七　（略）

第三十四条　（略）

（共済事業実施農業協同組合連合会の関連業務子会社の範囲）

第三十五条　規則第六十七条第二項第二十五号の農林水産大臣が定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～三　（略）

第三十六条～第四十三条　（略）

（水産業協同組合法施行規程の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規程の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（関連業務として債権管理回収業等に付随する業務を営む場合に満たすべき基準） **第二十七条**　規則第八十五条第六号及び第八十八条第二項第五号の農林水産大臣の定める基準は、次に掲げる基準とする。 一　（略） 二　特定金銭債権が、次のいずれかに該当するものであること。 イ　法第十一条第一項第四号若しくは第十一号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合（以下「信用事業共済事業実施漁業協同組合」という。）又は連合会及びそれらの子会社（信用事業共済事業実施漁業協同組合にあっては法第十一条の八第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する子会社、連合会にあっては法第百条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この号、第五号、第二十九条第二項及び第三十一条において同じ。）又はそれらの子会社が合算して、基準議決権数（信用事業共済事業実施漁業協同組合にあっては法第十七条の十五第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準議決権数、連合会にあっては法第百一条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超える数の特定会社（規則第八十五条第六号及び第八十八条第二項第五号に掲げる業務を行う会社をいう。以下同じ。）の議決権（法第十一条の八第二項前段（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。以下同じ。）を取得し、又は保有している信用事業共済事業実施漁業協同組合若しくは連合会から当該特定会社が取得した債権 ロ・ハ　（略） 三～五　（略） （削る） **第二十八条～第三十八条**　（略）	（関連業務として債権管理回収業等に付随する業務を営む場合に満たすべき基準） **第二十七条**　規則第八十五条第六号及び第八十八条第二項第五号の農林水産大臣の定める基準は、次に掲げる基準とする。 一　（略） 二　特定金銭債権が、次のいずれかに該当するものであること。 イ　法第十一条第一項第四号若しくは第十一号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合（以下「信用事業共済事業実施漁業協同組合」という。）又は連合会及びそれらの子会社（信用事業共済事業実施漁業協同組合にあっては法第十一条の八第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する子会社、連合会にあっては法第百条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この号、第五号、第三十条第二項及び第三十二条において同じ。）又はそれらの子会社が合算して、基準議決権数（信用事業共済事業実施漁業協同組合にあっては法第十七条の十五第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準議決権数、連合会にあっては法第百一条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超える数の特定会社（規則第八十五条第六号及び第八十八条第二項第五号に掲げる業務を行う会社をいう。以下同じ。）の議決権（法第十一条の八第二項前段（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。以下同じ。）を取得し、又は保有している信用事業共済事業実施漁業協同組合若しくは連合会から当該特定会社が取得した債権 ロ・ハ　（略） 三～五　（略） （リース業務の範囲等） **第二十八条**　規則第八十五条第八号及び第八十八条第二項第十六号の農林水産大臣が定める基準は、各事業年度において、それぞれ当該各号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 ２　リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。 **第二十九条～第三十九条**　（略）

附　則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第一条中農業協同組合法施行規程第三十五条の改正規定（「第二十五号」を「第二十六号」に改める部分に限る。）は、令和八年七月一日から施行する。

○農林水産省告示第八百六十六号

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）第六条第二項及び第八条第二項の規定に基づき、平成十三年農林水産省告示第三百三十二号（農産物検査法施行規則に基づき標準計測方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第２　計測方法 （略） １　水分 （略） (1)　（略） (2)　電気水分計による測定方法 電気水分計による測定方法とは、試料の電気的特性値を測ることによって間接的に試料の水分含有量を測定する方法をいう。 ①　適用品目 もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、小豆、いんげん及びそば ②・③　（略） (3)・(4)　（略） ２～15　（略）	第２　計測方法 （略） １　水分 （略） (1)　（略） (2)　電気水分計による測定方法 電気水分計による測定方法とは、試料の電気的特性値を測ることによって間接的に試料の水分含有量を測定する方法をいう。 ①　適用品目 もみ、玄米、精米、国内産小麦、国内産大麦、国内産はだか麦、大豆、小豆、いんげん及びそば ②・③　（略） (3)・(4)　（略） ２～15　（略）

附　則

この告示は、令和八年六月三十日から施行する。

○農林水産省告示第八百六十七号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第一　国内産農産物 一　もみ (一)　（略） (二)　銘柄 イ　水稲うるちもみ 産地品種銘柄 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。 道府県 ／ 品種 （略） ／ （略） 宮城県 ／ あきたこまち、いのちの壱、大粒ダイヤ、かぐや姫、キヌヒカリ、金のいぶき、げんきまる、コシヒカリ、五百川、ササシグレ、ササニシキ、さち未来、春陽、たきたて、だて正夢、ちほみのり、つきあかり、つくばＳＤ一号、つや姫、東北一九四号、トヨニシキ、にじのきらめき、はぎのかおり、花キラリ、ひとめぼれ、まなむすめ、ミルキークイーン、萌えみのり、やまのしずく、ゆうだい二一、ゆきふわり、ゆきむすび及びゆみあずさ	第一　国内産農産物 一　もみ (一)　（略） (二)　銘柄 イ　水稲うるちもみ 産地品種銘柄 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。 道府県 ／ 品種 （略） ／ （略） 宮城県 ／ あきたこまち、いのちの壱、奥羽四五二号、大粒ダイヤ、かぐや姫、キヌヒカリ、金のいぶき、げんきまる、コシヒカリ、五百川、ササシグレ、ササニシキ、さち未来、春陽、たきたて、だて正夢、ちほみのり、つきあかり、つくばＳＤ一号、つや姫、東北一九四号、トヨニシキ、にじのきらめき、はぎのかおり、花キラリ、ひとめぼれ、まなむすめ、ミルキークイーン、萌えみのり、やまのしずく、ゆうだい二一、ゆきむすび及びゆみあずさ

（略）	（略）
新潟県	ＩＣＳ六号、あきあかね、あきたこまち、あきだわら、いのちの壱、えみのあき、笑みの絆、縁結び、華麗舞、キヌヒカリ、恋初めし、こしいぶき、越路早生、越のかおり、コシヒカリ、五百川、春陽、新之助、千秋楽、ちほみのり、つきあかり、つくばＳＤ一号、つくばＳＤ二号、トドロキワセ、どんとこい、和みリゾット、なごりゆき、なつひめ、にじのきらめき、農林一号、はえぬき、はたはったん、葉月みのり、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、みずほの輝き、ミルキークイーン、やまだわら、ゆきの精、ゆきん子舞及び夢ごこち
（略）	（略）
宮崎県	あきげしき、あきたこまち、あきだわら、おてんとそだち、黄金錦、コシヒカリ、さきひかり、つや姫、夏の笑み、にこまる、ひとめぼれ、ひなたみのり、ヒノヒカリ、ほしじるし、まいひかり、み系三五八、宮崎五二号及びミルキークイーン
（略）	（略）

ロ　（略）

㈢　（略）

附　則

1　この告示は、令和八年七月三十日から施行する。

2　令和七年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、裸麦及び大豆の銘柄については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百六十八号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第二項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者が当該農薬に暴露する程度が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。	一　当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。
二～四　（略）	二～四　（略）

（略）	（略）
新潟県	ＩＣＳ六号、あきあかね、あきたこまち、あきだわら、いのちの壱、えみのあき、笑みの絆、縁結び、華麗舞、キヌヒカリ、恋初めし、こしいぶき、越路早生、越のかおり、コシヒカリ、五百川、春陽、新之助、千秋楽、ちほみのり、つきあかり、つくばＳＤ一号、つくばＳＤ二号、トドロキワセ、どんとこい、和みリゾット、なごりゆき、新潟一三五号、にじのきらめき、農林一号、はえぬき、はたはったん、葉月みのり、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、みずほの輝き、ミルキークイーン、やまだわら、ゆきの精、ゆきん子舞及び夢ごこち
（略）	（略）
宮崎県	あきげしき、あきたこまち、あきだわら、おてんとそだち、黄金錦、コシヒカリ、さきひかり、つや姫、夏の笑み、南海一八九号、にこまる、ひとめぼれ、ひなたみのり、ヒノヒカリ、ほしじるし、まいひかり、み系三五八、宮崎五二号及びミルキークイーン
（略）	（略）

ロ　（略）

㈢　（略）

附　則（略）

定義　（略）

二～十二　（略）

補則　（略）

第二　（略）

**○農林水産省
環境省告示第一号**

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針（令和六年国土交通省告示第一号）の一部を改正する告示を次のように定め、同法の施行の日から施行する。

令和八年六月三十日

農林水産省
環境省

農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

第四の三中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改める。

○経済産業省告示第七十九号

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則（令和八年経済産業省令第五十八号）第十五条第五項の規定に基づき、確認事業者の有する資産及び負債に関する資産評定の基準を次のように定める。

令和八年六月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則第十五条第五項の資産評定に関する基準

一　目的

本基準は、確認事業者の実態的な財政状態を明らかにして確認事業者の再生可能性の判断に資する情報を提供し、また、再生可能と見込まれる確認事業者が引き続き事業を継続することを可能にしつつ、権利変更議案による対象債権者の権利の変更が経済合理性を満たすため、公正な価額による確認事業者の有する資産及び負債の価額の評定を行うために定める。

二　評定の原則

「一　目的」に鑑み、本評定における評定の原則は、次のとおりとする。

イ　確認事業者の有する資産等から回収可能な価額（直接的な回収額以外の価額を含む。）の算出に当たっては、次のとおり評定するものとする。

(1)　対象債権（担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分を除く。）に係る債務の減免の一般的基準を定める場合にあっては、原則として時価により評定するものとし、時価として公正な評価額以外のその他の価額による場合には本基準に評定方法を定めるものとする。ただし、今後継続的に使用しない資産については、処分価額により評定することができる。

(2)　(1)以外の場合にあっては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定することができる。

ロ　確認事業者の負う負債等の金額を明らかにするため、別段の定めのない負債については、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定するものとする。

ハ　本評定を行うに当たっては、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第三条第一項の確認の日の一年前の日から同法第十四条第一項の規定による早期事業再生計画の提出の日までの期間内において、適切な評定基準日を設定することとする。ただし、担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分を算定するため、当該担保権の目的である資産の評定を行うに当たっては、同法第三条第一項の確認の日を評定基準日とすることとする。また、当初の評定から同法第十四条第一項の規定による早期事業再生計画の提出の日までに事情の変更があった場合には、当該変更が評定に与える影響を適切に反映するものとし、当初の評定基準日が属する事業年度の決算期が到来する等相当の期間が経過する場合には適切に時点修正するものとする。

三　用語の定義

イ　時価とは、原則として一定の信頼性をもって測定可能な公正な評価額をいう。ただし、代替的又は特定的にその他の価額による場合があるものとする。

公正な評価額とは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。いずれの場合にも、公正な評価額とは、独立した当事者間による競売又は清算による処分以外の取引において、資産の購入又は売却を行う場合のその価額をいう。

ロ　処分価額とは、継続を前提とする企業が資産譲渡を行う場合の売却見積額又は回収見積額から売却又は回収等の処分により負担する可能性のある取引費用を控除した価額をいう。

ハ　正味実現可能価額とは、資産を通常の営業過程において販売する場合の即時換金額であり、売価（販売見込額）からアフター・コストを控除した価額をいう。

ニ　正味売却価額とは、資産又は資産グループの売却価額から処分費用見込額を控除した価額をいう。

ホ　一般債権とは、経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権をいう。

ヘ　貸倒懸念債権とは、経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。

ト　破産更生債権等とは、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう。

四　売上債権については、原則として、各債権金額から貸倒見積額を控除した価額により評定する。貸倒見積額の算定は次のとおりとする。

イ　一般債権については、原則として過去の貸倒実績率等の合理的な基準により貸倒見積額を算定する。ただし、評定基準日以降の回収実績による算定も可能とする。

ロ　貸倒懸念債権については、当該債権額から担保処分見込額及び保証による回収見込額を控除し、残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積額を算定する。

ハ　破産更生債権等については、当該債権額から担保処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積額とする。また、清算配当等により回収が可能と認められる額は、担保処分見込額及び保証による回収見込額と同様に取り扱う。

ニ　子会社等の関係会社に対する売上債権に係る貸倒見積額については、親会社等として他の債権者と異なる取扱いを受ける可能性がある場合には、これによる影響額を合理的に見積もるものとする。

五　棚卸資産

イ　商品・製品については、正味実現可能価額から販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。

ロ　半製品・仕掛品については、製品販売価額から完成までに要する費用、販売費用及び完成販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。

ハ　販売目的の財貨又は用役を生産するために短期間に消費されるべき原材料については、再調達原価により評定する。

ニ　品質低下、陳腐化等により収益性の低下している棚卸資産については、正味売却価額、処分価額又は一定の回転期間を超える場合には規則的に帳簿価額を切り下げる方法による価額により評定する。

六　販売用不動産等

イ　開発を行わない不動産又は開発が完了した不動産は、正味実現可能価額から販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。

ロ　開発後販売する不動産は、開発後の正味実現可能価額から造成・開発原価等、今後完成までに要する見込額と販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。

ハ　なお、合理的見積利益を見積もることが困難な場合には、合理的見積利益を控除しないことができる。

ニ　売価は、販売公表価格又は販売予定価格とするが、当該価格での販売見込みが乏しい場合は、観察可能な市場価格がある場合には当該市場価格とし、観察可能な市場価格がない場合には、不動産鑑定士の不動産鑑定評価額等、一般に公表されている地価若しくは取引事例価格又は収益還元価額等の合理的に算定された価額とする。

七　前払費用

イ　期間対応等により今後継続する事業の費用削減に資することが明らかである場合には、役務等の未提供部分に相当する支出額により評定する。

ロ　今後継続する事業の費用削減に貢献するとは見込まれない場合には、契約解除により現金回収が見込まれる回収見込額により評定する。

八　貸付金

イ　原則として、各債権金額から貸倒見積額を控除した価額により評定する。

ロ　貸倒見積額は、貸付先の決算書等により財務内容を把握し、貸付先の経営状況及び担保・保証等を考慮した回収可能性に応じて算定する。ただし、決算書等の入手が困難な場合には、「四　売上債権」に準じて評定することができる。

ハ　子会社等の関係会社に対する貸付金に係る貸倒見積額については、親会社等として他の債権者と異なる取扱いを受ける可能性がある場合には、これによる影響額を合理的に見積もるものとする。

ニ　役員等への貸付金に係る貸倒見積額は、当該役員等の資産や収入の状況、保証債務の状況等を勘案し算定する。この場合、保証債務又は経営責任により役員等に経済的負担がある場合等には、保証による回収見込額等と重複しないように留意する。

ホ　従業員に対する住宅取得資金等の貸付金に係る貸倒見積額は、当該従業員の資産の状況、退職金支払予定額等を勘案して算定する。

九　未収入金等

イ　金銭債権としての性質を有するものは、原則として「四　売上債権」に準じて評定する。

ロ　仮払金のうち、本来費用処理されるべき額については評定額は零とする。役員等に対する仮払金は役員等に対する貸付金に準じて評定する。

十　事業用不動産

イ　原則として、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額及びこれに準ずる評価額（以下「不動産鑑定評価額等」という）により評定する。この場合、不動産鑑定評価等における前提条件、評価方法及び評価額が、本基準の評定方法に照らして適合していることを確認する。

ロ　重要性が乏しい等により、不動産鑑定評価額等を取得する必要がないと判断される場合には、不動産鑑定評価基準（国土交通事務次官通知）における評価手法を適用して評定した額、土地について地価公示等の土地の公的評価額に基づいて適正に評価した額、償却資産について適正に算定した未償却残高等を合理的に算定した価額として評定することができる。

ハ　なお、事業内容等に照らして評定単位について特に留意するものとする。

十一　投資不動産

イ　原則として不動産鑑定評価額等により評定する。

ロ　重要性が乏しい等により、不動産鑑定評価額等を取得する必要がないと判断される場合には、不動産鑑定評価基準における評価手法を適用して評定した額、土地について地価公示等の土地の公的評価額に基づいて適正に評価した額又は償却資産について適正に算定した未償却残高等を合理的に算定された価額として評定することができる。

十二　その他償却資産

イ　観察可能な市場価格がある場合には、当該市場価格により評定する。

ロ　観察可能な市場価格がない場合には、原価法による価格（再調達原価を求めた上で当該資産の取得時から評定時点までの物理的、機能的、経済的減価を適切に修正した価額をいう）、収益還元法による価格又は適正に算定された未償却残高を合理的に算定された価額として評定する。

十三　リース資産については、ファイナンスリース取引に該当する場合で、賃貸借取引に準じた処理が行われている場合に、リース債権を担保債権として取り扱う場合には、リース資産については、未払リース料相当額は負債として計上し、見合としてのリース資産を、その他償却資産に準じて評定する。

十四　無形固定資産

イ　観察可能な市場価格がある場合には、当該市場価格により評定する。

ロ　観察可能な市場価格がない場合には、専門家による鑑定評価額や取引事例に基づき適正に評価した価格を合理的に算定された価額として評定する。

ハ　類似した資産がなく合理的な評定額を見積もることができない場合には評定額は零とする。

ニ　本評定前に確認事業者が有償で取得したのれんは無形固定資産として評定するが、この場合、評定基準日において個別に明確に算定することができるものに限ることに特に留意する。

十五　有価証券（投資有価証券含む）

イ　観察可能な市場価格がある場合には、当該市場価格により評定する。

ロ　観察可能な市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評定する。この場合、株式については日本公認会計士協会が策定した企業価値評価ガイドラインの評価方法等を参考とする。

ハ　観察可能な市場価格及び合理的に算定された価額が存在しない社債及びその他の債券については、当該債券について償却原価法を適用した価額から貸倒見積額を控除した価額により評定する。

十六　関係会社株式

イ　観察可能な市場価格がある場合には、当該市場価格により評定する。

ロ　観察可能な市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評定する。この場合、日本公認会計士協会が策定した企業価値評価ガイドラインの評価方法等を参考とする。

十七　その他の投資

イ　長期前払費用については、「七　前払費用」に準じて評定する。

ロ　敷金については、預託金額から契約により返還時に控除される額、原状回復費用見積額及び賃貸人の支払能力による回収不能額を控除した価額で評定する。

ハ　建設協力金については、「八　貸付金」に準じて評定する。なお、無利息等一般の貸付金と条件が異なる場合には、建設協力金に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定することができる。

ニ　差入保証金については、「八　貸付金」に準じて評定する。

ホ　ゴルフ会員権等については、会員権相場のあるゴルフ会員権等は、相場による価額により評定する。会員権相場のないゴルフ会員権等は、入会金等に相当する部分は評定額は零とし、預託保証金に相当する部分は額面金額から貸倒見積額を控除した額により評定する。

ヘ　貸倒見積額は預託先の信用状況、経営状況等を考慮して見積もる。

ト　保険積立金については、評定時点において解約したと想定した場合の解約返戻金相当額により評定する。

十八　繰延資産については、原則として評定額は零とする。

十九　繰延税金資産及び繰延税金負債については、原則として、繰延税金資産及び負債に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定する。この場合、事業再生計画の内容等に基づき回収可能性について特に慎重に判断する。なお、一時差異等の認識に当たっては、本基準による資産及び負債の評定額と課税所得計算上の資産及び負債の金額の差額を一時差異とみなすものとする。

二十　裏書譲渡手形及び割引手形については、割引手形買戻債務等を認識して負債計上し、見返勘定として回収見込額を手形遡及権として資産に計上する。又は、割引手形買戻債務等から回収見込額を控除した額を債務保証損失引当金として負債に計上する。

二十一　貸倒引当金

イ　個別引当の設定対象となった債権について、本基準に基づき別途評定が行われているときは、当該債権についての貸倒引当額を取り崩す。

ロ　一般引当の設定対象となった債権について、本基準に基づき別途評定が行われているときは、当該債権についての貸倒引当相当額を取り崩す。

二十二　退職給付引当金

イ　退職給付に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して設定するが、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異については評定時に認識して計上又は取り崩す。

ロ　退職が見込まれる従業員がある場合には支給予定額を計上する。

ハ　中小企業等で合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難である場合には、退職給付に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して簡便な方法を用いることができる。

二十三　その他の引当金

イ　引当金の設定対象となる資産及び負債について本基準に基づき評定が行われているときは、関連する引当金の額の見直しを行う。

ロ　関係会社の整理又は余剰人員の整理等事業再構築等に要する費用の見積額で、他の資産等の評定額に反映されていない額は事業再生計画に基づき「関係会社支援損失引当金」「事業再構築引当金」等の名称により引当金を計上する。

二十四　保証債務等

イ　保証債務については、保証債務の総額を負債として計上し、同額の求償権を資産に計上し貸倒見積額を控除する。貸倒見積額は主債務者の返済可能額及び担保により保全される額等の求償権の回収見積額を控除した額とする。又は、保証債務の総額から求償権の回収見積額を控除した額を債務保証損失引当金として負債に計上する。

ロ　評定基準日後に保証を履行し、又は保証履行を請求されている保証債務が存在する場合にも、イと同様に評定する。

ハ　他の債務者の債務の担保として提供している資産がある場合等で、当該資産について担保権が実行される可能性が高い場合についても、保証債務に準じて評定する。

二十五　デリバティブ取引

イ　市場価格又はこれに準じて合理的に算定された価額により評定する。

ロ　ヘッジ取引については、ヘッジ対象資産及び負債について本基準に基づき評定した場合には、ヘッジ手段であるデリバティブ取引についても本基準に基づき評定する。

ハ　複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を一体として評定単位とすることが適当な場合には一体のものとして評定する。

二十六　法人格の継続を前提とした自らの事業に関するのれんについては、「十四　無形固定資産」ののれんに準じて、評定基準日において個別に明確に算定することができるものに限って評定することができ、それ以外の評定額は零とする。

二十七　その他

イ　本基準に定めのない資産及び負債項目については、「二　評定の原則」に従って合理的な評定方法を採用するものとする。

ロ　本基準に定めのないその他の合理的な評定方法がある場合には、その他の合理的な評定方法を用いることができるものとする。その場合には、その他の合理的な評定方法の内容及び採用した理由を明記するものとする。

ハ　「一　目的」に照らして、重要性に乏しいと判断した資産及び負債については、本基準と異なる簡便的な評定方法を用いることができるものとする。簡便的な評定方法を用いた場合には、重要性の基準値及び簡便的な評定方法の内容を明記するものとする。

附　則

この告示は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。

○環境省告示第三十二号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和八年六月三十日　　環境大臣　石原　宏高

環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示

（風景地保護協定に関する件等の一部改正）

第一条　次に掲げる告示の規定中「九州地方環境事務所」を「九州環境局」に改める。

一　風景地保護協定に関する件（平成十六年環境省告示第二十九号）五

二　風景地保護協定の認可の申請に関する件（平成二十一年環境省告示第三十五号）五

三　風景地保護協定の認可に関する件（平成二十一年環境省告示第六十七号）五

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める環境大臣の権限又は事務の委任に関する件の一部改正）

第二条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める環境大臣の権限又は事務の委任に関する件（平成十八年環境省告示第七十号）の一部を次のように改正する。

一の表の上欄中「地方環境事務所」を「地方環境局」に、同表の下欄中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

（吉野熊野国立公園西大台利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件の一部改正）

第三条　吉野熊野国立公園西大台利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件（平成十九年環境省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

一中「近畿地方環境事務所長」を「近畿環境局長」に改める。

（吉野熊野国立公園西大台利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件の一部改正）

第四条　吉野熊野国立公園西大台利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件（平成十九年環境省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

五中「近畿地方環境事務所」を「近畿環境局」に改める。

（知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件の一部改正）

第五条　知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件（平成二十二年環境省告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

一中「北海道地方環境事務所」を「北海道環境局」に、七中「北海道地方環境事務所長」を「北海道環境局長」に改める。

（個人情報の保護に関する法律に定める環境大臣の権限又は事務の委任に関する件の一部改正）

第六条　個人情報の保護に関する法律に定める環境大臣の権限又は事務の委任に関する件（令和四年環境省告示第四十八号）の一部を次のように改正する。

一の表の上欄中「地方環境事務所」を「地方環境局」に、同表の下欄中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この告示は、令和八年七月一日から施行する。

その他告示

○総務省告示第二百四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日の丸世直し大日本誠心義塾三重総本部から訂正の報告があったので、令和四年総務省告示第三百九十三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年六月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔その他の政治団体〕	〔その他の政治団体〕
日の丸世直し大日本誠心義塾総本部	日の丸世直し大日本誠心義塾総本部
［略］	［同左］
1　収入総額　9,200	1　収入総額　0
本年収入額　9,200	
2　支出総額　9,200	2　支出総額　0
3　本年収入の内訳	［新設］
寄附　9,200	
個人分　9,200	
4　支出の内訳	［新設］
政治活動費　9,200	
機関紙誌の発行その他の事業費　9,200	
宣伝事業費　9,200	
5　寄附の内訳	［新設］
［個人分］	
年間五万円以下のもの　9,200	
備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○総務省告示第二百四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部、片山さつき後援会、中小企業共済制度拡充協議会及び日の丸世直し大日本誠心義塾三重総本部から訂正の報告があったので、令和四年総務省告示第四百二号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年六月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔政党の支部〕	〔政党の支部〕
自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部	自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部
［略］	［同左］
［１　略］	［１　同左］

２　支出総額　46,762,095
［３　略］
４　支出の内訳
経常経費　7,789,723
［略］
事務所費　4,401,569
政治活動費　38,972,372
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕　1,117,000
組織活動費　14,268,597
［略］
［５　略］
〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕
片山さつき後援会
［略］
［１　略］
２　支出総額　94,857,537
［３　略］
４　支出の内訳
経常経費　10,634,966
［略］
事務所費　8,608,269
［略］
［５・６　略］
〔その他の政治団体〕
中小企業共済制度拡充協議会
［略］
［１～４　略］
５　政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳
令和４年度共済事業推進パーティー（令和４年６月29日開催）
〔団体からの対価の支払〕

滋賀県共済協同組合	400,000	大津市
全日本火災共済協同組合連合会	500,000	都・中央区
兵庫県共済協同組合	300,000	神戸市
秋田県火災共済協同組合	300,000	秋田市

２　支出総額　46,875,213
［３　同左］
４　支出の内訳
経常経費　7,802,841
［同左］
事務所費　4,414,687
政治活動費　39,072,372
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕　1,217,000
組織活動費　14,368,597
［同左］
［５　同左］
〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕
片山さつき後援会
［同左］
［１　同左］
２　支出総額　95,469,438
［３　同左］
４　支出の内訳
経常経費　11,246,867
［同左］
事務所費　9,220,170
［同左］
［５・６　同左］
〔その他の政治団体〕
中小企業共済制度拡充協議会
［同左］
［１～４　同左］
［新設］

日の丸世直し大日本誠心義塾三重総本部 ［略］ 1　収入総額　6,900 　本年収入額　6,900 2　支出総額　6,900 3　本年収入の内訳 寄附　6,900 　個人分　6,900 4　支出の内訳 政治活動費　6,900 　機関紙誌の発行その他の事業費　6,900 　宣伝事業費　6,900 5　寄附の内訳 〔個人分〕 年間五万円以下のもの　6,900	**日の丸世直し大日本誠心義塾三重総本部** ［同左］ 1　収入総額　0 2　支出総額　0 ［新設］ ［新設］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○総務省告示第二百四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部、青く健やかな明日をつくる会、片山さつき後援会、中小企業共済制度拡充協議会及び日の丸世直し大日本誠心義塾三重総本部から訂正の報告があったので、令和六年総務省告示第三百九十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年六月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔政党の支部〕 **自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部** ［略］ 1　収入総額　25,461,300 　前年繰越額　4,287,100 　［略］ ［2～5　略］ **〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕** **青く健やかな明日をつくる会** ［略］ ［1　略］ 2　支出総額　5,775,507 ［3　略］	**〔政党の支部〕** **自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部** ［同左］ 1　収入総額　25,348,182 　前年繰越額　4,173,982 　［同左］ ［2～5　同左］ **〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕** **青く健やかな明日をつくる会** ［同左］ ［1　同左］ 2　支出総額　5,918,287 ［3　同左］

４　支出の内訳
経常経費　87,045
備品・消耗品費　87,045
政治活動費　5,688,462
組織活動費　2,406,274
［略］
［５　略］

片山さつき後援会

［略］
１　収入総額　119,994,746
前年繰越額　72,854,746
［略］
２　支出総額　41,384,530
［３　略］
４　支出の内訳
経常経費　5,852,905
［略］
事務所費　4,280,934
［略］
［５・６　略］

〔**その他の政治団体**〕

中小企業共済制度拡充協議会

［略］
［１～４　略］
５　政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳
令和５年度共済事業推進パーティー（令和５年６月29日開催）
〔団体からの対価の支払〕

東京都火災共済協同組合	300,000	都・中央区
長崎県火災共済協同組合	300,000	長崎市
ぐんま共済協同組合	400,000	前橋市
北海道火災共済協同組合	300,000	札幌市

日の丸世直し大日本誠心義塾三重総本部

［略］
１　収入総額　6,900
本年収入額　6,900
２　支出総額　6,900
３　本年収入の内訳
寄附　6,900
個人分　6,900

４　支出の内訳
経常経費　94,615
備品・消耗品費　94,615
政治活動費　5,823,672
組織活動費　2,541,484
［同左］
［５　同左］

片山さつき後援会

［同左］
１　収入総額　119,382,845
前年繰越額　72,242,845
［同左］
２　支出総額　42,782,190
［３　同左］
４　支出の内訳
経常経費　7,250,565
［同左］
事務所費　5,678,594
［同左］
［５・６　同左］

〔**その他の政治団体**〕

中小企業共済制度拡充協議会

［同左］
［１～４　同左］
［新設］

日の丸世直し大日本誠心義塾三重総本部

［同左］
１　収入総額　0

２　支出総額　0
［新設］

4　支出の内訳 政治活動費　6,900 機関紙誌の発行その他の事業費　6,900 宣伝事業費　6,900	［新設］
5　寄附の内訳 〔個人分〕 年間五万円以下のもの　6,900	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○総務省告示第二百四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部、石丸伸二後援会、青く健やかな明日をつくる会、奥下たけみつ後援会、片山さつき後援会、幸湖会、英仁会、ＮＨＫから国民を守る党（立花　孝志）、参政党から国民を守る党、政治結社新日本神風会大阪本部、全国産業資源循環連合会政治連盟、中小企業共済制度拡充協議会、日本保険薬局政治連盟及び日の丸世直し大日本誠心義塾三重総本部から訂正の報告があったので、令和七年総務省告示第三百八十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年六月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正前欄及び訂正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、訂正前欄に掲げる対象要旨を訂正後欄に掲げる対象要旨として移動し、訂正後欄に掲げる対象要旨で訂正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

訂正後	訂正前
〔政党の支部〕 **自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部** ［略］ 1　収入総額　29,906,931 前年繰越額　969,981 ［略］ ［２～５　略］ 〔資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）〕 **石丸伸二後援会** ［略］ ［１～４　略］ 5　寄附の内訳 〔個人分〕 ［略］ 辻林　正雄　150,000　大阪市 ［略］ ［6　略］	〔政党の支部〕 **自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部** ［同左］ 1　収入総額　29,793,813 前年繰越額　856,863 ［同左］ ［２～５　同左］ 〔資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）〕 **石丸伸二後援会** ［同左］ ［１～４　同左］ 5　寄附の内訳 〔個人分〕 ［同左］ 辻林　正雄　150,000　不明 ［同左］ ［6　同左］

〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕

青く健やかな明日をつくる会

［略］

1　収入総額	4,319,501
前年繰越額	1,319,501
［略］	
2　支出総額	2,695,404

［３　略］

4　支出の内訳	
［略］	
政治活動費	2,447,904
組織活動費	2,447,904

［５　略］

奥下たけみつ後援会

［略］

1　収入総額	22,636,495
［略］	
本年収入額	20,901,657

［２　略］

3　本年収入の内訳	
寄附	10,009,514
個人分	4,009,514
政治団体分	6,000,000

［略］

［４　略］

5　寄附の内訳

〔個人分〕

奥下　剛光	4,009,514	吹田市

〔政治団体分〕

日本維新の会国会議員団	6,000,000	千代田区

［６・７　略］

片山さつき後援会

［略］

1　収入総額	144,862,216
前年繰越額	78,610,216
［略］	
2　支出総額	44,899,907

［３　略］

4　支出の内訳	
［略］	
政治活動費	36,340,257
組織活動費	4,672,620
［略］	

［５・６　略］

〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕

青く健やかな明日をつくる会

［同左］

1　収入総額	4,176,721
前年繰越額	1,176,721
［同左］	
2　支出総額	3,220,669

［３　同左］

4　支出の内訳	
［同左］	
政治活動費	2,973,169
組織活動費	2,973,169

［５　同左］

奥下たけみつ後援会

［同左］

1　収入総額	18,626,981
［同左］	
本年収入額	16,892,143

［２　同左］

3　本年収入の内訳	
寄附	6,000,000
政治団体分	6,000,000

［同左］

［４　同左］

5　寄附の内訳

〔政治団体分〕

日本維新の会国会議員団	6,000,000	千代田区

［６・７　同左］

片山さつき後援会

［同左］

1　収入総額	142,852,655
前年繰越額	76,600,655
［同左］	
2　支出総額	44,918,107

［３　同左］

4　支出の内訳	
［同左］	
政治活動費	36,358,457
組織活動費	4,690,820
［同左］	

［５・６　同左］

幸湖会

［略］

1　収入総額	109,258,281
［略］	
本年収入額	0

［２　略］

［削る］

３　［略］

４　［略］

〔**その他の政治団体**〕

英仁会

［略］

［１　略］	
２　支出総額	846,009
［３　略］	
４　支出の内訳	
［略］	
政治活動費	617,250
組織活動費	617,250

ＮＨＫから国民を守る党（立花　孝志）

［略］

［１～５　略］

６　資産等の内訳

［略］

〔借入金〕

［略］

立花　孝志	49,000,780

［略］

参政党から国民を守る党

［略］

1　収入総額	226,014
本年収入額	226,014

［２　略］

３　本年収入の内訳

寄附	226,000
個人分	226,000
その他収入	14
一件十万円未満のもの	14

幸湖会

［同左］

1　収入総額	109,758,281
［同左］	
本年収入額	500,000

［２　同左］

３　本年収入の内訳

寄附	500,000
個人分	500,000

４　［同左］

５　［同左］

〔**その他の政治団体**〕

英仁会

［同左］

［１　同左］	
２　支出総額	705,849
［３　同左］	
４　支出の内訳	
［同左］	
政治活動費	477,090
組織活動費	477,090

ＮＨＫから国民を守る党（立花　孝志）

［同左］

［１～５　同左］

６　資産等の内訳

［同左］

〔借入金〕

［同左］

立花　孝志	49,000,000

［同左］

参政党から国民を守る党

［同左］

1　収入総額	0

［２　同左］

［新設］

4　寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間五万円以下の	226,000
もの	

政治結社新日本神風会大阪本部

［略］	
1　収入総額	2,608,100
［略］	
本年収入額	2,590,000
2　支出総額	2,546,488
3　本年収入の内訳	
［略］	
寄附	1,950,000
個人分	1,950,000
4　支出の内訳	
［略］	
政治活動費	2,300,048
［略］	
その他の経費	1,930,248
5　寄附の内訳	
〔個人分〕	

小澤　昌平	1,000,000	河内長野市
有留　年幸	600,000	貝塚市
土居　洋一	350,000	和泉市

全国産業資源循環連合会政治連盟

［略］	
［1・2　略］	
3　本年収入の内訳	
［略］	
個人分	1,490,000
政治団体分	7,497,000
［略］	
［4　略］	
5　寄附の内訳	
〔個人分〕	
［略］	
年間五万円以下の	940,000
もの	

［新設］

政治結社新日本神風会大阪本部

［同左］	
1　収入総額	1,658,100
［同左］	
本年収入額	1,640,000
2　支出総額	1,596,488
3　本年収入の内訳	
［同左］	
寄附	1,000,000
個人分	1,000,000
4　支出の内訳	
［同左］	
政治活動費	1,350,048
［同左］	
その他の経費	980,248
5　寄附の内訳	
〔個人分〕	

小澤　昌平	1,000,000	河内長野市

全国産業資源循環連合会政治連盟

［同左］	
［1・2　同左］	
3　本年収入の内訳	
［同左］	
個人分	1,790,000
政治団体分	7,197,000
［同左］	
［4　同左］	
5　寄附の内訳	
〔個人分〕	
［同左］	
年間五万円以下の	1,240,000
もの	

○

〔政治団体分〕

［略］

三重県産業廃棄物政治連盟	100,000	四日市市
山形県産業資源循環協会政策研究会	300,000	山形市

［略］

中小企業共済制度拡充協議会

［略］

［１～４　略］

５　政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳

令和５年度共済事業推進パーティー（令和５年６月29日開催）

〔団体からの対価の支払〕

全日本火災共済協同組合連合会	500,000	都・中央区

令和６年度共済事業推進パーティー（令和６年６月27日開催）

〔団体からの対価の支払〕

全日本火災共済協同組合連合会	500,000	都・中央区
ぐんま共済協同組合	400,000	前橋市
東京都火災共済協同組合	300,000	都・中央区
長崎県火災共済協同組合	300,000	長崎市
北海道火災共済協同組合	300,000	札幌市

日本保険薬局政治連盟

［略］

１　収入総額	149,478,134
［略］	
本年収入額	51,747,430
２　支出総額	60,496,882
３　本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	51,740,000
特別講演会（計５回）	51,740,000

［略］

△

○

〔政治団体分〕

［同左］

三重県産業廃棄物政治連盟	100,000	四日市市

［同左］

中小企業共済制度拡充協議会

［同左］

［１～４　同左］

［新設］

日本保険薬局政治連盟

［同左］

１　収入総額	148,098,134
［同左］	
本年収入額	50,367,430
２　支出総額	60,491,832
３　本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	50,360,000
特別講演会（計４回）	50,360,000

［同左］

4　支出の内訳 ［略］ 政治活動費　39,035,928 組織活動費　5,474,140 機関紙誌の発行その他の事業費　5,861,788 ［略］ 政治資金パーティー開催事業費　5,397,588 ［略］	4　支出の内訳 ［同左］ 政治活動費　39,030,878 組織活動費　5,473,860 機関紙誌の発行その他の事業費　5,857,018 ［同左］ 政治資金パーティー開催事業費　5,392,818 ［同左］
5　特定パーティーの概要 ［略］ 第４回特別講演会　11,880,000　千代田区 （594人） 第５回特別講演会　1,380,000　千代田区 （69人）	5　特定パーティーの概要 ［同左］ 第４回特別講演会　11,880,000　千代田区 （594人）
6　政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳 ［略］ ㈱アイセイ薬局　1,000,000　千代田区 ㈱アインホールディングス　1,500,000　渋谷区 第５回特別講演会 〔団体からの対価の支払〕 ㈱メディカル一光　280,000　津市 ㈱コスモファーマ　400,000　郡山市	6　政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳 ［同左］ ㈱アイセイ薬局　1,000,000　千代田区 ㈱アインホールディングス　1,500,000　渋谷区
［7　略］ **日の丸世直し大日本誠心義塾三重総本部** ［略］ 1　収入総額　9,200 本年収入額　9,200 2　支出総額　9,200 3　本年収入の内訳 寄附　9,200 個人分　9,200 4　支出の内訳 政治活動費　9,200 機関紙誌の発行その他の事業費　9,200 宣伝事業費　9,200 5　寄附の内訳 〔個人分〕 年間五万円以下のもの　9,200	［7　同左］ **日の丸世直し大日本誠心義塾三重総本部** ［同左］ 1　収入総額　0 2　支出総額　0 ［新設］ ［新設］ ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第二百四十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

令和八年六月三十日

総務大臣　林　芳正

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　千葉県長生郡一宮町大字一宮字爪切6528　(109.50) (2)　千葉県長生郡睦沢町上市場字フキラ北1844－1　(46.90)	北緯35度21分07秒東経140度21分53秒の地点と北緯35度21分24秒東経140度21分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度21分26秒東経140度21分19秒の地点と北緯35度21分42秒東経140度20分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度21分44秒東経140度20分48秒の地点と北緯35度21分47秒東経140度20分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度21分50秒東経140度20分38秒の地点と北緯35度22分12秒東経140度20分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　大阪府大阪市住之江区浜口西３－９－５　(55.00) (2)　大阪府泉南郡熊取町成合北１－１　(164.00)	北緯34度36分25秒東経135度29分03秒の地点と北緯34度23分01秒東経135度21分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度22分56秒東経135度21分47秒の地点と北緯34度22分44秒東経135度21分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　大阪府東大阪市上石切町２－1451－23　(613.90) (2)　奈良県生駒市北田原町2446　(239.10)	北緯34度41分22秒東経135度40分24秒の地点と北緯34度44分03秒東経135度42分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　岩手県盛岡市盛岡駅西通１－27－55　(154.20) (2)　岩手県花巻市東和町石鳩岡３区１　(495.90)	北緯39度41分22秒東経141度08分08秒の地点と北緯39度25分58秒東経141度16分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　岩手県花巻市材木町12－６　(118.90) (2)　岩手県花巻市東和町石鳩岡３区１　(495.90)	北緯39度23分16秒東経141度06分53秒の地点と北緯39度25分50秒東経141度16分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　福井県福井市大手３－17－１　(58.50) (2)　福井県大野市宝慶寺92字部子山１－２　(1425.50)	北緯36度03分55秒東経136度13分18秒の地点と北緯36度02分36秒東経136度14分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　福井県大野市友江11－14　(189.00) (2)　福井県大野市宝慶寺92字部子山１－２　(1425.50)	北緯35度59分45秒東経136度29分54秒の地点と北緯35度58分18秒東経136度29分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　山口県山陽小野田市新沖２－１－１　(86.00) (2)　山口県下関市豊田町大字江良字華山135－46　(650.00)	北緯33度58分10秒東経131度09分52秒の地点と北緯33度58分14秒東経131度09分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度58分24秒東経131度09分43秒の地点と北緯33度58分30秒東経131度09分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度59分34秒東経131度08分59秒の地点と北緯33度59分49秒東経131度08分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度00分11秒東経131度08分35秒の地点と北緯34度10分54秒東経131度01分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第二百四十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和五十七年郵政省告示第五百二十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日

総務大臣　林　芳正

一　昭和五十七年郵政省告示第五百二十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］ 二　公衆通信障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	［一　同上］ 二　［同上］

			当該伝搬障害防止区域の範囲		
			電波伝搬路面の地上投影の中心線		

			当該伝搬障害防止区域の範囲		
			電波伝搬路面の地上投影の中心線		

区別	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
［一～一〇　略］					
一一　削除					
［一二～一八　略］					
一九	電気供給業務用	㈠　千葉県印旛郡酒々井町馬橋四〇四（一一六・四）	一七・二八七	〇	千葉県 印旛郡 酒々井町　馬橋
		㈡　千葉県千葉市富士見二の九の五（七四・五）		五〇	佐倉市　長熊、八木、高崎、寒風、城、木野子、小篠塚、大篠塚、馬渡 四街道市　中台、みそら四丁目、中野、和田、南波佐間、上野、山梨、小名木 千葉市　若松町、桜木町、貝塚町、都賀一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、高品町、祐光一丁目、同三丁目、同四丁目、道場北一丁目、院内一丁目、同二丁目、要町、栄町、中央一丁目、富士見一丁目、同二丁目

区別	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
［一～一〇　同上］					
一一	同右	㈠　埼玉県三郷市新和二丁目四四二（四七・四）	四・二	〇	埼玉県 三郷市　新和三丁目、同四丁目、同五丁目、長沼、前川、戸ケ崎一丁目、同二丁目、同五丁目、戸ケ崎字大道西、同字上堤外 八潮市　大瀬、古新田
		㈡　埼玉県八潮市古新田（四〇・二）		五〇	
［一二～一八　同上］					
一九	同右	㈠　千葉県印旛郡酒々井町馬橋四〇四（一一六・四）	一七・二八七	〇	千葉県 印旛郡 酒々井町　馬橋
		㈡　千葉県千葉市富士見二の九の五（七四・五）		五〇	佐倉市　長熊、八木、高崎、寒風、城、木野子、小篠塚、大篠塚、馬渡 四街道市　中台、みそら四丁目、中野、和田、南波佐間、上野、山梨、小名木 千葉市　若松町、桜木町、貝塚町、都賀一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、高品町、祐光一丁目、同三丁目、同四丁目、道場北一丁目、院内一丁目、同二丁目、要町、栄町、中央一丁目、富士見一丁目、同二丁目

二　平成五年郵政省告示第六百四十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

［一　略］				
二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域				
二〇	電気供給業務用	㈠　千葉県印旛郡酒々井町馬橋四〇四の一（一一六・四）	一・六一 一・九七	五〇
		㈡　千葉県成田市花崎町八二二の一（八五）	五・六七 五・九四	五〇
			六・八四 八・四三五	五〇
二一	削除			
二二	削除			
二三	削除			
二四	削除			
［一～二七　略］				

改正前

［一　同上］				
二　［同上］				
二〇	電気供給業務用	㈠　千葉県印旛郡酒々井町馬橋四〇四の一（一一六・四）	一・六一 一・九七	五〇
		㈡　千葉県成田市花崎町八二二の一（八五）	五・六七 五・九四	五〇
			六・八四 八・四三五	五〇
二一	削除			
二二	削除			
二三	削除			
二四	削除			
［一～二七　同上］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。

区分	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲		
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称

区分	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲		
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
［一～二七　略］					

三　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正前	改正後
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［一　略］
［二九～五三　略］	二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域
二八　削除	当該伝搬障害防止区域の範囲
	当該区域に係る地域の名称
	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置を結ぶ線分の両側それぞれ中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。
	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）
	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）
	重要無線通信の種類
	区分
	［一～二〇　略］
［二九～五三　同上］	［一　同上］
二八	二　［同上］
人命・財産の保護	当該伝搬障害防止区域の範囲
(一)　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号（二六二・五）	当該区域に係る地域の名称
(二)　神奈川県秦野市蓑毛字樽附一一一七―三（七一六・五）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）
○　六・二	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。
五〇	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）
東京都新宿区　西新宿 渋谷区　本町、幡ヶ谷、笹塚 世田谷区　大原、松原、羽根木、赤堤、宮坂	重要無線通信の種類
	区分
	［一～二〇　同上］

二一	削除			
［二二～三九　略］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。

四　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後				改正前			
［一・二　略］				［一・二　同上］			
［削る］				三　電力供給業務用伝搬障害防止区域			
				一			
				(一)　東京都江東区新砂三―六―一三（一三二・五〇）	東京都　江東区　新砂三丁目	五〇	〇・〇〇 一・三七
					東京都　江東区　夢の島	五〇	一・六九 二・二二
				(二)　東京都品川区八潮一―二―二（九六・〇〇）	東京都　江東区　辰巳一丁目、辰巳二丁目、東雲二丁目、有明二丁目	五〇	二・五九 四・七〇
					東京都　江東区　青海一丁目　品川区　東八潮	五〇	六・四八 八・〇五
					東京都　品川区　八潮一丁目	五〇	九・〇〇 九・二五
				二　削除			
				三　削除			

四	(一) 東京都荒川区東尾久五―三一―一一（九三・〇〇）	〇・〇〇 二・五四	五〇
	(二) 東京都足立区千住桜木一―一一―九（七五・八〇）		
五	(一) 東京都足立区千住桜木一―一一―九（七五・八〇）	〇・〇〇 〇・八五	五〇
	(二) 東京都足立区西加平二―二一―一（五一・〇〇）	一・三六 三・八八	五〇
六	(一) 東京都足立区千住桜木一―一一―九（七五・八〇）	〇・〇〇 一・四七	五〇
	(二) 東京都葛飾区亀有四―二〇―一（七九・四〇）	一・九六 四・八六	五〇

伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
四	東京都 荒川区　東尾久三丁目、東尾久五丁目、東尾久六丁目、町屋三丁目、町屋四丁目、町屋五丁目、町屋六丁目、町屋七丁目 足立区　千住桜木一丁目
五	東京都 足立区　千住桜木一丁目、千住瀧田町、千住元町、千住柳町、千住大川町
五	東京都 足立区　梅田一丁目、足立一丁目、足立四丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目、弘道一丁目、青井一丁目、青井二丁目、青井五丁目、青井六丁目、一ツ家四丁目、西加平二丁目
五	東京都 足立区　千住桜木一丁目、千住瀧田町、千住柳町、千住寿町、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、日ノ出町
五	東京都 足立区　綾瀬一丁目、綾瀬二丁目 葛飾区　小菅一丁目、小菅四丁目、西亀有二丁目、西亀有三丁目、西亀有四丁目

備考　表中の［　］の記載は注記である。

五　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		1　［同左］	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）
［1～201　略］	伝搬障害防止区域の範囲	［1～201　同左］	伝搬障害防止区域の範囲

202	削除
［203～305　略］	

［２～４　略］

202	(1)　新潟県五泉市東本町２丁目35番１号　(45.70) (2)　新潟県五泉市美郷字茨塚240番地　(62.90)	北緯37度41分53秒東経139度10分07秒の地点と北緯37度41分37秒東経139度10分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［203～305　同左］		

［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

六　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［１・２　略］	［１・２　同左］
３　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域	３　［同左］
［１～６　略］	［１～６　同左］
7　(1)　東京都青梅市長淵９―1417―115　(383.00) (2)　東京都八王子市高倉町49―3　(159.60)　北緯35度45分48秒東経139度15分18秒の地点と北緯35度45分43秒東経139度15分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度45分41秒東経139度15分27秒の地点と北緯35度39分53秒東経139度22分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	7　(1)　東京都青梅市長淵９―1417―115　(383.00) (2)　東京都八王子市高倉町49―3　(159.60)　北緯35度45分48秒東経139度15分18秒の地点と北緯35度45分43秒東経139度15分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度45分41秒東経139度15分27秒の地点と北緯35度39分53秒東経139度22分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	8　(1)　千葉県千葉市中央区千葉港１―１　(32.80) (2)　千葉県千葉市中央区問屋町１―35　(141.50)　北緯35度36分24秒東経140度06分25秒の地点と北緯35度36分08秒東経140度06分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［４　略］	［４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

七　平成二十二年総務省告示第五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～63　略］			［1～63　同左］		

64	削除	
［65～68　略］		
69	削除	
70	削除	
［71～73　略］		

［２～４　略］

64	(1)　山梨県北杜市明野町浅尾字浅尾原5259―400　(990.60) (2)　山梨県北杜市武川町三吹字山田3559―１　(631.50)	北緯35度47分17秒東経138度28分46秒の地点と北緯35度47分38秒東経138度21分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［65～68　同左］		
69	(1)　長野県茅野市金沢5359番地　(1080.90) (2)　長野県諏訪郡富士見町落合字栂沢10201番１号　(1057.40)	北緯35度56分44秒東経138度10分44秒の地点と北緯35度55分31秒東経138度14分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度55分30秒東経138度14分33秒の地点と北緯35度55分29秒東経138度14分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
70	(1)　長野県諏訪市諏訪２丁目10番９号　(823.30) (2)　長野県茅野市金沢5359番地　(1081.20)	北緯36度02分36秒東経138度07分11秒の地点と北緯35度57分05秒東経138度10分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度57分02秒東経138度10分31秒の地点と北緯35度56分47秒東経138度10分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［71～73　同左］		

［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

八　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～43　略］		

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～43　同左］		

44　削除	
［45～84　略］	
［２～４　略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

44　(1)　新潟県魚沼市井口新田字清水上451－1　(161.80) (2)　新潟県魚沼市根小屋字上原2600－10　(125.30)	北緯37度13分57秒東経138度57分58秒の地点と北緯37度14分26秒東経138度56分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［45～84　同左］	
［２～４　同左］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

九　平成二十五年総務省告示第二百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～18　略］		
19	(1)　長野県南佐久郡川上村大字秋山142－1　(1352.00) (2)　長野県南佐久郡川上村大字梓山５－15　(1787.30)	北緯35度57分40秒東経138度39分01秒の地点と北緯35度58分31秒東経138度42分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［20～33　略］		
［２～４　略］		
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

改正前		
1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～18　同左］		
19	(1)　長野県南佐久郡川上村大字梓山５－15　(1787.30) (2)　長野県南佐久郡川上村大字秋山142－1　(1352.00)	北緯35度58分31秒東経138度42分41秒の地点と北緯35度57分40秒東経138度39分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［20～33　同左］		
［２～４　同左］		
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

十　平成二十七年総務省告示第二百三十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～８　略］		

改正前		
1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～８　同左］		

9	削除	
［10～18　略］		

［２～４　略］

9	(1)　群馬県太田市内ケ島町字北田1059―１　(90.80) (2)　群馬県太田市古戸町844　(75.30)	北緯36度17分17秒東経139度23分26秒の地点と北緯36度15分39秒東経139度22分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［10～18　同左］		

［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十一　平成二十八年総務省告示第三百五十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～16　略］		
17	(1)　和歌山県和歌山市十一番丁54　(71.10) (2)　和歌山県和歌山市毛見1343　(137.80)	北緯34度13分55秒東経135度10分30秒の地点と北緯34度09分50秒東経135度11分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［２～４　略］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～16　同左］		
17	(1)　和歌山県和歌山市十一番丁54　(71.10) (2)　和歌山県和歌山市毛見1343　(137.80)	北緯34度13分55秒東経135度10分30秒の地点と北緯34度09分50秒東経135度11分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
18	(1)　和歌山県田辺市伏菟野694　(766.40) (2)　和歌山県田辺市朝日ヶ丘23―１　(69.90)	北緯33度46分59秒東経135度28分02秒の地点と北緯33度44分17秒東経135度23分53秒の地点を結ぶ直線及び北緯33度44分15秒東経135度23分49秒の地点と北緯33度44分10秒東経135度23分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十二　平成三十年総務省告示第三百十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［１～３　略］	［１～３　同左］
4　電気供給業務用伝搬障害防止区域	4　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～６　略］		

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～６　同左］		

7	削除
8	削除

［9・10　略］

7	(1)　神奈川県鎌倉市大船1765―1　(94.70) (2)　神奈川県横浜市戸塚区戸塚町463―1　(56.00)	北緯35度21分00秒東経139度32分34秒の地点と北緯35度22分14秒東経139度32分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度22分28秒東経139度32分03秒の地点と北緯35度22分59秒東経139度31分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度23分09秒東経139度31分49秒の地点と北緯35度23分12秒東経139度31分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　神奈川県藤沢市南藤沢18―10　(53.90) (2)　神奈川県鎌倉市大船1765―1　(94.70)	北緯35度20分12秒東経139度29分26秒の地点と北緯35度20分26秒東経139度30分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度20分27秒東経139度30分27秒の地点と北緯35度21分00秒東経139度32分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［9・10　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十三　平成三十一年総務省告示第九十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
電気通信業務用伝搬障害防止区域		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～17　略］		
18	(1)　滋賀県甲賀市水口町春日2638　(239.00) (2)　滋賀県東近江市愛東外町字明神ヶ嶽1260―4　(491.00)	北緯35度00分26秒東経136度08分36秒の地点と北緯35度05分44秒東経136度18分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

改正前		
［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～17　同左］		
18	(1)　滋賀県甲賀市水口町春日2638　(239.30) (2)　滋賀県東近江市愛東外町字明神ヶ嶽1260―4　(491.00)	北緯35度00分26秒東経136度08分36秒の地点と北緯35度05分44秒東経136度18分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

改正後	改正前
［19～82　略］	［19～82　同左］
83　削除	83　(1)　大阪府大阪市住之江区浜口西３－９－５　(55.00) (2)　大阪府泉南郡熊取町成合北１－１　(164.00)	北緯34度36分24秒東経135度29分03秒の地点と北緯34度23分01秒東経135度21分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度22分54秒東経135度21分46秒の地点と北緯34度22分44秒東経135度21分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［84～204　略］	［84～204　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十四　令和元年総務省告示第百七十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～4　略］	［1～4　同左］
5　削除	5　(1)　新潟県小千谷市大字山本字中道1494　(368.50) (2)　新潟県魚沼市井口新田字清水上451－1　(161.90)	北緯37度16分44秒東経138度48分41秒の地点と北緯37度13分57秒東経138度57分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［6～13　略］	［6～13　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十五　令和二年総務省告示第百九十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1・2　略］	［1・2　同左］

3	削除
［4～7　略］	

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

3	(1)　和歌山県田辺市朝日ヶ丘23―1　(70.40) (2)　和歌山県西牟婁郡白浜町3029―6　(131.70) 北緯33度43分56秒東経135度23分28秒の地点と北緯33度43分11秒東経135度22分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度41分20秒東経135度21分33秒の地点と北緯33度40分22秒東経135度20分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［4～7　同左］	

［2・3　同左］

○厚生労働省告示第二百五十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四条の十一の二第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第四条の十一の二第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（令和八年厚生労働省告示第百七十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年七月一日から適用する。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

第二条　基礎的研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	埼玉県久喜市久喜中央二丁目四番十八号	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	ＪＣ―ＮＥＴ基礎的研修
特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん	静岡県浜松市中央区田町二百二十三番地二十一ビオラ田町三階	令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで	くらしえん・しごとえん就労支援基礎的研修
国立大学法人兵庫教育大学	兵庫県加東市下久米九百四十二番地一	令和八年七月一日から令和十一年三月三十一日まで	兵庫教育大学就労支援基礎的研修

改　正　前

第二条　基礎的研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修期間		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	埼玉県久喜市久喜中央二丁目四番十八号	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	ＪＣ―ＮＥＴ基礎的研修
特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん	静岡県浜松市中央区田町二百二十三番地二十一ビオラ田町三階	令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで	くらしえん・しごとえん就労支援基礎的研修
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

○経済産業省告示第八十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

令和八年六月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

番号	業種	指定期間
一	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む。）（製造加工設備を有するもやし栽培農業（作業所内において工場的生産設備（最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。）をもって生産及び卸売する菌床栽培方式のきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場的生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。）	令和八年七月一日から令和八年九月三十日まで
二	工芸農作物農業（製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。）	
三	養鶏業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る。）	
四	素材生産業	
五	素材生産サービス業	
六	石炭鉱業（石炭選別業を含む。）	
七	花こう岩・同類似岩石採石業	
八	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
九	安山岩・同類似岩石採石業	
十	大理石採石業	
十一	凝灰岩採石業	
十二	砂岩採石業	
十三	粘板岩採石業	
十四	砂・砂利・玉石採取業	
十五	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	
十六	耐火粘土鉱業	
十七	ろう石鉱業	
十八	ドロマイト鉱業	
十九	長石鉱業	
二十	けい石鉱業	
二十一	天然けい砂鉱業	
二十二	石灰石鉱業	
二十三	その他の窯業原料用鉱物鉱業	
二十四	酸性白土鉱業	
二十五	ベントナイト鉱業	
二十六	けいそう土鉱業	
二十七	他に分類されない鉱業	
二十八	一般土木建築工事業	
二十九	土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。）	
三十	造園工事業	
三十一	建築工事業（木造建築工事業を除く。）	
三十二	木造建築工事業	
三十三	大工工事業（型枠大工工事業を除く。）	
三十四	とび工事業	
三十五	土工・コンクリート工事業	
三十六	特殊コンクリート工事業	
三十七	タイル工事業	
三十八	コンクリートブロック工事業	
三十九	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く。）	
四十	道路標示・区画線工事業	
四十一	床工事業	
四十二	内装工事業	
四十三	金属製建具工事業	
四十四	木製建具工事業	
四十五	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く。）	
四十六	防水工事業	
四十七	解体・はつり工事業	
四十八	電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く。）	
四十九	有線テレビジョン放送設備設置工事業	
五十	信号装置工事業	

五十一	一般管工事業
五十二	給排水・衛生設備工事業
五十三	その他の管工事業
五十四	機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く。）
五十五	昇降設備工事業
五十六	熱絶縁工事業
五十七	部分肉・冷凍肉製造業
五十八	肉加工品製造業
五十九	処理牛乳・乳飲料製造業
六十	その他の畜産食料品製造業
六十一	水産缶詰・瓶詰製造業
六十二	海藻加工業
六十三	水産練製品製造業
六十四	塩干・塩蔵品製造業
六十五	冷凍水産物製造業
六十六	冷凍水産食品製造業
六十七	その他の水産食料品製造業
六十八	野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く。）
六十九	味そ製造業
七十	ソース製造業
七十一	砂糖製造業（砂糖精製業を除く。）
七十二	砂糖精製業
七十三	でんぷん糖類製造業
七十四	精米・精麦業
七十五	でんぷん製造業
七十六	めん類製造業
七十七	他に分類されない食料品製造業
七十八	清涼飲料製造業
七十九	果実酒製造業
八十	発泡性酒類製造業

八十一	清酒製造業
八十二	醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）
八十三	蒸留酒類製造業
八十四	混成酒類製造業
八十五	製茶業
八十六	単体飼料製造業
八十七	有機質肥料製造業
八十八	製糸業
八十九	化学繊維製造業
九十	綿紡績業
九十一	化学繊維紡績業
九十二	毛紡績業
九十三	ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く。）
九十四	かさ高加工糸製造業
九十五	綿・スフ織物業
九十六	絹・人絹織物業
九十七	毛織物業
九十八	細幅織物業
九十九	その他の織物業
百	丸編ニット生地製造業
百一	たて編ニット生地製造業
百二	横編ニット生地製造業
百三	綿・スフ・麻織物機械染色業
百四	絹・人絹織物機械染色業
百五	織物整理業
百六	織物手加工染色整理業
百七	綿状繊維・糸染色整理業
百八	ニット・レース染色整理業
百九	繊維雑品染色整理業

百十	綱製造業
百十一	漁網製造業
百十二	網地製造業（漁網を除く。）
百十三	レース製造業
百十四	組ひも製造業
百十五	フェルト・不織布製造業
百十六	その他の繊維粗製品製造業
百十七	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百十八	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百十九	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百二十	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く。）
百二十一	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百二十二	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類等を除く。）
百二十三	ニット製アウターシャツ類製造業
百二十四	セーター類製造業
百二十五	その他の外衣・シャツ製造業
百二十六	織物製下着製造業
百二十七	ニット製下着製造業
百二十八	織物製・ニット製寝着類製造業
百二十九	補整着製造業
百三十	和装製品製造業（足袋を含む。）
百三十一	ネクタイ製造業
百三十二	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業
百三十三	靴下製造業
百三十四	手袋製造業
百三十五	帽子製造業（帽体を含む。）
百三十六	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業

百三十七	寝具製造業
百三十八	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
百三十九	刺しゅう業
百四十	タオル製造業
百四十一	繊維製衛生材料製造業
百四十二	他に分類されない繊維製品製造業
百四十三	一般製材業
百四十四	単板製造業
百四十五	木材チップ製造業
百四十六	造作材製造業（建具を除く。）
百四十七	合板製造業
百四十八	集成材製造業
百四十九	建築用木製組立材料製造業
百五十	パーティクルボード製造業
百五十一	繊維板製造業
百五十二	銘木製造業
百五十三	床板製造業
百五十四	木製家具製造業（漆塗りを除く。）
百五十五	金属製家具製造業
百五十六	マットレス・組スプリング製造業
百五十七	宗教用具製造業
百五十八	鏡縁・額縁製造業
百五十九	パルプ製造業
百六十	洋紙製造業
百六十一	板紙製造業
百六十二	機械すき和紙製造業
百六十三	重包装紙袋製造業
百六十四	角底紙袋製造業
百六十五	オフセット印刷業（紙に対するものに限る。）

百六十六	オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するものに限る。）
百六十七	紙以外の印刷業
百六十八	製版業
百六十九	製本業
百七十	印刷物加工業
百七十一	印刷関連サービス業
百七十二	複合肥料製造業
百七十三	その他の化学肥料製造業
百七十四	ソーダ工業
百七十五	無機顔料製造業
百七十六	その他の無機化学工業製品製造業
百七十七	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む。）
百七十八	脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む。）
百七十九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
百八十	プラスチック製造業
百八十一	合成ゴム製造業
百八十二	その他の有機化学工業製品製造業
百八十三	石けん・合成洗剤製造業
百八十四	界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く。）
百八十五	塗料製造業
百八十六	印刷インキ製造業
百八十七	生物学的製剤製造業
百八十八	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む。）
百八十九	頭髪用化粧品製造業
百九十	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業
百九十一	火薬類製造業
百九十二	農薬製造業
百九十三	ゼラチン・接着剤製造業

百九十四	潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないものに限る。）
百九十五	プラスチック板・棒製造業
百九十六	プラスチック管製造業
百九十七	プラスチック継手製造業
百九十八	プラスチック異形押出製品製造業
百九十九	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
二百	プラスチックフィルム製造業
二百一	プラスチックシート製造業
二百二	合成皮革製造業
二百三	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
二百四	電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
二百五	輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
二百六	その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
二百七	工業用プラスチック製品加工業
二百八	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む。）
二百九	硬質プラスチック発泡製品製造業
二百十	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
二百十一	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
二百十二	発泡・強化プラスチック製品加工業
二百十三	プラスチック成形材料製造業
二百十四	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業
二百十五	プラスチック製容器製造業
二百十六	他に分類されないプラスチック製品製造業
二百十七	自動車タイヤ・チューブ製造業
二百十八	ゴム製履物・同附属品製造業
二百十九	プラスチック製履物・同附属品製造業
二百二十	ゴムベルト製造業

二百二十一	ゴムホース製造業
二百二十二	工業用ゴム製品製造業
二百二十三	医療・衛生用ゴム製品製造業
二百二十四	ゴム練生地製造業
二百二十五	他に分類されないゴム製品製造業
二百二十六	なめし革製造業
二百二十七	工業用革製品製造業（手袋を除く。）
二百二十八	革製履物用材料・同附属品製造業
二百二十九	革製履物製造業
二百三十	革製手袋製造業
二百三十一	かばん製造業
二百三十二	袋物製造業（ハンドバッグを除く。）
二百三十三	ハンドバッグ製造業
二百三十四	毛皮製造業
二百三十五	その他のなめし革製品製造業
二百三十六	ガラス製加工素材製造業
二百三十七	理化学用・医療用ガラス器具製造業
二百三十八	セメント製造業
二百三十九	生コンクリート製造業
二百四十	コンクリート製品製造業
二百四十一	粘土がわら製造業
二百四十二	その他の建設用粘土製品製造業
二百四十三	食卓用・厨房用陶磁器製造業
二百四十四	陶磁器製置物製造業
二百四十五	電気用陶磁器製造業
二百四十六	理化学用・工業用陶磁器製造業
二百四十七	陶磁器製タイル製造業
二百四十八	陶磁器絵付業
二百四十九	陶磁器用はい土製造業

二百五十	その他の陶磁器・同関連製品製造業
二百五十一	耐火れんが製造業
二百五十二	不定形耐火物製造業
二百五十三	その他の耐火物製造業
二百五十四	砕石製造業
二百五十五	再生骨材製造業
二百五十六	石工品製造業
二百五十七	けいそう土・同製品製造業
二百五十八	鉱物・土石粉砕等処理業
二百五十九	石膏製品製造業
二百六十	石灰製造業
二百六十一	鋳型製造業（中子を含む。）
二百六十二	他に分類されない窯業・土石製品製造業
二百六十三	製鋼・製鋼圧延業
二百六十四	鋼管製造業
二百六十五	磨棒鋼製造業
二百六十六	引抜鋼管製造業
二百六十七	伸線業
二百六十八	銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く。）
二百六十九	可鍛鋳鉄製造業
二百七十	鋳鋼製造業
二百七十一	鍛工品製造業
二百七十二	鍛鋼製造業
二百七十三	鉄鋼シャースリット業
二百七十四	鋳鉄管製造業
二百七十五	鉛第二次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む。）
二百七十六	伸銅品製造業
二百七十七	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く。）
二百七十八	銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く。）

二百七十九	非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く。）
二百八十	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
二百八十一	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く。）
二百八十二	非鉄金属鍛造品製造業
二百八十三	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
二百八十四	洋食器製造業
二百八十五	機械刃物製造業
二百八十六	その他の金物類製造業
二百八十七	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く。）
二百八十八	ガス機器・石油機器製造業
二百八十九	温風・温水暖房装置製造業
二百九十	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く。）
二百九十一	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く。）
二百九十二	金属製サッシ・ドア製造業
二百九十三	製缶板金業
二百九十四	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
二百九十五	金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く。）
二百九十六	粉末や金製品製造業
二百九十七	金属製品塗装業
二百九十八	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く。）
二百九十九	金属彫刻業
三百	金属熱処理業
三百一	その他の金属表面処理業
三百二	くぎ製造業
三百三	その他の金属線製品製造業
三百四	金庫製造業
三百五	金属製スプリング製造業

三百六	他に分類されない金属製品製造業
三百七	汎用内燃機関製造業
三百八	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く。）
三百九	工業窯炉製造業（燃焼炉に限る。）
三百十	玉軸受・ころ軸受製造業
三百十一	他に分類されない汎用機械・装置製造業
三百十二	建設機械・鉱山機械製造業
三百十三	製織機械・編組機械製造業
三百十四	染色整理仕上機械製造業
三百十五	縫製機械製造業
三百十六	木材加工機械製造業
三百十七	印刷・製本・紙工機械製造業
三百十八	包装・荷造機械製造業
三百十九	鋳造装置製造業
三百二十	プラスチック加工機械・同附属装置製造業
三百二十一	金属工作機械製造業
三百二十二	金属加工機械製造業（金属工作機械を除く。）
三百二十三	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く。）
三百二十四	機械工具製造業（粉末や金業を除く。）
三百二十五	金属用金型・同部分品・附属品製造業
三百二十六	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
三百二十七	娯楽用機械製造業
三百二十八	体積計製造業
三百二十九	はかり製造業
三百三十	圧力計・流量計・液面計等製造業
三百三十一	精密測定器製造業
三百三十二	測量機械器具製造業
三百三十三	医療用機械器具製造業

三百三十四	歯科用機械器具製造業
三百三十五	医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む。）
三百三十六	歯科材料製造業
三百三十七	写真機・映画用機械・同附属品製造業
三百三十八	コネクタ・スイッチ・リレー製造業
三百三十九	配線器具・配線附属品製造業
三百四十	電気溶接機製造業
三百四十一	内燃機関電装品製造業
三百四十二	その他の民生用電気機械器具製造業
三百四十三	電球製造業
三百四十四	電気照明器具製造業
三百四十五	エックス線装置製造業
三百四十六	医療用計測器製造業
三百四十七	有線通信機械器具製造業
三百四十八	スマートフォン・携帯電話機・ピーエイチエス電話機製造業
三百四十九	自動車製造業（二輪自動車を含む。）
三百五十	自動車車体・附随車製造業
三百五十一	自動車部分品・附属品製造業
三百五十二	航空機製造業
三百五十三	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
三百五十四	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
三百五十五	自転車・同部分品製造業
三百五十六	貴金属・宝石製装身具製品製造業
三百五十七	貴金属・宝石製装身具附属品・同材料加工業
三百五十八	その他の貴金属製品製造業
三百五十九	装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く。）
三百六十	造花・装飾用羽毛製造業
三百六十一	ボタン製造業

三百六十二	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業
三百六十三	その他の装身具・装飾品製造業
三百六十四	ピアノ製造業
三百六十五	運動用具製造業
三百六十六	漆器製造業
三百六十七	その他の生活雑貨製品製造業
三百六十八	工業用模型製造業
三百六十九	情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く。）
三百七十	ガス製造業
三百七十一	ガス小売業
三百七十二	電気通信に附帯するサービス業
三百七十三	ラジオ放送業（衛星放送業を除く。）
三百七十四	映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く。）
三百七十五	テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く。）
三百七十六	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
三百七十七	レコード制作業
三百七十八	ラジオ番組制作業
三百七十九	新聞業
三百八十	出版業
三百八十一	広告制作業
三百八十二	ニュース供給業
三百八十三	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
三百八十四	索道業
三百八十五	一般乗合旅客自動車運送業
三百八十六	一般乗用旅客自動車運送業
三百八十七	一般貸切旅客自動車運送業
三百八十八	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）
三百八十九	特別積合せ貨物運送業

三百九十	特定貨物自動車運送業
三百九十一	貨物軽自動車運送業
三百九十二	集配利用運送業
三百九十三	外航貨物海運業
三百九十四	沿海旅客海運業
三百九十五	沿海貨物海運業
三百九十六	港湾旅客海運業
三百九十七	河川水運業
三百九十八	湖沼水運業
三百九十九	船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）
四百	内航船舶貸渡業
四百一	航空機使用業（航空運送業を除く。）
四百二	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
四百三	冷蔵倉庫業
四百四	利用運送業（集配利用運送業を除く。）
四百五	運送代理店
四百六	鉄道施設提供業
四百七	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
四百八	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る。）
四百九	その他の各種商品卸売業
四百十	繊維原料卸売業
四百十一	糸卸売業
四百十二	織物卸売業（室内装飾繊維品を除く。）
四百十三	男子服卸売業
四百十四	下着類卸売業
四百十五	その他の衣服卸売業
四百十六	寝具類卸売業
四百十七	かばん・袋物卸売業

四百十八	その他の身の回り品卸売業
四百十九	米麦卸売業
四百二十	野菜卸売業
四百二十一	果実卸売業
四百二十二	食肉卸売業
四百二十三	生鮮魚介卸売業
四百二十四	その他の農畜産物・水産物卸売業
四百二十五	砂糖・味そ・しょう油卸売業
四百二十六	酒類卸売業
四百二十七	乾物卸売業
四百二十八	茶類卸売業
四百二十九	その他の食料・飲料卸売業
四百三十	木材・竹材卸売業
四百三十一	セメント卸売業
四百三十二	プラスチック卸売業
四百三十三	その他の化学製品卸売業
四百三十四	石油卸売業
四百三十五	鉄鋼一次製品卸売業
四百三十六	非鉄金属スクラップ卸売業
四百三十七	金属加工機械卸売業
四百三十八	その他の産業機械器具卸売業
四百三十九	自動車卸売業（二輪自動車を含む。）
四百四十	自動車部分品・附属品卸売業（中古品を除く。）
四百四十一	家庭用電気機械器具卸売業
四百四十二	電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く。）
四百四十三	輸送用機械器具卸売業（自動車を除く。）
四百四十四	家具・建具卸売業
四百四十五	荒物卸売業
四百四十六	室内装飾繊維品卸売業

四百四十七	陶磁器・ガラス器卸売業
四百四十八	その他のじゅう器卸売業
四百四十九	化粧品卸売業
四百五十	合成洗剤卸売業
四百五十一	紙卸売業
四百五十二	紙製品卸売業
四百五十三	金物卸売業
四百五十四	肥料・飼料卸売業
四百五十五	たばこ卸売業
四百五十六	ジュエリー製品卸売業
四百五十七	書籍・雑誌卸売業
四百五十八	他に分類されないその他の卸売業
四百五十九	百貨店
四百六十	ドラッグストア
四百六十一	その他の各種商品小売業
四百六十二	呉服・服地小売業
四百六十三	寝具小売業
四百六十四	男子服小売業
四百六十五	子供服小売業
四百六十六	靴小売業
四百六十七	履物小売業（靴を除く。）
四百六十八	かばん・袋物小売業
四百六十九	下着類小売業
四百七十	野菜小売業
四百七十一	果実小売業
四百七十二	食肉小売業（卵、鳥肉を除く。）
四百七十三	鮮魚小売業
四百七十四	酒小売業
四百七十五	牛乳小売業

四百七十六	茶類小売業
四百七十七	自動車（新車）小売業
四百七十八	中古自動車小売業
四百七十九	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む。）
四百八十	自転車小売業
四百八十一	その他の機械器具小売業
四百八十二	家具小売業
四百八十三	宗教用具小売業
四百八十四	金物小売業
四百八十五	荒物小売業
四百八十六	陶磁器・ガラス器小売業
四百八十七	他に分類されないじゅう器小売業
四百八十八	医薬品小売業（薬局を除く。）
四百八十九	化粧品小売業
四百九十	肥料・飼料小売業
四百九十一	ガソリンスタンド
四百九十二	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
四百九十三	書籍・雑誌小売業（古本を除く。）
四百九十四	新聞小売業
四百九十五	紙・文房具小売業
四百九十六	たばこ・喫煙具専門小売業
四百九十七	ジュエリー製品小売業
四百九十八	他に分類されないその他の小売業
四百九十九	建物売買業
五百	土地売買業（投機を目的としないものに限る。）
五百一	不動産代理業・仲介業
五百二	貸事務所業
五百三	その他の不動産賃貸業

五百四	不動産管理業
五百五	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く。）
五百六	スポーツ・娯楽用品賃貸業
五百七	映画・演劇用品賃貸業
五百八	音楽・映像記録物賃貸業（映画配給業及び映画フィルム賃貸業を除く。）
五百九	貸衣装業（映画・演劇用のものを除く。）
五百十	他に分類されない物品賃貸業
五百十一	芸術家業
五百十二	翻訳業（著述家業を除く。）
五百十三	他に分類されない専門サービス業
五百十四	建築設計業
五百十五	測量業
五百十六	旅館、ホテル
五百十七	簡易宿所
五百十八	下宿業
五百十九	リゾートクラブ
五百二十	他に分類されない宿泊業
五百二十一	日本料理店
五百二十二	すし店
五百二十三	酒場、ビヤホール
五百二十四	バー、キャバレー、ナイトクラブ
五百二十五	喫茶店
五百二十六	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
五百二十七	普通洗濯業
五百二十八	洗濯物取次業
五百二十九	リネンサプライ業
五百三十	理容業
五百三十一	美容業

五百三十二	一般公衆浴場業
五百三十三	その他の公衆浴場業
五百三十四	洗張・染物業
五百三十五	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
五百三十六	旅行業（旅行業者代理業を除く。）
五百三十七	旅行業者代理業
五百三十八	衣服裁縫修理業
五百三十九	火葬業
五百四十	墓地管理業
五百四十一	葬儀業
五百四十二	結婚相談業、結婚式場紹介業
五百四十三	他に分類されないその他の生活関連サービス業
五百四十四	映画館
五百四十五	劇場
五百四十六	興行場
五百四十七	劇団
五百四十八	楽団、舞踏団
五百四十九	演芸・スポーツ等興行団
五百五十	競輪場
五百五十一	自動車・モーターボートの競走場
五百五十二	競輪競技団
五百五十三	自動車・モーターボートの競技団
五百五十四	パチンコホール
五百五十五	ゲームセンター
五百五十六	マリーナ業
五百五十七	遊漁船業
五百五十八	カラオケボックス業
五百五十九	娯楽に附帯するサービス業
五百六十	書道教授業

五百六十一	生花・茶道教授業
五百六十二	無床診療所
五百六十三	看護業
五百六十四	その他の児童福祉事業
五百六十五	介護医療院
五百六十六	通所・短期入所介護事業
五百六十七	その他の老人福祉・介護事業
五百六十八	し尿収集運搬業
五百六十九	ごみ処分業
五百七十	その他の自動車整備業
五百七十一	表具業
五百七十二	時計修理業
五百七十三	履物修理業
五百七十四	鍛冶業
五百七十五	職業紹介業
五百七十六	労働者派遣業
五百七十七	ビルメンテナンス業
五百七十八	その他の建物等維持管理業
五百七十九	警備業
五百八十	ディスプレイ業
五百八十一	ペストコントロール業
五百八十二	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）を除く。）
五百八十三	集会場

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和五年総務省告示第二百五十六号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。次号において「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号までに掲げるものについては、公序良俗の観点から問題のないものに限る。

三　適正化法第二条第五項に規定するものを除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

○国土交通省告示第七百九十九号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十一条の規定により、別表に掲げる建設機械を排出ガス対策型建設機械に指定する。

令和八年六月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
3－952	バイブロハンマ（単体）	ＺＶ－35Ｈ	調和工業株式会社
3－953	発動発電機	ＤＧＭ60ＭＫＣ－ＰＤ	株式会社やまびこ
3－954	空気圧縮機	ＰＤＳＧ750ＬＶＲ－５Ｃ６	株式会社ＡＩＲＭＡＮ
3－955	空気圧縮機	ＰＤＳＧ750ＬＶＲＤ－５Ｃ６	株式会社ＡＩＲＭＡＮ

○国土交通省告示第八百号

平成十年建設省告示第千百八十八号における別表（低騒音型建設機械）に、本告示に掲げる別表（低騒音型建設機械）の建設機械を追加する。

令和八年六月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

別表（低騒音型建設機械）

指定番号	機種	型式	諸元				申請社名
7252	バックホウ	ＺＸ345ＵＳＪＫ－６	山積容量	1.4	㎥	平積容量	1.0 ㎥	日立建機日本㈱
7253	バックホウ	ＳＫ470－11	山積容量	1.40	㎥	平積容量	1.20 ㎥	コベルコ建機㈱

7254	バックホウ	ＳＫ520ＬＣ―11	山積容量	1.90	㎥	平積容量	1.40	㎥	コベルコ建機㈱
7255	バックホウ	ＳＫ650ＤＬＣ―11	山積容量	2.10	㎥	平積容量	1.50	㎥	コベルコ建機㈱
7256	バックホウ	ＳＨ300―６	山積容量	1.40	㎥	平積容量	1.02	㎥	住友建機㈱
7257	バックホウ	ＨＤ512―９	山積容量	0.5	㎥	平積容量	0.39	㎥	㈱加藤製作所
7258	バックホウ	ＨＤ512ＬＣ－９	山積容量	0.5	㎥	平積容量	0.39	㎥	㈱加藤製作所
7259	バックホウ	ＨＤ514ＭＲ－９	山積容量	0.5	㎥	平積容量	0.39	㎥	㈱加藤製作所
7260	バックホウ	ＨＤ514ＭＲＬＣ－９	山積容量	0.5	㎥	平積容量	0.39	㎥	㈱加藤製作所
7261	バックホウ	ＨＤ820―９	山積容量	0.8	㎥	平積容量	0.57	㎥	㈱加藤製作所
7262	バックホウ	ＨＤ820ＬＣ－９	山積容量	0.8	㎥	平積容量	0.57	㎥	㈱加藤製作所
7263	バックホウ	ＨＤ823ＭＲ－９	山積容量	0.8	㎥	平積容量	0.57	㎥	㈱加藤製作所
7264	バックホウ	ＨＤ823ＭＲＬＣ－９	山積容量	0.8	㎥	平積容量	0.57	㎥	㈱加藤製作所
7265	バックホウ	ＰＣ30ＭＲＥ－６	山積容量	0.08	㎥	平積容量	0.06	㎥	㈱小松製作所
7266	バックホウ	ＰＣ128ＵＳ―12	山積容量	0.45	㎥	平積容量	0.35	㎥	㈱小松製作所
7267	バックホウ	ＰＣ138ＵＳ―12	山積容量	0.53	㎥	平積容量	0.39	㎥	㈱小松製作所
7268	バックホウ	ＰＣ128ＵＳＩ―12	山積容量	0.45	㎥	平積容量	0.35	㎥	㈱小松製作所
7269	バックホウ	ＰＣ138ＵＳＩ―12	山積容量	0.53	㎥	平積容量	0.39	㎥	㈱小松製作所
7270	バックホウ	ＰＣ300―12	山積容量	1.4	㎥	平積容量	1.0	㎥	㈱小松製作所
7271	バックホウ	ＰＣ300ＬＣ―12	山積容量	1.4	㎥	平積容量	1.0	㎥	㈱小松製作所
7272	トラクターショベル	ＺＷ310Ｓ－７	山積容量	4.0	㎥	平積容量	3.5	㎥	日立建機㈱
7273	油圧式杭圧入引抜機	ＨＡ400ＳＸ（油圧ユニットＥＵ300Ｍ５）	圧入力	780	kN	引抜力	900	kN	㈱技研製作所
7274	アースオーガー	ＧＩ―180Ｃ－２	オーガ出力	78	kW	掘削径	1600	㎜	㈱ワイビーエム
7275	振動ローラー	ＨＳ650	車両総質量	0.73	t				酒井重工業㈱
7276	空気圧縮機	ＰＤＳＧ750ＬＶＲ－５Ｃ６	吐出量	21.2	㎥／min	圧力	1.4	MPa	㈱ＡＩＲＭＡＮ
7277	空気圧縮機	ＰＤＳＧ750ＬＶＲＤ－５Ｃ６	吐出量	21.2	㎥／min	圧力	1.4	MPa	㈱ＡＩＲＭＡＮ
7278	発動発電機	ＩＥＧ2800Ｍ－Ｙ２	定格容量	2.8	kVA				㈱やまびこ
7279	発動発電機	ＩＥＧ5500Ｍ－Ｙ２	定格容量	5.5	kVA				㈱やまびこ
7280	発動発電機	ＤＧＭ60ＭＫＣ－ＰＤ	定格容量	60	kVA				㈱やまびこ

追録

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和７年度の令和８年４月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和８年６月30日　財務省

1　一般会計

(1)　歳入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	80,698,000,000	6,077,230,942	49,266,987,713	55,344,218,656	△25,353,781,343	68.5
租税	79,668,000,000	6,000,899,844	48,420,398,124	54,421,297,969	△25,246,702,030	68.3
所得税	24,659,000,000	931,053,924	19,219,088,387	20,150,142,311	△4,508,857,688	81.7
法人税	19,596,000,000	1,483,475,086	9,102,856,364	10,586,331,450	△9,009,668,549	54.0
相続税	3,693,000,000	338,111,536	2,474,411,775	2,812,523,312	△880,476,687	76.1
消費税	25,543,000,000	2,746,693,000	13,493,784,020	16,240,477,021	△9,302,522,978	63.5
酒税	1,112,000,000	72,861,276	640,091,519	712,952,795	△399,047,204	64.1
たばこ税	953,000,000	73,143,490	662,866,800	736,010,291	△216,989,708	77.2
揮発油税	1,800,000,000	163,036,397	1,211,720,068	1,374,756,466	△425,243,533	76.3
石油ガス税	4,000,000	340,504	2,728,727	3,069,232	△930,767	76.7
航空機燃料税	40,000,000	3,285,657	27,885,154	31,170,811	△8,829,188	77.9
石油石炭税	601,000,000	45,628,768	359,876,863	405,505,631	△195,494,368	67.4
電源開発促進税	307,000,000	26,299,397	210,603,724	236,903,122	△70,096,877	77.1
自動車重量税	407,000,000	35,139,304	295,301,517	330,440,822	△76,559,177	81.1
国際観光旅客税	49,000,000	4,631,876	38,988,384	43,620,260	△5,379,739	89.0
関税	895,000,000	76,448,397	672,657,503	749,105,900	△145,894,099	83.6
とん税	9,000,000	751,225	7,536,680	8,287,905	△712,094	92.0
地価税	—	—	631	631	631	—
印紙収入						
印紙収入	1,030,000,000	76,331,098	846,589,589	922,920,687	△107,079,312	89.6
官業益金及官業収入						
官業収入	51,779,865	206,245	54,615,823	54,822,068	3,042,203	105.8
政府資産整理収入	293,761,786	514,587	366,952,037	367,466,625	73,704,839	125.0
国有財産処分収入	33,515,978	502,052	40,499,590	41,001,643	7,485,665	122.3
回収金等収入	260,245,808	12,534	326,452,447	326,464,981	66,219,173	125.4
雑収入	9,401,725,134	548,883,320	7,934,787,650	8,483,670,971	△918,054,162	90.2
国有財産利用収入	124,681,532	712,268	124,256,240	124,968,508	286,976	100.2
納付金	1,445,326,205	14,935,050	552,461,417	567,396,467	△877,929,737	39.2
諸収入	7,831,717,397	533,236,002	7,258,069,992	7,791,305,995	△40,411,401	99.4
公債金						
公債金	40,343,072,460	—	37,343,072,229	37,343,072,229	△3,000,000,230	92.5
前年度剰余金受入						
前年度剰余金受入	2,712,880,582	—	12,956,879,858	12,956,879,858	10,243,999,276	477.6
合計	133,501,219,827	6,626,835,096	107,923,295,313	114,550,130,409	△18,951,089,417	85.8

(2)　歳出

単位　千円（千円未満切捨）

所管	歳出予算現額	支出済歳出額 本月分	支出済歳出額 前月までの累計	支出済歳出額 計	歳出予算残額	支出歩合
						%
皇室費	13,482,067	2,929,171	9,271,562	12,200,733	1,281,333	90.4
国会	147,414,817	13,149,945	121,284,325	134,434,271	12,980,545	91.1
裁判所	387,286,639	37,066,381	307,464,274	344,530,655	42,755,983	88.9
会計検査院	17,774,423	1,461,128	15,193,791	16,654,919	1,119,503	93.7
内閣	250,312,917	45,831,101	145,785,085	191,616,186	58,696,731	76.5
内閣府	6,282,081,587	363,121,584	4,610,101,714	4,973,223,299	1,308,858,288	79.1
デジタル庁	338,629,065	107,127,878	91,625,598	198,753,477	139,875,587	58.6
総務省	24,305,167,758	340,583,059	22,450,294,906	22,790,877,965	1,514,289,792	93.7
法務省	994,758,162	109,313,175	791,226,912	900,540,087	94,218,074	90.5
外務省	1,069,101,914	39,237,599	939,500,289	978,737,888	90,364,026	91.5
財務省	30,720,460,362	209,627,612	29,931,658,538	30,141,286,151	579,174,211	98.1
文部科学省	8,474,153,927	539,352,955	6,558,643,296	7,097,996,252	1,376,157,674	83.7
厚生労働省	37,375,643,852	1,018,357,001	34,258,784,130	35,277,141,132	2,098,502,720	94.3
農林水産省	4,256,749,515	325,618,511	2,697,480,857	3,023,099,369	1,233,650,145	71.0
経済産業省	4,723,716,556	86,549,245	3,965,299,194	4,051,848,440	671,868,115	85.7
国土交通省	13,008,778,447	1,624,728,947	7,463,296,961	9,088,025,908	3,920,752,539	69.8
環境省	860,773,773	109,821,536	505,632,863	615,454,399	245,319,374	71.5
防衛省	10,518,200,058	1,471,228,530	8,013,655,862	9,484,884,392	1,033,315,665	90.1
合計	143,744,485,847	6,445,105,366	122,876,200,167	129,321,305,533	14,423,180,313	89.9

2　特別会計

単位　千円（千円未満切捨）

会計名	歳入予算額又は歳出予算現額	収納済歳入額又は支出済歳出額 本月分	収納済歳入額又は支出済歳出額 前月までの累計	収納済歳入額又は支出済歳出額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）又は歳出予算残額	収入歩合又は支出歩合
交付税及び譲与税配付金						%
歳入	53,112,630,257	171,935,482	52,168,763,086	52,340,698,569	△771,931,687	98.5
歳出	52,965,872,357	104,644	52,070,932,256	52,071,036,901	894,835,455	98.3
地震再保険						
歳入	117,427,430	5,700,424	113,034,051	118,734,475	1,307,045	101.1
歳出	117,427,430	1,436	2,303,983	2,305,420	115,122,009	1.9

国債整理基金							
歳入	220,716,411,758	52,080,221	215,647,830,522	215,699,910,743	△ 5,016,501,014	97.7
歳出	223,802,235,688	△ 29,213,671	212,886,478,440	212,857,264,769	10,944,970,918	95.1
外国為替資金						
歳入	4,942,991,669	4,422,245,163	1,303,045,353	5,725,290,516	782,298,847	115.8
歳出	1,545,794,724	5,698,392	663,013,980	668,712,373	877,082,350	43.2
財政投融資						
財政融資資金勘定						
歳入	23,436,397,274	—	21,378,070,178	21,378,070,178	△ 2,058,327,095	91.2
歳出	23,436,397,274	2,570,791	21,354,621,683	21,357,192,475	2,079,204,798	91.1
投資勘定						
歳入	982,170,202	—	1,221,664,157	1,221,664,157	239,493,955	124.3
歳出	1,021,170,202	55,850	903,374,003	903,429,853	117,740,348	88.4
特定国有財産整備勘定						
歳入	40,439,908	—	30,112,786	30,112,786	△ 10,327,121	74.4
歳出	5,380,687	1,897,634	3,401,585	5,299,220	81,466	98.4
エネルギー対策						
エネルギー需給勘定						
歳入	3,802,269,093	80,462,711	4,633,992,079	4,714,454,790	912,185,697	123.9
歳出	4,555,091,579	201,192,984	2,945,599,113	3,146,792,097	1,408,299,482	69.0
電源開発促進勘定						
歳入	507,690,758	93,119,130	492,570,312	585,689,443	77,998,685	115.3
歳出	560,015,075	73,441,410	386,302,040	459,743,450	100,271,625	82.0
原子力損害賠償支援勘定						
歳入	12,169,336,286	—	8,261,291,633	8,261,291,633	△ 3,908,044,652	67.8
歳出	12,169,336,286	3,088	8,260,504,767	8,260,507,856	3,908,828,429	67.8
先端半導体・人工知能関連技術勘定						
歳入	585,287,619	—	585,288,518	585,288,518	899	100.0
歳出	585,287,619	97	585,287,459	585,287,556	63	99.9
労働保険						
労災勘定						
歳入	1,260,215,646	769,787	1,216,398,370	1,217,168,157	△ 43,047,488	96.5
歳出	1,107,811,516	22,807,028	1,018,991,820	1,041,798,848	66,012,668	94.0
雇用勘定						
歳入	2,394,700,619	340,402	2,387,904,156	2,388,244,558	△ 6,456,060	99.7
歳出	2,197,095,893	68,923,883	1,904,822,402	1,973,746,286	223,349,607	89.8
徴収勘定						
歳入	4,257,725,436	4,166,128	4,361,740,205	4,365,906,333	108,180,897	102.5
歳出	4,257,787,169	5,349,552	4,171,110,889	4,176,460,441	81,326,727	98.0
年金						
基礎年金勘定						
歳入	28,557,395,255	490,737	28,523,767,193	28,524,257,931	△ 33,137,323	99.8
歳出	28,557,395,255	△ 81,498	26,306,237,286	26,306,155,788	2,251,239,466	92.1
国民年金勘定						
歳入	4,312,450,059	3,116,363	4,328,150,912	4,331,267,276	18,817,217	100.4
歳出	4,312,450,059	148	4,260,280,473	4,260,280,621	52,169,437	98.7
厚生年金勘定						
歳入	52,432,946,234	38,389,258	53,282,692,907	53,321,082,166	888,135,932	101.6
歳出	52,432,946,234	25,299	51,555,744,114	51,555,769,414	877,176,819	98.3
健康勘定						
歳入	13,768,540,281	22,363,741	14,357,270,927	14,379,634,668	611,094,387	104.4
歳出	13,768,540,281	335,333,985	13,426,537,246	13,761,871,232	6,669,048	99.9
業務勘定						
歳入	1,247,034,313	1,013,453	1,324,503,401	1,325,516,854	78,482,541	106.2
歳出	1,247,034,313	128,488,110	1,082,598,680	1,211,086,791	35,947,521	97.1
子ども・子育て支援						
子ども・子育て支援勘定						
歳入	4,818,001,025	121,004,601	4,844,755,650	4,965,760,252	147,759,227	103.0
歳出	4,905,721,821	1,425,226	4,572,224,364	4,573,649,591	332,072,230	93.2
育児休業等給付勘定						
歳入	1,068,697,363	18,199	1,060,802,568	1,060,820,768	△ 7,876,594	99.2
歳出	1,068,697,363	6,876,761	957,593,086	964,469,847	104,227,515	90.2
食料安定供給						
農業経営安定勘定						
歳入	247,250,231	430	260,762,733	260,763,163	13,512,932	105.4
歳出	247,250,231	3,635	191,243,347	191,246,982	56,003,248	77.3
食糧管理勘定						
歳入	922,420,785	20,187,799	703,116,077	723,303,876	△ 199,116,908	78.4
歳出	934,775,795	17,104,012	548,668,850	565,772,863	369,002,932	60.5
農業再保険勘定						
歳入	100,836,552	22,000	57,011,581	57,033,581	△ 43,802,970	56.5
歳出	96,721,563	418,366	51,279,520	51,697,886	45,023,676	53.4
漁船再保険勘定						
歳入	7,894,751	2,647,142	6,886,707	9,533,850	1,639,099	120.7
歳出	6,878,861	857,706	3,661,705	4,519,411	2,359,449	65.6
漁業共済保険勘定						
歳入	27,044,253	187,352	11,620,180	11,807,532	△ 15,236,720	43.6
歳出	11,501,201	286,227	11,122,544	11,408,771	92,429	99.1
業務勘定						
歳入	24,005,361	426,355	9,165,211	9,591,566	△ 14,413,794	39.9
歳出	24,028,791	1,393,824	9,972,436	11,366,261	12,662,529	47.3
国営土地改良事業勘定						
歳入	8,413,420	570,197	6,388,963	6,959,160	△ 1,454,259	82.7
歳出	9,191,885	2,026,386	4,601,505	6,627,892	2,563,992	72.1
国有林野事業債務管理						
歳入	334,314,124	—	334,297,762	334,297,762	△ 16,361	99.9
歳出	334,314,124	—	334,297,762	334,297,762	16,361	99.9
特許						
歳入	262,683,987	188,509	285,805,825	285,994,334	23,310,347	108.8
歳出	154,677,660	28,227,651	119,760,589	147,988,240	6,689,419	95.6

自動車安全							
自動車事故対策勘定							
歳入	656,227,851	2,869	659,686,497	659,689,366		3,461,515	100.5
歳出	34,274,104	2,916,590	21,627,765	24,544,355		9,729,749	71.6
自動車検査登録勘定							
歳入	45,049,850	240,628	46,185,925	46,426,554		1,376,704	103.0
歳出	44,491,031	17,008,229	24,018,961	41,027,191		3,463,839	92.2
空港整備勘定							
歳入	395,248,271	19,080,402	497,091,912	516,172,315		120,924,044	130.5
歳出	500,554,560	118,321,105	261,222,852	379,543,957		121,010,603	75.8
東日本大震災復興							
歳入	767,546,621	54,110,720	709,288,863	763,399,583	△	4,147,037	99.4
歳出	830,140,064	135,317,531	312,580,339	447,897,870		382,242,194	53.9

（参考）　沖縄振興開発金融公庫等収入支出状況調

単位　千円（千円未満切捨）

機関名	収入予算額又は支出予算現額	収入済額又は支出済額 本月分	収入済額又は支出済額 前月までの累計	収入済額又は支出済額 計		収入予算額と収入済額との差（△は減）又は支出予算残額	収入歩合又は支出歩合
沖縄振興開発金融公庫							%
収入	13,976,035	—	10,816,487	10,816,487	△	3,159,547	77.3
支出	11,936,279	—	9,089,524	9,089,524		2,846,754	76.1
株式会社日本政策金融公庫							
国民一般向け業務							
収入	202,077,485	—	155,544,115	155,544,115	△	46,533,369	76.9
支出	127,950,234	—	95,721,359	95,721,359		32,228,874	74.8
農林水産業者向け業務							
収入	55,428,254	—	67,257,889	67,257,889		11,829,635	121.3
支出	54,394,934	—	38,729,346	38,729,346		15,665,587	71.2
中小企業者向け業務							
収入	146,213,116	—	100,906,184	100,906,184	△	45,306,931	69.0
支出	65,160,091	—	41,326,935	41,326,935		23,833,155	63.4
信用保険等業務							
収入	289,927,847	—	257,220,539	257,220,539	△	32,707,307	88.7
支出	878,752,235	—	442,804,068	442,804,068		435,948,166	50.3
危機対応円滑化業務							
収入	12,842,017	—	11,062,822	11,062,822	△	1,779,194	86.1
支出	55,522,275	—	21,231,204	21,231,204		34,291,070	38.2
特定事業等促進円滑化業務							
収入	5,964,969	—	531,094	531,094	△	5,433,874	8.9
支出	5,964,967	—	529,866	529,866		5,435,100	8.8
株式会社国際協力銀行							
収入	1,973,709,011	—	1,091,826,976	1,091,826,976	△	881,882,034	55.3
支出	1,913,109,085	—	992,910,693	992,910,693		920,198,391	51.9
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門							
収入	170,455,297	—	193,339,894	193,339,894		22,884,597	113.4
支出	223,578,281	—	146,385,237	146,385,237		77,193,043	65.4

㈱　本表は、各機関からの通知により記載したものである。

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和８年度の令和８年４月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和８年６月30日　　財務省

1　一般会計

(1)　歳入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計		歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
							%
租税及印紙収入	83,735,000,000	—	—	—	△	83,735,000,000	—
租税	82,655,000,000	—	—	—	△	82,655,000,000	—
所得税	25,325,000,000	—	—	—	△	25,325,000,000	—
防衛特別所得税	38,000,000	—	—	—	△	38,000,000	—
法人税	20,696,000,000	—	—	—	△	20,696,000,000	—
防衛特別法人税	576,000,000	—	—	—	△	576,000,000	—
相続税	3,818,000,000	—	—	—	△	3,818,000,000	—
消費税	26,688,000,000	—	—	—	△	26,688,000,000	—
酒税	1,147,000,000	—	—	—	△	1,147,000,000	—
たばこ税	976,000,000	—	—	—	△	976,000,000	—
揮発油税	972,000,000	—	—	—	△	972,000,000	—
石油ガス税	4,000,000	—	—	—	△	4,000,000	—
航空機燃料税	40,000,000	—	—	—	△	40,000,000	—
石油石炭税	598,000,000	—	—	—	△	598,000,000	—
電源開発促進税	314,000,000	—	—	—	△	314,000,000	—
自動車重量税	421,000,000	—	—	—	△	421,000,000	—
国際観光旅客税	130,000,000	—	—	—	△	130,000,000	—
関税	903,000,000	—	—	—	△	903,000,000	—
とん税	9,000,000	—	—	—	△	9,000,000	—
印紙収入							
印紙収入	1,080,000,000	—	—	—	△	1,080,000,000	—
官業益金及官業収入							
官業収入	54,375,414	5,737,126	—	5,737,126	△	48,638,287	10.5
政府資産整理収入	180,961,066	1,921,307	—	1,921,307	△	179,039,758	1.0
国有財産処分収入	32,299,378	1,873,336	—	1,873,336	△	30,426,041	5.7
回収金等収入	148,661,688	47,970	—	47,970	△	148,613,717	0.0

雑収入	8,754,177,301	213,439,642	—	213,439,642	△ 8,540,737,658	2.4
国有財産利用収入	112,444,902	13,997,009	—	13,997,009	△ 98,447,892	12.4
納付金	1,920,890,305	28,903,440	—	28,903,440	△ 1,891,986,864	1.5
諸収入	6,720,842,094	170,539,192	—	170,539,192	△ 6,550,302,901	2.5
公債金						
公債金	29,584,000,000	—	—	—	△ 29,584,000,000	—
前年度剰余金受入						
前年度剰余金受入	733,254	—	—	—	△ 733,254	—
合計	122,309,247,035	221,098,077	—	221,098,077	△ 122,088,148,957	0.1

(2) 歳出

単位　千円（千円未満切捨）

所管	歳出予算現額	支出済歳出額 本月分	支出済歳出額 前月までの累計	支出済歳出額 計	歳出予算残額	支出歩合
						%
皇室費	13,648,753	296,089	—	296,089	13,352,664	2.1
国会	145,773,232	7,406,509	—	7,406,509	138,366,723	5.0
裁判所	387,221,498	19,039,537	—	19,039,537	368,181,961	4.9
会計検査院	18,106,659	862,671	—	862,671	17,243,987	4.7
内閣	175,368,087	2,211,910	—	2,211,910	173,156,177	1.2
内閣府	5,478,722,660	1,350,575,329	—	1,350,575,329	4,128,147,331	24.6
デジタル庁	278,443,189	11,484,564	—	11,484,564	266,958,624	4.1
防災庁	2,414,573	—	—	—	2,414,573	—
総務省	21,341,172,119	7,724,864,812	—	7,724,864,812	13,616,307,307	36.1
法務省	938,659,828	36,780,306	—	36,780,306	901,879,521	3.9
外務省	889,281,550	73,660,856	—	73,660,856	815,620,694	8.2
財務省	33,827,120,654	141,591,344	—	141,591,344	33,685,529,310	0.4
文部科学省	7,202,128,156	1,091,362,627	—	1,091,362,627	6,110,765,528	15.1
厚生労働省	36,452,438,734	4,103,109,673	—	4,103,109,673	32,349,329,061	11.2
農林水産省	3,059,135,514	108,478,523	—	108,478,523	2,950,656,991	3.5
経済産業省	1,238,861,971	166,877,409	—	166,877,409	1,071,984,562	13.4
国土交通省	6,432,262,807	92,550,790	—	92,550,790	6,339,712,017	1.4
環境省	500,286,415	17,867,138	—	17,867,138	482,419,276	3.5
防衛省	9,039,439,979	271,309,616	—	271,309,616	8,768,130,363	3.0
合計	127,420,486,387	15,220,329,709	—	15,220,329,709	112,200,156,678	11.9

2　特別会計

単位　千円（千円未満切捨）

会計名	歳入予算額又は歳出予算現額	収納済歳入額又は支出済歳出額 本月分	収納済歳入額又は支出済歳出額 前月までの累計	収納済歳入額又は支出済歳出額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）又は歳出予算残額	収入歩合又は支出歩合
交付税及び譲与税配付金						%
歳入	51,307,459,118	7,870,395,577	—	7,870,395,577	△ 43,437,063,540	15.3
歳出	51,092,000,197	10,194,833,608	—	10,194,833,608	40,897,166,588	19.9
地震再保険						
歳入	126,339,766	9,119	—	9,119	△ 126,330,646	0.0
歳出	126,339,766	92,377	—	92,377	126,247,388	0.0
国債整理基金						
歳入	224,828,567,066	50,728,617,694	—	50,728,617,694	△ 174,099,949,371	22.5
歳出	227,809,694,657	14,286,161,470	—	14,286,161,470	213,523,533,186	6.2
外国為替資金						
歳入	4,824,674,375	367,001	—	367,001	△ 4,824,307,373	0.0
歳出	1,973,396,598	69,067,807	—	69,067,807	1,904,328,790	3.4
財政投融資						
財政融資資金勘定						
歳入	26,676,473,344	14,670,517	—	14,670,517	△ 26,661,802,826	0.0
歳出	26,676,473,344	9,705,723	—	9,705,723	26,666,767,620	0.0
投資勘定						
歳入	758,500,041	218,281,964	—	218,281,964	△ 540,218,076	28.7
歳出	768,500,041	57,846,658	—	57,846,658	710,653,382	7.5
特定国有財産整備勘定						
歳入	31,207,322	24,319,104	—	24,319,104	△ 6,888,217	77.9
歳出	4,377,380	404	—	404	4,376,975	0.0
エネルギー対策						
エネルギー需給勘定						
歳入	3,241,496,260	921,489,906	—	921,489,906	△ 2,320,006,353	28.4
歳出	4,079,143,268	20,029,249	—	20,029,249	4,059,114,018	0.4
電源開発促進勘定						
歳入	473,227,391	31,537,721	—	31,537,721	△ 441,689,669	6.6
歳出	506,705,259	23,721,471	—	23,721,471	482,983,788	4.6
原子力損害賠償支援勘定						
歳入	11,967,206,114	901,851,727	—	901,851,727	△ 11,065,354,386	7.5
歳出	11,967,206,114	901,651,727	—	901,651,727	11,065,554,386	7.5
先端半導体・人工知能関連技術勘定						
歳入	1,239,004,417	57,884,384	—	57,884,384	△ 1,181,120,033	4.6
歳出	1,239,004,417	51,414	—	51,414	1,238,953,003	0.0
労働保険						
労災勘定						
歳入	1,331,596,448	149,396,949	—	149,396,949	△ 1,182,199,498	11.2
歳出	1,123,327,218	122,842,250	—	122,842,250	1,000,484,968	10.9
雇用勘定						
歳入	2,494,863,538	16,509,834	—	16,509,834	△ 2,478,353,703	0.6
歳出	2,290,439,006	129,966,957	—	129,966,957	2,160,472,048	5.6
徴収勘定						
歳入	4,224,165,321	59,864,395	—	59,864,395	△ 4,164,300,925	1.4
歳出	4,224,165,321	29,832,381	—	29,832,381	4,194,332,939	0.7
年金						
基礎年金勘定						
歳入	28,980,031,698	4,700,479,907	—	4,700,479,907	△ 24,279,551,790	16.2
歳出	28,980,031,698	3,728,495,160	—	3,728,495,160	25,251,536,537	12.8

国民年金勘定							
歳　　入	4,238,936,181	758,762,350	—	758,762,350	△ 3,480,173,830	17.8
歳　　出	4,238,936,181	502,184,307	—	502,184,307	3,736,751,873	11.8
厚生年金勘定						
歳　　入	53,781,662,807	5,588,439,926	—	5,588,439,926	△ 48,193,222,880	10.3
歳　　出	53,781,662,807	8,698,381,476	—	8,698,381,476	45,083,281,330	16.1
健 康 勘 定						
歳　　入	14,640,093,254	930,652,491	—	930,652,491	△ 13,709,440,762	6.3
歳　　出	14,640,093,254	1,432,148,014	—	1,432,148,014	13,207,945,239	9.7
業 務 勘 定						
歳　　入	1,285,836,031	80,146,067	—	80,146,067	△ 1,205,689,963	6.2
歳　　出	1,285,836,522	21,960,144	—	21,960,144	1,263,876,377	1.7
子ども・子育て支援						
子ども・子育て支援勘定						
歳　　入	4,796,876,921	1,364,177,347	—	1,364,177,347	△ 3,432,699,573	28.4
歳　　出	4,813,351,679	644,314,445	—	644,314,445	4,169,037,233	13.3
育児休業等給付勘定						
歳　　入	1,104,257,967	28,088,650	—	28,088,650	△ 1,076,169,316	2.5
歳　　出	1,104,257,967	85,471,605	—	85,471,605	1,018,786,361	7.7
食料安定供給						
農業経営安定勘定						
歳　　入	239,451,358	56,264,921	—	56,264,921	△ 183,186,436	23.4
歳　　出	239,451,358	1,755,036	—	1,755,036	237,696,321	0.7
食糧管理勘定						
歳　　入	905,209,426	21,368,849	—	21,368,849	△ 883,840,576	2.3
歳　　出	922,715,012	—	—	—	922,715,012	0.0
農業再保険勘定						
歳　　入	98,170,467	11,366,465	—	11,366,465	△ 86,804,001	11.5
歳　　出	93,361,649	6,677,810	—	6,677,810	86,683,838	7.1
漁船再保険勘定						
歳　　入	7,679,775	40,593	—	40,593	△ 7,639,181	0.5
歳　　出	6,681,619	40,110	—	40,110	6,641,509	0.6
漁業共済保険勘定						
歳　　入	23,467,932	4,034,184	—	4,034,184	△ 19,433,748	17.1
歳　　出	12,188,667	34,184	—	34,184	12,154,483	0.2
業 務 勘 定						
歳　　入	31,040,437	364,334	—	364,334	△ 30,676,102	1.1
歳　　出	31,040,437	921,276	—	921,276	30,119,160	2.9
国営土地改良事業勘定						
歳　　入	6,271,017	132,835	—	132,835	△ 6,138,181	2.1
歳　　出	7,101,249	22,475	—	22,475	7,078,774	0.3
国有林野事業債務管理						
歳　　入	330,539,496	—	—	—	△ 330,539,496	—
歳　　出	330,539,496	—	—	—	330,539,496	—
特　　許						
歳　　入	291,219,450	141,038,336	—	141,038,336	△ 150,181,113	48.4
歳　　出	160,708,531	2,365,979	—	2,365,979	158,342,552	1.4
自 動 車 安 全						
自動車事故対策勘定						
歳　　入	86,050,827	13,319,139	—	13,319,139	△ 72,731,687	15.4
歳　　出	23,854,986	3,993,401	—	3,993,401	19,861,584	16.7
自動車検査登録勘定						
歳　　入	52,963,186	61,310,959	—	61,310,959	8,347,773	115.7
歳　　出	44,639,488	1,724,883	—	1,724,883	42,914,604	3.8
空港整備勘定						
歳　　入	423,591,419	88,315,886	—	88,315,886	△ 335,275,532	20.8
歳　　出	454,987,100	8,472,899	—	8,472,899	446,514,201	1.8
東日本大震災復興						
歳　　入	633,368,369	60,129,879	—	60,129,879	△ 573,238,489	9.4
歳　　出	708,943,630	1,394,107	—	1,394,107	707,549,522	0.1

（参考）　沖縄振興開発金融公庫等収入支出状況調

単位　千円（千円未満切捨）

機関名	収入予算額又は支出予算現額	収入済額又は支出済額 本月分	収入済額又は支出済額 前月までの累計	収入済額又は支出済額 計	収入予算額と収入済額との差（△は減）又は支出予算残額	収入歩合又は支出歩合
沖縄振興開発金融公庫						%
収　　入	15,847,922	669,723	—	669,723	△ 15,178,198	4.2
支　　出	13,556,576	921,467	—	921,467	12,635,108	6.7
株式会社日本政策金融公庫						
国民一般向け業務						
収　　入	218,589,405	9,754,545	—	9,754,545	△ 208,834,859	4.4
支　　出	133,089,839	5,640,950	—	5,640,950	127,448,888	4.2
農林水産業者向け業務						
収　　入	60,652,516	1,011,118	—	1,011,118	△ 59,641,397	1.6
支　　出	59,685,303	1,126,171	—	1,126,171	58,559,131	1.8
中小企業者向け業務						
収　　入	164,231,883	7,400,602	—	7,400,602	△ 156,831,280	4.5
支　　出	75,554,390	2,205,302	—	2,205,302	73,349,087	2.9
信用保険等業務						
収　　入	306,218,880	22,863,606	—	22,863,606	△ 283,355,273	7.4
支　　出	807,788,009	38,503,536	—	38,503,536	769,284,472	4.7
危機対応円滑化業務						
収　　入	20,590,247	435,676	—	435,676	△ 20,154,570	2.1
支　　出	50,253,662	1,639,996	—	1,639,996	48,613,665	3.2
特定事業等促進円滑化業務						
収　　入	8,261,111	16,111	—	16,111	△ 8,244,999	0.1
支　　出	8,261,091	5,141	—	5,141	8,255,949	0.0
株式会社国際協力銀行						
収　　入	3,303,556,755	93,950,774	—	93,950,774	△ 3,209,605,980	2.8
支　　出	3,270,846,394	101,148,064	—	101,148,064	3,169,698,329	3.0
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門						
収　　入	185,508,891	11,627,354	—	11,627,354	△ 173,881,536	6.2
支　　出	298,065,866	8,927,185	—	8,927,185	289,138,680	2.9

㈱　本表は、各機関からの通知により記載したものである。